

沼津市地域防災計画

資料編

令和5年4月

沼津市防災会議

資料編 目次

1-(1) 組織

番号	項目	ページ	担当課
1	沼津市防災会議条例	1	危機管理課
2	沼津市防災会議委員編成表	3	危機管理課
3	沼津市防災会議運営要綱	4	危機管理課
4	沼津市災害対策本部条例	5	危機管理課
5	沼津市災害対策本部運営要領	6	危機管理課
6	別表1 沼津市災害対策本部編成表	10	危機管理課
7	別表2 沼津市災害対策本部事務分掌	11	危機管理課
8	別表3・4 沼津市災害対策本部長・災害対策本部調整班派遣連絡員	16	危機管理課
9	災害対策本部配置図	17	危機管理課
10	配備状況報告書	18	危機管理課
11	応援職員要請書	19	危機管理課
12	沼津市地震災害警戒本部条例	20	危機管理課
13	沼津市地震災害警戒本部編成図	21	危機管理課
14	沼津市地震災害警戒本部運営要領	22	危機管理課
15	別表1 地震災害警戒本部(部及び班)の編成	26	危機管理課
16	別表2 地震災害警戒本部 事務分掌	29	危機管理課
17	別表3 地震災害警戒本部 本部長	33	危機管理課
18	別表4 地震災害警戒本部 調整班派遣連絡員	34	危機管理課
19	地震災害警戒本部配置図	35	危機管理課
20	情報伝達系統図(勤務時間内の場合)	36	危機管理課
21	情報伝達系統図(勤務時間外及び休日の場合)	37	危機管理課
22	沼津市災害対策要綱	38	危機管理課
23	沼津市災害警備本部編成表	40	危機管理課
24	災害時の職員配備体制の基準	41	危機管理課
25	配備体制に基づく職員非常招集連絡網	43	危機管理課

1-(2) 各部組織

1	水道部災害対策本部組織表	45	水道総務課
2	水道部災害対策本部事務分掌	46	水道総務課
3	水道部地震災害警戒本部組織表	48	水道総務課
4	水道部地震災害警戒本部事務分掌	49	水道総務課
5	日水協静岡県支部災害時相互応援要綱	50	水道総務課
6	清掃プラント・衛生プラント・最終処分場の応急対策組織表	55	クリーンセンター管理課
7	保育所(園)・認定こども園・幼稚園・学校一覧表	56	教育企画課・子育て支援課

1-(3) 防災関係機関組織

1	支援の要請先(国、県及び隣接市町・相互応援協定締結都市)一覧表	61	危機管理課
2	災害時における自衛隊・海上保安庁連絡一覧表	62	危機管理課
3	災害対策関係機関一覧表	63	危機管理課
4	駿東伊豆消防本部連絡一覧表	64	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
5	情報収集伝達系統図	65	危機管理課

2 第4次地震被害想定

1	推定震度分布図・推定津波浸水域図	67	危機管理課
2	推定液状化危険度図	69	危機管理課

番号	項目	ページ	担当課
----	----	-----	-----

3 災害危険区域関係

1	河川災害予防計画	71	河川課
2	がけ崩れについての心得	72	河川課
3	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	73	河川課
4	土砂災害(特別)警戒区域一覧表	74	河川課
5	津波避難訓練対象区域一覧表	80	危機管理課
6	要避難地区一覧表(津波危険予想地域の部)	81	危機管理課
7	要避難地区一覧表(土砂災害警戒区域の部)	83	河川課
8	津波の浸水想定区域内の公共施設等一覧表	84	危機管理課
9	狩野川洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表	85	河川課
10	新中川洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表	88	河川課
11	沼川・高橋川洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表	90	河川課

4 気象予警報関係

1	気象予警報等の種類と発表基準	93	危機管理課
---	----------------	----	-------

5 災害報告関係

1	被害程度の認定基準	97	資産税課・社会福祉課・危機管理課
2	被害の程度	100	危機管理課
3	被害速報(随時)	101	危機管理課
4	避難報告書	102	危機管理課
5	被害状況等報告	103	危機管理課
6	人・住家の被害(速報・確定)	104	危機管理課
7	道路被害(速報・確定)	105	危機管理課
8	河川被害(速報・確定)	106	危機管理課
9	水道施設被害(速報・確定)	107	危機管理課
10	農林業被害(速報・確定)	108	危機管理課
11	施設被害(速報・確定)	109	危機管理課
12	災害り災者調査原票	110	資産税課・社会福祉課
13	り災証明書等様式	111	社会福祉課

6 通信関係

1	東海地震注意情報及び警戒宣言発令時における広報実施要領について	117	広報課・危機管理課
2	市の所有する広報車	120	資産活用課
3	防災行政無線同報局通信基準	121	危機管理課
4	防災行政無線固定系(同報無線)設置場所一覧表	123	危機管理課
5	防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表	124	危機管理課
6	デジタル地域防災無線移動局配備先一覧表(機関別)	125	危機管理課
7	水道無線	127	水道総務課
8	水道無線配置図	128	水道総務課
9	県防災行政無線一覧表	129	危機管理課
10	静岡県デジタル防災通信システム 回線構成図	130	危機管理課
11	防災相互通信用無線局	131	危機管理課
12	防災相互無線	134	危機管理課
13	情報の収集伝達通信系統図	135	危機管理課

番号	項目	ページ	担当課
----	----	-----	-----

7 輸送・交通関係

1	市内の道路・橋・主要河川の現況	137	道路管理課・河川課
2	緊急輸送車両一覧表	139	資産活用課
3	緊急輸送船舶一覧表	140	水産海浜課
4	緊急輸送路図①～⑤	141	道路建設課・道路管理課
5	緊急輸送路一覧表	151	道路建設課・道路管理課
6	ヘリポート設置予定場所	155	危機管理課
7	ヘリポートの具備すべき条件	157	危機管理課
8	航空標識記載施設一覧表	160	危機管理課

8 物資の備蓄・調達・供給関係

1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	161	商工振興課・産業戦略推進室・観光戦略課
2	中継拠点一覧表	167	商工振興課・産業戦略推進室・観光戦略課
3	学校等給食設備一覧表	168	学校管理課・子育て支援課
4	燃料供給契約店・油槽所一覧表	169	資産活用課
5	応急食料調達予定先一覧表	170	商工振興課・産業戦略推進室・観光戦略課
6	生活必需品調達予定先一覧表	172	商工振興課・産業戦略推進室・観光戦略課
7	学用品調達予定先一覧表	174	学校管理課
8	南海トラフ地震等大規模地震に備えたATM稼働拠点一覧表	175	危機管理課

9 自主防災組織関係

1	沼津市防災指導員設置規則及び運用要領	177	危機管理課
2	自主防災組織と任務分担	182	危機管理課
3	自主防災組織規約	183	危機管理課
4	自主防災組織装備基準(標準300世帯)	185	危機管理課
5	地区防災計画策定地区一覧	186	危機管理課

10 避難地・避難所関係

1	避難地・避難路整備計画	187	道路建設課・緑地公園課
2	避難地・避難路整備計画図	189	道路建設課・緑地公園課
3	幹線避難路等一覧表	191	道路管理課
4	広域避難地一覧表	196	危機管理課
5	避難地一覧表	197	危機管理課
6	避難地特設公衆電話一覧表	201	危機管理課
7	指定緊急避難場所一覧表	203	危機管理課
8	指定避難所一覧表	206	危機管理課
9	津波避難ビル一覧表	209	危機管理課
10	避難地避難経路図	213	危機管理課
11	避難地避難経路図(戸田地区)	215	危機管理課
12	津波ハザードマップ(津波避難ビル・津波避難路位置図)	217	危機管理課

11 医療関係

1	沼津市医療救護計画	237	健康づくり課・病院事務局
2	救護所開設予定場所一覧表	244	健康づくり課・地域自治課
3	救護病院等一覧表	245	健康づくり課
4	救護所の救護装備基準	246	健康づくり課
5	沼津・三島・駿東地区医薬品等備蓄センター備蓄医薬品	247	健康づくり課・国民健康保険課
6	医薬品等調達予定先一覧表	248	健康づくり課・国民健康保険課
7	病院一覧表	249	健康づくり課
8	診療所一覧表	250	健康づくり課
9	歯科診療所一覧表	254	健康づくり課

番号	項目	ページ	担当課
12 遺体の捜索及び処理埋葬関係			
1	遺体の火葬施設・収容施設一覧表	257	市民課・社会福祉課
2	遺体処理台帳	258	市民課・社会福祉課
13 衛生関係			
1	ごみ処理施設及びし尿処理施設	259	クリーンセンター管理課
2	し尿処理業者一覧表	260	クリーンセンター管理課
3	避難地におけるし尿処理表	261	クリーンセンター管理課
4	防疫班編成基準表・消毒体制及び消毒機器・煙霧機保有自治会	262	クリーンセンター管理課
5	消毒薬品等取扱店一覧表	264	クリーンセンター管理課
14- (1) ライフライン関係(水道・指定給水工事店)			
1	給水区域及び給水拠点表	265	水道総務課
2	給水区域及び給水拠点図	267	水道総務課
3	給水区域及び給水拠点図(戸田地区)	269	水道総務課
4	給水車車両、給水機器一覧表	271	水道総務課
5	上水道施設一覧表・(管路延長一覧表)	273	上水道工務課
6	水道部所有機械器具一覧表(水道部庁舎内)	277	上水道工務課
7	水道部所有車両一覧表	278	水道総務課
8	耐震貯水槽設置場所一覧表	279	危機管理課
9	応急給水活動表	282	水道総務課
10	応急給水水源一覧表	283	水道総務課
11	ろ水器配置先一覧表	284	危機管理課
12	応急復旧用資機材備蓄一覧表	285	水道総務課
13	災害時緊急連絡表(水道資材保有市内・市外業者)	287	水道総務課
14	市指定給水工事店協同組合 災害対策本部組織	288	水道総務課
15	市指定給水工事店連絡班編成表	289	水道総務課
16	沼津市指定給水工事店保有機械一覧表	290	上水道工務課
17	水道施設の現況と被害想定	292	上水道工務課
14- (2) ライフライン関係(下水道)			
1	下水道事業の概要	301	下水道整備課
2	処理場等施設一覧	304	下水道整備課
3	所有資機材一覧	305	下水道整備課
4	総合地震対策事業実施予定箇所図	311	下水道整備課
5	下水道施設の被害想定	313	下水道整備課
14- (3) ライフライン関係(危険物)			
1	危険物製造所等の施設の現況	315	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
14- (4) ライフライン関係(ガス)			
1	ガス施設の状況	319	危機管理課
2	市内ガス事業者一覧表	321	危機管理課
3	沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領	324	危機管理課
4	ガス爆発事故等防止対策に関する協定書	326	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)

番号	項目	ページ	担当課
----	----	-----	-----

15 応急復旧関係

1	応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表	331	道路建設課・建設デザイン調整室
2	工作作業隊区域割図	333	建設部
3	市有建設機械一覧表	335	建設部
4	応急仮設住宅の仕様基準	336	住宅営繕課・まちづくり指導課
5	地震発生から入居までの処理体系図	337	住宅営繕課・まちづくり指導課
6	応急仮設住宅建設可能敷地	338	住宅営繕課・まちづくり指導課
7	応急復旧建築資材表	339	住宅営繕課・まちづくり指導課
8	応急仮設住宅建設業者	340	住宅営繕課・まちづくり指導課
9	建設資材調達予定先一覧表	341	住宅営繕課
10	建築資材調達予定先一覧表	342	住宅営繕課
11	地震防災応急計画作成義務施設等	343	建設部・危機管理課（駿東伊豆消防本部）

16 災害救助法関係ほか

1	災害救助法適用基準	345	危機管理課・社会福祉課
2	災害救助内容の早見表	348	危機管理課・社会福祉課
3	沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例	352	社会福祉課
4	福祉費対象経費の上限目安額	356	社会福祉課
5	生活福祉資金貸付条件等一覧表	357	社会福祉課
6	母子父子寡婦福祉資金一覧表	359	こども家庭課
7	文化財一覧表	362	文化振興課
8	災害時協定一覧表	366	危機管理課
9	災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書	374	生活安心課・危機管理課
10	静岡県弁護士会ニュース	377	生活安心課・危機管理課

1-(1) 組 織

沼津市防災会議条例

昭和37年12月27日条例第25号
改正 平成12年3月30日条例第26号
平成28年3月25日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、沼津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 沼津市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 静岡県職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 駿東伊豆消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市の内部の職員のうちから市長が指名する者
- (6) 沼津市教育委員会の教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 沼津市議会議員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) その他市長が特に必要と認めた者

6 前項第1号から第5号まで及び第8号から第11号までの委員の定数は、それぞれ若干名とする。

7 第5項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が指名し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月25日条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沼津市防災会議委員編成表

会長 沼津市長

(令和5年4月1日現在)

号	機 関 職 名	号	機 関 職 名
1	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長	6	沼津市教育長
1	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所長	7	沼津市消防団長
1	海上保安庁第三管区海上保安本部 清水海上保安部長	8	東海旅客鉄道株式会社 沼津駅長
2	静岡県東部地域局 副局長兼東部危機管理監	8	西日本電信電話株式会社 静岡支店長
2	静岡県東部保健所医監兼保健所長	8	東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社長
2	静岡県沼津土木事務所長	8	日本通運株式会社沼津支店長
3	静岡県沼津警察署長	8	静岡ガス株式会社 東部導管ネットワークセンター長
4	駿東伊豆消防組合 第一方面本部長兼沼津南消防署長	9	沼津市議会議長
5	沼津市副市長	10	沼津市自治会連合会会長
5	沼津市副市長	10	沼津市防災指導員会会長
5	沼津市危機管理監	11	一般社団法人沼津医師会会長
5	沼津市総務部長	11	沼津商工会議所専務理事
5	沼津市政策推進部長	11	静岡県漁業協同組合連合会 沼津事業所長
5	沼津市財務部長	11	富士伊豆農業協同組合なんすん営農 経済センター地区購買課係長
5	沼津市市民福祉部長	11	戸田観光協会会長
5	沼津市産業振興部長	11	沼津市赤十字奉仕団委員長
5	沼津市生活環境部長	11	沼津市PTA連絡協議会 理事家庭教育委員副ブロック長
5	沼津市都市計画部長	11	静岡県弁護士会災害対策委員会委員
5	沼津市沼津駅周辺整備部長	11	沼津市防犯まちづくり推進協議会 委員
5	沼津市建設部長	11	沼津市防災指導員会会長
5	沼津市立病院病院長	11	沼津市消防団紫明隊隊長
5	沼津市立病院事務局長	11	公募委員
5	沼津市水道部長	11	公募委員

(注) 号の表示は、沼津市防災会議条例第3条第5項の規定による。

沼津市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市防災会議条例（昭和37年条例第25号）第4条の規定に基づき、沼津市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は会議を招集する暇がなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長が、必要があると認めるときは、議事に関係のある市職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調整しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は沼津市危機管理課において処理する。

付則

この要綱は、昭和45年9月17日から施行する。

沼津市災害対策本部条例

昭和37年12月27日条例第26号

改正 平成8年3月14日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、沼津市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成8年3月14日条例第4号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

沼津市災害対策本部運営要領

沼津市災害対策本部運営要領（昭和39年沼津市災害対策本部訓令第1号）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要領は、沼津市災害対策本部条例（昭和37年条例第26号）第4条の規定に基づき、沼津市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 対策本部

（組織及び分掌事務）

第2条 対策本部に、別表1に掲げる部及び班を置く。

- 2 前項の部及び班は、別表2の事務を分掌するとともに、部に部長及び必要に応じて副部長を、班に班長を置く。
- 3 対策本部の地域拠点として、必要に応じて避難地を置く。

（副本部長）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長、理事及び危機管理監をもって充てる。

- 2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故あるときは、副市長、教育長、理事、危機管理監の順位により、その職務を代理する。

（本部員及び本部職員）

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部員以外の対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、別表2に掲げるそれぞれの班に属する行政組織等の職員をもって充てる。

（部長、副部長及び班長）

第5条 第2条第1項の規定による部の部長及び副部長並びに班の班長は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督しその事務処理に当たる。

（本部室等）

第6条 市庁舎4階に本部室を設置する。ただし、市庁舎4階が使用不可能な場合は、駿東伊豆消防組合沼津南消防署、市民文化センター、図書館の順位で本部室を設置する。

- 2 本部室に「沼津市災害対策本部」の表示をする。
- 3 本部室は、別表3に掲げる者のほか、別表2に掲げる統括、調整部及び別表4に掲げる連絡員（以下「本部室員」という。）をもって構成する。
- 4 前項の連絡員は、調整部を除く別表2に掲げる部の長が、当該部の職員のうちから、あらかじめ指名しておくものとする。

（配備体制）

第7条 本部室員は、対策本部が設置されたときは、直ちに本部室において防災業務につく

ものとする。

- 2 勤務時間外及び休日等における連絡体制は、別に定める。
- 3 対策本部が設置されたのち、本部長、副本部長、部長、副部長又は班長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上席者が指揮するものとする。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対策本部が設置されていない時の事前配備体制は、別に定める。

(本部員会議等)

第8条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

(班長会議)

第9条 調整部長は、災害応急対策について、各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

- 2 班長会議の構成は、協議内容に応じて、その都度調整部長が定める。

(対策本部の廃止)

第10条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第11条 本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げるもののうち、必要と認めるものに対し通知する。

- (1) 県災害対策本部（県支部）
- (2) 防災関係機関の長
- (3) 報道関係機関等

第3章 避難地

(組織及び分掌事務)

第12条 避難地の区域内自治会及び配備職員は、別に定める。

- 2 避難地の活動は、別に定める。

(避難地への派遣)

第13条 本部長は、必要があると認めるときは、本部職員を避難地に派遣することができる。

- 2 避難地に派遣された本部職員は、避難地と対策本部との連絡調整に当たるものとする。

(避難地の廃止)

第14条 避難地は、次の場合に廃止する。

- (1) 対策本部が廃止されたとき。
- (2) 所管区域内に災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したとき。

第4章 防災関係機関の協力

(自衛隊の災害派遣)

第15条 本部長は、災害の発生のおそれがあると認めた場合、又は災害が発生した場合は、必要に応じて県災害対策本部（県支部）に対し、自衛隊の派遣要請をすることができる。

(防災関係機関との連絡)

第16条 本部長は、防災会議を構成する防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。

第5章 服務等

(勤務時間外等における職員の措置)

第17条 本部員及び本部職員（以下「本部所属員」という。）は、勤務時間の内外を問わず、対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において防災業務を行うものとする。

(本部所属員の心構え)

第18条 本部所属員は、対策本部が発し、又は受領する報告、要請、指示、連絡並びに対策本部が実施する災害応急対策の内容について、所定の様式により記録しておくものとする。ただし、その内容が特に軽易な場合はこの限りでない。

- 2 前項の記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。
- 3 本部所属員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。
- 4 本部所属員は、住民に不安を与えたり、若しくは、住民の誤解をまねくような行動をとったり、対策本部の活動に反感を抱かせることのないよう十分注意しなければならない。
- 5 本部所属員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第6章 雑 則

第19条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し、必要な事項は、沼津市地域防災計画の定めるところによる。

付則

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

付則

この訓令は、令達の日から施行する。

付則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

付則

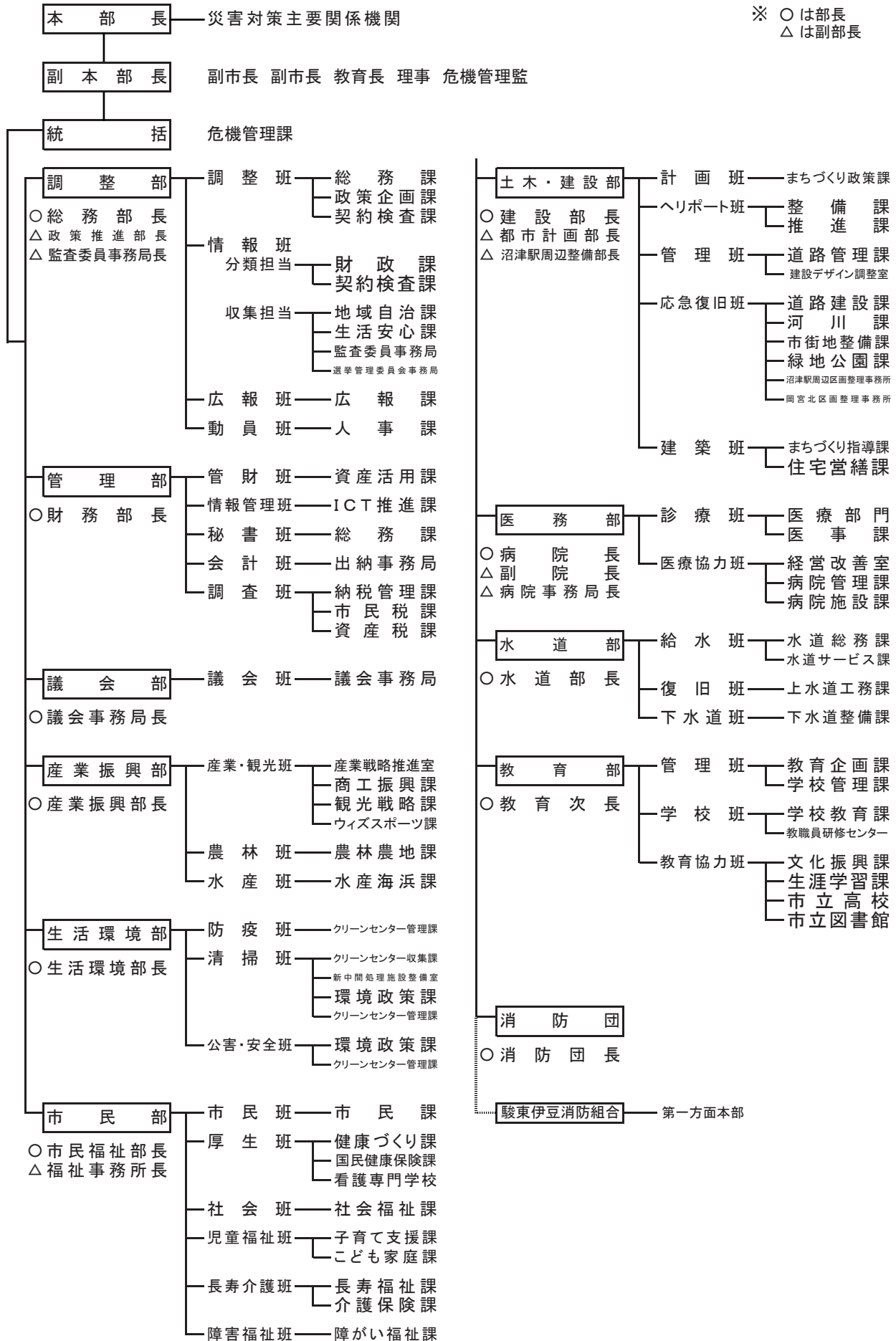
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

沼津市災害対策本部編成表



別表2（第2条、第4条、第5条、第6条関係） 沼津市災害対策本部事務分掌

組織名 ○ 部長 △ 副部長	班 名	事 務 分 掌	班 長
	統 括	災害対策本部の統括に関する事 情報機器の確認に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 協定締結団体等への連絡調整に関する事 消防団との連絡調整に関する事 災害情報収集に関する事 緊急消防援助隊受入れに関する事	危機管理課長
調整部 ○ 総務部長 △ 政策推進部長 △ 監査委員事務局長	調整班	応急対策の立案及び各部の調整に関する事 各部各班の応急対策対応状況の総括に関する事 避難情報及び警戒区域の設定に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事 災害救助法の適用判断に関する事	総務課長 政策企画課長 契約検査課長
		（情報分類担当） 災害情報の整理、分類に関する事 災害活動に係る公式記録に関する事 災害対策本部判断資料の作成に関する事 災害情報の掲示に関する事	財政課長 契約検査課長
	情報班	（情報収集担当） 被害情報収集に関する事 避難地及び避難所の情報収集及び伝達に関する事 市民、消防団、警察、自衛隊等からの情報の収集、整理及び伝達に関する事 自治会、自主防災会の情報伝達に関する事 県及び防災関係機関への被害情報等の提供に関する事 気象、地象情報等の収集、整理に関する事 地域防災無線の統制に関する事 災害の市民相談に関する事 地区センターの緊急措置に関する事 緊急輸送体制の確立に関する事 外国人避難者に関する事	地域自治課長 生活安心課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長

調整部	広報班	市民への情報提供に関すること 報道機関（コミュニティ放送局を含む）に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること プレスセンターの開設に関すること 災害記録（写真、録画、録音等）に関すること	広報課長
	動員班	職員の動員及び配備調整に関すること 職員の食料に関すること 職員の休憩及び仮眠に関すること 災害対策本部に必要な物資の調達に関すること	人事課長
管理部 ○財務部長	管財班	災害対策本部の電源確保に関すること 市役所本庁舎の応急対策に関すること 物資その他の緊急輸送に関すること 市有車両の配車に関すること 市有財産の緊急措置に関すること	資産活用課長
	情報管理班	情報処理システムの緊急措置に関すること 情報処理システムの運用管理に関すること	ICT 推進課長
	秘書班	災害対策本部長の秘書に関すること	総務課長
	会計班	災害経理の出納に関すること 義援金の取扱に関すること	出納事務局長
	調査班	り災者の台帳に関すること 家屋等の被害状況の調査に関すること 人的災害状況の調査に関すること	納税管理課長 市民税課長 資産税課長
議会部 ○議会事務局長	議会班	市議会議員の連絡に関すること	議会事務局次長
産業 振興部 ○産業振興部長	産業・観光班	商工関連施設の状況確認に関すること 商工関係団体との連絡に関すること 生活必需品等応急物資の確保、配分、斡旋に関すること 市場流通及び生活必需品等の価格安定に関すること 観光施設の応急措置に関すること 観光客の避難、その他の対策の促進に関すること	産業戦略推進室長 商工振興課長 観光戦略課長 ウィズスポーツ課長
	農林班	農林関係施設の緊急措置に関すること 農業関係団体との連絡に関すること 農林農地に係わる被害状況の調査に関すること	農林農地課長
	水産班	水産関係施設の緊急措置及び災害調査に関すること 水産関係団体との連絡調整に関すること 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関すること 流木等の処理に関すること	水産海浜課長

生活 環境部 ○生活環境部長	防疫班	生活環境施設の緊急措置に関すること 防疫活動の計画立案に関すること 避難所におけるし尿処理に関すること	クリーンセンター管理課長
	清掃班	廃棄物の応急措置に関すること 処理施設及び処分地の確保に関すること 避難所等におけるごみ処理に関すること 災害廃棄物（ガレキ）運搬に関すること 仮置き場の運営及び設置に関すること	クリーンセンター収集課長 新中間処理施設整備室長 環境政策課長 クリーンセンター管理課長
	公害・ 安全班	事業所等の緊急措置に関すること 災害時の公害防止計画に関すること 動物の保護管理に関すること 環境モニタリングに関すること	環境政策課長 クリーンセンター管理課長
市民部 ○市民福祉部長 △福祉事務所長	市民班	市民窓口事務所の緊急措置に関すること 遺体の火葬に関すること 応急食料の確保、調達、斡旋の準備又は実施に関すること	市民課長
	厚生班	保健施設の緊急措置に関すること 看護専門学校の緊急措置に関すること 救護班の編成、出動の要請に関すること 救護所の設置に関すること 収容可能医療機関の把握に関すること 応急医療品及び衛生資材の調達配分に関すること	健康づくり課長 国民健康保険課長 看護専門学校事務長
	社会班	社会福祉施設の緊急措置に関すること 災害救助法に基づく被災者の生活支援に関すること 避難行動要支援者の避難施設の総括に関すること り災証明に関すること 災害救助資金及び義援金、見舞品の取扱い、分配に関すること 日赤奉仕団との連絡調整に関すること 遺体の収容運搬準備に関すること	社会福祉課長
	児童 福祉班	児童福祉施設の緊急措置に関すること 児童の緊急保護に関すること り災者に対する炊き出しに関すること	子育て支援課長 こども家庭課長
	長寿 介護班	高齢者福祉施設の緊急措置に関すること	長寿福祉課長 介護保険課長
	障害 福祉班	障害福祉施設の緊急措置に関すること	障がい福祉課長

土木・建設部 土木・建設部 ○建設部長 △都市計画部長 △沼津駅周辺整備部長	計画班	土木・建設部内各班の応援に関する事 市営駐車場の緊急措置に関する事	まちづくり政策課長
	ヘリポート班	ヘリポートの設置に関する事	整備課長 推進課長
	管理班	土木施設の被害対策の総括に関する事 土木施設の被害状況の取りまとめに関する事 国・県・警察等の関係機関との連絡調整に関する事 本部・他部及び部内各班との連絡調整に関する事 土木施設の応急対策の立案に関する事	道路管理課長 建設デザイン調整室長
	応急復旧班	土木施設の被害状況の調査に関する事 土木施設の応急措置及び応急復旧に関する事 工作作業隊の編成及び出動に関する事 道路・河川における占用物件の除去等の指示に関する事	道路建設課長 河川課長 市街地整備課長 緑地公園課長 沼津駅周辺区画整理事務所長 岡宮北区画整理事務所長
	建築班	応急危険度判定全般に関する事 建築物被害の情報収集に関する事 建築物に係る災害に必要な労務、資材の調達に関する事 避難所施設の緊急修繕に関する事 公共施設の緊急修繕に関する事 一時提供住宅の供給可能戸数の調査に関する事 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定に関する事 応急仮設住宅の建設可能用地の選定・手続きに関する事 応急仮設住宅の供給戸数の決定及び供給計画の策定に関する事	まちづくり指導課長 住宅営繕課長
医務部 ○病院長 △副院長 △病院事務局長	診療班	被災者の受け入れに関する事 入院患者の安全確保に関する事 診療班各班の編成、出勤の要請に関する事 患者及び施設・医療機器の被害状況の把握及び報告に関する事 被災患者の受入れ準備に関する事 被災患者の受入れ診療に関する事 被災患者の搬送に関する事 患者用非常食の準備、供給に関する事 遺体安置に関する事 患者の搬送に関する事 診療体制の見直しに関する事	医療部門各部 医事課長

<p>医務部</p>	<p>医療 協力班</p>	<p>情報連絡班の編成、出勤の要請に関する事 病院機能の被害状況の情報収集及び報告に関する事 院外の被害状況の把握に関する事 院内各班との連絡・調整に関する事 報道機関対応に関する事 一般ボランティアの受入れ対応に関する事 施設維持班及び物品搬出・補給班の編成、出勤の要請に関する事 病院機能の被害状況の把握に関する事 診療に直結した、病院機能の回復業務に関する事 診療に直結した、医療材料・医薬品の確保に関する事</p>	<p>経営改善室長 病院管理課長 病院施設課長</p>
<p>水道部 ○水道部長</p>	<p>給水班</p>	<p>水道部災害対策本部の設置に関する事 上下水道関係応急措置の取りまとめに関する事 飲料水の確保供給に関する事</p>	<p>水道総務課長 水道サービス課長</p>
<p>○水道部長</p>	<p>復旧班</p>	<p>上水道の緊急措置に関する事 水源並びに配水池の保守に関する事</p>	<p>上水道工務課長</p>
<p>○水道部長</p>	<p>下水道班</p>	<p>下水道処理場の緊急措置に関する事 下水道管路の緊急措置に関する事</p>	<p>下水道整備課長</p>
<p>教育部 ○教育次長</p>	<p>管理班</p>	<p>教育施設の緊急措置に関する事 避難地の運営応援に関する事 部内各班との連絡調整に関する事 救護所の設置に関する事</p>	<p>教育企画課長 学校管理課長</p>
<p>○教育次長</p>	<p>学校班</p>	<p>地域避難所としての学校対応に関する事 教育施設・設備の確保に関する事 教育再開の決定・連絡に関する事 避難地の給食措置応援に関する事</p>	<p>学校教育課長 教職員研修センター所長</p>
	<p>教育 協力班</p>	<p>関係施設の緊急措置に関する事 部内各班との応援に関する事 遺体の収容運搬準備に関する事 被災者・帰宅困難者等の避難・受入れに関する事</p>	<p>文化振興課長 生涯学習課長 市立高校事務長 市立図書館事務長</p>

別表3 (第4条、第6条関係)

沼津市災害対策本部員

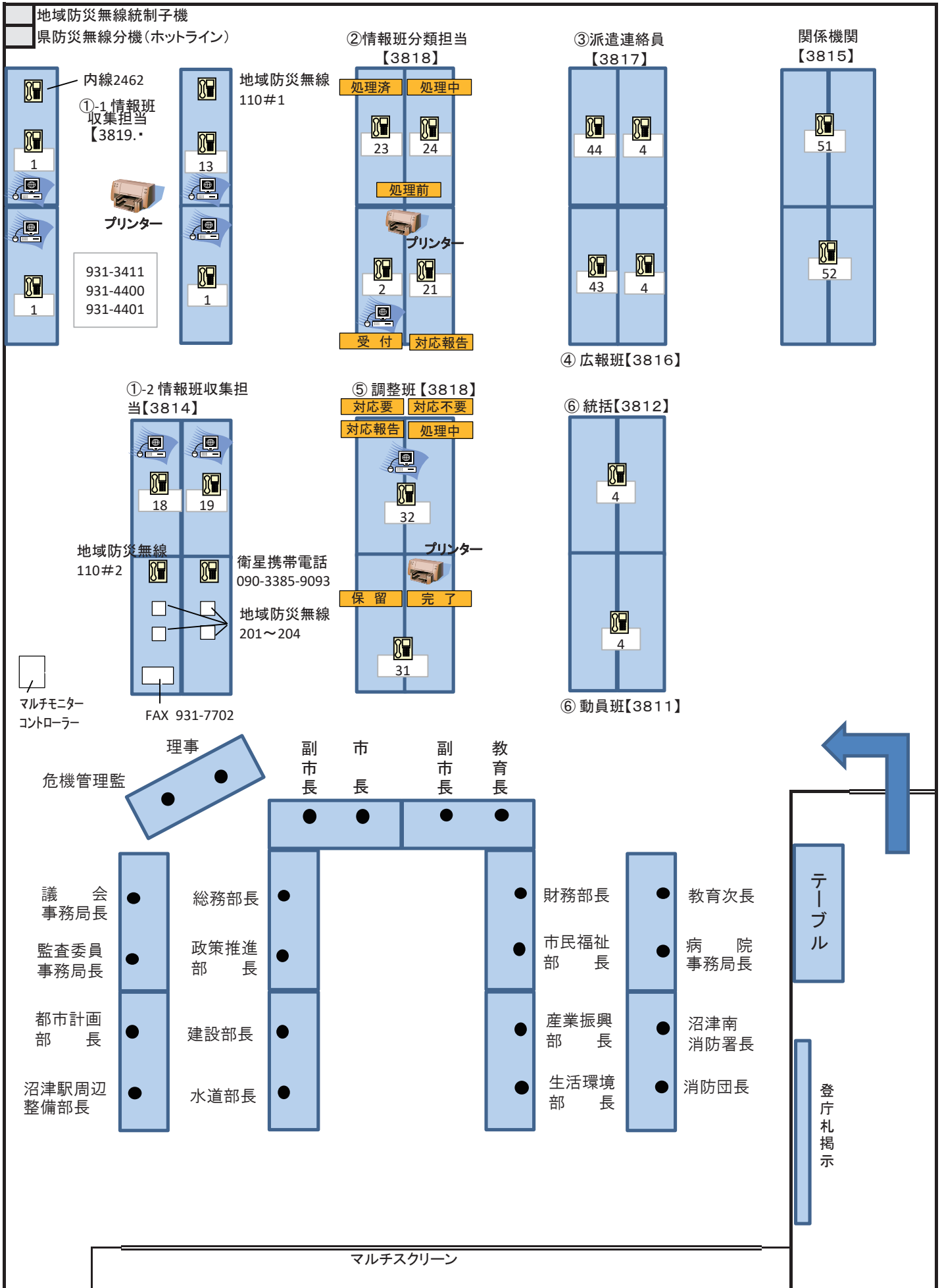
区 分	職	選 出 方 法
副本部長	副市長	本部長任命
本 部 員	副市長	本部長任命
	副教育長	本部長任命
	理事	本部長任命
	危機管理監	本部長任命
	総務部長	本部長任命
	政策推進部長	本部長任命
	財務部長	本部長任命
	市民福祉部長	本部長任命
	産業振興部長	本部長任命
	生活環境部長	本部長任命
	都市計画部長	本部長任命
	沼津駅周辺整備部長	本部長任命
	建設部長	本部長任命
	水道部長	本部長任命
	病院事務局長	本部長任命
	議会事務局長	本部長任命
	監査委員事務局長	本部長任命
教育次長	本部長任命	
沼津南消防署長	本部長任命	
沼津市消防団長	本部長任命	

別表4 (第6条関係)

災害対策本部調整班派遣連絡員

部	人 員	事 務 分 掌
管理部	2	管理部所管に係る情報の収集に関すること
議会部	1	議会部に係る情報の収集に関すること
産業振興部	2	産業振興部に係る情報の収集に関すること
生活環境部	2	生活環境部に係る情報の収集に関すること
市民部	2	市民部に係る情報の収集に関すること
土木・建設部	4	土木・建設部に係る情報の収集に関すること
医務部	1	医務部に係る情報の収集に関すること
水道部	3	水道部に係る情報の収集に関すること
教育部	2	教育部に係る情報の収集に関すること

沼津市災害対策本部配置図



配 備 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

本 部 長 様

部 長

午前・後 時 分現在

班 名	所 属 職 員 数	配 備 職 員 数	未 到 着 職 員 数	備 考
特記事項				

応援職員要請書

年 月 日

調整部長 様

部 長

期 間	月 日 ~ 月 日 まで 日間
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必要人員	男 名 女 名 計 名
携 帯 品	
集合日時場所	
部内職員数	
現在の動員数	
従事している 主な事務内容	
その他参考事項	
措 置 状 況 （ 動 員 班 で 記 入 ）	

沼津市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月8日条例第28号
改正 平成28年3月25日条例第25号

(趣 旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)

第18条第4項の規定に基づき、沼津市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 駿東伊豆消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 市長が市職員のうちから任命する者

(4) 市の消防団長

(5) 本市の区域内において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

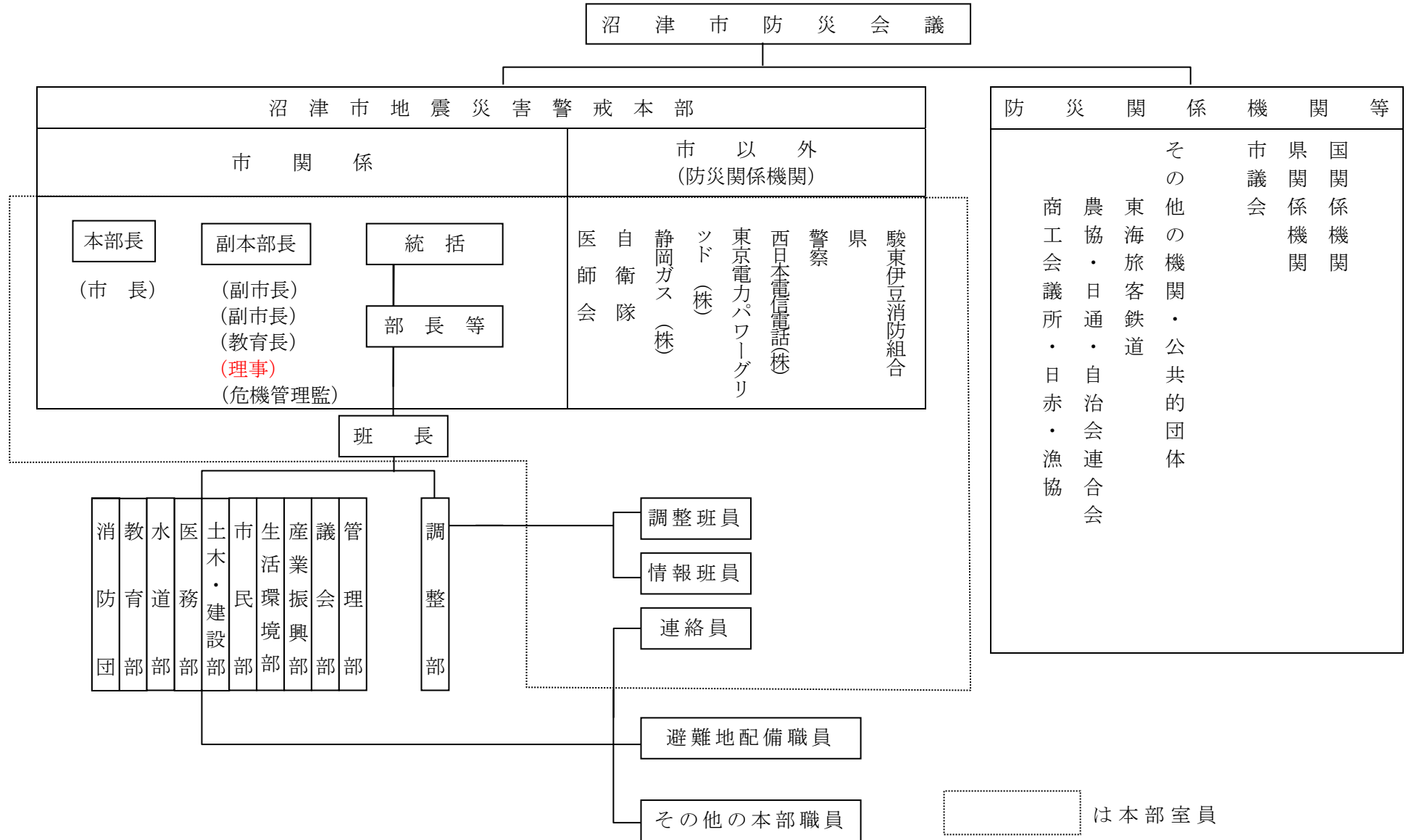
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月25日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沼津市地震災害警戒本部編成図



沼津市地震災害警戒本部運営要領

沼津市地震災害警戒本部運営要領（昭和 55 年沼津市訓令甲第 1 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、沼津市地震災害警戒本部条例（昭和 54 年条例第 28 号）第 4 条の規定に基づく沼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに沼津市地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する調査情報発表時の配備体制に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第 2 章 警戒本部

（組織及び分掌事務）

第 2 条 警戒本部に、別表 1 に掲げる部及び班を置く。

- 2 前項の部及び班は、別表 2 に掲げる事務を分掌するとともに、部に部長及び必要に応じ副部長並びに班に班長を置く。
- 3 警戒本部の地域拠点として、避難地を置く。

（副本部長）

第 3 条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長、教育長、理事及び危機管理監をもって充てる。

- 2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長、理事、危機管理監の順位により、その職務を代理する。

（本部員及び本部職員）

第 4 条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるため、自ら警戒本部に出向し、又は代理者を警戒本部に派遣するものとする。
- 3 本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、別表 1 に掲げるそれぞれの班に属する行政組織等の職員をもって充てる。

（部長、副部長及び班長）

第 5 条 第 2 条第 1 項の部長及び副部長並びに班の班長は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督し、その事務処理に当たる。

（本部室等）

第 6 条 市庁舎 4 階に本部室を設置する。

- 2 本部室に「沼津市地震災害警戒本部」の表示をする。

- 3 本部室は、別表3に掲げる者のほか、別表2に掲げる、統括、調整部及び別表4に掲げる連絡員（以下「本部室員」という。）をもって構成する。
- 4 前項の連絡員は、調整部を除く別表2に掲げる部の長が、当該部の職員のうちから、あらかじめ指名しておくものとする。

（配備体制）

第7条 警戒宣言が発令されたときは、「災害時の職員配備体制の基準」に定める配備体制をとる。

- 2 本部室員は、直ちに本部室において防災業務に就くものとする。
- 3 市職員以外の本部員又はその代理者は警戒本部に出向したときは、本部室において防災業務に就くものとする。
- 4 勤務時間外及び休日等における連絡体制は、別に定める。
- 5 警戒宣言が発せられた後、本部長、副本部長、部長、副部長又は班長が配備に就くまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上席者が指揮するものとする。

（職員の参集状況等）

第8条 別表4に掲げる連絡員は、部内の本部職員の参集状況を掌握し、動員班に報告する。

（本部員会議）

第9条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。
- 4 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、部長会議（副部長を含む。）を招集する。

（班長会議）

第10条 調整部長は、地震防災応急対策について、各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

- 2 班長会議の構成は、協議内容に応じてその都度調整部長が定める。

（警戒本部の廃止）

第11条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）

第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事務処理を行った上、警戒本部を廃止する。

- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

- (1) 県の地震災害警戒本部長
- (2) 本部員又は防災関係機関の長

（災害対策本部への引継）

第12条 警戒本部は、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止する。

- 2 前項の場合において、警戒本部は実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の必要となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。
- 3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第2項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

第3章 避難地

(組織及び分掌事務)

第13条 避難地の圏域内自治会及び配備職員は、別に定める。

2 避難地の活動は別に定める。

(避難地への派遣)

第14条 本部長は、必要があると認めるときは、本部室員を避難地へ派遣することができる。

2 避難地に派遣された本部室員は、避難地と警戒本部との連絡調整に当たるものとする。

(避難地の廃止)

第15条 避難地は、警戒本部が廃止されたときは廃止する。

(災害対策本部への移行)

第16条 避難地は、地震による災害が発生し、災害対策本部が設置されたときは、引き続き災害対策本部の地域拠点として、別に定める地震災害応急対策の実施等必要な防災業務を行う。

第4章 東海地震注意情報発表時の体制及び事務

(配備体制及び動員計画)

第17条 東海地震注意情報が発表されたときは、「災害時の職員配備体制の基準」に定める配備体制をとる。

2 勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

(本部設置前の体制及び事務)

第18条 本部員は、直ちに本部室に参集し、地震防災応急対策の準備等を行う。

2 各部各班の部長、班長及び班員として指定された職員は、別表2に掲げる事務の準備等を行う。

3 前2項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上席者が指揮するものとする。

4 第8条から第10条までの規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

(避難地)

第19条 避難地配備職員として指定された職員は、避難地に参集し、活動の準備等を行う。

2 第14条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

第5章 東海地震に関連する調査情報発表時の体制及び事務

(配備体制及び事務)

第20条 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、「災害時の職員配備体制の基準」に定める配備態勢をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

2 勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

第6章 服務等

(勤務時間外等における職員の措置)

第21条 本部員(市職員以外の本部員を除く。)及び本部職員(以下「本部所属員」という。)

は勤務時間の内外を問わず東海地震注意情報が発表された時は、直ちに所定の場所において、本部の設置の準備等に従事し、さらに警戒宣言が発せられたときは、引き続き所定の場所において防災業務を行うものとする。

(本部所属員の心構え)

第 22 条 本部所属員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 本部所属員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招き、警戒本部又は避難地活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 本部所属員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第 7 章 雑則

第 23 条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は沼津市地域防災計画「地震対策編」の定めるところによる。

付 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 沼津市地震災害警戒本部（部及び班）の編成（第2条・第4条関係）

部名	班名	左に対応する行政組織等
統括		危機管理課
調整部	調整班	総務課 政策企画課 契約検査課
	情報班分類担当	財政課 契約検査課
	情報班収集担当	地域自治課 生活安心課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
	広報班	広報課
	動員班	人事課
管理部	管財班	資産活用課
	情報管理班	I C T 推進課
	秘書班	総務課
	会計班	出納事務局
	調査班	納税管理課 市民税課 資産税課
議会部	議会班	議会事務局
産業振興部	産業・観光班	産業戦略推進室 商工振興課 観光戦略課 ウイズスポーツ課
	農林班	農林農地課

	水産班	水産海浜課
生活環境部	防疫班	クリーンセンター管理課
	清掃班	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課 クリーンセンター管理課
	公害・安全班	環境政策課 クリーンセンター管理課
市民部	市民班	市民課
	厚生班	健康づくり課 国民健康保険課 看護専門学校
	社会班	社会福祉課
	児童福祉班	子育て支援課 こども家庭課
	長寿介護班	長寿福祉課 介護保険課
	障害福祉班	障がい福祉課
土木・建設部	計画班	まちづくり政策課
	へりポート班	整備課 推進課
	管理班	道路管理課 建設デザイン調整室
	応急復旧班	道路建設課 河川課 市街地整備課 緑地公園課 沼津駅周辺区画整理事務所 岡宮北区画整理事務所
	建築班	まちづくり指導課 住宅営繕課
医務部	診療班	診療部門課 医事課

	医療協力班	経営改善室 病院管理課 病院施設課
水道部	給水班	水道総務課 水道サービス課
	復旧班	上水道工務課
	下水道班	下水道整備課
教育部	管理班	教育企画課 学校管理課
	学校班	学校教育課 教職員研修センター
	教育協力班	文化振興課 生涯学習課 市立高校 市立図書館
消防団		1本部、5ブロック 13方面隊、40分団

別表2 沼津市地震災害警戒本部 事務分掌 (第2条・第5条・第6条・第18条関係)

部名	班名	班長	事務分掌
○部長 △副部長	統括	危機管理課長	災害警戒本部の統括に関する事 情報機器の確認に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 協定締結団体等への連絡調整に関する事 消防団との連絡調整に関する事
調整部 ○総務部長 △政策推進部長 △監査委員事務局長	調整班	総務課長 政策企画課長 契約検査課	応急対策の立案及び各部の調整に関する事 各部各班の事前対策状況の総括に関する事 避難情報及び警戒区域の設定に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事
	情報班 (情報分類担当) (情報収集担当)	(情報分類担当) 財政課長 契約検査課長	各種情報の整理、分類に関する事 情報収集活動に係る公式記録に関する事 災害警戒本部判断資料の作成に関する事 各種情報の掲示に関する事
		(情報収集担当) 地域自治課長 生活安心課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	各種情報収集に関する事 避難地及び避難所等の情報収集及び伝達に関する事 市民、消防団、警察、自衛隊等からの情報の収集、整理及び伝達に関する事 自治会、自主防災会の情報伝達に関する事 県及び防災関係機関への情報等の提供に関する事 気象、地象情報等の収集、整理に関する事 地域防災無線の統制に関する事 災害の市民相談に関する事 地区センター等の緊急措置に関する事 緊急輸送体制の確立に関する事 外国人避難者に関する事
		広報班	広報課長
	動員班	人事課長	職員の動員及び配備調整に関する事 職員の食料に関する事 職員の休憩及び仮眠に関する事 災害警戒本部に必要な物資の調達に関する事
管理部 ○財務部長	管財班	資産活用課長	災害警戒本部の電源確保に関する事 市役所本庁舎の応急対策に関する事 物資その他の輸送に関する事 市有車両の配車等に関する事 市有財産の緊急措置に関する事

部名	班名	班長	事務分掌
管理部	情報管理班	I C T推進課長	情報処理システムの緊急措置に関すること 情報処理システムの運用管理に関すること
	秘書班	総務課長	災害警戒本部長の秘書に関すること
	会計班	出納事務局長	災害警戒活動の経理に関すること 災害警戒活動の応援に関すること
	調査班	納税管理課長 市民税課長 資産税課長	災害警戒活動の応援に関すること
議会部 ○議会事務局長	議会班	議会事務局次長	市議会議員の連絡に関すること 災害警戒活動の応援に関すること
産業振興部 ○産業振興部長	産業・観光班	産業戦略推進室長 商工振興課長 観光戦略課長 ウィズスポーツ課	商工関連施設の災害警戒活動に関すること 商工関係団体との連絡調整に関すること 生活必需品等応急物資の確保、配分、斡旋に関すること 市場流通及び生活必需品等の価格安定に関すること 観光施設の応急措置に関すること 観光客の避難、その他の対策の促進に関すること
	農林班	農林農地課長	農林関係施設の緊急措置に関すること 農業関係団体との連絡に関すること
	水産班	水産海浜課長	水産関係施設の緊急措置に関すること 水産関係団体との連絡調整に関すること 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関すること
生活環境部 ○生活環境部長	防疫班	クリーンセンター管理課長	生活環境施設の緊急措置に関すること 防疫活動の計画立案に関すること 避難所におけるし尿処理に関すること
	清掃班	クリーンセンター収集課長 新中間処理施設整備室長 環境政策課長 クリーンセンター管理課長	廃棄物の応急措置に関すること 処理施設及び処分地の確保に関すること 避難所等におけるごみ処理に関すること 仮置き場の運営及び設置に関すること
	公害・安全班	環境政策課長 クリーンセンター管理課長	事業所等の緊急措置に関すること 災害時の公害防止計画に関すること 動物の保護管理に関すること 環境モニタリングに関すること
市民部 ○市民福祉部長 △福祉事務所長	市民班	市民課長	市民窓口事務所の緊急措置に関すること 遺体の火葬に関すること 応急食料の確保、調達、斡旋の準備又は実施に関すること
	厚生班	健康づくり課長 国民健康保険課長 看護専門学校事務長	保健施設の緊急措置に関すること 看護専門学校の緊急措置に関すること 救護班の編成、出動の要請に関すること 救護所の設置に関すること 収容可能医療機関の把握に関すること 応急医療品及び衛生資材の調達配分に関すること

部名	班名	班長	事務分掌
市民部	社会班	社会福祉課長	社会福祉施設の緊急措置に関すること 災害救助法に基づく被災者の生活支援に関すること 避難行動要支援者の避難支援の総括に関すること り災証明に関すること 災害救助資金及び義援金、見舞品の取扱い、分配に関すること 日赤奉仕団との連絡調整に関すること 遺体の収容運搬準備に関すること
	児童福祉班	子育て支援課長 こども家庭課長	児童福祉施設の緊急措置に関すること 児童の緊急保護に関すること り災者に対する炊き出しに関すること
	長寿介護班	長寿福祉課長 介護保険課長	高齢者福祉施設の緊急措置に関すること
	障害福祉班	障がい福祉課長	障害福祉施設の緊急措置に関すること
土木・建設部 ○建設部長 △都市計画部長 △沼津駅周辺整備部長	計画班	まちづくり政策課長	土木・建設部内各班の応援に関すること 市営駐輪場の緊急措置に関すること
	ヘリポート班	推進課長 整備課長	ヘリポートの設置に関すること
	管理班	道路管理課長 建設デザイン調整室長	土木施設の被害対策の総括に関すること 土木施設の被害状況の取りまとめに関すること 国・県・警察等の関係機関との連絡調整に関すること 本部・他部及び部内各班との連絡調整に関すること 土木施設の応急対策の立案に関すること
	応急復旧班	道路建設課長 河川課長 市街地整備課長 緑地公園課長 沼津駅周辺区画整理事務所長 岡宮北区画整理事務所長	土木施設の被害状況の調査に関すること 土木施設の応急措置及び応急復旧に関すること 工作作業隊の編成及び出動に関すること 道路・河川における占用物件の除去等の指示に関すること
	建築班	まちづくり指導課長 住宅営繕課長	応急危険度判定全般に関すること 建築物被害の情報収集に関すること 建築物に係る災害に必要な労務、資材の調達に関すること 避難所施設の緊急修繕に関すること 公共施設の緊急修繕に関すること 一時提供住宅の供給可能戸数の調査に関すること 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定に関すること 応急仮設住宅の建設可能用地の選定・手続きに関すること 応急仮設住宅の供給戸数の決定及び供給計画の策定に関すること

部名	班名	班長	事務分掌
医務部 ○病院長 △副院長 △病院事務局長	診療班	診療部門各科部長 医事課長	被災者の受け入れに関する事 入院患者の安全確保に関する事 診療班各班の編成、出勤の要請に関する事 患者及び施設・医療機器の被害状況の把握及び報告に関する事 被災患者の受入れ準備に関する事 被災患者の受入れ診療に関する事 被災患者の搬送に関する事 患者用非常食の準備、供給に関する事 遺体安置に関する事 患者の搬送に関する事 診療体制の見直しに関する事
	医療協力班	経営改善室長 病院管理課長 病院施設課長	情報連絡班の編成、出勤の要請に関する事 病院機能の被害状況の情報収集及び報告に関する事 院外の被害状況の把握に関する事 院内各班との連絡・調整に関する事 報道機関対応に関する事 一般ボランティアの受入れ対応に関する事 施設維持班及び物品搬出・補給班の編成、出勤の要請に関する事 病院機能の被害状況の把握に関する事 診療に直結した、病院機能の回復業務に関する事 診療に直結した、医療材料・医薬品の確保に関する事
水道部 ○水道部長	給水班	水道総務課長 水道サービス課長	水道部災害警戒本部の設置に関する事 上下水道関係応急措置の取りまとめに関する事 飲料水の確保供給に関する事
	復旧班	上水道工務課長	上水道の緊急措置に関する事 水源並びに配水池の保守に関する事
	下水道班	下水道整備課長	下水道処理場の緊急措置に関する事 下水道管路の緊急措置に関する事
教育部 ○教育次長	管理班	教育企画課長 学校管理課長	教育施設の緊急措置に関する事 避難地の運営応援に関する事 部内各班との連絡調整に関する事 救護所の設置に関する事
	学校班	学校教育課長 教職員研修センター所長	地域避難所としての学校対応に関する事 教育施設・設備の確保に関する事 教育再開の決定・連絡に関する事 避難地の給食措置応援に関する事
	教育協力班	文化振興課長 生涯学習課長 市立高校事務長 市立図書館事務長	関係施設の緊急措置に関する事 部内各班との応援に関する事 遺体の収容運搬準備に関する事 被災者・帰宅困難者等の避難・受入れに関する事

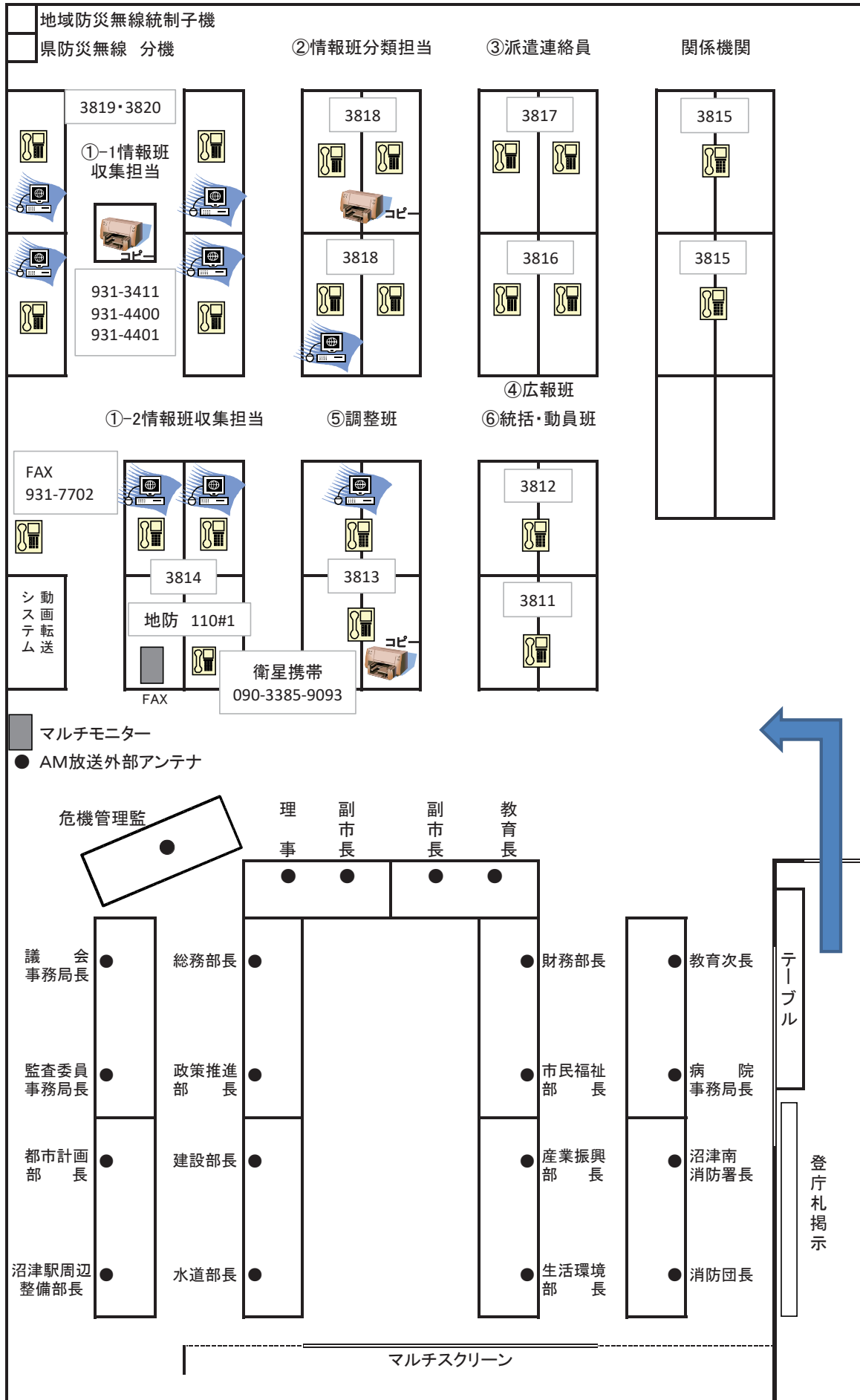
別表3 沼津市地震災害警戒本部長 (第4条・第6条関係)

区 分	根 拠 条 文	職	選 出 方 法	
副 本 部 長	沼津市地震災害警戒本部条例 第2条第3項	副 市 長	本部長任命	
		副 市 長	本部長任命	
		教 育 長	本部長任命	
		理 事	本部長任命	
		危 機 管 理 監	本部長任命	
本 部 員	第2条第5項第1号 第2号 第3号	沼 津 警 察 署 長	市長委嘱	
		沼 津 南 消 防 署 長	市長委嘱	
		総 務 部 長	市長任命	
		政 策 推 進 部 長	市長任命	
		財 務 部 長	市長任命	
		市 民 福 祉 部 長	市長任命	
		産 業 振 興 部 長	市長任命	
		生 活 環 境 部 長	市長任命	
		都 市 計 画 部 長	市長任命	
		沼 津 駅 周 辺 整 備 部 長	市長任命	
		建 設 部 長	市長任命	
		水 道 部 長	市長任命	
		病 院 事 務 局 長	市長任命	
		議 会 事 務 局 長	市長任命	
		監 査 委 員 事 務 局 長	市長任命	
		教 育 次 長	市長任命	
		沼 津 市 消 防 団 長	市長任命	
		第4号	西日本電信電話(株)静岡支店長	市長委嘱
		第5号	東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社長	市長委嘱
			静岡ガス(株)東部導管ネットワークセンター長	市長委嘱

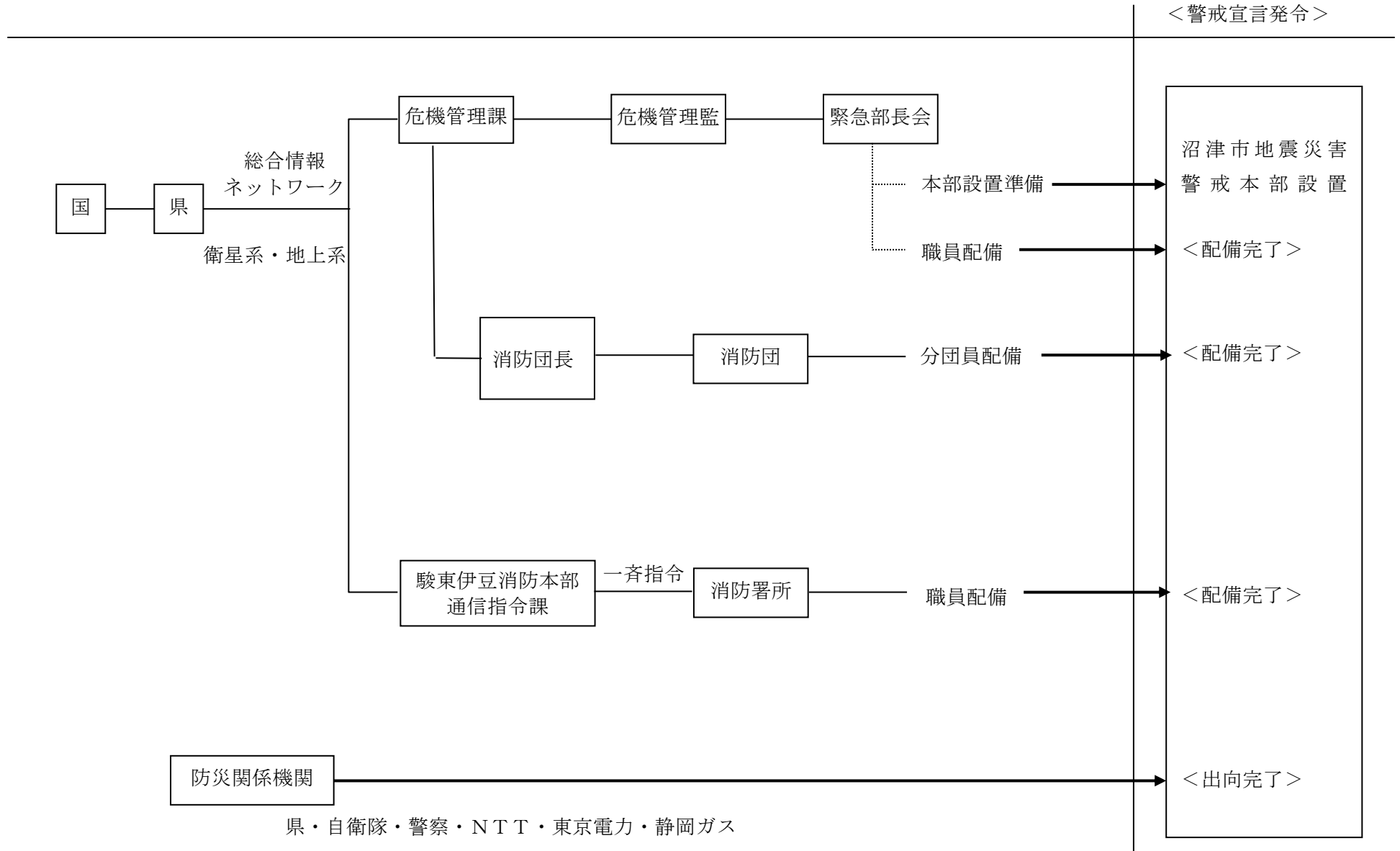
別表 4 地震災害警戒本部調整班派遣連絡員（第 6 条・第 8 条関係）

部	人 員	事 務 分 掌
管 理 部	2	管理部所管に係る情報の収集に関すること。
議 会 部	1	議会部に係る情報の収集に関すること。
産 業 振 興 部	2	産業振興部に係る情報の収集に関すること。
生 活 環 境 部	2	生活環境部に係る情報の収集に関すること。
市 民 部	2	市民部に係る情報の収集に関すること。
土 木 ・ 建 設 部	4	土木・建設部に係る情報の収集に関すること。
医 務 部	1	医務部に係る情報の収集に関すること。
水 道 部	3	水道部に係る情報の収集に関すること。
教 育 部	2	教育部に係る情報の収集に関すること。

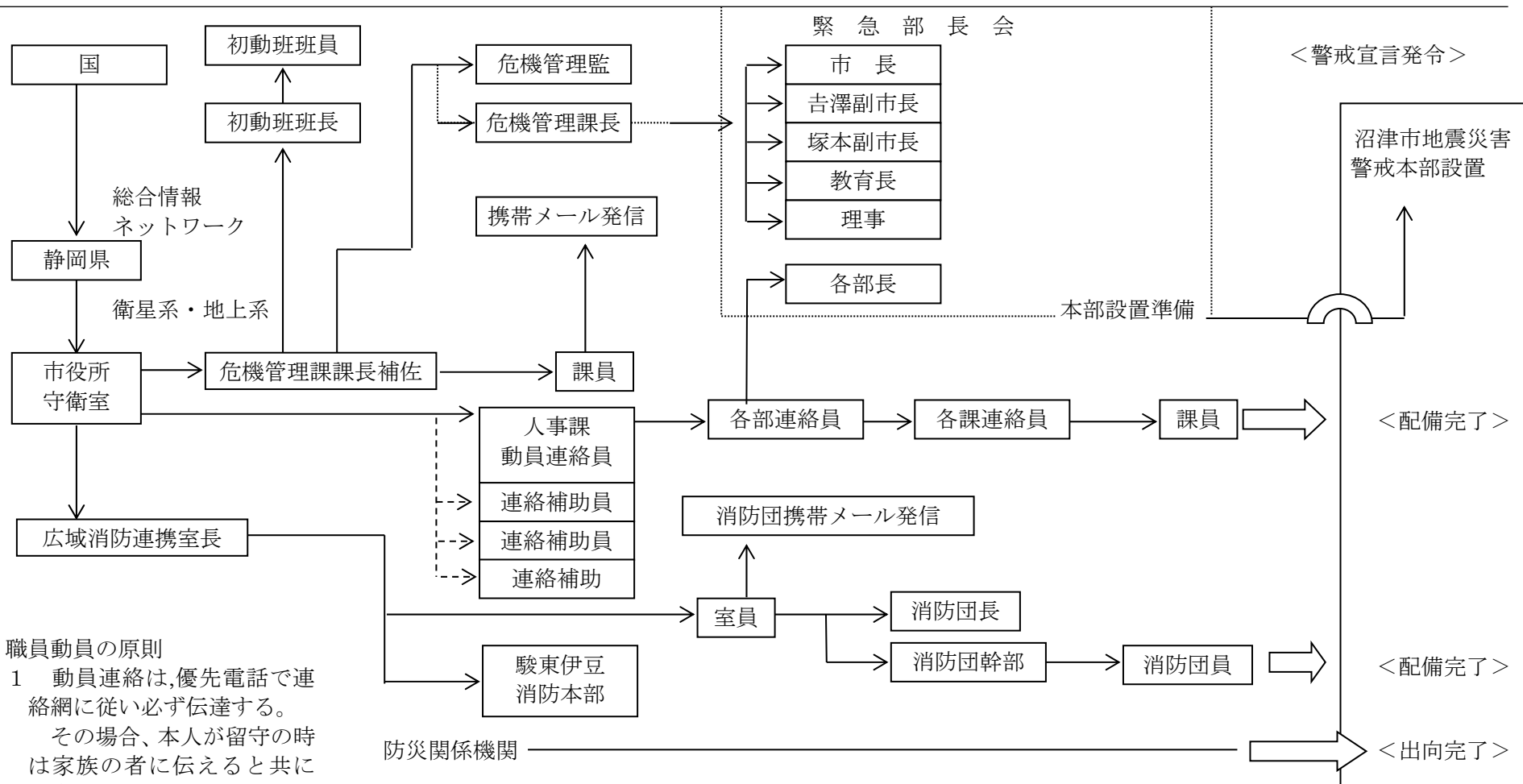
沼津市地震災害警戒本部配置図



情報伝達系統図〈勤務時間内の場合〉



情報伝達系統図<勤務時間外及び休日の場合>



職員動員の原則

- 1 動員連絡は、優先電話で連絡網に従い必ず伝達する。
 その場合、本人が留守の時は家族の者に伝えると共に次席者に伝達する。

沼津市災害対策要綱

	昭和39年11月30日	訓令甲第4号
改正	昭和40年9月10日	訓令甲第7号
	昭和42年3月16日	訓令甲第1号
	昭和45年10月8日	訓令甲第12号
	昭和52年12月1日	訓令甲第10号
	昭和54年3月31日	訓令甲第2号
	平成6年3月31日	訓令甲第4号
	平成10年3月31日	訓令甲第19号
	平成13年9月11日	訓令甲第12号
	平成23年3月29日	訓令甲第4号
	平成28年3月30日	訓令甲第10号
	平成29年3月16日	訓令甲第4号

(目的)

第1条 この要綱は、市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、沼津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める沼津市災害対策本部（以下「対策本部」という。）設置以前における災害の警戒、防御、復旧等の対策について、必要な事項を定めることを目的とする。

(沼津市災害対策本部との関係)

第2条 この要綱に規定する事項は、対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(沼津市災害警備本部)

第3条 市長は、災害が発生し若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は自ら異常な現象を知ったときは、沼津市災害警備本部（以下「警備本部」という。）を設置する。

2 前項の警備本部の編成及び業務分担は防災計画に掲げるところによる。

3 警備本部長は、情報を的確に把握しこれを危機管理監に通報し、その後の状況の推移を警戒しなければならない。

4 前項の情報は、状況によりその伝達を必要な限度に留めることができる。

(警備本部の閉鎖)

第4条 前条の警備本部は、災害の発生がなく、若しくは応急体制が完了し、又は対策本部が設置されたときは、これを閉鎖する。

(非常招集の要請)

第5条 警備本部長は、情報を検討し必要と認めるときは、職員の非常招集を危機管理監に要請するものとする。

(体制の整備)

第6条 危機管理監は前条の要請があった場合、又は情報を検討し、その必要を認めるときは、対策会議に諮り防災計画に掲げる配備の体制を整えるものとする。ただし、緊急の場合は、対策会議の招集を行なわないことができる。

2 前項に規定するもののほか、財務部市民税課、同資産税課、都市計画部まちづくり政策課、建設部道路建設課、同道路管理課、同河川課、産業振興部農林農地課、同水産海浜課、

福祉事務所は、事前に必要な措置を講ずるものとする。

(対策会議)

第7条 前条に規定する対策会議の構成員は、防災計画に定める沼津市災害対策本部の各部長をあてる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、災害対策活動については、沼津市地域防災計画及び沼津市災害対策本部運営要領に定めるものを準用する。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 沼津市災害対策要綱（昭和35年訓令第9号）は、廃止する。

付 則（昭和40年9月10日訓令甲第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和42年3月16日訓令甲第1号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

付 則（昭和45年10月8日訓令甲第9号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

付 則（昭和49年7月24日訓令甲第12号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和49年1月10日から適用する。

付 則（昭和52年12月1日訓令甲第10号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和54年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月31日訓令甲第4号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日訓令甲第19号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成13年9月11日訓令甲第12号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成23年3月29日訓令甲第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

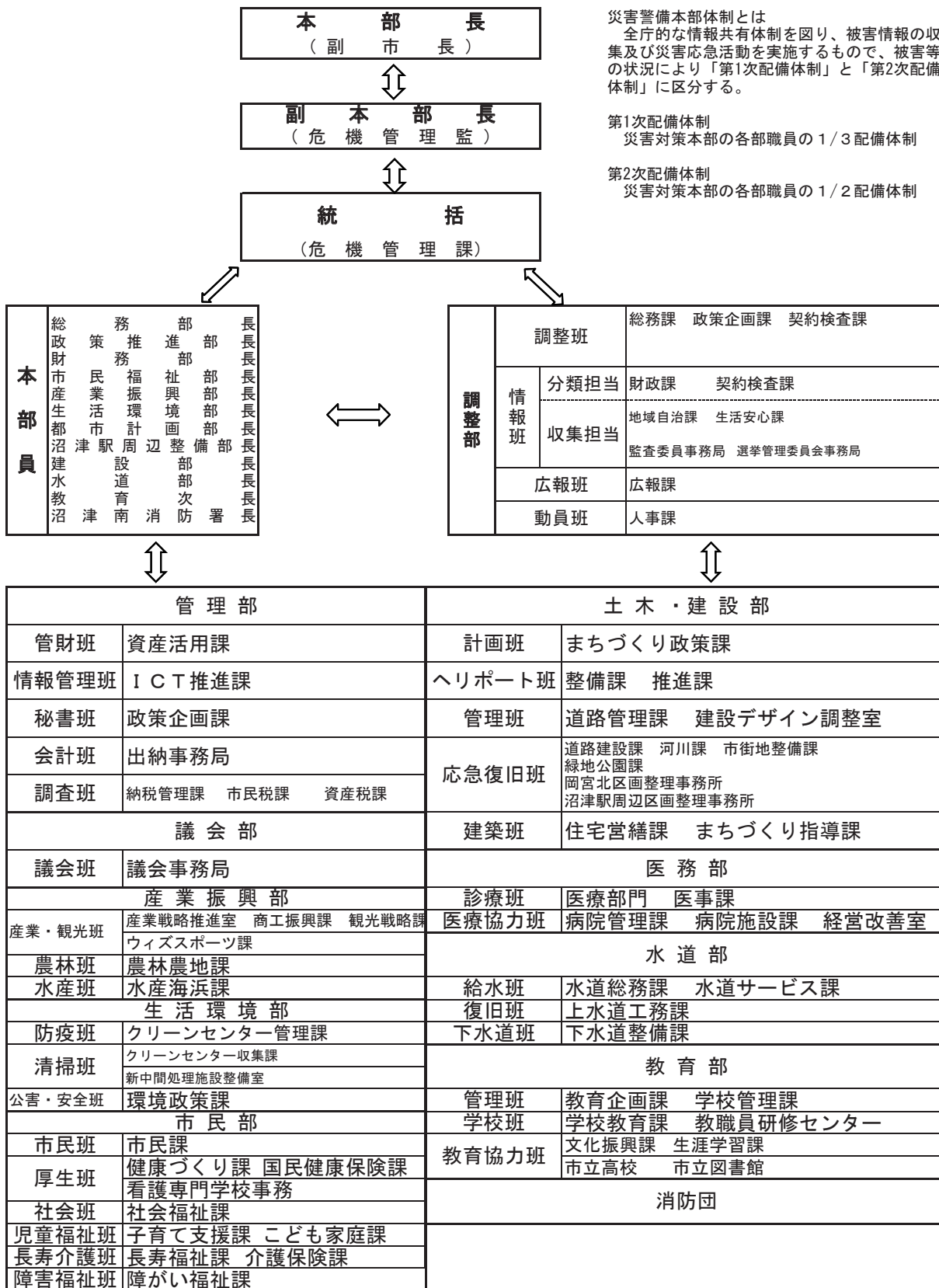
付 則（平成28年3月30日訓令甲第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月16日訓令甲第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沼津市災害警備本部編成表(第1次、2次配備体制)



- ※ 沼津市災害警備本部の編成は、本表のとおりとする。
- ※ 第1次配備、第2次配備の参集人員は、各部各班において必要な人員を定めるものとする。
- ※ 業務分担は、沼津市災害対策本部事務分掌に準ずる。
- ※ 本部室は、本部員、統括、調整部、調整班派遣連絡員をもって構成する。

災害時の職員配備体制の基準

配備体制		配備の基準			
		水防	地震・津波(南海トラフ地震に関連する情報)	東海地震に関連する情報	その他
情報連絡体制		○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表されたとき	○震度3の地震が発生したとき ○「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき (ただし、参集は【統括(危機管理課)】に限る。)	○「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されたとき (ただし、参集は【統括(危機管理課)】に限る。)	
事前配備体制		○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表され、かつ、配備体制の強化が必要と判断したとき	○震度4の地震が発生したとき ○津波注意報が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	/	○危機管理監が特に必要と判断したとき
災害警備本部体制	第1次配備体制	○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表され、かつ、被害が発生し又は発生する恐れがあるとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	○震度4の地震が発生し、被害が生じたとき ○津波警報が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	/	○警備本部長が特に必要と判断したとき
	第2次配備体制	○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表され、被害が発生し、かつ、配備体制の強化が必要と判断したとき	/	/	○状況により、配備体制の強化が必要と判断したとき
災害対策本部体制 (地震災害警戒本部)		○大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮の特別警報のいずれかが発表されたとき ○大規模(災害救助法適用の2割)な災害が発生したとき	○震度5弱以上の地震が発生したとき ○大津波警報が発表されたとき ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されたとき	○「東海地震注意情報」が発表されたとき ○「警戒宣言」が発表されたとき	○災害対策本部長が特に必要と判断したとき
補 足			※南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の記載を踏まえ、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の市の配備態勢について記載する。	※警戒宣言:地震防災対策強化地域判定会の検討結果を受け、気象庁長官が内閣総理大臣に「東海地震の恐れあり」と報告、内閣総理大臣が発するもの ※地震災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたとき(発災後)は、廃止し、実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の必要となる事項を、災害対策本部へ引き継ぐものとする。 ※地震災害警戒本部は「東海地震注意情報」が発表されたときは設置準備、「警戒宣言」が発表されたときは直ちに設置となる。	※風水害、地震・津波、東海地震に関する情報以外のテロ、インフルエンザなどの危機事象及び突発的災害(航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故、大規模事故(道路・鉄道))に対応する配備体制は、【その他】を適用する。

【配備方法】

「災害時職員の配備体制の基準」により、自動参集とする。

1 情報連絡体制

情報連絡体制とは、災害情報の収集及び連絡活動を主体とした体制

職員の配備は、災害対策本部編成表の統括、土木・建設部【管理班、応急復旧班】、産業振興部【農林班、水産班】、調整部【広報班】の内、情報連絡体制に必要な要員とする。

ただし、調整部【広報班】は危機管理監が必要と認めたときとする。

2 事前配備体制

事前配備体制とは、情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い、速やかに応急活動に着手する体制

職員の配備は、災害対策本部編成表の統括、調整部【調整班、情報班、広報班、動員班】、管理部【管財班】、産業振興部【農林班、水産班】、生活環境部【防疫班】、市民部【社会班】、土木・建設部【計画班、管理班、応急復旧班、建築班】、水道部【復旧班、下水道班】、教育部【管理班】とする。

3 災害警備本部体制

災害警備本部体制とは、全庁的な情報共有体制を図り、被害情報の収集及び災害応急活動を実施するもので、被害等の状況により「第1次配備体制」と「第2次配備体制」に区分する。

(1) 第1次配備体制

第1次配備体制とは、災害対策本部の各部職員の3分の1の配備体制

(2) 第2次配備体制

第2次配備体制とは、災害対策本部の各部職員の2分の1の配備体制

4 災害対策本部体制

災害対策本部体制とは、全職員を配備し、被害情報の収集及び災害応急活動を実施する体制

5 地震災害警戒本部体制

地震災害警戒本部体制とは、警戒宣言が発令されたときに市長が設置し、発災前の的確な防災対策を確保する体制

6 避難地配備職員

次のときに避難地・避難所の全部又は一部を開設する。

(1) 震度4以上の地震が発生したとき

(2) 津波警報が発表されたとき（津波危険地域のみ）

(3) 避難指示等が発令されたとき

(4) 特別警報が発表されたとき（大雨、暴風、高潮のとき）

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

(6) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき

(7) その他、危機管理監が避難地・避難所の開設が特に必要と判断したとき

※ なお、避難指示等により避難地・避難所を開設するときは、原則、安全が確保できる時間とする。

7 災害別の主管課は次のとおりとする。

河川課・・・大雨、洪水、暴風、土砂災害

水産海浜課・・・高潮

危機管理課・・・地震、津波、火山噴火、暴風雪、大雪

8 風水害、地震・津波、東海地震に関する情報以外のテロ、インフルエンザなどの危機事象及び突発的災害（航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故、大規模事故（道路・鉄道））に対する配備体制は、風水害等の体制・基準表の「その他」を適用する。

※ 市長は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

※ 平成28年4月1日施行

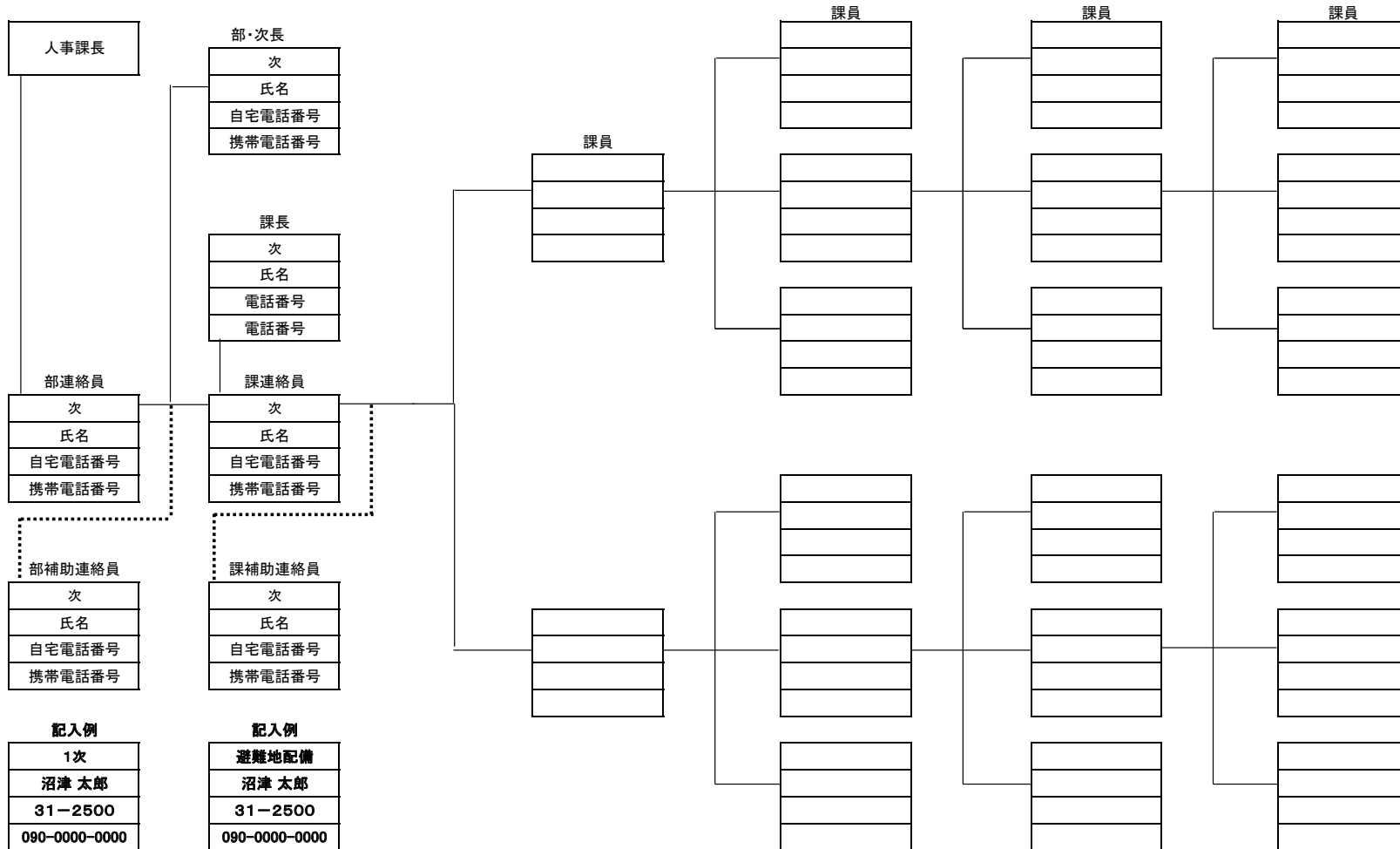
※ 令和4年4月1日修正

配備体制に基づく職員非常招集連絡網（年度）

「課」
「部 班」

情報連絡体制	事前配備体制	初動班	第1次配備体制	第2次配備体制	災害対策本部体制	避難地配備職員	配備人員	計
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		

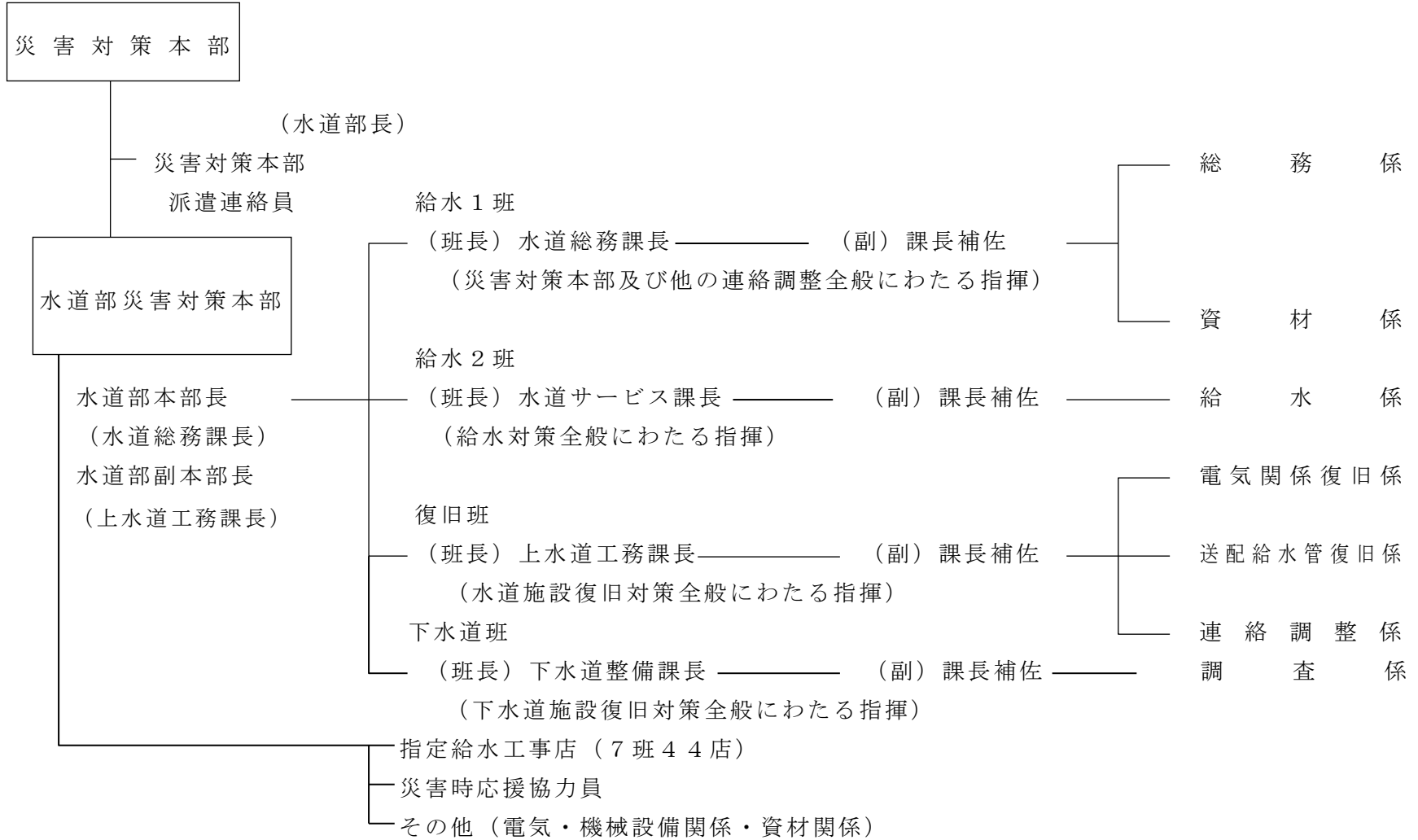
累計	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)



- ※1 初動班、避難地配備職員、災害対策本部体制時配置職員は記入例のように ○次の欄に「初動班」「避難地配備」「災害対策本部」と明記してください。
- ※2 連絡経路は全職員に周知徹底してください。
- ※3 部内調整担当が置かれている課については、部次長の連絡経路を作成してください。
- ※4 各配備体制における参集は、自動参集を基本とする。
- ※5 避難地配備職員は、第1次配備体制であるが水防対応の際には特命により配備する。
- ※6 初動班は、第1次配備体制であるが、本部情報班が配備されるまでの間の配備とする。

1-(2) 各部組織

水道部災害対策本部組織表



水道部災害対策本部事務分掌

1. 給水1班

- ① 総務係 情報の収集・整理、他係との連絡調整等の取りまとめに当たる。
- ② 資材係 迅速なる復旧資材の調達の万全を図る

2. 給水2班

- ① 給水係 市民1人1日3ℓの飲料水の確保を目標とする応急給水活動を行う。

3. 復旧班

① 電気関係復旧係

給水必要量を確保するため、発震後、直ちに次の点検、調査を実施する。

- (1) 次亜塩素酸ソーダ漏洩の有無の確認及び処理
- (2) 停電の有無、復電の見込の確認（東電）
- (3) 自家発電装置の運転の有無
- (4) 受電、変電装置の異常の確認
- (5) その他、機械電気関係の総合的確認
- (6) 配水池貯水量の確認
- (7) 流出バルブの閉栓作業の実施
- (8) 災害発生後の被害調査及び連絡は次による
 - ア 東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社
 - イ 東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社
 - ウ 泉水源地電気設備の被害調査
 - エ 滅菌設備及びポンプ設備被害調査
 - オ 本部との連絡報告（送水管理センター所長）

② 送配給水管復旧係

- (1) 現地被害調査
 - 災害発生後、復旧班は直ちに送配水管路を点検・調査し、被害の状況を把握する。
- (2) 仮復旧道路の指定
 - 避難地までの仮設配管の布設を実施するため、仮復旧道路の指定を道路管理者と協議し決定する。
- (3) 復旧工事用機材の準備
 - 復旧工事用の車両、機械及び工具類は、速やかに手配し、作業に支障がないようにする。

(4) 復旧作業

対策本部の指示に基づいて作業を開始する。

復旧作業に着手する前に、送配水管路の弁栓類の閉栓作業を実施する。

ア 導送水管の復旧

復旧作業は水源より配水池に至る導送水管の復旧を優先する。

イ 主要配水管の復旧

配水管については、その重要度、被害の程度、復旧作業の能力等を考慮した上で、その方法等を決定し、復旧に際しては、特別給水拠点(仮設病棟、仮設救護所を含む医療機関、防災拠点)に通ずる管路を最優先し、次いで一般給水拠点に通ずる管路を復旧するものとする。

また、主要配水管が通水次第、必要に応じて消火栓より仮給水を実施する。

ウ 仮復旧

応急復旧に際しては、既設管の復旧に重点を置くか、仮設管を布設するかについては被害の状況、作業の難易、復旧能力等によって決定するものであるが、仮設管を布設することが得策である場合は、これを実施し供用により給水する。

エ 配水管の復旧

主要配水管の復旧が完了しだい順次配水管の復旧に着手する。

オ 水質の保全

給水を開始する際には水質の保全に留意し、管内の清掃及び塩素類に留意し、末端残留塩素量は0.1mg/l以上にする。

カ 復旧作業の連絡調整

復旧作業についての指定給水工事店への監督指導を行う。応急復旧は、関係者を地区割して行うが、相互の応援が必要な場合は調整を行う。

③ 連絡調整係

ア 被害現場、電気関係復旧係、送配給水管復旧係との無線連絡に当たる。

イ その他、復旧作業に必要な事項について連絡をとる。

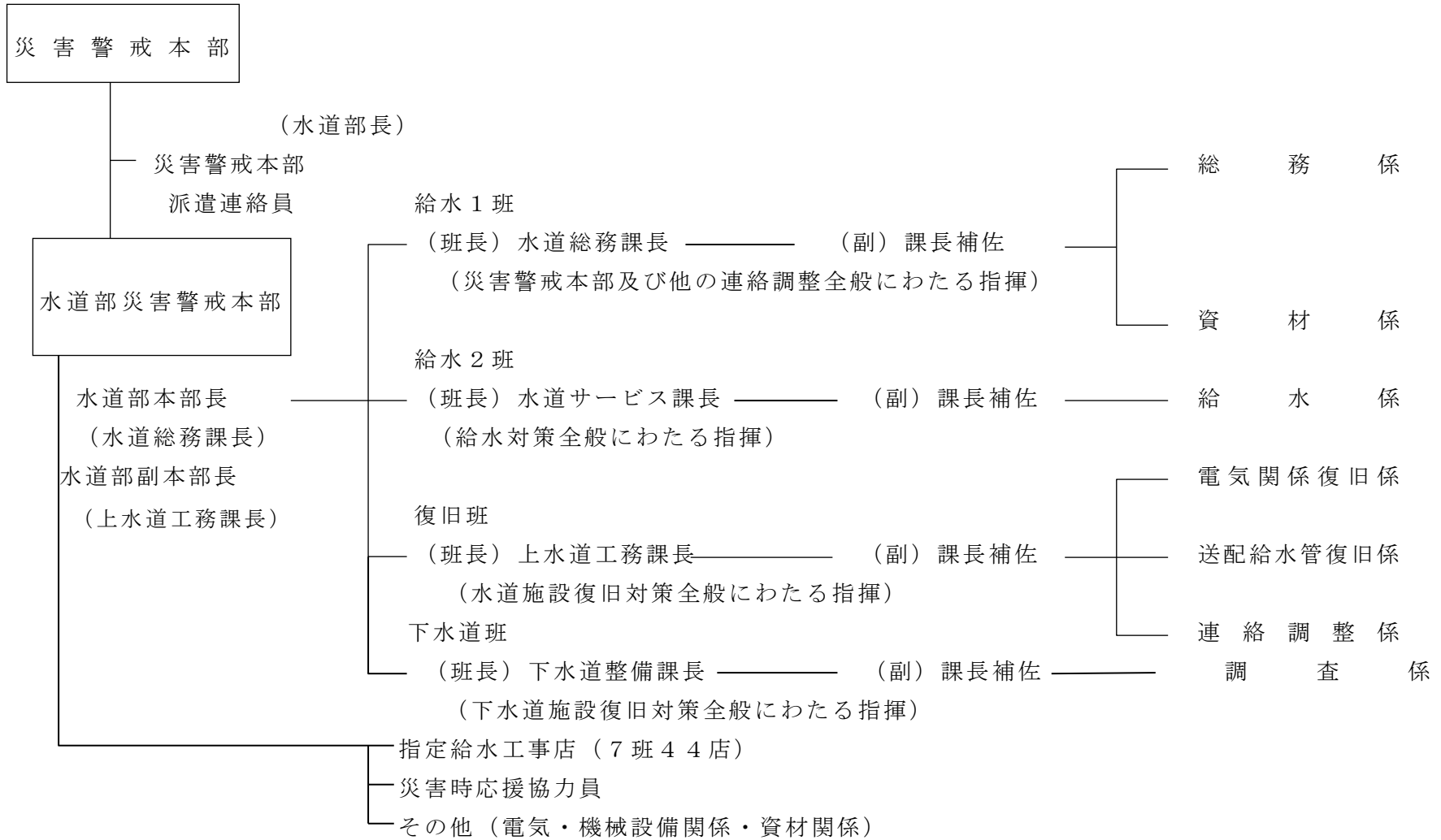
ウ 給水班の資材係と連絡を保つこと。

4. 下水道班

下水道施設の保安のため次の業務を行う。

(1) 下水道施設の点検及び確認に関する事項。

水道部地震災害警戒本部組織表



水道部地震災害警戒本部事務分掌

1. 給水1班

初動体制の円滑化を図るため、次の業務を行う。

- ① 災害警戒本部及び他班との連絡調整、情報の収集・整理・報告に関する事。
- ② 応急対策実施状況の記録及び報告に関する事。（災害警戒本部、県水道担当）
- ③ 災害警戒本部、他市町村等への応援要請及び受入れに伴う業務の実施に関する事。
- ④ 指定給水工事店協同組合に対する協力要請に関する事。
- ⑤ 水道部備蓄資材の確認に関する事。
- ⑥ 復旧班との連絡調整に関する事。
- ⑦ その他、他係に属しないこと及び係間の連絡調整に関する事。

2. 給水2班

給水体制の円滑化を図るため、次の業務を行う。

- ① 応急給水用車両、給水機器等の点検及び確認に関する事。
- ② 市民及び自主防災組織への広報に関する事。
- ③ 給水車等への水の貯水に関する事。
- ④ その他給水作業全般にわたる業務の推進に関する事。

3. 復旧班

水道施設の保安及び水の確保のため次の業務を行う。

- ① 配水池への貯水量の確保に関する事。
- ② 緊急遮断弁、自家発電装置等の点検、確認に関する事。
- ③ 管末残留塩素量0.1mg/ℓ以上の確保に関する事。
- ④ 復旧作業用車両、機器等の点検及び確認に関する事。
- ⑤ 資材係の職務協力に関する事。
- ⑥ 水道部警戒本部内無線基地局の送受信に関する事。
- ⑦ 無線機器及び無線用予備電源装置の点検及び確認に関する事。
- ⑧ その他、他係に属しないこと及び係間の連絡調整に関する事。

4. 下水道班

下水道施設の保安のため次の業務を行う。

- ① 下水道施設の点検及び確認に関する事。

5. 災害警戒本部連絡員

- ① 水道部に係る情報の収集に関する事。
- ② 地震災害警戒本部との連絡調整に関する事。

公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会静岡県支部（以下「県支部」という。）の正会員（以下「会員」という。）が、災害等により水道施設に被害が生じた場合における、住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互応援（以下「応援活動」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害等の定義)

第2条 この要綱において「災害等」とは、地震、風水害及び渇水等の自然災害、水道施設事故、水質事故等に起因する水道の断滅水により正常な給水が行えなくなる事態をいう。

(組織及び相互応援体制)

第3条 県支部長は、県支部内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、県支部内の情報収集及び相互応援に係る総合調整、公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び静岡県等との連絡調整を目的として、県支部災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害等が発生した場合において、会員は、被災会員に対する応援活動について、相互に協力するものとする。
- 3 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。
- 4 県支部内を東部、中部、西部の3ブロックに分けることとし、各ブロックの代表都市は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 東部ブロック 沼津市
 - (2) 中部ブロック 静岡市
 - (3) 西部ブロック 浜松市
- 5 前項に規定するブロック代表都市は、災害時のブロック内の被害状況のとりまとめ、県支部災害対策本部への報告、第5条に規定する応援要請の調整等を行うものとする。
- 6 各ブロック代表都市は、ブロック内で災害等が発生した場合において、必要と認めるときは、調査隊を派遣することができる。
- 7 公益社団法人日本水道協会中部地方支部から県支部長に公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領第2条第5項に基づく調査隊の派遣要請があった場合は、ブロック代表都市間で協議して決定する。

(県支部長の代理)

第4条 県支部長都市の代理については、公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に基づく協定に準じるものとする。

(応援の要請)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 各会員は、ブロック代表都市に応援要請の調整を依頼することができる。
- (2) ブロック代表都市は、必要と認める場合には調査隊の派遣等により、被害状況の把握等に努めるものとする。
- (3) ブロック代表都市は、被災事業体からの要請内容及び前号の調査隊からの報告等に基づき、ブロック内の他の会員に応援要請の調整を依頼し、さらに必要と認めたときは、県支部長に応援要請の調整を依頼することができる。
- (4) 県支部長は、県内の他のブロック代表都市に応援要請の調整を依頼し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会中部地方支部へ応援要請の調整を依頼することができる。
- (5) 県支部長都市が被災した場合は、第3条で規定した各ブロックの代表都市間で協議し相互応援体制を確立する。

2 応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日すみやかに被災に伴う応援活動の要請(様式第1号)を文書により要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援内容)

第6条 応援内容は、原則として被災会員の応急給水及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 非常用発電設備等の運転に必要な燃料の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援活動)

第7条 応援活動の作業期間は、被災会員と応援会員とが被災状況を勘案し、協議して定めるものとする。

2 各会員は、被災会員から要請があったときは、その応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応援職員の派遣)

- 第8条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及びその他日用品並びに野外で宿営できるよう、テント、寝袋、携帯電灯等を携行させるよう努めるものとする。
- 2 応援職員は、応援会員名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

(応援職員の受入)

- 第9条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、各会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を定めておくものとする。

(中継正会員等)

- 第10条 県支部長は、応援活動を行うため必要と認める場合、応援会員等の移動補助を目的とした活動を行う正会員等を、関係するブロック代表都市と協議の上、定めることができるものとする。

(支援拠点正会員等)

- 第11条 県支部長は、応援活動の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う正会員等を、関係するブロック代表都市と協議の上、定めることができるものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

- 第12条 この要綱に基づく応援に要する費用の負担については、被災会員が負担することを原則として、応援会員と被災会員とが協議して定めるものとする。
- 2 被災会員が負担すべき費用であっても被災会員が当該費用を支弁する余裕が無い場合は、応援会員が一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。
- (1) 応援会員が派遣する職員に係る人件費は、応援会員が負担するものとする。
- ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関らず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、当該職員を派遣した会員の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内において、被災会員が負担する。
- (2) 応援会員の職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合における治療費は、被災会員の負担とする。
- (3) 応援会員の職員の被災地での宿泊や食料にかかる経費については、被災会員の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援会員の職員が携行する食料や生活用品等については、応援会員の負担とする。
- (4) 応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災会員の負担とし、応援会員の算定基準による。
- (5) 応援会員の職員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合には被災会員が、被災地への往復途中に生じたものについては、応援会員がその賠償の責に任じる。

- (6) 法令上特別の定めその他の定めにより、応援会員に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災会員の負担額から控除する。
- (7) ブロック代表都市が第3条第6項の規定に基づき調査隊を派遣した場合に要した旅費等の実費相当額は、日本水道協会静岡県支部にて負担するものとする。
- (8) 調査隊が、中部地方支部の調査隊を兼ねる場合の費用負担については、中部地方支部長と協議のうえ決定する。

区 分	被災会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人 件 費 等	超過勤務手当、深夜勤務手当、 特殊勤務手当、管理職員特別勤 務手当、旅費（日当を含む。）	給料、調整手当等基本的な手当
材 料 費	継ぎ手、直管等	
請 負 工 事 代 金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油）、 修理費、賃借料、輸送料	
滞 在 費 用	食料費（弁当）、 宿泊料（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費、携行する寝袋、 テント等に要する費用、被服費 （防寒着・貸与被服のない職員 分及びクリーニング代）、生活用 品その他福利厚生費
そ の 他 事 務 費 等	写真代（工事確認用）、作業用消 耗品に要する費用、電話料金（テ レフォンカード・FAX等含む）、 トランシーバー、消火器、地図 等に要する費用、コピー代	写真代（記録・広報用）事務用 品（左欄に掲げるものを除く。）
補 償 関 係	応援職員の傷病に対する応急的 な治療費、第三者に対する損害 補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中 の公務災害）、第三者に対する損 害補償金の負担（往復途上）

（会員以外の市町村への応援）

第13条 会員以外の市町村から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。

（連絡担当者名簿等の報告）

第14条 各会員は、災害時の連絡担当者について毎年4月1日現在で災害時連絡表（様式第2号）を作成し、4月末日までに県支部長に報告するものとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めによりがたいと認める事項については、その都度、県支部役員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

清掃プラント・衛生プラント・最終処分場の応急対策組織表

係 名	業 務						
総 括 係 (共 通)	1 各施設の状況の把握及び調整。 2 職員等の緊急避難を指示する。						
連 絡 係 (共 通)	1 職員を非常招集連絡網により動員する。 2 テレビ等により、外部情報を積極的に収集する。 3 災害対策本部等、外部機関との連絡にあたりとともに、機器メーカーに応援依頼等の連絡をする。						
応 急 対 策 係 (共 通)	1 施設の運転停止等に必要な措置を実施する。 2 消火器、消火栓、消火ホースの点検、整備、作動状況の確認をする。 3 非常用電源の点検、整備、作動状況の確認をする。 4 各資機材及び工具類の点検、整備をする。 5 必要な箇所への応急工事を施工する。 6 各措置実施完了後又は実施困難な場合には統括係に報告する。						
個 別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">清掃プラント</td> <td>○操業中の機器を全て停止する。特にボイラー設備については十分に安全を確保するための措置をする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛生プラント</td> <td>○脱水機、乾燥機の停止等必要な措置をする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最終処分場</td> <td> ○浸出液処理施設の脱水機の停止等必要な措置をする。 ○車両を屋外に出し、カギを付けたままエンジンを停止する。 </td> </tr> </table>	清掃プラント	○操業中の機器を全て停止する。特にボイラー設備については十分に安全を確保するための措置をする。	衛生プラント	○脱水機、乾燥機の停止等必要な措置をする。	最終処分場	○浸出液処理施設の脱水機の停止等必要な措置をする。 ○車両を屋外に出し、カギを付けたままエンジンを停止する。
清掃プラント	○操業中の機器を全て停止する。特にボイラー設備については十分に安全を確保するための措置をする。						
衛生プラント	○脱水機、乾燥機の停止等必要な措置をする。						
最終処分場	○浸出液処理施設の脱水機の停止等必要な措置をする。 ○車両を屋外に出し、カギを付けたままエンジンを停止する。						

保 育 所 (園) ・ 認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校 一 覧 表

〔市立保育所〕

令和4年4月1日現在

保育所名		所在地	定 員	電 話
1	西 浦 保 育 所	沼津市西浦平沢200-29	60	942-2059
2	北 部 保 育 所	沼津市高沢町13-28	150	921-7537
3	大 平 保 育 所	沼津市大平1677	60	931-1218
4	金 岡 保 育 所	沼津市沼北町一丁目5-15	160	923-0383
5	大 岡 保 育 所	沼津市大岡1901-1	120	924-0170
6	と き わ 保 育 所	沼津市本字千本1906-4	90	963-4694
合 計			640	

〔私立保育園〕

令和4年4月1日現在

保育園名		所在地	定 員	電 話
1	永 明 保 育 園	沼津市幸町55	90	951-4584
2	恵 愛 保 育 園	沼津市吉田町4-10	90	931-4906
3	霊 山 保 育 園	沼津市本郷町25-37	60	931-1261
4	岳 東 保 育 園	沼津市大岡2468-1	150	921-4785
5	静 浦 保 育 園	沼津市馬込164-1	30	931-3378
6	愛 鷹 保 育 園	沼津市西椎路608	150	968-2500
7	か び ら ば す 保 育 園	沼津市下香貫牛臥3056	60	931-1827
8	青 葉 保 育 園	沼津市獅子浜51	30	955-8001
9	天 神 保 育 園	沼津市原120	60	966-2667
10	み く に 保 育 園	沼津市桃里317-2	50	966-0221
11	大 泉 保 育 園	沼津市井出738-1	40	967-0170
12	浮 島 保 育 園	沼津市平沼625	50	966-2139
13	い ず み 保 育 園	沼津市東熊堂115	120	925-4545
14	か ぬ き 保 育 園	沼津市中瀬町25-11	60	932-6217
15	光 長 保 育 園	沼津市岡宮1033-1	130	922-8610
16	ま い と り や 保 育 園	沼津市原1702-2	80	967-2550
17	小 百 合 保 育 園	沼津市本郷町10-5	78	931-5504
18	多 比 保 育 園	沼津市多比398-1	30	939-0741
19	青 空 保 育 園	沼津市小諏訪15-1	120	926-9200
20	し ん あ い 保 育 園	沼津市下香貫宮原276-1	120	943-6031
21	丘 の 上 保 育 園	沼津市大岡4075-4	80	941-5731
合 計			1, 678	

〔市立認定こども園〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話/FAX
1 戸田こども園	沼津市戸田1031-1	3	13	18	0558-94-2303 0558-94-3099

〔私立認定こども園〕

令和4年5月1日現在

認定こども園名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話
1 認定こども園しょうえい幼稚園	沼津市大塚812-2	3	30	115	967-4521
2 認定こども園片浜桜	(ナーサリールーム) 沼津市今沢680-4 (プレスクール) 沼津市今沢65	6	33	137	(ナーサリールーム) 966-5351 (プレスクール) 966-6349
3 認定こども園中央幼稚園	沼津市幸町23-3	6	26	121	951-6694
4 原町幼稚園	沼津市原199-1	6	21	88	966-7338
5 認定こども園杉浦学園	沼津市柳沢307(北園舎) 沼津市柳沢222(南園舎)	10	63	230	955-5511 967-4188
6 認定こども園こずわ幼稚園	沼津市小諏訪217	3	24	85	963-0721
7 認定こども園春の木幼稚園	沼津市東椎路1547-1	4	21	84	923-5445
8 耕雲寺幼稚園	沼津市大岡1092	7	18	123	951-3075
9 第二耕雲寺幼稚園	沼津市大岡2242-14	4	17	86	923-3911
10 沼津聖マリア幼稚園	沼津市本郷町18-31	4	10	84	932-9911
11 認定こども園沼津学園第一幼稚園	沼津市寿町16-40	9	24	213	921-8140
12 象山幼稚園	沼津市志下72-1	8	24	152	931-3426
合計		70	311	1,518	

〔市立幼稚園〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話/FAX
1 大平幼稚園	沼津市大平2205-1	3	7	20	932-2080 932-2780

〔私立幼稚園〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話
1 ルンビニ幼稚園	沼津市千本緑町2-7	3	7	22	962-1710
2 四恩幼稚園	沼津市三芳町3-14	3	8	46	963-7538
3 愛鷹幼稚園	沼津市西椎路610-2	7	27	145	966-2500
4 沼津学園第二幼稚園	沼津市大岡3227-1	6	13	171	923-8850
5 加藤学園幼稚園	沼津市大岡1979	12	26	252	921-4805
6 沼津あすなろ幼稚園	沼津市西沢田244-2	6	11	97	922-8507
7 双葉幼稚園	沼津市下香貫柿原2843-1	3	10	40	933-1835
8 光長寺幼稚園	沼津市岡宮1052-5	7	24	152	921-4213
9 沼津梅花幼稚園	沼津市本郷町23-9	6	15	136	931-6146
合計		53	141	1,061	

〔市立小学校〕

令和4年5月1日現在

学校名		所在地	学級数	教職員数	児童数	電話/FAX
1	第一小学校	沼津市八幡町65番地の1	13	26	246	962-0351 962-0321
2	第二小学校	沼津市常盤町2丁目32番地	6	23	119	962-0352 962-9533
3	第三小学校	沼津市下香貫下障子3157番地の2	12	24	284	931-0353 931-0352
4	第四小学校	沼津市御幸町4番1号	19	44	434	931-0354 931-0367
5	第五小学校	沼津市米山町9番1号	16	36	404	921-0355 921-0356
6	開北小学校	沼津市高沢町17番1号	13	33	343	921-4041 921-4042
7	千本小学校	沼津市本字千本1910番地の19	6	18	62	962-0356 962-5408
8	片浜小学校	沼津市大諏訪41番地	14	31	324	962-0357 951-1483
9	金岡小学校	沼津市江原町3番1号	25	44	670	921-1371 921-1370
10	大岡小学校	沼津市大岡2358番地	16	35	395	921-1885 921-1991
11	静浦小中一貫学校 (静浦小学校)	沼津市獅子浜17番地	8	28	136	931-3017 931-3672
12	愛鷹小学校	沼津市西椎路673番地の1	19	45	586	966-4244 966-4257
13	大平小学校	沼津市大平2200番地	7	20	152	931-5020 931-5454
14	長井崎小中一貫学校 (長井崎小学校)	沼津市内浦重須453番地	6	26	73	941-3111 941-3112
15	原小学校	沼津市原1200番地	20	34	515	966-0034 966-0040
16	浮島小学校	沼津市平沼811番地	7	18	203	966-2004 966-2549
17	香貫小学校	沼津市下香貫猪沼986番地	16	34	421	931-1234 931-1233
18	門池小学校	沼津市岡一色88番地の2	30	55	870	922-1481 922-1482
19	今沢小学校	沼津市東原字榎田通76番地の1	18	30	327	966-5522 966-5523
20	沢田小学校	沼津市中沢田字円丸715番地	12	28	326	924-0161 924-0162
21	原東小学校	沼津市大塚814番地の1	9	23	211	967-1213 967-1214
22	大岡南小学校	沼津市大岡字原田1312番地	17	39	441	962-0355 962-7644
23	戸田小中一貫学校 (戸田小学校)	沼津市戸田883番地の1	5	25	35	0558-94-3028 0558-94-3841
合 計			314	719	7,577	

〔私立小学校〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	児童数	電 話
加藤学園暁秀初等学校	沼津市大岡1979	18	57	501	922-0720

〔市立中学校〕

令和4年5月1日現在

学校名		所在地	学級数	教職員数	生徒数	電話／FAX
1	第一中学校	沼津市丸子町692番地の1	8	25	163	962-1551 962-1541
2	第二中学校	沼津市本字千本1910番地の19	5	19	107	962-1552 962-2118
3	第三中学校	沼津市下香貫木ノ宮888番地	15	33	449	931-1553 931-1552
4	第四中学校	沼津市本郷町24番1号	11	26	255	931-1554 931-1586
5	第五中学校	沼津市五月町15番1号	13	33	411	921-1555 921-4099
6	片浜中学校	沼津市小諏訪180番地	7	21	188	962-1556 962-1730
7	金岡中学校	沼津市神田町4番1号	19	39	526	921-1558 921-1990
8	大岡中学校	沼津市大岡2110番地	15	35	443	921-1557 921-2622
9	静浦小中一貫学校 (静浦中学校)	沼津市獅子浜17番地	4	32	81	931-3017 931-3672
10	愛鷹中学校	沼津市西椎路733番地	9	27	291	966-4229 966-4271
11	大平中学校	沼津市大平1144番地	4	21	86	931-5021 931-5029
12	長井崎小中一貫学校 (長井崎中学校)	沼津市内浦重須453番地	3	32	50	941-3111 941-3112
13	原中学校	沼津市原576番地	13	33	346	966-0138 966-1612
14	浮島中学校	沼津市平沼849番地	4	18	113	966-2040 967-1404
15	今沢中学校	沼津市東原字下方通289番地の1	12	37	250	966-9981 966-9982
16	門池中学校	沼津市岡一色657番地の1	13	28	357	923-3900 923-3963
17	市立高中等部	沼津市三枚橋字鐘突免673番地	6	33	240	924-8000 921-7313
18	戸田小中一貫学校 (戸田中学校)	沼津市戸田883番地の1	5	25	39	0558-94-3028 0558-94-3841
合 計			166	517	4,395	

〔私立中学校〕

令和4年5月1日現在

学校名		所在地	学級数	教職員数	生徒数	電 話
1	加藤学園暁秀中学校	沼津市岡宮1361-1	12	63	276	924-1900

〔市立高等学校〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	生徒数	電話/FAX
1 沼津高等学校	沼津市三枚橋字鐘突免673	15	80	605	921-0805 921-7313

〔県立高等学校〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津東高等学校	沼津市岡宮812	21	66	841	921-0341
2 沼津城北高等学校	沼津市岡一色875	9	33	364	921-0344
3 沼津工業高等学校	沼津市下香貫八重129-1	全日15 定日4	63 19	492 52	931-0343
4 沼津西高等学校	沼津市本字千本1910-9	17	84	610	962-0345
合計		66	265	2,359	

〔私立高等学校〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津中央高等学校	沼津市杉崎町11-20	20	51	672	921-0346
2 飛龍高等学校	沼津市東熊堂491	43	128	1,134	921-7942
3 桐陽高等学校	沼津市高島本町8-52	33	74	1,003	921-0096
4 加藤学園高等学校	沼津市大岡1979	46	122	1,415	921-0347
5 加藤学園暁秀高等学校	沼津市岡宮1361-1	16	77	383	924-1900
6 誠恵高等学校	沼津市沼北町2丁目9-12	19	45	600	921-5088
合計		177	497	5,207	

〔県立特別支援学校〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町6-20	10	36	19	921-2099
2 沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1	14	44	33	921-3398
3 沼津特別支援学校	沼津市大塚823-1	56	128	245	966-0980
4 愛鷹分校	沼津市岡一色875	6	22	52	943-5177
合計		86	230	349	

〔国立高等専門学校〕

令和4年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津工業高等専門学校	沼津市大岡3600 60	本科25 専攻科2	111 48	1,013 62	921-2700

1-(3) 防災関係機関組織

支援の要請先（国、県及び隣接市町・相互応援協定締結都市）一覧表

機 関 名	住 所	電 話 番 号 県防災行政無線番号
沼津河川国道事務所	沼津市下香貫外原3244-2	934-2009
沼津河川国道事務所 沼津河川出張所	沼津市本郷町33-1	931-4370
静岡県庁 (危機対策課)	静岡市葵区追手町9-6	(054) 221-2072 5(8)-100-6030
静岡県東部地域局 (地域課)	沼津市高島本町1-3	920-2180 5(8)-103-6010
富士市役所 (防災危機管理課)	富士市永田町1-100	(0545) 55-2715 5(8)-248-6020
三島市役所 (危機管理課)	三島市北田町4-47	983-2650 5(8)-243-9000
長泉町役場 (地域防災課)	駿東郡長泉町中土狩828	989-5505 5(8)-244-9000
清水町役場 (くらし安全課)	駿東郡清水町堂庭210-1	981-8205 5(8)-241-9000
伊豆市役所 (危機管理課)	伊豆市小立野38-2	(0558) 72-9867 5(8)-238-9000
伊豆の国市役所 (危機管理課)	伊豆の国市長岡340-1	948-1482 5(8)-239-9000
函南町役場 (総務課)	田方郡函南町平井717-13	979-8102 5(8)-240-9000
上田市役所 (危機管理防災課)	長野県上田市大手1-11-16	(0268) 21-0123
戸田市役所 (危機管理防災課)	埼玉県戸田市上戸田1-18-1	(048) 424-9554
高岡市役所 (危機管理課)	富山県高岡市広小路7-50	(0766) 20-1229
江東区役所 (防災課)	東京都江東区東陽4-11-28	(03) 3647-8631
長浜市役所 (防災危機管理局)	滋賀県長浜市八幡東町632	(0749) 65-6555

※ 県防災行政無線の5は地上系、8は衛星系を表す。

災害時における自衛隊連絡一覧表

機 関 名		担 当		電 話 番 号			防災無線
		時間内	時間外	代 表	内 線 (時間内)	内 線 (時間外)	
陸 上 自 衛 隊	第34普通科連隊 (板 妻)	第3科	駐屯地 当直司令室	(0550) 89-1310	235 236 237	301 302	5(8)- 150-9000 (板妻駐屯地)
	普通科教導連隊 (滝ヶ原)	防衛管理部	駐屯地 当直司令室	(0550) 89-0711	419	302	
	富士学校 (富 士)	情報・管理 幹部	学校 (駐屯地) 当直司令室	(0550) 75-2311	2244 2249	2302	5(8)- 151-9000 (富士駐屯地)
海 上 自 衛 隊	横須賀地方總監部 (横須賀)	防災総括幕僚	オペレーション室 当直幕僚	(046) 822-3500	2543	2222	8- (衛星系のみ設置) 156-9001
航 空 自 衛 隊	第11飛行教育団 (静 浜)	団司令部 計画班長	基 地 当直幹部	(054) 622-1234	231	225	5(8)- 154-9001 (静浜基地)
	第1航空団司令部 (浜 松)	防衛部 防衛班長	基 地 当直幹部	(053) 472-1111	3230 3231 3232	3224 3225	5(8)- 153-9001 (浜松基地)

※防災無線の5は地上系、8は衛星系を表す。

災害時における海上保安庁連絡一覧表

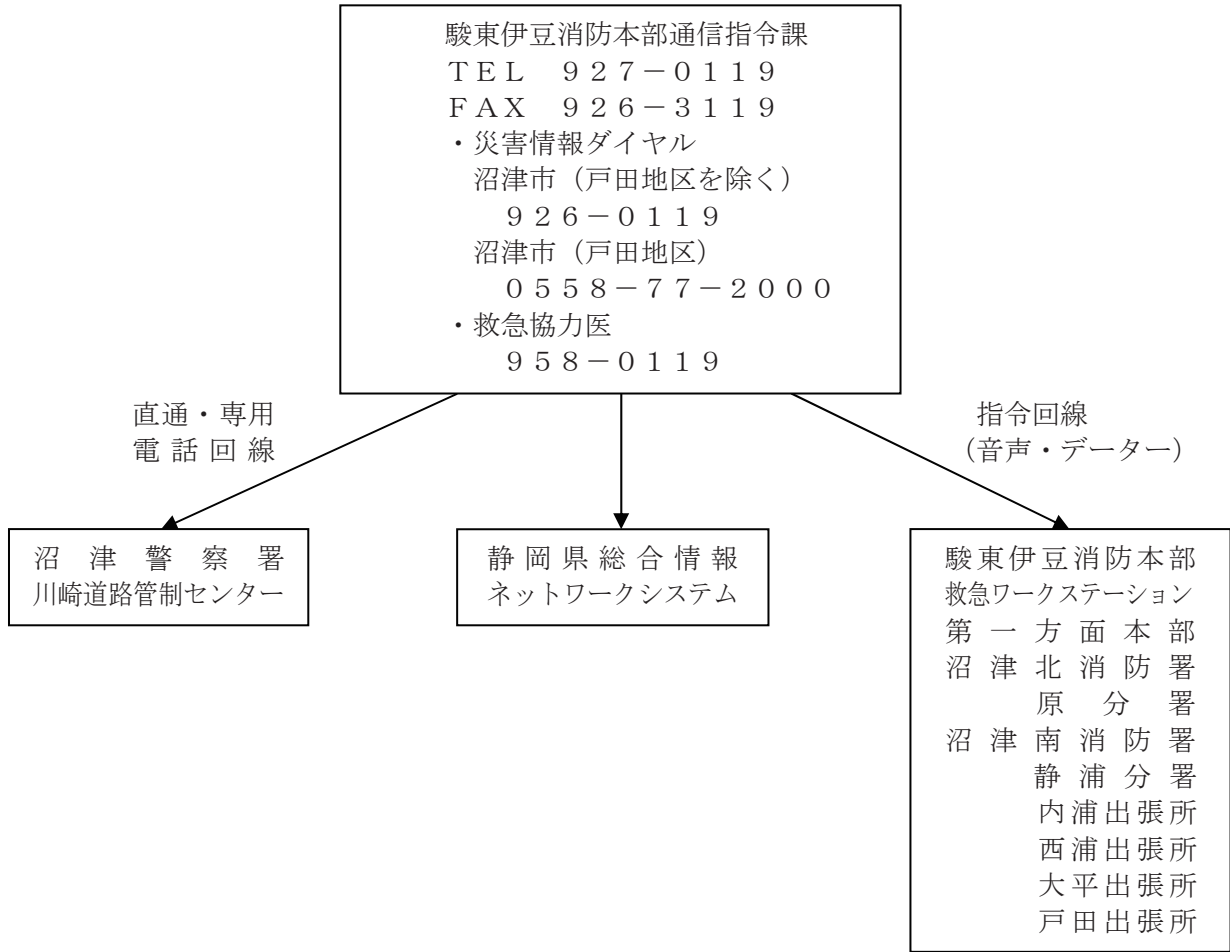
機 関 名	担 当	電 話 番 号	防災無線
清水海上保安部	警備救難課	(054) 353-0118 (054) 353-7118	5(8)- 157-9000
下田海上保安部	警備救難課	(0558) 25-0118 (代表) (0558) 25-0124	5(8)- 158-9000

※防災無線の5は地上系、8は衛星系を表す。

災害対策関係機関一覧表

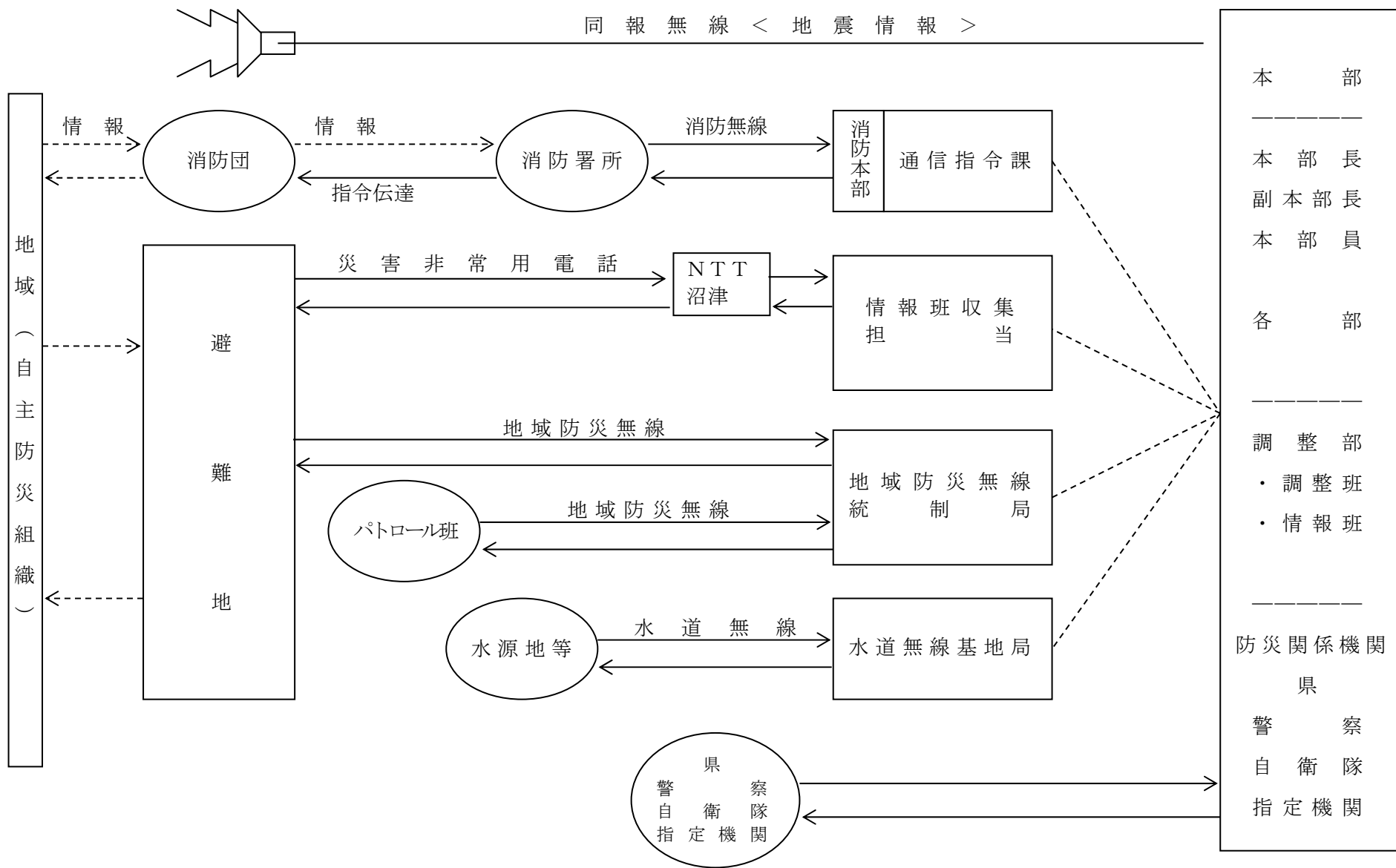
名 称	所 在 地	電 話 番 号
〈 市 の 機 関 〉		
沼津市役所	沼津市御幸町 16-1	(代) 931-2500
沼津市立病院	沼津市東椎路字春ノ木 550	924-5100
〈 県 の 機 関 〉		
静岡県		
東部地域局	沼津市高島本町 1-3	920-2063
沼津土木事務所	沼津市高島本町 1-3	920-2202
沼津財務事務所	沼津市高島本町 1-3	920-2013
東部農林事務所	沼津市高島本町 1-3	920-2153
東部保健所	沼津市高島本町 1-3	920-2074
危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町 9-6	(054) 221-2072
危機管理部危機政策課	静岡市葵区追手町 9-6	(054) 221-2456
危機管理部危機情報課	静岡市葵区追手町 9-6	(054) 221-3366
沼津警察署	沼津市平町 19-11	952-0110
〈 国 の 機 関 〉		
陸上自衛隊		
富士学校	駿東郡小山町須走 481-27	(0550) 75-2311
駒門駐屯地	御殿場市駒門 5-1	(0550) 87-1212
板妻駐屯地	御殿場市板妻 40-1	(0550) 89-1310
滝ヶ原駐屯地	御殿場市中畑 2092-2	(0550) 89-0711
中部地方整備局		
沼津河川国道事務所	沼津市下香貫外原 3244-2	934-2009
沼津河川出張所	沼津市本郷町 33- 1	931-4370
沼津国道維持出張所	駿東郡長泉町下土狩 1027- 1 (国道 1 号、国道 246 号)	986-1122
静岡国道事務所富士国道維持出張所	富士市今泉 337- 1	(0545) 52-5650
関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町 7-18	(054) 246-6121
沼津郵便局	沼津市寿町 1-25	924-8624
沼津労働基準監督署	沼津市市場町 9-1	933-5830
中部運輸局静岡運輸支局		
沼津自動車登録検査事務所	沼津市原字古田 2480	(050) 5540-2051
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町 9-1	(054) 353-0118
〈 そ の 他 の 機 関 〉		
東海旅客鉄道(株)沼津駅	沼津市大手町 1-1-1	962-2078
(株)NTT西日本静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1 NTT城東ビル 3 F	(054) 205-9122
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社		
日本通運(株)沼津支店	駿東郡清水町長沢 90-1	983-5050
福山通運(株)三島営業所	駿東郡清水町玉川 237-3	972-8221
佐川急便(株)富士営業所	富士市中里字大坪新田添 2626-34	(0545) 32-2130
ヤマト運輸(株)東静岡主管支店	裾野市今里 448-1	965-0910
西濃運輸(株)沼津支店	沼津市東椎路東荒 385	921-1103
静岡ガス(株)東部支店	沼津市岡一色 808	927-3720
沼津商工会議所	沼津市米山町 6-5	921-1000
(一社)沼津医師会	沼津市八幡町 82	962-1229

駿東伊豆消防本部連絡一覧表



各連絡先	電話番号	FAX番号
駿東伊豆消防本部	920-0119	923-9911
救急ワークステーション	921-9999	921-0009
第一方面本部	935-5119	933-3119
沼津北消防署	923-0119	920-0128
原分署	967-0119	967-0120
沼津南消防署	934-0119	933-2291
静浦分署	932-8119	同左
内浦出張所	941-3119	同左
西浦出張所	942-3119	同左
大平出張所	933-0119	同左
戸田出張所	0558-94-5119	0558-94-5200

情報収集伝達系統図



2 第 4 次地震被害想定

3 災害危険区域関係

河川災害予防計画

県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、気象台の予報に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。

一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、低湿内水地帯、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯及び急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は沼津市水防計画による。

が け 崩 れ に つ い て の 心 得

1. がけを見回って、まず応急措置をする

- (1) 崩れそうな土砂は取り除き、特に危険ながけに雨水が流れないように板や土のうなどで排水路を造って水はけをよくする。
- (2) がけ上の地盤の割目には雨水が入らないようにモルタルなどで詰め、また、がけにある大きな木の繁茂している幹や枝は切り取る。
- (3) 木の仮土留の腐っている木材の取り替え、崩れそうな石垣などは補強修理する。

2. がけ下の土地については、次のことに注意する

- (1) がけ下を切土したままとなっているものは仮土留をしたうえで安全な石垣などを作る。
- (2) がけの根元は雨水、汚水、湧き水など溜まらないよう水はけをよくする。
- (3) 高いがけ下で、石垣などだけでは安全とまらない宅地は落石防護柵を作る。

3. がけ上の土地については、次のことに注意する

- (1) 雨樋を作り、雨水は流し放しにしないで下水管、U字溝などで安全な場所へ排水する。
- (2) 吸込み、池、ごみ埋め穴などは造らないようにし、隣地から多量の雨水が流れ込んでくるおそれがあるところは、関係者が話し合っって安全な排水施設を作る。

4. 降水量と地下水の監視

- (1) 過去の災害実績降水量に雨量が接近した場合は非常警戒態勢をとるようにする。
- (2) 降水が終わった後両3日は危険である。
- (3) 豪雨の始まる前数日にわたり小雨が続いた場合には、警戒雨量の基準を厳しくする必要がある。

5. 付近居住者は次のことに注意を要する

- (1) 避難の指示には必ず従う。
- (2) 降雨時にはがけぎわの部屋では就寝しない。
- (3) 老人や子どもは特に早めに避難させる。
- (4) 平時から避難先の確認や避難について心がけ、準備する。

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

	区域名	自治会名		区域名	自治会名
1	江 梨	西浦江梨	51	江浦中里道下	江 浦
2	江梨海老川	西浦江梨	52	志下向山	志 下
3	久 料	西浦久料	53	口野神浜	口 野
4	西浦足保土蔵	西浦足保	54	江浦坂連道上	江 浦
5	古宇宮ヶ崎	西浦古宇	55	小海丸山第2	内浦小海
6	立 保	西浦立保	56	江之浦四面坂	江 浦
7	立保能留見	西浦立保	57	木負館内	西浦木負
8	平沢東磯	西浦平沢	58	江浦坂連道上No.2	江 浦
9	久連外畑	西浦久連	59	多比小谷戸第2	多 比
10	西浦久連松木坂	西浦久連	60	久料下洞	西浦久料
11	木負浜条	西浦木負	61	獅子浜上の山	獅子浜
12	木負河内道	西浦木負	62	口野洞山	口 野
13	河 内	西浦河内	63	口野神浜B	口 野
14	河内森下	西浦河内	64	大平御前埴	大平3区
15	河内御崎	西浦河内	65	多比風坂	多 比
16	重須寺ノ上	内浦重須	66	口野舟木B	口野
17	三津宿町	内浦三津	67	重寺蛭子洞	内浦重寺
18	三津南町	内浦三津	68	久連西町	西浦久連
19	小 海	内浦小海・三津	69	小海中ノ洞	内浦小海
20	小海中峯	内浦小海	70	河内御崎No.2	西浦河内
21	小海丸山	内浦小海	71	江ノ浦西山No.2	江 浦
22	重寺鮪洞	内浦重寺	72	志下大久保	志下
23	重 寺	内浦重寺	73	東本郷町大洞	黒瀬・久保
24	口 野	口 野	74	平 沢	西浦平沢
25	口野尾高	口 野	75	小海No.2	内浦小海
26	多比小谷戸	多 比	76	江梨No.2	西浦江梨
27	多比上道	多 比	77	沢 海	鬼川
28	三 津	内浦三津	78	鬼 川	鬼川
29	三津小島	内浦三津	79	鬼川No.2	鬼川
30	多比舟越	多 比	80	東鬼川	鬼川
31	多比舟越第2	多 比	81	小山田	小山田
32	多比舟越第3	多 比	82	南	口南
33	江ノ浦	江 浦	83	南No.2	口南・奥南
34	江浦家ノ上第1	江 浦	84	南No.3	口南・小山田
35	江ノ浦西山	江 浦	85	戸 田	大浦
36	獅子浜	獅子浜	86	戸田No.2	大浦・口南
37	獅子浜北洞第2	獅子浜	87	牛ヶ洞	大浦
38	馬込魚見	馬 込	88	大浦山	大浦
39	外 原	外 原	89	大浦山No.2	大浦
40	八重二ノ洞	八 重	90	御浜中	御浜
41	上香貫獅子路	宮原町	91	御浜1	御浜
42	池上町	池上町	92	御浜2	御浜
43	青 野	青 野	93	牛ヶ洞No.2	大浦
44	根古屋	根古屋			
45	口野舟木	口 野			
46	重寺太田	内浦重寺			
47	長浜北丁	内浦長浜			
48	口野田連	口 野			
49	志下鷺頭下	志 下			
50	多比桂林上	多 比			

土砂災害(特別)警戒区域一覧表

【急傾斜地の崩壊】

令和5年4月1日現在

番号	危険箇所番号	位置	指定面積(ha)		指定戸数 人家戸数		避難地	備考				
			大字	小字	警戒区域	特別警戒区域		警戒区域	特別警戒区域	自主防災会名	要配慮者利用施設	
1	103-I-3338	中瀬町B			2.75	1.49	14	2	市民文化センター	中瀬町		
2	103-II-5885	中瀬町A			0.90	0.49	0	0	市民文化センター	中瀬町		
3	103-II-5886	中瀬町C			1.94	1.20	4	0	市民文化センター	中瀬町		
4	103-I-2709	上香貫コテシ			4.20	2.37	30	5	市民文化センター	中瀬町	黒瀬町	はまゆう寮(中瀬町17-11)
5	103-I-0655	東本郷町			2.87	1.49	34	4	市民文化センター	久保町		
6	103-I-3337	南本郷町			4.02	2.56	20	15	市民文化センター	中住町		第四中学校(本郷町24-1)
7	103-I-3336	山ヶ下町			4.70	3.27	9	5	市民文化センター	中瀬町		
8	103-II-5883	曼陀ヶ原			1.39	0.53	3	0	我入道公園	我入道林町	牛臥	
9	103-I-0656	東本郷町大溝			3.92	1.90	32	4	市民文化センター	黒瀬町	東豊栄町	久保町
10	103-I-0657	中原			3.53	2.00	45	12	市民文化センター	中原町		
11	103-I-0654	宮原			4.87	2.54	89	34	市民文化センター	宮原町		第四中学校(本郷町24-1)
12	103-I-0653	上香貫獅子路			2.42	0.73	70	22	県立沼津工業高校	八重		
13	103-I-0651	八重東坂			1.77	0.71	29	8	県立沼津工業高校	八重坂		
14	103-II-0470	鉛山			1.70	0.98	10	5	県立沼津工業高校	八重坂		
15	103-I-0644	林の下			1.34	0.51	12	3	香貫小学校	塩満		
16	103-I-0645	塩満			6.66	2.76	57	11	香貫小学校・第三中学校	塩満	西木の宮	
17	103-I-0647	木の宮			3.76	1.71	42	14	第三地区センター(第三中学校)	西木の宮		第三中学校(下香貫888)
18	103-I-0652	八重二ノ洞			0.86	0.04	25	2	県立沼津工業高校	八重		
19	103-I-0648	八重団地			4.72	3.01	27	2	県立沼津工業高校	八重坂		
20	103-I-2708	八重正見寺裏			1.43	0.71	20	4	県立沼津工業高校	八重坂		
21	103-I-0649	八重			2.64	1.08	44	10	県立沼津工業高校	八重坂		
22	103-I-3335	仰天峰			1.65	0.91	16	14	県立沼津工業高校	八重坂		
23	103-I-0616	江之浦坂道下		他	2.32	0.90	33	4	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
24	103-I-0617	江之浦坂道上		他	2.02	0.15	26	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
25	103-I-0618	江之浦中里道下A		他	1.89	0.44	39	8	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
26	103-I-0620	江之浦家ノ上A		他	0.53	0.01	17	1	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
27	103-II-0458	江之浦東山		他	0.51	0.28	1	1	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
28	103-II-0463	江之浦中里道下B		他	1.03	0.08	2	1	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
29	103-I-0619	江之浦四面坂		他	0.56	-	18	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
30	103-I-0621	江之浦家ノ上B		他	1.29	0.56	10	4	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
31	103-I-0622	江之浦西山		他	4.79	0.33	59	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江浦		
32	103-I-0610	多比桂林上		他	2.37	0.38	36	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		多比保育園(多比398-1) 多比産所(多比工房)(多比395)
33	103-I-0611	多比上道		他	2.71	0.54	46	4	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
34	103-I-0614	多比舟越A		他	0.85	0.18	19	2	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
35	103-I-0615	多比舟越B		他	0.41	-	6	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
36	103-II-0461	多比大谷戸		他	1.61	0.79	3	2	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
37	103-II-0462	多比清水洞		他	0.54	0.21	0	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
38	103-I-0609	多比小谷戸		他	2.99	0.22	40	2	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
39	103-I-0612	多比瓜坂		他	2.88	0.91	22	4	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
40	103-I-0613	多比舟越C		他	2.65	0.33	28	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比		
41	103-I-0600	口野尾高A		他	1.40	0.39	14	7	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
42	103-I-0601	口野尾高B		他	0.50	0.01	15	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
43	103-I-0603	口野尾高C		他	2.27	0.21	46	4	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
44	103-I-0604	口野田連		他	1.99	0.43	30	1	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
45	103-I-0605	口野舟木		他	5.40	1.46	70	6	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
46	103-I-0606	口野神浜		他	3.28	1.29	16	2	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
47	103-I-0607	口野塩久津		他	2.55	0.83	12	3	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
48	103-I-0608	口野洞山		他	2.46	0.24	15	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野		
49	103-I-3329	重寺蛭子洞B		他	0.65	0.18	10	2	内浦地区センター	重寺		
50	103-I-3332	重寺蛭子洞C		他	1.21	0.51	15	2	内浦地区センター	重寺		
51	103-II-0457	重寺蛭子洞A		他	0.44	0.18	6	1	内浦地区センター	重寺		
52	103-I-0597	重寺鱒洞		他	2.04	0.45	21	0	内浦地区センター	重寺		
53	103-I-0596	重寺島合		他	2.57	1.03	27	19	内浦地区センター	重寺		
54	103-I-0598	重寺		他	1.50	0.28	24	1	内浦地区センター	重寺		
55	103-I-0599	重寺太田		他	2.50	0.89	31	6	内浦地区センター	重寺		
56	103-II-0454	内浦小海A		他	0.78	0.36	3	3	内浦地区センター	小海		
57	103-I-0595	内浦丸山		他	1.60	0.17	26	0	内浦地区センター	小海		
58	103-I-0593	内浦中家		他	1.52	0.25	28	2	内浦地区センター	小海		
59	103-I-0594	内浦西ヶ洞		他	2.47	0.93	15	5	内浦地区センター	小海		
60	103-I-0592	内浦小海		他	5.86	0.87	75	2	内浦地区センター	小海	三津	
61	103-I-0588	三津宿町		他	4.35	0.79	88	12	内浦地区センター	三津		
62	103-I-0589	三津新屋敷		他	3.60	2.28	17	5	内浦地区センター	三津		
63	103-I-0590	三津上山田		他	1.47	0.06	14	0	内浦地区センター	三津		
64	103-I-0591	三津仲田A		他	3.65	1.87	15	3	内浦地区センター	三津		
65	103-I-3330	三津久伏		他	0.79	0.26	6	1	内浦地区センター	三津		
66	103-I-3331	三津上宮筋		他	2.25	1.40	9	0	内浦地区センター	三津		
67	103-II-0456	三津仲田B		他	2.58	1.40	4	2	内浦地区センター	三津		
68	103-I-0586	長浜宮戸A		他	1.99	1.05	21	6	長井崎中学校	長浜		
69	103-I-0587	長浜北丁		他	1.89	0.25	29	0	長井崎中学校	長浜		
70	103-II-0455	長浜宮戸B		他	2.62	1.33	2	2	長井崎中学校	長浜		
71	103-I-0584	重須榎ヶ洞		他	0.67	0.21	13	3	長井崎中学校	重須		
72	103-III-0113	重須月山		他	1.73	1.04	0	0	長井崎中学校	重須		

【急傾斜地の崩壊】

番号	危険箇所番号	位置	指定面積(ha)		指定戸数警戒区域		避難地	備考			
			大字	小字	警戒区域	特別警戒区域		一戸建	共同住宅	自主防災会名	要配慮者利用施設
73	103-I-0578	木負浜家 西浦木負	木負	浜家	1.84	0.09	18	1	長井崎中学校	木負	
74	103-I-0579	木負河内道 西浦木負	木負	河内	1.65	0.22	10	0	長井崎中学校	木負	
75	103-I-0580	河内橋下 西浦河内	河内	橋下	1.83	-	9	0	長井崎中学校	河内	
76	103-I-0581	河内 西浦河内	河内	御崎	0.73	-	7	0	長井崎中学校	河内	
77	103-I-0582	河内御崎 西浦河内	河内	御崎	0.93	0.05	12	1	長井崎中学校	河内	
78	103-I-0575	久連外畑 西浦久連	久連	西	0.71	0.11	8	3	西浦小学校	久連	
79	103-I-0576	久連西町 西浦久連	久連	西	0.80	0.25	11	3	西浦小学校	久連	
80	103-I-0577	西浦久連松木坂 西浦久連	久連	松木坂	0.75	0.14	6	2	西浦小学校	久連	海瀬医院(西浦久連436-16)
81	103-I-0574	平沢東 西浦平沢	平沢	東	1.72	0.72	2	0	西浦小学校	平沢	
82	103-I-0574-2	平沢西 西浦平沢	平沢	西	0.24	0.06	2	1	西浦小学校	平沢	
83	103-I-0573	立保・立保能留見 西浦立保	立保	能留見	2.61	0.45	19	2	西浦小学校	立保	
84	103-I-0572	古宇宮ヶ崎 西浦古宇	古宇	宮ヶ崎	6.31	1.47	22	1	西浦小学校	古宇	
85	103-III-0111	古宇浜田 西浦古宇	古宇	浜田	2.05	0.86	7	1	西浦小学校	古宇	遊法苑(西浦古宇13-14) ゆうほうのさと(井里絵)(西浦古宇16-10)
86	103-I-0571	西浦足保土蔵 西浦足保	足保	土蔵	2.54	0.86	16	3	西浦小学校	足保	
87	103-I-3326	足保五林 西浦足保	足保	五林	1.24	0.45	5	1	西浦小学校	足保	
88	103-I-0569	久料 西浦久料	久料	八重畑	1.80	0.44	13	1	西浦小学校	久料	
89	103-I-0570	久料下湯 西浦久料	久料	下湯	1.52	0.08	15	0	西浦小学校	久料	
90	103-II-0453	久料妻瀨 西浦久料	久料	妻瀨	0.97	0.68	0	0	西浦小学校	久料	
91	103-I-0567	江梨 西浦江梨	江梨	西	2.58	0.50	24	3	西浦小学校	江梨	
92	103-I-0568	江梨海老川 西浦江梨	江梨	海老川	1.35	0.26	9	0	西浦小学校	江梨	
93	103-I-3325	江梨瀬洞A 西浦江梨	江梨	瀬洞	1.10	0.52	3	1	西浦小学校	江梨	
94	103-II-0449	江梨海老川 西浦江梨	江梨	海老川	2.78	1.30	3	3	西浦小学校	江梨	
95	103-II-0450	江梨瀬洞B 西浦江梨	江梨	瀬洞	2.21	1.18	0	0	西浦小学校	江梨	
96	103-III-0112	木負小笠 西浦木負	木負	小笠	3.18	1.55	6	0	長井崎中学校	木負	手塚クリニック(西浦木負767-14)
97	103-I-0638	大平出城山 大平	大平	小山	0.95	0.36	11	3	大平地区センター(大平小学校)	大平一区	
98	103-I-0639	大平小山 大平	大平	小山	3.22	1.33	24	10	大平地区センター(大平小学校)	大平一区	
99	103-II-0459	大井前 大平	大平	大井前	4.46	2.58	8	5	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	
100	103-I-0633	大平御前婦A 大平	大平	御前婦	2.58	1.28	4	1	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
101	103-I-0634	大平戸ヶ谷A 大平	大平	戸ヶ谷	6.19	4.04	13	4	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
102	103-I-2705	大平御前婦B 大平	大平	御前婦	9.16	5.27	28	11	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
103	103-I-2706	大平戸ヶ谷B 大平	大平	戸ヶ谷	0.72	0.28	9	4	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
104	103-II-0467	大平戸ヶ谷C 大平	大平	戸ヶ谷	2.51	1.17	12	3	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
105	103-II-0468	大平戸ヶ谷D 大平	大平	戸ヶ谷	1.02	0.48	1	1	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
106	103-I-0635	大平山口 大平	大平	山口	3.06	1.57	15	2	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
107	103-II-0465	大平吉田B 大平	大平	吉田	0.69	0.25	8	2	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
108	103-II-0466	大平吉田C 大平	大平	吉田	3.42	1.61	14	5	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
109	103-II-0469	大平新城 大平	大平	新城	2.08	0.76	12	2	大平地区センター(大平小学校)	大平五区	
110	103-I-3334	大平南蔵 大平	大平	南蔵	3.17	1.39	29	13	大平地区センター(大平小学校)	大平五区	大平九区
111	103-I-0636	大平吉田A 大平	大平	吉田	1.80	0.91	12	2	大平地区センター(大平小学校)	大平九区	
112	103-I-0765	戸田 戸田	戸田	大海山	3.51	0.34	50	0	戸田地区センター	大浦	
113	103-I-0766	大浦山 戸田	戸田	大浦山	1.91	0.19	26	1	戸田地区センター	大浦	
114	103-I-0768	牛ヶ洞 戸田	戸田	牛ヶ洞	3.45	0.50	14	0	戸田地区センター	大浦	
115	103-I-0764	南 戸田	戸田	南	2.69	0.16	35	0	戸田地区センター	奥南	
116	103-I-0760	沢海 戸田	戸田	外沢海	0.55	-	8	0	戸田地区センター	鬼川	
117	103-I-0761	鬼川 戸田	戸田	鬼川	4.48	1.19	30	0	戸田地区センター	鬼川	
118	103-I-0762	鬼川 戸田	戸田	鬼川	4.48	1.19	30	0	戸田地区センター	鬼川	
119	103-I-0763	小山田 戸田	戸田	小山田	0.48	-	12	0	戸田地区センター	小山田	
120	103-I-0769	御浜B 戸田	戸田	牛ヶ洞	3.41	1.90	6	0	戸田地区センター	御浜	
121	103-I-0770	御浜中 戸田	戸田	牛ヶ洞	2.11	1.03	12	4	戸田地区センター	御浜	
122	103-I-0771	御浜A 戸田	戸田	御浜	2.08	0.46	17	6	戸田地区センター	御浜	
123	103-I-3519	出城山 大平	大平	小山	4.04	1.56	47	6	大平地区センター(大平小学校)	大平一区	
124	103-II-0771	岩下 大平	大平	小山	0.91	0.42	0	0	大平地区センター(大平小学校)	(なし)	
125	103-I-0759	中上A 戸田	戸田	中上	0.38	0.08	4	3	戸田地区センター	中上	
126	103-I-0767	牛ヶ洞A 戸田	戸田	牛ヶ洞	4.02	2.17	30	7	戸田地区センター	大浦	
127	103-I-2741	宝金A 戸田	戸田	宝金	1.45	0.70	8	1	戸田地区センター	大上	
128	103-I-2742	樺木A 戸田	戸田	樺木	1.71	0.95	6	1	戸田地区センター	中上	
129	103-I-2742-2	樺木B 戸田	戸田	樺木	7.10	4.80	5	0	戸田地区センター	中上	
130	103-I-2743	樺木C 戸田	戸田	樺木	3.12	1.80	2	0	戸田地区センター	中上	
131	103-I-2744	中上B 戸田	戸田	中上	0.28	0.06	2	1	戸田地区センター	中上	
132	103-I-3407	鬼川A 戸田	戸田	沢海	6.24	4.12	10	1	戸田地区センター	鬼川	
133	103-I-3408	大上 戸田	戸田	大上	4.96	3.44	9	0	戸田地区センター	大上	
134	103-I-3409	御浜A 戸田	戸田	柳ヶ窪	1.95	0.28	30	2	戸田地区センター	御浜	
135	103-II-0573	沢海A 戸田	戸田	沢海	3.34	2.33	0	0	戸田地区センター	鬼川	
136	103-II-0574	鬼川B 戸田	戸田	鬼川	3.11	2.21	5	0	戸田地区センター	鬼川	
137	103-II-0575	宝金B 戸田	戸田	宝金	2.11	1.04	3	1	戸田地区センター	大上	
138	103-II-0576	新田A 戸田	戸田	萩原洞	5.72	3.88	1	0	戸田地区センター	新田	
139	103-II-0577	新田B 戸田	戸田	上北山	2.53	1.75	1	1	戸田地区センター	新田	
140	103-II-0578	宝金C 戸田	戸田	萩原	3.56	1.97	2	2	戸田地区センター	新田	
141	103-II-0579	中上C 戸田	戸田	中上	1.60	0.73	2	1	戸田地区センター	中上	
142	103-I-0661	青野 青野	青野	上岡	1.81	0.40	19	4	愛鷹地区センター	青野	
143	103-I-0662	青野谷津 青野	青野	谷津	0.99	0.31	11	0	愛鷹地区センター	青野	根古屋
144	103-I-0663	根古屋 根古屋	根古屋	谷入	1.50	0.01	15	0	浮島小学校	根古屋	
145	103-S-0115	柳ヶ窪 柳ヶ窪	柳ヶ窪	柳ヶ窪	5.93	2.38	13	1	浮島小学校	根古屋	東井出
146	103-S-0116	小坂 石川	石川	小坂	2.86	1.01	3	0	浮島小学校	石川	荒久

【急傾斜地の崩壊】

番号	危険箇所番号	位置	指定面積(ha)		指定戸数 警戒区域		避難地	備考				
			大字	小字	警戒区域	特別警戒区域		一戸建	共同住宅	自主防災会名	要配慮者利用施設	
147	103-S-0117	城山上 石川	城山上	他	2.57	0.96	18 戸	4 棟	浮島小学校	荒久		
148	103-S-0145	瀧ノ沢 青野	瀧ノ沢	他	4.81	1.86	4 戸	0 棟	愛鷹地区センター	青野		
149	103-S-0146	青大蛇窪 青野	青大蛇窪	他	4.43	1.85	3 戸	2 棟	愛鷹地区センター	青野		
150	103-S-0147	谷津B 青野	谷津	他	1.02	0.32	4 戸	0 棟	愛鷹地区センター	青野	根古屋	
151	103-S-0148	関峯A 井出	関峯	他	0.93	0.28	0 戸	0 棟	—	(なし)		
152	103-S-0149	関峯B 井出	井出	他	2.82	1.08	2 戸	2 棟	浮島小学校	東井出		
153	103-S-0150	馬場 井出	馬場	他	1.73	0.59	5 戸	1 棟	浮島小学校	東井出		
154	103-S-0151	神田 井出	神田	他	2.14	0.64	9 戸	1 棟	浮島小学校	西井出		
155	103-S-0152	霞 西野	霞	他	0.52	0.21	0 戸	0 棟	—	(なし)		
156	103-S-0153	久保 平沼	久保	他	0.16	0.06	1 戸	0 棟	浮島小学校	平沼		
157	103-S-0154	片蓋 吹上	片蓋	他	1.19	0.40	1 戸	0 棟	浮島小学校	根古屋	東井出	
158	103-S-0155	片蓋 平沼	片蓋	他	0.47	0.19	3 戸	0 棟	浮島小学校	平沼	石川	
159	103-S-0114	山川戸 青野	山川戸	他	1.93	0.72	4 戸	2 棟	愛鷹地区センター	青野		
160	103-I-0658	池上町A 柳沢	岡一色	他	0.71	0.01	17 戸	0 棟	門池地区センター	池上町		
161	103-I-0659	柳沢A 柳沢	西側	他	6.56	3.62	29 戸	8 棟	愛鷹地区センター	柳沢		
162	103-I-3339	柳沢B 柳沢	東側	他	4.78	2.32	12 戸	3 棟	愛鷹地区センター	柳沢		
163	103-II-0460	柳沢C 柳沢	西側	他	2.88	1.21	7 戸	2 棟	愛鷹地区センター	柳沢		
164	103-II-5864	柳沢C 柳沢	西側	他	1.50	0.64	4 戸	1 棟	愛鷹地区センター	柳沢		
165	103-S-0101	尾上A 尾上	尾上	他	4.58	2.57	3 戸	1 棟	門池地区センター	元長窪		
166	103-S-0102	尾上B 尾上	尾上	他	1.78	0.59	3 戸	3 棟	門池地区センター	(なし)		
167	103-S-0103	尾上A 尾上	尾上	他	3.18	1.32	33 戸	4 棟	門池地区センター	足高拓南		
168	103-S-0104	尾上B 尾上	尾上	他	4.72	1.98	10 戸	1 棟	門池地区センター	東名町		
169	103-S-0105	尾上C 尾上	尾上	他	5.20	2.38	4 戸	0 棟	門池地区センター	東名町		
170	103-S-0106	田頭 田頭	岡一色	他	0.79	0.29	5 戸	5 棟	門池地区センター	池上町		
171	103-S-0107	上松沢A 東原	上松沢	他	1.95	0.73	2 戸	0 棟	門池地区センター	東名町		加藤学園映秀高等学校(岡宮1361-1)
172	103-S-0108	上松沢B 東原	上松沢	他	8.38	3.26	62 戸	12 棟	豊町公園	高尾台	豊町	
173	103-S-0109	下松沢 東原	下松沢	他	2.81	0.77	69 戸	39 棟	豊町公園	松沢町		老人ホーム陽光園(岡宮1417-1) デイサービス陽光園(岡宮1417-1)
174	103-S-0110	西大曲 西大曲	西大曲	他	0.39	0.13	4 戸	0 棟	沢田小学校	西沢田		
175	103-S-0111	谷津A 谷津	中沢田	他	1.06	0.31	1 戸	0 棟	沢田小学校	中沢田		
176	103-S-0112	西沢田 西沢田	洞	他	1.87	0.51	33 戸	4 棟	沢田小学校	西沢田		
177	103-S-0113	梅ヶ沢 東原	梅ヶ沢	他	2.09	0.60	27 戸	10 棟	愛鷹地区センター	東原		児童発達支援・放課後デイサービス サトヤマキッズ(東原566番地の1)
178	103-S-0136	尾上C 尾上	尾上	他	0.17	0.01	0 戸	0 棟	門池地区センター	足高拓南		
179	103-S-0138	尾上D 尾上	尾上	他	0.77	0.21	1 戸	0 棟	門池地区センター	足高拓南		
180	103-S-0139	尾上E 尾上	尾上	他	0.90	0.31	1 戸	0 棟	門池地区センター	足高拓南		
181	103-S-0140	中山 中山	岡一色	他	0.85	0.28	0 戸	0 棟	門池地区センター	池上町		
182	103-S-0141	池上町B 中山	中山	他	1.72	0.18	64 戸	16 棟	門池地区センター	池上町		門池中学校(岡一色657-1)
183	103-S-0142	内山 内山	内山	他	4.05	1.75	4 戸	2 棟	愛鷹地区センター	柳沢		
184	103-S-0143	仲澤 柳沢	仲澤	他	1.28	0.43	3 戸	0 棟	愛鷹地区センター	柳沢		
185	103-S-0144	烏谷 烏谷	ウツウ	他	2.64	0.79	9 戸	2 棟	愛鷹地区センター	烏谷		
186	103-I-0585	重須寺ノ上 内浦重須	寺の上	他	2.98	1.14	11 戸	2 棟	長井崎中学校	重須		
187	103-I-3327	内浦重須 内浦重須	上和田	他	4.11	1.43	19 戸	4 棟	長井崎中学校	重須		
188	103-I-3328	淡島 内浦重須	淡島	他	8.48	6.54	0 戸	0 棟	内浦地区センター	(なし)		
189	103-S-0125	木置戸 内浦重須	木置戸	他	1.35	0.74	19 戸	14 棟	内浦地区センター	重寺		
190	103-S-0126	免下ヶ 内浦三津	免下ヶ	他	1.52	0.57	0 戸	0 棟	内浦地区センター	三津		
191	103-S-0127	上滝堂 内浦三津	上滝堂	他	3.07	1.23	13 戸	1 棟	内浦地区センター	三津		
192	103-S-0128	清水上 内浦重須	清水上	他	8.67	4.31	5 戸	1 棟	長井崎中学校	重須		
193	103-S-0129	與瀬 内浦重須	與瀬	他	9.02	4.97	23 戸	11 棟	長井崎中学校	重須		ひだまりの郷(内浦重須624) しあわせの家(内浦重須624)
194	103-S-0130	木負向山 西浦木負	向山	他	10.03	4.06	5 戸	1 棟	長井崎中学校	木負	河内	
195	103-S-0131	平沢東蔵 西浦平沢	東蔵	他	3.25	0.45	7 戸	1 棟	西浦小学校	平沢		
196	103-S-0132	魚見所 西浦立保	魚見所	他	4.48	1.27	24 戸	2 棟	西浦小学校	平沢	立保	西浦保育所(西浦平沢200-29)
197	103-S-0133	立保向山 西浦立保	向山	他	4.64	2.27	6 戸	1 棟	西浦小学校	立保		
198	103-S-0134	前次久保 西浦江梨	前次久保	他	3.39	2.32	1 戸	1 棟	西浦小学校	江梨		
199	103-S-0160	東山 江浦	東山	他	0.23	0.08	1 戸	0 棟	旧西浦西小学校	江梨		
200	103-S-0161	波方 口野	波方	他	6.49	3.90	0 戸	0 棟	旧西浦西小学校	口野		
201	103-S-0162	鳥籠付 口野	鳥籠付	他	3.12	0.67	0 戸	0 棟	旧西浦西小学校	口野		
202	103-S-0163	下ノ耕地A 内浦三津	下ノ耕地	他	2.32	0.90	4 戸	1 棟	内浦地区センター	三津		
203	103-S-0164	下ノ耕地B 内浦三津	下ノ耕地	他	1.79	0.97	1 戸	1 棟	内浦地区センター	三津		
204	103-S-0165	宮脇 内浦三津	宮脇	他	1.95	0.91	1 戸	1 棟	内浦地区センター	三津		
205	103-S-0166	城山 内浦重須	城山	他	1.46	0.56	3 戸	1 棟	長井崎中学校	重須		
206	103-S-0167	大洞上 内浦重須	大洞上	他	6.55	3.06	0 戸	0 棟	長井崎中学校	重須		
207	103-S-0168	神島 西浦久連	神島	他	1.79	0.54	6 戸	1 棟	西浦小学校	久連	平沢	
208	103-S-0169	下田ノ輪 西浦江梨	下田ノ輪	他	3.70	1.77	0 戸	0 棟	西浦小学校	江梨		
209	103-S-0170	向大久保 西浦江梨	向大久保	他	4.79	2.81	0 戸	0 棟	西浦小学校	江梨		
210	103-S-0171	和田上 西浦江梨	和田上	他	0.49	0.17	2 戸	0 棟	西浦小学校	江梨		
211	103-S-0172	瀬洞旭向 西浦江梨	瀬洞	他	0.19	0.08	0 戸	0 棟	西浦小学校	江梨		
212	103-S-0173	精峯 西浦河内	七ツ石	他	2.49	1.16	2 戸	0 棟	長井崎中学校	河内		
213	103-I-0623	獅子浜宮郷 獅子浜	宮郷	他	4.24	1.92	23 戸	8 棟	静浦地区センター(静浦小中一貫校)	獅子浜	江浦	静浦小中一貫学校(獅子浜17)
214	103-I-0624	獅子浜上の山 獅子浜	上ノ山	他	12.84	5.54	124 戸	14 棟	静浦地区センター(静浦小中一貫校)	獅子浜	江浦	青葉保育園(獅子浜51) グループホームふれあい静浦(獅子浜111-1)
215	103-I-0625	獅子浜北浦A 獅子浜	北浦	他	2.80	1.11	41 戸	16 棟	静浦地区センター(静浦小中一貫校)	獅子浜		
216	103-I-0626	獅子浜北浦B 獅子浜	北浦	他	1.95	0.32	25 戸	0 棟	静浦地区センター(静浦小中一貫校)	獅子浜		
217	103-I-0627	馬込魚見 馬込	魚見	他	3.67	1.83	46 戸	11 棟	静浦保育園	馬込		静浦保育園(馬込164-1)
218	103-I-0628	馬込舟通 北山	北山	他	4.41	2.06	74 戸	27 棟	旧西浦西小学校	馬込	志下	
219	103-I-0631	志下向山 獅子浜	向山	他	3.70	0.33	51 戸	1 棟	旧西浦西小学校	志下		
220	103-I-0632	志下蔵頭下 獅子浜	蔵頭下	他	1.95	0.57	25 戸	2 棟	旧西浦西小学校	志下		

【急傾斜地の崩壊】

番号	危険箇所番号	位置	指定面積(ha)		指定戸数		避難地	備考					
					警戒区域						警戒区域		
					大字	小字					一戸建	共同住宅	
221	103-I-0642	大久保	下香貫	大久保 他	13.15 ha	10.24 ha	75 戸	11 棟	香貫小学校	高郷	塩満	東桃郷	
222	103-I-0643	曼陀ヶ原A	下香貫	山宮前 他	2.85 ha	1.28 ha	0 戸	0 棟	狭入道コミュニティ防災センター	牛臥	秋葉町	林町	沼津リハビリテーション病院(上香貫曼陀ヶ原2510-22)
223	103-I-0650	外原	下香貫	外原 他	0.76 ha	0.15 ha	18 戸	1 棟	県立沼津工業高校	外原			
224	103-II-0464	馬込	馬込	山ノ神 他	0.49 ha	0.18 ha	1 戸	0 棟	旧西浦西小学校	馬込			
225	103-II-0471	牛臥山宮前	下香貫	山宮前	4.03 ha	2.17 ha	4 戸	0 棟	狭入道コミュニティ防災センター	牛臥	秋葉町	林町	
226	103-S-0118	三ノ洞	上香貫	九十九洞 他	6.63 ha	2.12 ha	26 戸	4 棟	県立沼津工業高校	外原			
227	103-S-0119	八重B	下香貫	八重 他	2.11 ha	0.92 ha	19 戸	3 棟	県立沼津工業高校	香貫が丘	八重坂	木の宮	
228	103-S-0120	前角	下香貫	前角 他	3.68 ha	1.19 ha	23 戸	4 棟	香貫小学校	木の宮			めまづホーム(下香貫猪沼981-2) かめきサービス(下香貫猪沼981-2) かめきショートステイ(下香貫猪沼981-2) 香貫小学校(下香貫猪沼986)
229	103-S-0121	林ノ下B	下香貫	林ノ下 他	2.25 ha	0.65 ha	40 戸	3 棟	香貫小学校	木の宮	塩満		
230	103-I-0637	大平政戸	大平	正戸 他	4.30 ha	1.97 ha	18 戸	7 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平五区			
231	103-I-0640	大平松下	大平	松下 他	5.73 ha	2.75 ha	42 戸	14 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	大平一区		
232	103-I-3333	大井	大井	大井 他	1.94 ha	0.66 ha	7 戸	2 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平二区			
233	103-S-0122	横代	大平	横代 他	5.98 ha	3.57 ha	17 戸	6 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	大平八区		
234	103-S-0123	月ヶ洞	大平	月ヶ洞	2.41 ha	1.08 ha	14 戸	5 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平八区	大平二区		
235	103-S-0124	天満前	大平	天満 他	4.97 ha	1.96 ha	13 戸	3 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	大平四区		
236	103-S-0156	出城山B	大平	出城山	1.85 ha	0.66 ha	4 戸	2 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平一区			
237	103-S-0157	大井A	大平	月ヶ洞 他	1.59 ha	0.70 ha	2 戸	1 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平八区	大平二区		
238	103-S-0158	舞台	大平	舞台	1.39 ha	0.48 ha	4 戸	2 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平五区			
239	103-S-0159	大平吉田D	大平	吉田 他	3.28 ha	1.74 ha	8 戸	0 棟	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	大平九区		
240	103-I-0642-2	大久保B	下香貫	大久保B	9.19 ha	5.97 ha	88 戸	12 棟	香貫小学校	志下			
241	103-I-0760-2	沢海B	戸田	沢海B	0.14 ha	0.02 ha	1 戸	1 棟	戸田地区センター	鬼川			
242	103-S-0135	小峯	西浦江梨	小峯	0.95 ha	0.58 ha	1 戸	0 棟	西浦小学校	江梨			
243	103-S-0147-2	谷津C	青野	谷津C	2.10 ha	0.61 ha	4 戸	1 棟	浮島小学校	根古屋			
244	103-S-0155-2	片蓋B	平沼	片蓋B	0.76 ha	0.17 ha	7 戸	4 棟	浮島小学校	石川	平沼		
245	103-S-0201	萩原	井田	萩原	3.46 ha	2.02 ha	9 戸	6 棟	井田集会所	井田			
246	103-S-0202	外沢海	戸田	外沢海	1.59 ha	0.81 ha	1 戸	0 棟	戸田地区センター	鬼川			へだ歯科クリニック(戸田2769-1)
247	103-S-0203	平戸	戸田	平戸	9.24 ha	6.60 ha	7 戸	0 棟	戸田地区センター	平戸	小中島		
248	103-S-0204	大門A	戸田	大門A	1.37 ha	0.60 ha	8 戸	0 棟	戸田地区センター	大門	中上		
249	103-S-0205	下小山田	戸田	下小山田	1.82 ha	0.85 ha	13 戸	1 棟	戸田地区センター	小山田			
250	103-S-0206	横道下	戸田	横道下	2.01 ha	1.04 ha	5 戸	4 棟	ゆめとびら舟山	舟山			
251	103-S-0207	井田田向A	井田	井田田向A	13.78 ha	7.50 ha	4 戸	2 棟	井田集会所	井田			
252	103-S-0208	中洞	戸田	中洞	4.12 ha	2.33 ha	7 戸	2 棟	戸田地区センター	新田			
253	103-S-0209	大耕地平A	戸田	大耕地平A	0.93 ha	0.41 ha	4 戸	1 棟	戸田地区センター	新田			
254	103-S-0210	大門B	戸田	大門B	1.09 ha	0.44 ha	2 戸	1 棟	戸田地区センター	上野			
255	103-S-0211	柳ヶ窪A	戸田	柳ヶ窪A	2.55 ha	1.33 ha	2 戸	1 棟	戸田地区センター	御浜			
256	103-S-0212	柳ヶ窪B	戸田	柳ヶ窪B	5.73 ha	3.25 ha	10 戸	1 棟	戸田地区センター	御浜			
257	103-S-0213	中畑	戸田	中畑	1.86 ha	0.63 ha	7 戸	1 棟	ゆめとびら舟山	舟山			
258	103-S-0214	橋沢	戸田	橋沢	0.36 ha	0.24 ha	1 戸	1 棟	ゆめとびら舟山	舟山			
259	103-S-4314	橋沢	戸田	橋沢	1.88 ha	1.10 ha	0 戸	0 棟	ゆめとびら舟山	舟山			

【土石流】

番号	危険箇所 番号	位置	指定面積(ha)		指定戸数		避難地	備考	
			警戒区域	特別警戒区域	一戸建	共同住宅		自主防災会名	要配慮者利用施設
1	203-I-017	黒瀬沢 中原町	1.70	0.00	32	0	市民文化センター	中原町	
2	203-I-016	天神洞沢 中瀬町	2.92	-	30	0	市民文化センター	中瀬町	
3	203-I-018	久保沢 本郷町	2.48	0.00	64	0	市民文化センター	黒瀬町 東豊栄町 久保町	
4	203-I-019	本郷沢右支川 本郷町	3.51	0.01	78	0	市民文化センター	山下町 中住町 南本郷町東	登山保育園(本郷町25-37) 梅花幼稚園(本郷町23-9) 第四中学校(本郷町24-1)
5	203-I-020	本郷沢左支川 南本郷町	2.88	-	57	0	市民文化センター	山下町 中住町 南本郷町東	梅花幼稚園(本郷町23-9) 第四中学校(本郷町24-1)
6	203-I-037	長ヶ瀬川 長岡	4.46	0.02	97	0	県立沼津工業高校	八重坂 東八重	
7	203-I-036	八重沢A 下香貫	4.36	0.01	79	0	県立沼津工業高校	八重坂	
8	203-I-038	八重沢B 下香貫	3.96	0.02	118	0	県立沼津工業高校	八重	県立沼津工業高校(下香貫129-1)
9	203-I-039	八重沢C 下香貫	5.75	-	151	0	県立沼津工業高校	八重	倶楽部リーフ(下香貫180-15) 県立沼津工業高校(下香貫129-1)
10	203-I-040	八重沢D 下香貫	2.76	0.01	88	0	県立沼津工業高校	八重	倶楽部リーフ(下香貫188-15)
11	203-I-043	下香貫沢 下香貫	4.00	-	96	0	香貫小学校	塩溝	
12	203-I-041	木の宮沢B 木の宮沢	4.03	0.03	75	0	香貫小学校	木の宮	
13	203-I-042	木の宮沢A 木の宮沢	5.25	0.00	9	0	香貫小学校	木の宮	かめきデイサービス(下香貫猪沼981-2) ぬまつホーム(下香貫猪沼981-2) かめきショートステイ(下香貫猪沼981-2) 香貫小学校(下香貫猪沼986)
14	203-III-001	木の宮沢C 下香貫	1.57	-	41	0	香貫小学校・第三中学校	木の宮 西木の宮	第三中学校(下香貫886)
15	203-I-059	江之浦沢A 江之浦	2.01	0.02	32	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	江ノ浦	
16	203-I-044	寛頭川 多比	4.39	0.11	81	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比	
17	203-I-045	多比川 多比	6.42	0.02	93	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比	
18	203-I-060	江之浦沢B 多比	3.07	0.01	40	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比	
19	203-I-061	大多比川 多比	4.24	-	82	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	多比	多比保育園(多比398-1) 多比授産所(多比工房)(多比395)
20	203-I-062	田邊川 口野	2.52	-	43	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野	
21	203-I-063	尾高川 尾高 他	1.71	0.03	16	0	静岡県地区センター(静岡小中一貫校)	口野	
22	203-I-064	大洞沢 内浦重寺	2.11	0.02	58	0	内浦小学校	重寺	
23	203-I-065	重寺沢 内浦重寺	2.86	0.02	52	0	内浦小学校	重寺	
24	203-I-066	小瀬沢 内浦小海	0.77	0.02	30	0	内浦小学校	小海	
25	203-I-001	戸沢川右支川B 内浦三津	2.22	0.01	1	0	内浦小学校	三津	
26	203-I-046	小和田川 内浦三津	3.39	-	19	0	内浦小学校	三津	
27	203-I-047	滝堂川 内浦三津	5.98	0.00	29	0	内浦小学校	三津	
28	203-I-048	滝堂川右支川 内浦三津	3.43	0.01	22	0	内浦小学校	三津	
29	203-II-003	小和田川右支川A 内浦三津	3.07	-	9	0	内浦小学校	三津	
30	203-II-004	小和田川右支川B 内浦三津	2.79	0.01	12	0	内浦小学校	三津	
31	203-I-067	長浜沢 内浦長浜	4.62	-	56	0	長井崎中学校	長浜	
32	203-I-068	権ヶ洞川 内浦重須	3.26	ha	14	0	長井崎中学校	重須	ひだまりの郷(内浦重須624) しあわせの家(内浦重須624)
33	203-I-049	陸野川 内浦重須	6.91	-	0	0	長井崎中学校	重須	
34	203-II-010	益山川 内浦重須	3.41	0.26	2	0	長井崎中学校	重須	
35	203-I-035	河内川 西浦河内	18.73	-	63	0	長井崎中学校	河内	
36	203-I-035-2	河内川左支川B 西浦河内	0.62	-	0	0	長井崎中学校	河内	
37	203-II-002	河内川左支川A 西浦河内	1.07	0.00	6	0	長井崎中学校	河内	
38	203-I-051	久連仲川 西浦久連	2.40	-	41	0	西浦小学校	久連	
39	203-I-052	久連仲川右支川 西浦久連	4.22	-	125	0	西浦小学校	久連	海瀬医院(西浦久連436-16)
40	203-II-005	久連川 西浦久連	4.65	0.02	8	0	西浦小学校	久連	
41	203-I-053	平沢川右支川 西浦平沢	2.40	-	36	0	西浦小学校	平沢	
42	203-I-054	平沢川 西浦平沢	3.66	-	37	0	西浦小学校	平沢	
43	203-I-034	立保川 西浦立保	10.62	-	85	0	西浦小学校	立保	
44	203-I-069	四ツ沢川 西浦立保	2.13	-	20	0	西浦小学校	立保	
45	203-I-031	古宇川 西浦古宇	13.31	-	55	0	西浦小学校	古宇	
46	203-I-032	力二沢川 西浦古宇	4.47	-	5	0	西浦小学校	古宇	
47	203-I-033	古宇大久保沢 西浦古宇	2.74	0.00	16	0	西浦小学校	古宇	
48	203-II-006	古宇餘瀬沢 西浦古宇	1.47	0.03	2	0	西浦小学校	古宇	
49	203-III-002	古宇小沢沢 西浦古宇	0.94	0.02	0	0	西浦小学校	古宇	
50	203-I-070	足保川 西浦足保	4.28	-	33	0	西浦小学校	足保	
51	203-II-007	小足保沢 西浦足保	1.73	-	1	0	西浦小学校	足保	
52	203-I-021	久新川 西浦久新	3.10	-	20	0	西浦小学校	久料	
53	203-I-050	江梨東の川 西浦江梨	2.49	0.00	46	0	西浦小学校	江梨	
54	203-I-055	江梨中川 西浦江梨	6.47	-	74	0	西浦小学校	江梨	
55	203-I-056	江梨西の川 西浦江梨	5.79	0.00	63	0	西浦小学校	江梨	
56	203-II-008	江梨橋沢 西浦江梨	2.64	0.07	1	0	西浦小学校	江梨	
57	203-II-011	江梨大瀬川 西浦江梨	2.99	-	12	0	西浦小学校	江梨	
58	203-III-003	江梨田の輪沢 西浦江梨	1.98	-	0	0	西浦小学校	江梨	
59	203-III-004	江梨美沢 西浦江梨	1.88	0.01	0	0	西浦小学校	江梨	
60	203-I-010	大井北川右支川 大井	3.49	-	19	0	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	
61	203-I-012	大井川右支川 大井	2.37	0.17	3	2	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	
62	203-I-011	大井川 大井	3.91	0.01	10	0	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	
63	203-I-013	大井北川 大井	4.48	0.02	18	0	大平地区センター(大平小学校)	大平二区	
64	203-I-006	大平江川 大井	4.36	-	27	0	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
65	203-I-007	大平江川左支川 大井	2.56	0.01	18	0	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
66	203-I-008	御前湯川右支川 大井	3.88	0.02	17	0	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
67	203-I-009	御前湯川 大井	4.04	0.04	22	0	大平地区センター(大平小学校)	大平三区	
68	203-I-002	吉田川 大井	2.74	-	44	0	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
69	203-I-003	山口岩沢 大井	3.12	0.01	41	0	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
70	203-I-004	山口川 大井	2.48	0.09	21	0	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
71	203-I-005	多比口川 大井	3.06	0.13	21	0	大平地区センター(大平小学校)	大平四区	
72	203-I-014	月ヶ洞沢A 大井	1.97	-	21	0	大平地区センター(大平小学校)	大平八区	

【土石流】

番号	危険箇所 番号		位置		指定面積(ha)		指定戸数 警戒区域		避難地	備 考	
			大 字	小 字	警戒区域	特別警戒区域	一戸建	共同住宅		自主防災会名	要配慮者利用施設
73	203-I-015	大平月ヶ洞沢B	大平	月ヶ洞	3.99	0.07	75	0	大平地区センター(大平小学校)	大平八区	
74	323-I-015	鬼川	戸田	鬼川	3.42	-	79	0	戸田地区センター	鬼川	
75	323-I-016	井田大川	井田	上條	9.63	-	64	0	井田集会所	井田	
76	323-I-017	井田大川右支川	井田	萩原	1.88	0.01	8	0	井田集会所	井田	
77	323-I-018	井田大川左支川	井田	郷戸	5.19	-	19	0	井田集会所	井田	
78	323-I-019	沢海川	戸田	沢海	3.88	-	27	0	戸田地区センター	鬼川	
79	323-I-020	沢海川右支川	戸田	沢海	2.00	-	17	0	戸田地区センター	鬼川	
80	323-I-021	柳田	戸田	柳田	5.44	-	102	0	戸田地区センター	上野	認定こども園戸田こども園(戸田1031-1)
81	323-I-022	小山田川	戸田	吉原	4.72	-	128	0	戸田地区センター	小山田	入浜
82	323-I-023	南	戸田	南	4.27	-	130	0	戸田地区センター	南	
83	323-I-024	大浦	戸田	大浦	1.33	-	30	0	戸田地区センター	大浦	
84	323-I-025	牛ヶ洞沢	戸田	牛ヶ洞	1.40	-	28	0	戸田地区センター	大浦	
85	323-I-026	妙仙沢	戸田	妙仙	1.27	0.01	6	0	ゆめとびら舟山	舟山	
86	323-II-001	熊野	戸田	熊野	0.90	0.00	0	0	戸田地区センター	平戸	
87	323-II-002	向山	戸田	向山	2.16	-	3	0	ゆめとびら舟山	舟山	
88	323-II-003	舟山沢A	戸田	中畑	1.57	0.02	0	0	ゆめとびら舟山	舟山	
89	323-II-004	舟山沢B	戸田	夏畑場	1.15	0.05	1	0	ゆめとびら舟山	舟山	
90	323-II-005	磯崎	戸田	磯崎	1.39	-	1	0	ゆめとびら舟山	舟山	
91	323-I-001	北山川	戸田	手白尾	4.14	-	2	0	戸田地区センター	新田	
92	323-I-002	北山川左支川	戸田	太子ヶ窪	7.13	-	11	0	戸田地区センター	新田	
93	323-I-003	茨原川	戸田	茨原	1.28	-	8	0	戸田地区センター	新田	
94	323-I-004	宝金	戸田	宝金	1.91	0.01	9	0	戸田地区センター	大上	
95	323-I-005	宝金沢	戸田	宝金	1.56	0.01	6	0	戸田地区センター	大上	
96	323-I-006	宝金洞川	戸田	宝金	2.58	-	37	0	戸田地区センター	大上	
97	323-I-007	大上川	戸田	大上	2.98	-	21	0	戸田地区センター	大上	
98	323-I-008	大上沢	戸田	紙谷	1.21	0.01	9	0	戸田地区センター	大上	
99	323-I-009	樺木川	戸田	樺木	1.88	-	8	0	戸田地区センター	中上	
100	323-I-010	空洞川	戸田	中上	2.53	-	8	0	戸田地区センター	中上	
101	323-I-011	大久保川	戸田	中上	1.82	0.03	7	0	戸田地区センター	中上	
102	323-I-012	大門沢	戸田	宮脇	6.01	0.02	57	0	戸田地区センター	大門	
103	323-I-013	大門洞沢	戸田	大門	6.01	0.01	44	0	戸田地区センター	大門	
104	323-I-014	平戸川	戸田	平戸	2.06	-	18	0	戸田地区センター	平戸	
105	203-I-025	小河原川	柳沢	内山	0.31	-	0	0	愛鷹地区センター	柳沢	
106	203-II-001	釜ヶ川	柳沢	仲澤	3.29	1.05	22	2	愛鷹地区センター	柳沢	
107	203-S-101	西川	西沢田	小尾振	1.52	-	0	0	沢田小学校	西沢田	
108	203-I-022	沼津大沢川	石川	片下	1.84	-	27	0	浮島小学校	石川	
109	203-I-024	月川左支川	井出	丸山	2.82	-	10	0	浮島小学校	平沼	
110	203-I-026	青野沢左支川	青野	青大蛇窪	4.51	0.01	7	0	愛鷹地区センター	柳沢	
111	203-I-027	青野沢右支川	青野	道仙林 他	1.33	0.05	6	0	愛鷹地区センター	青野	
112	203-I-029	井出大川	井出	関峯	4.29	-	5	0	浮島小学校	東井出	
113	203-I-030	釜ヶ川	井出	焼畑	0.75	-	1	0	浮島小学校	東井出	
114	203-II-009	駒瀬川	石川	小坂上	3.36	-	1	0	浮島小学校	荒久	
115	203-S-103	大向田沢	江浦	家ノ上 他	3.47	0.01	96	0	旧静浦西小学校	江浦	
116	203-S-104	舟越沢	多比	舟越 他	3.11	0.02	41	0	旧静浦西小学校	多比	
117	203-S-108	小河内川	西浦河内	八反田 他	5.52	-	1	0	長井崎中学校	河内	
118	203-S-109	菱沢川	西浦久料	菱沢 他	0.46	-	0	0	西浦小学校	久料	
119	203-S-102	菊千山沢 他	志下	菊千山沢 他	3.17	0.02	50	0	旧静浦西小学校	志下	
120	203-I-057	馬込川	馬込	馬込 他	2.53	0.01	52	0	旧静浦西小学校	馬込	静浦保育園(馬込164-1)
121	203-I-058	獅子浜川	北洞	獅子浜	3.72	0.06	85	0	静浦地区センター(静浦小一貫校)	獅子浜	
122	203-S-201	梅ノ木洞沢	戸田	梅ノ木	3.87	0.02	22	0	戸田地区センター	中上	大上
123	203-S-202	大門洞沢B	戸田	大門	2.14	0.01	11	0	戸田地区センター	大門	中上
124	203-S-203	松江入沢	井田		4.35	-	2	0	井田集会所	井田	戸田デイサービスセンター(戸田1575-1) 森田歯科医院(戸田1574-17)

○土石流に関する情報の収集・情報の発令等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導体制・第3章第4節通信情報計画による。

○土石流に係る避難訓練の実施については、風水害対策編第2章第3節土石流災害防除計画による。

○救助に関する事項については、共通対策編第3章第7節避難救出計画による。

○要配慮者施設への情報の伝達等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導体制による。

津波避難訓練対象区域一覧表

No.	連合自治会	津波避難訓練対象区域（単位自治会数 84）
1	本町地区	本町一丁目、本町二丁目（2）
2	第二地区	下河原西町、下河原南部、下河原東部、千本常盤町、旭町、千本緑町、宮町、幸町、港湾区、下河原団地（10）
3	千本地区	市道町、松下町、東間門、西浜町（4）
4	第三地区下香貫 （※一部）	西村町、宮本町、神明町、馬場町、第二宮脇、石原、楊原、塩満、西木の宮、東桃郷、二瀬川町、藤井原町（12）
5	第三地区中	塩場、島郷、牛臥、八間町、東八間町、西島町、三貫地（7）
6	第三地区我入道	江川町、東町、一本松町、津島町、浜町、林町、稻荷町、秋葉町、南条寺町（9）
7	第四地区東 （※一部）	住吉町、南本郷町西、玉江町（3）
8	第四地区西	御幸町、三園町、市場町、通吉田町、吉田町、永代川瀬町、槇島北町（7）
9	静浦地区	志下、馬込、獅子浜、江浦、多比、口野（6）
10	内浦地区	重寺、小海、三津、長浜、重須（5）
11	西浦地区 （※河内除く）	木負、久連、平沢、立保、古宇、足保、久料、江梨（8）
12	戸田地区 （※一部）	鬼川、小中島、大中島、一色、入浜、口南、奥南、大浦、御浜、小山田、井田（11）

要避難地区一覧表（津波危険予想地域の部）

連合自治会名	自治会名	世帯数	人口
本町地区	本町一丁目	217	447
	本町二丁目	271	558
	小計	488	1,005
第二地区	下河原西町	264	544
	下河原南部	223	459
	下河原東部	93	191
	千本常盤町	495	1,019
	旭町	347	714
	千本緑町	371	764
	宮町	105	216
	幸町	173	356
	港湾区	644	1,326
	下河原団地	142	292
	小計	2,857	5,881
千本地区	市道町	288	593
	松下町	309	636
	東間門	421	867
	西浜町	50	103
	小計	1,068	2,199
第三地区下香貫	西村町	316	651
	宮本町	118	243
	神明町	150	309
	馬場町	192	395
	第二宮脇	126	259
	石原	322	663
	楊原	507	1,044
	塩満	545	1,122
	西木の宮	366	754
	東桃郷	333	686
	二瀬川町	97	200
	藤井原町	334	688
	小計	3,406	7,014
第三地区中	塩場	663	1,365
	島郷	921	1,896
	牛臥	433	892
	八間町	266	548
	東八間町	316	651
	西島町	730	1,503
	三貫地	205	422
	小計	3,534	7,277
第三地区我入道	江川町	204	420
	東町	74	152
	一本松町	198	408
	津島町	82	169
	浜町	94	194
	林町	119	245
	稲荷町	134	276
	秋葉町	147	303
	南条寺町	167	344
	小計	1,219	2,511
第四地区東	住吉町	309	636
	南本郷町西	266	548
	玉江町	313	644
	小計	888	1,828

第四地区西	御幸町	359	739
	三園町	495	1,019
	市場町	390	803
	通吉田町	272	560
	吉田町	557	1,147
	永代川瀬町	161	331
	槇島北町	56	115
	小計	2,290	4,714
静浦地区	志下	1,305	2,460
	馬込	198	372
	獅子浜	359	738
	江浦	252	540
	多比	242	524
	口野	213	429
	小計	2,569	5,063
内浦地区	重寺	123	258
	小海	115	232
	三津	245	509
	長浜	81	172
	重須	206	370
	小計	770	1,541
西浦地区	木負	125	286
	久連	114	263
	平沢	45	119
	立保	50	123
	古宇	157	224
	足保	30	56
	久料	23	76
	江梨	77	179
	小計	621	1,326
戸田地区	鬼川	97	176
	小中島	83	145
	大中島	210	373
	一色	89	171
	入浜	156	301
	口南	31	53
	奥南	42	84
	大浦	67	131
	御浜	41	70
	小山田	62	116
	井田	29	51
	小計	907	1,671
	合計	20,617	42,030

世帯数・人口は、R5年4月1日現在の推計値

要避難地区一覧表(土砂災害警戒区域の部)

連合自治会名	自治会名	世帯数(推定)	人口(推定)
第三地区下香貫	木の宮	229	471
	八重	212	436
	八重坂	123	253
	外原	78	161
	東八重	173	356
	香貫が丘	130	268
	第一宮脇	309	636
	香貫台	62	128
	小計	1,316	2,709
第四地区東	中住町	142	292
	中瀬町	309	636
	黒瀬町	84	173
	中原町	68	140
	東豊栄町	62	128
	南本郷町東	103	212
	久保町	137	282
	山下町	99	204
	宮原町	297	611
		小計	1,301
門池地区	池上町	484	997
	北小林	631	1,299
	岡一色	702	1,445
	岡宮	1,696	3,492
		小計	3,513
金岡中部地区	足高拓南	266	548
	東名町	718	1,478
	高尾台	314	646
	豊町	458	943
	松沢町	313	644
		小計	2,069
金岡西部地区	中沢田	723	1,489
	西沢田緑ヶ丘	95	196
	西沢田	1,090	2,244
		小計	1,908
愛鷹地区	東原	239	514
	鳥谷	240	516
	柳沢	649	1,395
	青野	150	322
	東原ニュータウン	755	1,623
		小計	2,033
大平地区	大平第一区	115	263
	大平第二区	88	201
	大平第三区	189	432
	大平第四区	169	387
	大平第五区	77	176
	大平第八区	20	46
	大平第九区	299	684
		小計	957
西浦地区	河内	59	161
		小計	59
浮島地区	根古屋	384	791
	東井出	256	527
	西井出	170	350
	平沼	288	593
	石川	212	436
	荒久	265	546
		小計	1,575
戸田地区	上野	101	187
	大門	79	169
	中上	73	128
	大上	42	98
	新田	22	35
	平戸	65	128
	舟山	23	43
		小計	405
	合計	15,136	31,559

※ 津波危険予想地域と重複する箇所を除く。
世帯数・人口は、R5年4月1日現在の推定値

津波の浸水想定区域内の公共施設等一覧表

種別	名称	第4次地震被害想定(レベル2)の 浸水域内	津波避難訓練対象区域内
市役所等	沼津市役所本庁舎		○
	市民文化センター		○
	保健センター戸田分館	○	○
	沼津合同庁舎	○	○
消防署・所	南消防署	○	○
	静浦分署	○	○
	内浦出張所	○	○
	西浦出張所	○	○
救護病院	聖隷沼津病院	○	○
	沼津リハビリテーション病院	○	○
	瀬尾記念慶友病院	○	○
小学校	第二小学校	○	○
	第三小学校	○	○
	第四小学校		○
	千本小学校		○
	静浦小中一貫学校	○	○
	戸田小中一貫学校	○	○
中学校	第二中学校		○
	長井崎小中一貫学校		○
高校	県立沼津西高		○
避難地等	浅間神社		○
	我入道コミュニティ防災センター	○	○
	我入道公園		○
	総合体育館		○
	南部浄化センター		○
	沼津市文化財センター		○
	井田コミュニティ広場		○
	第四地区センター	○	○
	静浦地区センター		○
	西浦地区センター	○	○
	旧戸田庁舎	○	○
	旧内浦小学校	○	○
	旧西浦小学校		○

18

33

※○はそれぞれの区域内にあることを示す。

【狩野川洪水浸水想定区域内】要配慮者利用施設一覧表

No.	区分	名称	所在地	電話
1	保育所	ときわ保育所	本字千本1906-4	963-4694
2	保育所	大平保育所	大平1677	931-1218
3	保育所	永明保育園	幸町55	951-4584
4	保育所	かびらばす保育園	下香貫山宮前3058	931-1827
5	保育所	恵愛保育園	吉田町4-10	931-4906
6	保育所	かぬき保育園	中瀬町25-11	932-6217
7	保育所	小百合保育園	本郷町10-5	931-5504
8	保育所	しんあい保育園	下香貫宮原276-1	943-6031
9	保育所	むすびの保育園hagu	玉江町1-11	941-7717
10	幼稚園	大平幼稚園	大平2205-1	932-2080
11	幼稚園	ルンビニ幼稚園	千本緑町2-7	962-1710
12	幼稚園	耕雲寺幼稚園	大岡1092	951-3075
13	幼稚園	沼津聖マリア幼稚園	本郷町18-31	932-9911
14	幼稚園	双葉幼稚園	下香貫柿原2843-1	933-1835
15	幼稚園	象山幼稚園	志下北通り72-1	931-3426
16	小学校	沼津市立第二小学校	常磐町2-32	962-0352
17	小学校	沼津市立第三小学校	下香貫下障子3157-2	931-0353
18	小学校	沼津市立第四小学校	御幸町4-1	931-0354
19	小学校	沼津市立大平小学校	大平2200	931-5020
20	中学校	沼津市立大平中学校	大平1144	931-5021
21	病院	ふれあい沼津ホスピタル	市道町8-6	962-3530
22	病院	聖隷沼津病院	本字松下七反田902-6	952-1000
23	病院	沼津リハビリテーション病院	上香貫蔓陀ヶ原2510-22	931-1911
24	病院	沼津中央病院	中瀬町24-1	931-4100
25	病院	きせがわ病院	大岡1155	952-8600
26	病院	瀬尾記念慶友病院	下香貫島郷2773-1	935-1511
27	診療所	かぬき岩端医院	下香貫前原1479-3	932-8189
28	診療所	瀬尾眼科医院	市場町21-10	933-9900
29	診療所	田沢医院	大手町3-7-1	962-1205
30	診療所	矢田眼科クリニック	三枚橋町5-20	962-2006
31	診療所	本田さくら眼科医院	大手町3-2-15YKビル1階	951-1365
32	生活介護	ミルキーウェイ	我入道蔓陀ヶ原509-2	934-7770
33	生活介護	いずみ	大平2224-1	935-1030
34	就労継続支援・就労移行支援	アイサンキュー	上香貫三貫地1173-6	931-3987
35	就労継続支援・就労移行支援	かのん	中瀬町18-28	933-8500
36	就労継続支援・就労移行支援	マリー	市場町21-2	934-5080
37	就労継続支援・就労移行支援	みちしる沼津	吉田町27-5	960-9999
38	就労継続支援・就労移行支援	れじおん沼津	大手町2-9-5	939-5180
39	就労継続支援・就労移行支援	ワークステーションふれあい沼津	本字下一丁田897	954-2730
40	就労継続支援・就労移行支援	ジョブカレッジ沼津校	中瀬町10-9	951-0611
41	就労継続支援・就労移行支援	フレンド	志下139-2	935-5550
42	就労継続支援・就労移行支援	マリー	吉田町26-1	934-5080
43	就労継続支援・就労移行支援	すてあーず	吉田町31-1杉並ビル1F 101	933-2300

【狩野川洪水浸水想定区域内】要配慮者利用施設一覧表

No.	区分	名称	所在地	電話
44	就労継続支援・就労移行支援	GONEXT	我入道秋葉町416	939-5345
45	就労継続支援・就労移行支援	FreeZia	仲町4番地 新居ビル1階	928-7136
46	就労継続支援・就労移行支援	サンクス	大岡566	960-7337
47	グループホーム(共同生活援助)	グループホーム千本	常盤町3-13-1	954-2121
48	グループホーム(共同生活援助)	はまゆう寮	中瀬町17-11	934-0535
49	グループホーム(共同生活援助)	コーポ狩野	中瀬町24-1	933-1038
50	グループホーム(共同生活援助)	グループホーム みんなの家 M&M	下香貫柿原2844-5	941-8278
51	グループホーム(共同生活援助)	こだまの家 御幸町	御幸町6-17	960-6066
52	グループホーム(共同生活援助)	こだまの家 市道町	市道町12-5	939-5599
53	グループホーム(共同生活援助)	GHめぐみA棟	本郷町38-6	934-5800
54	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所フレンズ下香貫	下香貫矢丸1197-1	933-3315
55	グループホーム(共同生活援助)	グループホームわおん沼津千本	下河原町35番地の1 フラットユー	080-9488-3232
56	グループホーム(共同生活援助)	プラウドわおん 沼津本郷町	沼津本郷町15-12	939-5858
57	グループホーム(共同生活援助)	みらいのたね沼津	下一丁田884番地2	900-8193
58	グループホーム(共同生活援助)	花笑み	下香貫部太夫3136番地の77-ハンプレゾ201	931-8050
59	グループホーム(共同生活援助)	グループホームつばき	吉田町26-20	070-2289-5644
60	グループホーム(共同生活援助)	GHレヴァンテ沼津	下香貫藤井原1660-1	916-7981
61	障害児通所支援事業所	ミルキーウェイ	我入道蔓陀ヶ原509-2	934-7770
62	障害児通所支援事業所	沼津ドリームキッズ	大手町二丁目3-15 NKKビル9F	951-0105
63	障害児通所支援事業所	沼津ドリームキッズ セカンド	大手町二丁目9-4 堺ビル3F	951-0105
64	障害児通所支援事業所	児童デイSES沼津するが校	市道町19-10 市道第一ビル1F	941-5845
65	障害児通所支援事業所	児童発達支援 るれいるーむ沼津	大手町3-6-10 駅前ビル4階	080-5157-4446
66	障害児通所支援事業所	みらいく	大岡242-8	955-9255
67	地域活動支援センター	地域生活支援センターふれあい沼津	本字下一丁田897	954-2735
68	特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設	和みの郷	大平1538-1	935-5252
69	地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型介護老人福祉施設	沼津南陽光園	下香貫字浜田2985-1	933-2200
70	地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型介護老人福祉施設	ノアアテラス	大平2804-1	933-7501
71	介護老人保健施設	おおひら	大平1117-1	934-1165
72	軽費老人ホーム・特定施設	ケアハウス沼津南陽光園	下香貫字浜田2985-1	933-2200
73	軽費老人ホーム・特定施設	和み苑	大平1538-1	935-5252
74	有料老人ホーム・特定施設	シルバーホーム飛鳥	西島町8-25	933-2571
75	有料老人ホーム・特定施設	ライフケアセンターよつば	吉田町15-7	935-6166
76	有料老人ホーム・特定施設	アージェントきせがわ	大岡1152	964-1177
77	有料老人ホーム・特定施設	クローバーライフ沼津	大岡3317	924-0715
78	サービス付高齢者向け住宅	アージェント千本	千本西町40	946-5728
79	サービス付高齢者向け住宅	ふるさとホーム沼津香貫	上香貫二瀬川町1486-14	933-3176
80	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスアージェント千本	千本西町40	946-5728
81	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービス「すまいる」	本字宮町433	954-1122
82	老人デイサービスセンター・通所介護	友愛みなとデイサービス	千本東町33	955-7717
83	老人デイサービスセンター・通所介護	リハビリサロンみなみ	下香貫藤井原1620-5	935-5007
84	老人デイサービスセンター・通所介護	通所介護つばき庵	下香貫山宮前3078-45	941-7561
85	老人デイサービスセンター・通所介護	茶話本舗静岡デイサービス下香貫の家	下香貫前原1484-7	955-7951

【狩野川洪水浸水想定区域内】要配慮者利用施設一覧表

No.	区分	名称	所在地	電話
86	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスセンターやすらぎ	住吉町5-18	931-6162
87	老人デイサービスセンター・通所介護	友愛デイサービス	西島町8-25	928-7760
88	老人デイサービスセンター・通所介護	特定非営利活動法人静岡東部センター「えがおの家」	住吉町6-5	935-6515
89	老人デイサービスセンター・通所介護	健康いきいきクラブ	上香貫宮原町1513-6	933-3355
90	老人デイサービスセンター・通所介護	レッツ倶楽部 沼津	御幸町20-11	946-6101
91	老人デイサービスセンター・通所介護	ケアステーションあさひ沼津香貫	上香貫二瀬川町1486-14	933-3177
92	老人デイサービスセンター・通所介護	手鞠デイサービス(共用型)	西島町8-25	933-2571
93	老人デイサービスセンター・通所介護	和みデイサービス	大平1538-1	935-5252
94	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービス のあのあ	大平2804-1	933-7520
95	老人デイサービスセンター・通所介護	リゾートハウス サワディー	大平2233-3	955-9261
96	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスセンター沼津南陽光園	下香貫字浜田2985-1	933-2200
97	老人デイサービスセンター・通所介護	レコードブック沼津吉田	吉田町28-21	957-8257
98	老人デイサービスセンター・通所介護	クローバーライフ	大岡3317	924-0710
99	老人デイサービスセンター・通所介護	トレーニングデイサービスあんび香貫	下香貫下障子3150-1	935-6655
100	老人デイサービスセンター・通所介護	檜楽園	平町4-16	962-4850
101	短期入所生活介護(ショートステイ)	和みショートステイ	大平1538-1	935-5252
102	短期入所生活介護(ショートステイ)	ショートステイノアノア	大平2804-1	933-7521
103	短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設おひら	大平1117-1	934-1165
104	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームくすのき	千本常盤町5-1	954-1812
105	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	愛の家グループホーム沼津我入道	我入道江川5-1	935-0631
106	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	ニチイケアセンター香貫山	下香貫塩満1830-2	935-1031
107	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームふれあい島郷	下香貫清水2135	933-0700
108	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホーム手鞠	西島町8-25	928-7763
109	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームふれあい黄瀬川	大岡266-9	952-8001
110	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホーム和みの家	大平1538-1	935-6888
111	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームふれあい島郷	下香貫清水2135	933-0700
112	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームふれあい黄瀬川	大岡266-9	928-6991
113	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム和みの家	大平1538-1	935-5252
114	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	看護小規模多機能型居宅介護事業所せいれい緑町	本字下一丁田898-1	952-1080

○情報の収集・警報の発令等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導體制・第3章第4節通信情報計画による。

○避難訓練の実施については、風水害対策編第2章第3節土砂災害防除計画・共通対策編第2章第4節住民の避難誘導體制に

○救助に関する事項については、共通対策編第3章第7節避難救出計画による。

○要配慮者施設への警報の伝達等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導體制による。

【新中川洪水浸水想定区域内】要配慮者利用施設一覧表

No.	区分	名称	所在地	電話
1	保育所	北部保育所	高沢町13-28	921-7537
2	保育所	金岡保育所	沼北町1-5-15	923-0383
3	保育所	永明保育園	幸町55	951-4584
4	保育所	青空保育園	小諏訪15-1	926-9200
5	幼稚園	沼津あすなろ幼稚園	西沢田244-2	922-8507
6	幼稚園	ルンビニ幼稚園	千本緑町2-7	962-1710
7	認定こども園	認定こども園片浜桜(保育園部0歳児～2歳児)	今沢680-4	966-5351
8	認定こども園	こずわ幼稚園	小諏訪242-4	963-0721
9	小学校	沼津市立第二小学校	常盤町2-32	962-0352
10	小学校	沼津市立開北小学校	高沢町17-1	921-4041
11	小学校	沼津市立原小学校	原1200	966-0034
12	中学校	沼津市立第一中学校	丸子町692-1	962-1551
13	中学校	沼津市立片浜中学校	小諏訪180	962-1556
14	高等学校	誠恵高等学校	沼北町2-9-12	921-5088
15	病院	聖隷沼津病院	本字松下七反田902-6	952-1000
16	病院	春の木第一クリニック	東椎路字春の木520-2	929-8650
17	病院	杉山病院	錦町3-5	963-4114
18	病院	ふれあい沼津ホスピタル	市道町8-6	962-3530
19	生活介護	エンゼルらんぶ	東椎路682	929-8730
20	就労継続支援・就労移行支援	ワークステーションふれあい沼津	本字下一丁田897	954-2730
21	就労継続支援・就労移行支援	すずらん	高沢町4-39	929-9656
22	就労継続支援・就労移行支援	サインズBーだま	新沢田町9-13	941-7835
23	就労継続支援・就労移行支援	サインズ	本田町10-32	941-7834
24	就労継続支援・就労移行支援	サインズ就労移行・B-だま	本田町12-28	941-7833
25	就労継続支援・就労移行支援	日本ワークス	西沢田504	929-2681
26	就労継続支援・就労移行支援	エンゼルらんぶ	東椎路682	929-8730
27	就労継続支援・就労移行支援	ジョブネットはら	小諏訪900-1	967-5676
28	就労継続支援・就労移行支援	アイタス	小諏訪510-1	957-9000
29	就労継続支援・就労移行支援	(株)びーす	大諏訪520-1	946-6821
30	就労継続支援・就労移行支援	就労継続支援B型 さくら さく	本字白銀町488-9	956-2677
31	就労継続支援・就労移行支援	スキルアップスクールSES沼津駅前校	高沢町3-15	941-6020
32	就労継続支援・就労移行支援	アイタス間門	西間門63-1	918-8347
33	グループホーム(共同生活援助)	グループホーム千本	常盤町3-13-1	954-2121
34	グループホーム(共同生活援助)	ソーシャルインクルーホーム沼津西沢田	西沢田404-2	923-6006
35	グループホーム(共同生活援助)	こだまの家 市道町	市道町12-5	939-5599
36	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所ファミーユまつなが	松長729-3 2F	968-5037
37	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所 サンライズまつなが	松長729-3 1F	968-5035
38	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所ファミーユさくら	大諏訪806-5	926-6180
39	グループホーム(共同生活援助)	のぞみの家 ハミング	小諏訪278-1	928-4646
40	グループホーム(共同生活援助)	のぞみの家 ルーチェ	小諏訪278-6	928-4646
41	障害児通所支援事業所	児童デイSES沼津するが校	市道町19-10 市道第一ビル1F	941-5845
42	障害児通所支援事業所	沼津センター	沼北町二丁目10-12 鏡戸ビル1F	955-4332
43	障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス みっきい	双葉町7番46号 コーポス101.102号	946-6260
44	地域活動支援センター	地域生活支援センターふれあい沼津	本字下一丁田897	954-2735
45	介護老人保健施設	椎路の里	東椎路32-1	927-3900
46	有料老人ホーム・特定施設	サニーライフ沼津	白銀町2-1	962-3600
47	有料老人ホーム・特定施設	青空	小諏訪15-1	926-9600
48	有料老人ホーム・特定施設	りなの森	大諏訪234	952-7770
49	有料老人ホーム・特定施設	アースヴィレッジ小諏訪	小諏訪976-1	929-0517
50	老人福祉センター	沼津市原老人福祉センター	原1200-3	966-0084
51	サービス付高齢者向け住宅	アージェント千本	千本西町40	946-5728
52	サービス付高齢者向け住宅	白鳥ケアホーム新沢田	新沢田町7-34	929-7020

No.	区分	名称	所在地	電話
53	サービス付高齢者向け住宅	ラフィナーネシーク	沼津市小諏訪43-1	926-6555
54	老人デイサービスセンター・通所介護	アースデイサロン小諏訪	小諏訪976-1	929-0517
55	老人デイサービスセンター・通所介護	コスモスマカド	東間門1-3-3	964-0294
56	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスシーク	小諏訪43-1	943-5251
57	老人デイサービスセンター・通所介護	エミーズ東間門	東間門625-6	962-1285
58	老人デイサービスセンター・通所介護	白鳥デイサービスセンター	新沢田町7-33	929-7020
59	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスセンターあいの街沼津	沢田町10-12	921-1165
60	老人デイサービスセンター・通所介護	ユアステップリハケアセンター	中沢田389ビエムリーシングビル1階	929-0070
61	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスアージュエント千本	千本西町40	946-5728
62	老人デイサービスセンター・通所介護	友愛みなとデイサービス	千本東町33	955-7717
63	老人デイサービスセンター・通所介護	ツクイ西沢田	西沢田498-2	929-8210
64	老人デイサービスセンター・通所介護	沼津ケアセンターそよ風	中沢田391-1	929-0165
65	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスひばり	新沢田町4-10	921-1221
66	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスセンター青空	小諏訪15-1	926-9600
67	老人デイサービスセンター・通所介護	はらデイサービスセンター	原1200-3	968-2010
68	老人デイサービスセンター・通所介護	郷の音	江原町17-34	960-9905
69	老人デイサービスセンター・通所介護	すまいるほーむ	今沢502-5	957-1120
70	老人デイサービスセンター・通所介護	アースデイサロン小諏訪	沼津市小諏訪976-1	929-0517
71	短期入所生活介護(ショートステイ)	エミーズ東間門	東間門625-6	962-1285
72	短期入所医療介護(ショートステイ)	介護老人保健施設椎路の里	東椎路32-1	927-3900
73	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームはづき	東間門616-1	952-6667
74	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームくすのき	千本常盤町5-1	954-1812
75	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	沼津ケアセンターそよ風	中沢田391-1	929-0165
76	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設あさなぎ	西間門3-2-1	939-7700
77	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	看護小規模多機能型居宅介護事業所せいいれい緑町	本字下一丁田898-1	952-1080

- 情報の収集・警報の発令等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導体制・第3章第4節通信情報計画による。
- 避難訓練の実施については、風水害対策編第2章第3節土砂災害防除計画・共通対策編第2章第4節住民の避難誘導体制による。
- 救助に関する事項については、共通対策編第3章第7節避難救出計画による。
- 要配慮者施設への警報の伝達等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導体制による。

【沼川・高橋川洪水浸水想定区域内】要配慮者利用施設一覧表

No.	区分	名称	所在地	電話
1	保育所	みくに保育園	桃里317-2	966-0221
2	保育所	まいとりや保育園	原1702-2	967-2550
3	認定こども園	杉浦学園(保育園部)	柳沢307	955-5511
4	認定こども園	杉浦学園(保育園部幼稚園部)	柳沢222	967-4188
5	認定こども園	認定こども園片浜桜(保育園部0~2歳児)	今沢680-4	966-5351
6	認定こども園	認定こども園しょうえい幼稚園	大塚812-2	967-4521
7	小学校	沼津市立今沢小学校	東原76-1	966-5522
8	小学校	沼津市立原東小学校	大塚814-1	967-1213
9	小学校	沼津市立原小学校	原1200	966-0034
10	中学校	沼津市立今沢中学校	東原289-1	966-9981
11	診療所	あいあい眼科クリニック	原1721-17	967-7715
12	診療所	関谷レディースクリニック	西椎路149-1	968-6611
13	診療所	ゆうあいクリニック	西椎路164-1	969-2777
14	特別支援学校	県立沼津特別支援学校	大塚823-1	966-0980
15	(福祉型)障害児入所施設	あしたか学園	東原164-1	966-7134
16	就労継続支援・就労移行支援	つながり	石川370-1	967-9512
17	就労継続支援・就労移行支援	ウィサポートゆう	石川370-1	966-1234
18	就労継続支援・就労移行支援	ライフワークサポート21	原町中2-13-26	900-1010
19	就労継続支援・就労移行支援	アソシエウエルワーク	原町中二丁目15-2 サニーフラットA-102	928-6630
20	就労継続支援・就労移行支援	フルール	原町中2丁目15-2 サニーフラットA棟101	955-5559
21	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第3事業所コミュニティ浮島	原1418-48	966-5841
22	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第3事業所ファミリー原	原1721-50	967-5840
23	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所ファミリーまつなが	松長729-3 2F	968-5037
24	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所 サンライズまつなが	松長729-3 1F	968-5035
25	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第4事業所ファミリー今沢	今沢278-1	913-7210
26	グループホーム(共同生活援助)	太陽の丘GH第5事業所ファミリー原団地	原1487-1 D6-105+P号	967-3666
27	グループホーム(共同生活援助)	のぞみの家 パル	西添町15-2	928-4646
28	グループホーム(共同生活援助)	共同生活サポートセンターきさらぎ にしいで	井出2123 市営団地U1-102	967-5952
29	グループホーム(共同生活援助)	共同生活サポートセンターきさらぎ ぶらむ	平沼406 バストラーレ石川201	967-5952
30	グループホーム(共同生活援助)	カノアハウス	石川282-4 第1のぼりマンション101	950-5520
31	グループホーム(共同生活援助)	カノアハウス2	石川282-4 第1のぼりマンション101	950-5520
32	グループホーム(共同生活援助)	あそしえ ひまわり	原町中二丁目14-9	957-2760
33	グループホーム(共同生活援助)	あそしえ さくら	原町中二丁目14-9	957-2760
34	グループホーム(共同生活援助)	あそしえ すずらん	原町中二丁目14-9	957-2760
35	グループホーム(共同生活援助)	あそしえ こすもす	西添町22-8 アリエッタ西添	957-2760
36	グループホーム(共同生活援助)	あそしえ すみれ	西添町22-8 アリエッタ西添	957-2760
37	グループホーム(共同生活援助)	グループホームふわふわ沼津青野	青野198-1	957-2340
38	障害児通所支援事業所	児童発達支援センターみゆき	東原161-1	968-0500
39	障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス マミー	柳沢96-7	967-0505

No.	区分	名称	所在地	電話
40	障害児通所支援事業所	マミー 沼津西	鳥谷5-1	967-0505
41	障害児通所支援事業所	カララ	原1721-8	090-5458-2559
42	障害児通所支援事業所	あしたか学園	東原164-1	966-7134
43	有料老人ホーム・特定施設	ちようどえ～	青野14-2	969-0127
44	老人福祉センター	沼津市原老人福祉センター	原1200-3	966-0084
45	老人デイサービスセンター・通所介護	通所介護ちようどえ～	青野14-2	969-0127
46	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスひとつ	青野315-1	955-7330
47	老人デイサービスセンター・通所介護	はらデイサービスセンター	原1200-3	968-2010
48	老人デイサービスセンター・通所介護	ever優デイサービス沼津	西添町10-12	968-4650
49	老人デイサービスセンター・通所介護	たいようデイサービスセンター	原町中1丁目8-1	966-5541
50	老人デイサービスセンター・通所介護	こすもす原	原1528-1	941-6296
51	老人デイサービスセンター・通所介護	エミーズ原	大塚1134	967-1285
52	老人デイサービスセンター・通所介護	デイサービスのぞみ	原町中2-15-2サニーフラットA棟101	967-3900
53	老人デイサービスセンター・通所介護	すまいるほーむ	今沢502-5	957-1120
54	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	ever優グループホーム沼津	西添町10-12	968-4650
55	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームのどかの家沼津	大塚1127-3	968-7588
56	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	こすもす原	原1528-1	941-6294

○情報の収集・警報の発令等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導體制・第3章第4節通信情報計画による。

○避難訓練の実施については、風水害対策編第2章第3節土砂災害防除計画・共通対策編第2章第4節住民の避難誘導體制

○救助に関する事項については、共通対策編第3章第7節避難救出計画による。

○要配慮者施設への警報の伝達等については、共通対策編第2章第4節住民の避難誘導體制による。

4 気象予警報関係

気象予警報等の種類と発表基準

1 気象業務法に基づく、気象等の沼津市における注意報・警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

(静岡地方気象台) 令和4年5月26日

種類		基準値			
注	大雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	79		
	洪水	流域雨量指数基準	沼川流域=8.7, 高橋川流域=6, 黄瀬川流域=34.6, 戸田大川流域=9.5, 新中川流域=4.4		
		複合基準	沼川流域=(5, 8.7), 高橋川流域=(13, 6), 黄瀬川流域=(9, 32.7), 新中川流域=(8, 3.2) 狩野川流域=(10, 35.2)		
		指定河川洪水予報による基準	狩野川(徳倉)		
	強風	平均風速	陸上: 12m/s、海上: 15m/s		
	風雪	平均風速	陸上: 12m/s、海上: 15m/s、雪を伴う		
	大雪	12時間降雪の深さ	平地: 5cm、山地: 10cm		
	意	波浪	有義波高	3.0m	
		高潮	潮位	1.1m	
雷		落雷等により被害が予想される場合			
報	濃霧	視程	陸上: 100m、海上: 500m		
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%			
	なだれ	1 降雪の深さが30cm以上あった場合 2 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合			
	低温	最低気温	冬期: -4℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
	着氷(雪)	著しい着氷(雪)が予想される場合			

注意報は、上記の基準に達する、或いは超えて、災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

種 類		基 準 値	
警 報	大 雨	表面雨量指数基準 (浸 水 害)	18
		土壌雨量指数基準 (土 砂 災 害)	156
	洪 水	流域雨量指数基準	沼川流域=10.9, 高橋川流域=7.6, 黄瀬川流域=43.3, 戸田大川流域=11.9, 新中川流域=5.5
		複 合 基 準	新中川流域=(16, 3.6), 狩野川流域=(14, 49.5)
		指定河川洪水予報 による基準	狩野川 (徳倉)
	暴 風	平 均 風 速	陸上：20m/s、海上：25m/s
	暴 風 雪	平 均 風 速	陸上：20m/s、海上：25m/s、雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ	平地10cm、山地20cm
	波 浪	有 義 波 高	6.0m
	高 潮	潮 位	1.5m
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		110mm	

警報は、上記の基準に達する、或いは超えて、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

2 気象等の注意報及び警報の発表・切替え・解除並びに発表細分区域

(1) 気象等の注意報・警報及び気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報等の切替え・解除

ア 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、または警報が行われたときに切り替えられる。

イ 注意報または警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報又は警報を解除する。

3 水防活動用の気象注意報・警報等

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び大雨・高潮・洪水の警報をもってこれに代える。

4 特定河川に対する洪水注意報・警報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、天竜川下流、菊川、安倍川、狩野川及び大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当工事事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、氾濫注意報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台共同で河川名を付し、氾濫注意報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表する。

5 水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア 水防情報は、県防災対策（水防）本部長（土木部河川班）が行う。

イ 水防法第10条により国土交通大臣が指定した河川の水防警報は、国土交通大臣（沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長）が行う。

ウ 知事が指定した河川の水防警報は県災害対策（水防）本部長（土木部河川班）、またはその指定に基づいて土木事務所長が行う。

6 火災気象情報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の予防上危険であると認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する。

7 通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

5 災害報告關係

被害程度の認定基準

1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

- (1) 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なものとする。
- (2) 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
- (3) 負傷者とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、重傷者とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、軽傷者とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家の被害

- (1) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
- (2) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位。
- (3) 全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (4) 大規模半壊とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
- (5) 中規模半壊とは、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
- (6) 半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (7) 準半壊とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

(8) 一部損壊とは、損壊の程度が準半壊に至らないもの。

(9) 床上浸水とは、その住家の床上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが土石、竹木等のたい積のため一時的に居住することができない状態となったもの。

(10) 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

3 非住家の被害

(1) 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

4 その他の被害

(1) 田の流失・埋没とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。

(2) 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。

(3) 畑の流失・埋没及び畑の冠水については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。

(5) 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が損壊し車輛の通行が不能となった程度の被害をいう。

(6) 橋梁流失とは道路を連結するために河川、運河等の上に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。

(7) 河川被害とは河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害をいう。

(8) 港湾被害とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設であって、復旧工事を要する程度の被害をいう。

(9) 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用される天然河岸とし、これらが決壊または埋没し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

- (10) 水道施設被害とは、水道施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害をいう。
- (11) 清掃施設被害とは、ごみ処理およびし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害をいう。
- (12) 山（崖）崩れとは、山（崖）くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
- (13) 鉄道不通とは、列車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
- (14) 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (15) 電話被害とは、通話不能になった回線数をいう。
- (16) 電気被害とは、停電戸数をいう。
- (17) ガス被害とは、供給停止戸数をいう。

5 り災者

- (1) り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。
- (2) り災者とは、り災世帯の構成員とする。

6 被害額

指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき次の被害を除く物的被害の概算額を100百万円単位として計上する。（災害対策基本法施行規則第2条）

- (1) 法令又は予算によりその災害復旧事業費につき国庫負担若しくは国庫補助のある施設の被害
- (2) 農作物・林産物・畜産物（家畜・家きんを含む）蚕繭および水産物の被害
- (3) 国及び県の有する財産、施設の被害
- (4) 指定公共機関の被害

7 その他

消防機関の活動状況の報告にあたっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急には握ることが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

被 害 の 程 度

災害発生の日時		月 日 時 分						
災害発生場所		市町						
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分 廃止 月 日 時 分						
区 分		件 数	備 考	区 分		件 数	備 考	
人的被害	死者	人		その他の被害	文教施設	箇所		
	行方不明	〃			病院	〃		
	負傷者	重傷者			〃	道路		〃
		軽傷者			〃	橋りょう		〃
		計			〃	河川		〃
住家被害	棟数	全壊 (流出)			棟	港湾		〃
		世帯			棟	砂防		〃
		人			棟	清掃施設		〃
	世帯	半壊			棟	山(崖)くずれ		〃
					世帯	鉄道不通		〃
					人	被害船舶		隻
	および人員	一部破損			棟	水道		戸
					世帯	電話		回線
					人	電気		戸
		床上浸水			棟	ガス		戸
			世帯	ブロック塀	箇所			
			人	火災発生	建物	件		
	床下浸水	棟	危険物	件				
		世帯	その他	件				
		人	り災世帯	世帯				
非住家の被害	官公署庁舎・公民館等	棟	り災者	人				
	倉庫・土蔵・車庫・納屋等	棟	被害総額	百万円				
田畑の被害	田	流出・埋没	ha	避難指示の状況	地区数	カ所		
		冠水	〃		避難場所	〃		
	畑	流出・埋没	〃	消防機関の活動	人員	人		
		冠水	〃		消防職員	〃		
		冠水	〃		消水防団員	〃		
				(出勤状況)	計			

被害速報（随時）

1. 人的被害
 2. 住家被害
 3. その他の被害
- { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信 } の被害
 船舶・その他（ ） (該当項目に○印)

供 覧									
情報源	住 民	消防団	自主防	確 認	確認済（どこで）	警 察			
	その他（ ）			未確認	その他				
市町村名	第 号	調査者		発信者		発信時間	月 日	時 分	
支部名	第 号	受信者		発信者		発信時間	月 日	時 分	
本部	第 号	受信者		受信時間			月 日	時 分	
件 名		(第 報) 月 日 時 分 現在							
発生原因	日 時								
	場 所								
状況	原 因								
	状 況								
		(人的被害)							
		・被害者の住所氏名							
		・年齢等							
		(住家被害)							
		・居住者名							
		・避難状況等							
		(その他の被害)							
		・路線、河川名							
		・被災延長、崩土量							
		・規制内容							
		・復旧見込等							
		・ごみ集積場所							
死 者	行方不明	負 傷 者	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
人	人	重傷	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		計	人	人	人	人	人	人	
この情報は		警察 号	で記者発表 済 未発表						
		その他 ()							

避 難 報 告 書

(No.)

年	月	日	分現在	発 信 時 刻	月	日	時	分		
発 信 機 関	避難地			発 信 者						
受 信 機 関	本部	班		受 信 者						
(内 容)										
					男	人	女	人	計	人
避 難 者 内 訳										
自 主 防 名	男	女	計	学 校 名	男	女	計			
				計						
				事 業 所 名						
				計						
				そ の 他						
計				計						
処理状況										

被害状況等報告

(部第 報)

月 日 時 分現在

発信時分 月 日 時 分

発信者

1 災害の原因

2 災害発生時 月 日 時 分

3 災害発生場所又は地域

4 災害に対してとられた措置

(1) 部のとった主な応急措置の状況

(2) 応援要請又は職員派遣の状況

(3) 避難指示の状況 地区数 人員 人

(4) 活動状況

ア 出動人員 人

イ 主な活動内容（使用した機材を含む）

No. _____

人・住家の被害（速報・確定）

年	月	日	時	分	現在	受信時刻	月	日	時	分	
発信機関						発信者					
受信機関						受信者					

人的被害	死者		人	住家の被害	床上	棟数	棟
	行方不明		〃		浸水	世帯数	世帯
	負傷	重傷者	〃		床下	人員	人
		軽傷者	〃			棟数	棟
住家の被害	全壊	棟数	棟	浸水	世帯数	世帯	
		人員	人		人員	人	
		非住家の被害			全壊棟数	棟	
	半壊	棟数	棟	半壊棟数	棟		
		人員	人	被害の発生状況 必要な応急対策			
	一部破損	棟数	棟				
		世帯数	世帯				
		人員	人				
	全焼	棟数	棟				
		世帯数	世帯				
		人員	人				
	半焼	棟数	棟				
世帯数		世帯					
人員		人					
部分焼	棟数	棟					
	世帯数	世帯					
	人員	人					

No. _____

道路被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分				
発信機関		発信者						
受信機関		受信者						
全 般 的 被 害 状 況	区 分 種 別	道 路		橋 り よ う		計		
		か所数	被害額	か所数	被害額	か所数	被害額	
	国道（国管理）	（ ）	千円	（ ）	千円	（ ）	千円	
	国道（県管理）	（ ）		（ ）		（ ）		
	県 道	主要地方道	（ ）		（ ）		（ ）	
		一般県道	（ ）		（ ）		（ ）	
	市 道	（ ）		（ ）		（ ）		
計	（ ）		（ ）		（ ）			
重 大 な 被 害 状 況	位 置							
	路 線 名							
	被 害 種 別							
	発 生 日 時							
	被 害 の 程 度							
	被 害 額		千円		千円		千円	
	復 旧 見 込							
	通行止めの種類							
	迂回路	有 無	有	無	有	無	有	無
		路線名						
備 考								

(注) 全般的被害状況のか所数欄上段（ ）には、被害額の判明しているか所数を記載する。

No. _____				
河川被害（速報・確定）				
年 月 日 時 分現在		受信時刻	月 日 時 分	
発信機関		発信者		
受信機関		受信者		
全般的被害状況	種別・区分	か所数	被害額	
	国管理河川	()	千円	
	県管理河川	()		
	準用河川	()		
	市管理河川	()		
	計	()		
重大な被害状況	位 置			
	河 川 名			
	被 害 種 別			
	発 生 日 時			
	被 害 の 程 度			
	被 害 額	千円	千円	千円
	復 旧 見 込			
	備 考			

(注) 全般的被害状況のか所数欄上段 () には、被害額の判明しているか所数を記載する。

No. _____

水道施設被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分	
発信機関		発信者			
受信機関		受信者			
全 般 的 被 害 状 況	種 別 区 分	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	計
	か 所 数	()	()	()	()
	被 害 額	千円	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施 設 名				
	給水戸数又は 給水人口				
	被 害 の 程 度				
	応 急 対 策				
	復 旧 見 込				
	被 害 額	千円	千円	千円	千円

注) 全般的被害状況のか所数欄の()には、被害額が判明しているか所数を記載する。

No. _____

農 林 業 被 害 （ 速 報 ・ 確 定 ）

年 月 日 時 分現在		受 信 時 刻		月 日 時 分							
発 信 機 関		発 信 者									
受 信 機 関		受 信 者									
全 般 的 被 害	種 別										
	区 分	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	か所	被 害 額
	流 出	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円		千円
	埋 没										
	冠 水										
	そ の 他										
	計										
重 大 な 被 害 状 況	場 所										
	被 害 種 別										
	発 生 日 時										
	被 害 の 程 度										
	被 害 額			千円				千円		千円	
	復 旧 見 込										
	備 考										

(注) 全般的被害状況の種別上欄は、水稻、茶、みかん、野菜、わさび、しいたけ等の種別及び農業用施設、林業施設の名称を記載する。

No. _____

施設被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分	
発信機関		発信者			
受信機関		受信者			
全 般 的 被 害	種別 区分				計
	か所数				
	被害額	千円	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施設名				
	発生日時				
	被害の程度				
	応急対策				
	復旧見込				
	被害額	千円	千円	千円	千円

災 害 り 災 者 調 査 原 票

調査責任者職氏名 ㊦ 災害り災者調査原票 立会人職氏名 ㊦ 年 月 日 現在									
世帯主氏名		住所		避難先					
被害の程度	全壊、全焼、流出、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水（土砂）（ cm）、床下浸水（土砂）、一部破損								
	判定基準（被害面積による方式・損害割合による方式） 被害の割合 %								
住家の状況	自宅・借家	面積	m ²		住家・非住家	棟数	棟		
家 族 の 状 況	氏名	性別	年齢	職業（在学校及び学年）	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
計（人）									
課税の状況	非課税・均等割・所得割		世帯類型	被保護・身障・老人・母子（父子）・要保護・その他					
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品 ・埋葬・遺体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他（ ）								

罹災証明書

沼市社証明 第 号

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項欄 ①	被災世帯の構成員氏名	続柄	年齢	被災世帯の構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
 （被災者生活再建支援金や災害救助法（昭和22年法律第118号）による住宅の応急処理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

沼津市長

被災証明書

沼市社証明 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項欄 ①	

被災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
追加記載事項②	

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

沼津市長

被災届出証明書

沼市社証明 第 号

住所		
氏名		
被災状況	災害の原因 被災場所 被災物件	
特記事項		

被災内容	
備考	

上記のとおり、被災状況の届出があったことを証明します。

年 月 日

沼津市長

6 通 信 関 係

ただいま、東海地震注意情報が発令されました。
今後のテレビ、ラジオの放送に注意して下さい。

2. 東海地震注意情報伝達後（市等の対応）

市役所からお知らせします。

東海地域の地震観測データに異常が発見されたため現在、東海地震注意情報が発令されています。

市では、万が一に備え防災体制を備えています。

ここで市内の主な状況をお知らせします。

（交通機関） ※ J R ・バス・船舶の各機関から事情を聴取

（例） J R は、東海道線、御殿場線、新幹線とも

〔徐行運転中〕
〔まびき運転中〕
〔通常通り運転中〕
〔全面運休中〕

です。

バス会社は全路線

〔徐行運転中〕
〔まびき運転中〕
〔通常通り運転中〕
〔全面運休中〕

です。

沼津港の船舶

〔は〕
〔も〕

〔まびき運航中〕
〔通常通り運航中〕
〔全面運休中〕

です。

（道路関係）

市内の主要道路は全線で

〔渋滞中〕
〔平常通り〕

です。

東名高速道路及び新東名高速道路は、

〔渋滞中〕
〔平常通り〕

です。

本線で

〔は〕
〔も〕

〔渋滞中〕
〔平常通り〕

です。

これから、警戒宣言が発令されますと、市内の主な道路は交通規制が実施されます。車での外出は避けて下さい。

（電話）

電話の利用はさしひかえて下さい。

（電気）

現在、東海地震注意情報が発令されています。

皆さん、今後の情報に注意して下さい。

3. 警戒宣言発令伝達（事前に録音——市長）

サイレン吹鳴（4 5 秒吹鳴、1 5 秒休止——5 回）

市民の皆さん、私は沼津市長です。

只今、内閣総理大臣から〔 数時間以内 〕
〔 2～3日以内 〕に、駿河湾を震源とする大規模な地震が発生するおそ

れがある、という警戒宣言が発令されました。

津波、崖崩れ危険地域の皆さんは、自主防災組織ごとに直ちに避難をはじめてください。

その他の地域では、付近の安全な場所へ避難して下さい。

皆さんおちついて行動して下さい。

4. 警戒宣言伝達広報

市役所からお知らせします。

本日午〔 前 〕 時 分、内閣総理大臣は、東海地震に対し、〔 数時間 〕
〔 2～3日 〕以内に、駿河湾を

震源とする大規模な地震がおこるおそれがある、という警戒宣言を発令しました。

皆さん、火の始末をして、ガスの元栓を閉め、のみ水を確保して下さい。

今後、テレビ、ラジオや同報無線の情報に注意し、市役所、消防、警察、自主防災組織などの指示にしたがって、おちついて行動して下さい。

津波、崖崩れ危険地域の皆さんは、自主防災組織ごとに直ちに避難をはじめてください。

その他の地域では、付近の安全な場所へ避難して下さい。皆さんおちついて行動して下さい。

5. 警戒宣言発令時の市の対応

市役所からお知らせします。

只今市をはじめ、警察、消防、など関係機関は全て警戒体制を整えました。

皆さんおちついて行動して下さい。

鉄道、バス、船舶とも全て運転を中止しています。

主要道路の状況は次のとおりです。

〔 ○○付近、○○付近、・・・では 〕 〔 渋滞中 〕
〔 全線 〕 〔 平常通り 〕です。

東名高速道路及び新東名高速道路は乗入れ禁止です。

車での避難は絶対にやめて下さい。

「※夜間、休日、土曜日は放送中止」※

学校は全て休校です。児童・生徒の引き渡しは〔 完了しました。 〕
〔 順調におこなわれています。 〕

引き渡しができていない子供は、学校や自主防災組織で保護しています。」

ただいま警戒宣言が発令されています。

電話は〔 使用できません。 〕
〔 普通どおり使用できません。 〕

火は使用しないで下さい。ガスの元栓も忘れずに閉めて下さい。

不用な電気器具のコンセントはぬいて下さい。

水道は使えます。飲み水を確保して下さい。

只今警戒宣言が発令されています。

皆さん、今後の情報に注意しておちついて行動して下さい。

市の保有する広報車（拡声器・アンプ付き）

R5. 4. 1現在

課名	車種													計	
	マイクロバス	乗用車・ライトバン	四輪駆動車	トラック	軽四輪乗用車	軽四輪バン	軽四輪トラック	消防車	救急車	ハシゴ車	工作車	化学車	給水車		小型動力水槽車
資 産 活 用 課		5				4									9
水 道 部		2		2		7	3						1		15
道 路 管 理 課			2												2
危 機 管 理 課			1												1
消 防 各 分 団								40							40
市 立 図 書 館	1														1
河 川 課			1												1
計	1	7	4	2		11	3	40					1		69

沼津市防災行政無線同報局通信基準

(趣 旨)

- 1 この基準は、電波関係法令に定めるもののほか、沼津市防災行政無線及び地域防災無線管理運用規定第14条に基づき、沼津市防災行政無線同報局の通信（以下「通信」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

- 2 通信の種類は、緊急通信、試験通信及び一般通信とする。
緊急通信とは、地象、気象等の予警報を含む緊急を要するものをいい、試験通信とは、無線機器の機能確認のためのものをいい、一般通信とは、緊急通信及び試験通信以外のものをいう。

(通信事項)

- 3 通信事項は、次のとおりとする。

(1) 緊急通信

- ア 地震及び大雨、台風等の気象に関する情報
- イ 大火災及び重大な交通事故等に関する情報
- ウ 電気、水道、ガス、電話等の事故で市民生活に影響を及ぼす事項に関する情報
- エ 迷子、行方不明者、毒物等の紛失及び誤って販売した危険物の照会等人命に係わるもので、沼津警察署長又は関係機関の長の要請を無線管理者が認めたもの
- オ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 試験通信

無線機器の機能確認のために行うもので、定時試験通信にあつては時報をもって行う

(3) 一般通信

緊急通信及び試験通信以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

(通信時間)

- 4 通信時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 緊急通信、臨時試験通信 随時

(2) 定時試験通信 毎日12時00分及び17時00分

(3) 一般通信 市民生活に支障を及ぼさない時間帯で、その通信を行う必要な日

(通信の承認手続)

- 5 通信の承認手続

(1) 緊急通信を行う必要が生じた場合は、当該事項の主管課長は通信依頼書（別紙様式）をもって危機管理課長に対し、当該通信文の承認を受けなければならない。

(2) 一般通信を利用しようとする課長等は、通信を行う日の2日前の正午までに通信依頼書（別紙様式）をもって広報課長を経由して危機管理課長に対し、当該通信文の承認を受けなければならない。

(通信の発信)

6 通信の発信は、次のとおりとする。

危機管理課長は、緊急通信、一般通信の通信文をとりまとめ、緊急通信にあつては危機管理課、沼津南消防署の職員、一般通信にあつては広報課、沼津南消防署の職員のうち電波法第40条第1項の無線従事者の資格を有する者に発信させなければならない。

(沼津南消防署同報親局の運用)

7 沼津南消防署に設置する同報親局の運用については、別に定める。

付 則

この基準は、平成元年6月17日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年5月31日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年6月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年1月26日から施行する。ただし、平成28年3月31日までの間は、「沼津南消防署」を「沼津市南消防署」と読み替えるものとする。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

沼津市防災行政無線固定系（同報無線）設置場所一覧表

施設名	局数	設置場所
親局	1	沼津市役所庁舎
遠隔制御装置	2	沼津市役所庁舎・沼津南消防署
中継局・再送信子局	3	長井崎・真城山・大平
屋外拡声子局	284	

屋外拡声子局

地区	局数	地区	局数
原 西	23	第 一	9
原 東	9	第 二	16
浮 島	9	第 三	14
愛 鷹	15	我 入 道	6
今 沢	7	第 四	12
片 浜	17	第 五	18
沢 田	14	大 平	11
金 岡	4	静 浦	13
門 池	29	内 浦	9
大 岡	7	西 浦	13
大 岡	10	戸 田	19
		合 計	284

防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表

種 別	名 称	台数	備 考
公共機関	消 防 署	1 1	
	市 施 設	1 2 1	
	広 域 避 難 地	1 5	
	小 学 校	2 0	
	中 学 校	1 7	
	高 校 等	1 6	
	保 育 所 ・ 保 育 園	2 6	
	幼 稚 園	2 4	
	病 院	1 1	
自治会	自 治 会	4 6	
その他	社 会 福 祉 施 設	5 0	
	関 係 機 関	8	
合 計		3 6 5	

デジタル地域防災無線移動局配備先一覧(機関別) 345局

半固定型 (261局)

車載型 (74局)

機関	名称	呼出番号	機関	名称	呼出番号	機関	名称	呼出番号	機関	名称	呼出番号	機関	名称	呼出番号
避難地 (64局)	戸田B&G避難地	206	津波孤立予想地区(立保)	津波孤立予想地区(立保)	712	消防(1-2局)	北消防署	403	学校(51局)	第五中学校	635	市部局(50局)	くらら戸田 道路管理課車載	808
	第一小学校避難地	301		津波孤立予想地区(古宇)	713		南消防署代替災対	404		戸田小中一貫学校	647		道路管理課 車載	809
	中央公園避難地	302		津波孤立予想地区(足保)	714		救助ワークステーション	405		金岡中学校	637		道路管理課 車載	810
	第一中学校避難地	303		津波孤立予想地区(久料)	715		静浦分署	406		大岡中学校	638		道路管理課 車載	811
	浅間神社避難地	304		津波孤立予想地区(江梨)	716		内浦分遣所	407		愛鷹中学校	640		道路管理課大塚詰所 車載	812
	沼津西高校避難地	305		津波孤立予想地区(大瀬)	717		西浦分遣所	408		大平中学校	641		資産活用課 車載	813
	第二中学校避難地	306		危機管理課統制局横	110		大平分遣所	409		原中学校	642		資産活用課 車載	814
	第三中学校避難地	308		災害対策本部1	201		戸田分署	410		浮島中学校	643		資産活用課 車載	815
	沼津工業高校避難地	309		災害対策本部2	202		原分署	412		今沢中学校	644		資産活用課 車載	816
	香貫小学校避難地	310		災害対策本部3	203		戸田駐在所	501		門池中学校	645		岡宮北区画整理事務所 車載	817
	沼津市総合体育館避難地	312		災害対策本部4	204		沼津警察署(警備課)	502		長井崎小中一貫学校	646		秘書室 車載	818
	第四小学校避難地	313		災害対策本部5	205		沼津警察署(警備課)	502		戸田小中一貫学校	647		道路建設課 車載	819
	山王公園避難地	314		危機管理課1	611		東部危機災対本部(方面本部)	505		沼津市立高等学校	648		河川課 車載	820
	沼津市立高校避難地	315		危機管理課2	544		東部危機事務室	506		県立沼津東高等学校	649		沼津市立病院 車載(病院施設課)	821
	第五中学校避難地	316		危機管理課3	545		県沼津土木事務所	507		県立沼津西高等学校	650		資産活用課 車載	822
	加藤学園高校避難地	317		危機管理課4	557		NTT沼津営業所	508		県立沼津工業高等学校	651		社会福祉課 車載	823
	第五小学校避難地	318		危機管理課5	239		東京電力静岡総支社	509		沼津工業高等専門学校	652		危機管理課 車載	824
	開北小学校避難地	319		河川課	210		JR沼津駅	510		飛龍高等学校	653		危機管理課 車載(在庫)	802
	駿河グラウンド避難地	320		道路管理課	211		静岡瓦斯東部支社	511		加藤学園高等学校	654		危機管理課 車載(在庫)	804
	門池小学校避難地	321		広報課	212		エルピーガス協会東部支部	512		曉秀高等学校	655		道路管理課大塚詰所 車載	825
	門池中学校避難地	322		地域自治課	213		日本通運沼津支店	513		県立沼津城北高等学校	656		道路管理課大塚詰所 車載	828
	国立沼津南高避難地	323		農地農林課	214		県トラック協会東部支部	514		誠恵高等学校	657		沼津北消防署 車載	829
	金岡中学校避難地	324		市民課	215		エフエムぬまづ	515		桐陽高等学校	658		クリーンセンター 収集課車載	831
	飛龍高校避難地	325		水道総務課	216		タカシマ協会沼津支部	516		沼津中央高等学校	659		クリーンセンター 収集課車載	832
	金岡小学校避難地	326		子育て支援課	217		富士伊豆農業協同組合	517		県沼津聴覚特別支援学校	661		クリーンセンター 収集課車載	833
	沢田小学校避難地	327		学校管理課	218		国交省沼津河川国道事務所	518		県沼津視覚特別支援学校	662		クリーンセンター 収集課車載	834
	駿河台公園避難地	328		社会福祉課	219		東名沼津料金所	520		沼津薬剤師会	531		クリーンセンター 収集課車載	835
	豊町公園避難地	329		クリーンセンター収集課	230		郵便事業静岡沼津支店	521		田沢医院	263		クリーンセンター 収集課車載	836
	大岡南小学校避難地	330		クリーンセンター管理課	231		県沼津血液センター	522		沼津市歯科医師会	534		クリーンセンター 収集課車載	837
	大岡小学校避難地	331		アクアプラザ	232		我入道漁業協同組合	523		きせかか病院	540		水道総務課 車載	838
	大岡中学校避難地	332		最終処分場	233		内浦漁業協同組合	524		瀬尾記念慶友病院	541		下水道整備課 車載	827
	沼津東高校避難地	333		中部浄化プラント	234		静岡漁業協同組合	525		沼津医師会事務局	542		下水道整備課 車載	830
	愛鷹地区センター避難地	334		下水道管理(南部浄化)センター	235		戸田漁業協同組合	526		聖隷津島病院	543		水道部車載2	839
	片浜小学校避難地	335		送水管理センター	236		沼津環境整備事業協同組合	527		沼津西病院	546		水道部車載3	840
	片浜中学校避難地	336		市民文化センター	237		沼津市建設事業協同組合	528		沼津リハビリ病院	547		議会事務局車載	841
	今沢小学校避難地	337		市立図書館	238		自動車検査登録事務所	529		西島病院	549		農林農地課車載	843
	大平小学校避難地	338		千本プラザ	241		県ホラテイ本部(東部総合庁舎)	530		夜間救急医療センター	550		農林農地課車載	886
	大平中学校避難地	339		沼津市保健センター	242		災害ホラテイ本部2(社会福祉協議会)	532		市立病院防災センター	552			
	下水管理(南部浄化センター)避難地	340		看護専門学校	243		愛鷹広域公園3(ヘリポート)	535		戸田診療所	553			
	文化財センター避難地	341		水道部災害対策本部	244		沼津市指定給水工事店協同組合	548		香貫医院	555			
	旧静浦東小学校	342		沼津市畜場	245		第一小学校	601		第一地区センター	253			
旧内浦小学校避難地	343	戸田図書館	247	第二小学校	602	第三地区センター	255							
旧西浦小学校避難地	344	戸田保健センター	248	第三小学校	603	第五地区センター	519							
原小学校避難地	345	戸田つちセンター	249	第四小学校	604	門池地区センター	268							
原中学校避難地	346	戸田B&G海洋センター	250	第五小学校	605	片浜地区センター	258							
原東小学校避難地	347	戸田特産物加工施設(井田)	252	開北小学校	606	今沢地区センター	269							
浮島小学校避難地	348	原市民窓口事務所	257	開北小学校	607	内浦地区センター	262							
我入道コミン避難地	349	大岡市民窓口事務所	259	片浜小学校	608	旧西浦小学校職員室(救護所用)	620							
我入道公園避難地	350	金岡市民窓口事務所	260	金岡小学校	609	戸田地区センター	246							
長井崎小中一貫学校避難地	351	静浦市民窓口事務所	261	大岡小学校	610	高砂	531							
井田コミ広場避難地	352	西浦市民窓口事務所	263	静浦小中一貫学校	613	ぬまづホーム	572							
西部市民運動場避難地	354	愛鷹市民窓口事務所	264	愛鷹小学校	614	沼津フジビュールホーム	573							
沼津視覚特別支援学校避難地	554	浮島市民窓口事務所	265	大平小学校	615	ひだまりの郷	574							
沼津聴覚特別支援学校避難地	556	大平地区センター	266	原小学校	617	和みの郷	575							
ブラサ ヴェルデ(帰宅困難者)	616	くらら戸田	267	浮島小学校	618	あしたかホーム	576							
津波孤立予想地区(17局)	津波孤立予想地区(江浦)	701	第二地区センター	307	香貫小学校	619	みはらの丘浮島	577						
	津波孤立予想地区(多比)	702	岡宮北区画整理事務所	311	門池小学校	621	伊暖の郷	578						
	津波孤立予想地区(口野)	703	環境政策課	353	今沢小学校	622	遊法苑	579						
	津波孤立予想地区(重寺)	704	こども家庭課	536	沢田小学校	623	あしたか太陽の丘	580						
	津波孤立予想地区(小海)	705	市立病院病院施設課	551	原東小学校	624	いずみ	590						
	津波孤立予想地区(長浜)	707	あしたか学園(市福祉施設)	570	大岡南小学校	625	沼津のぞみの里	587						
	津波孤立予想地区(重須)	708	高尾園(市福祉施設)	571	第一中学校	631	沼津のぞみの園	588						
	津波孤立予想地区(木負)	709	教育企画課	626	第二中学校	632	岡宮グリーンセル	584						
	津波孤立予想地区(河内)	710	駿東伊豆消防第一方面本部(南署3階)	401	第三中学校	633	陽光園	585						
	津波孤立予想地区(久連)	711	南消防署事務室	402	第四中学校	634	きさらぎ	240						
津波孤立予想地区(平沢)	411													

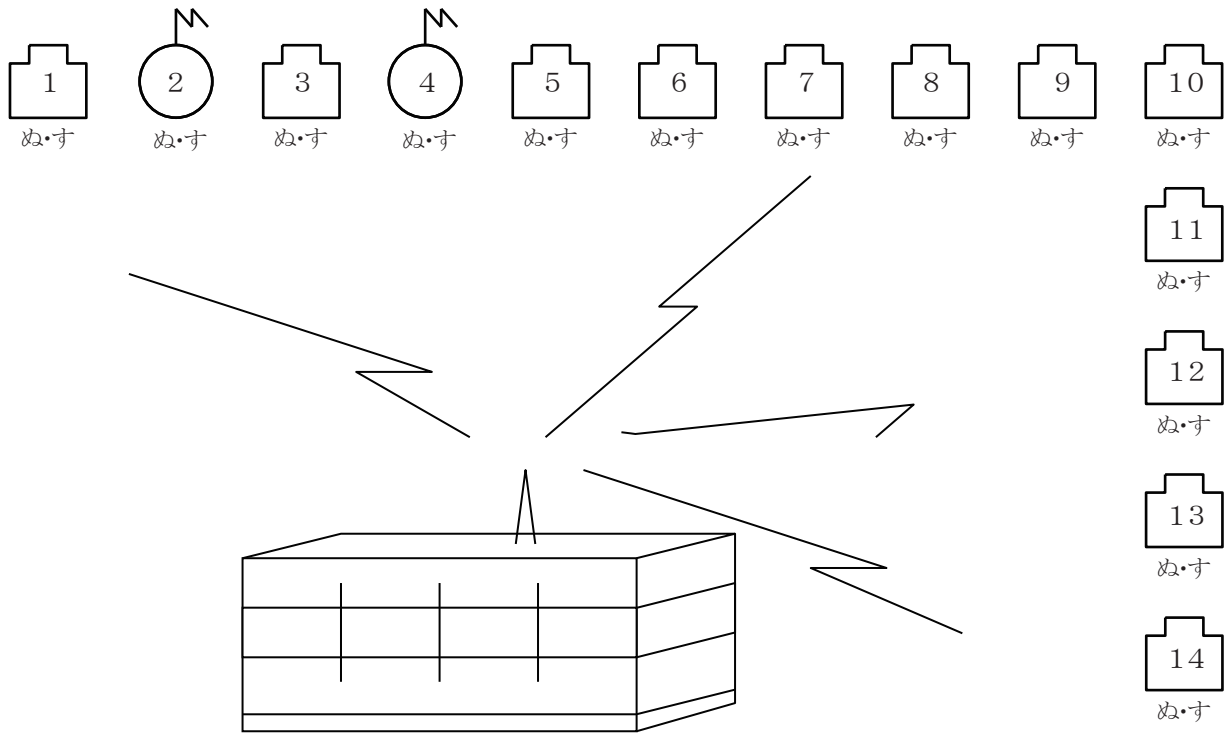
携帯型 (10局)

機関	名称	呼出番号	
市部局(6局)	危機管理課 携帯局	901	
	危機管理課 携帯局	902	
	くらら戸田 携帯局	903	
	くらら戸田 携帯局	904	
	くらら戸田 携帯局	905	
	危機管理課 携帯局	906	
	消防(4局)	沼津南消防署	907
		沼津南消防署	908
		沼津北消防署	909
		沼津北消防署	910

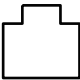
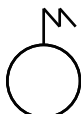
水 道 無 線

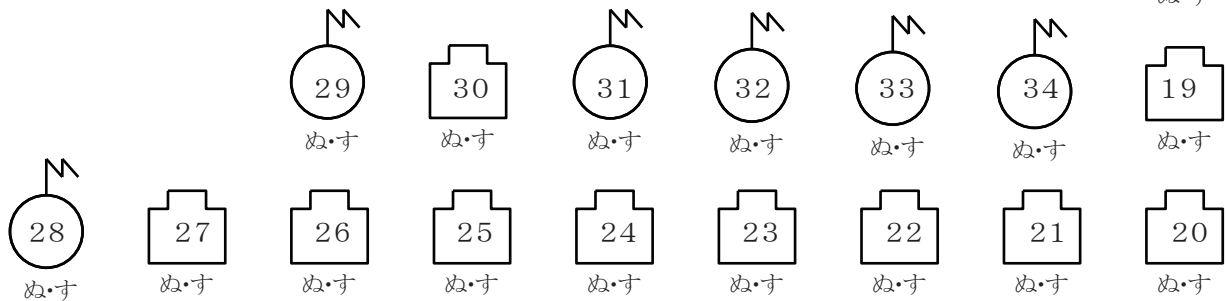
無 線 局 名	種 別	設 置 場 所	所 在 地
ぬまづすいどう	基地局	上水道工務課	沼津市御幸町16-1
ぬまづすいどう 1	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 2	陸上移動局	泉水源地	駿東郡清水町八幡270
ぬまづすいどう 3	陸上移動局	水道サービス課	沼津市双葉町358-3
ぬまづすいどう 4	陸上移動局	泉水源地	駿東郡清水町八幡270
ぬまづすいどう 5	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 6	陸上移動局	上水道工務課	沼津市御幸町16-1
ぬまづすいどう 7	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 8	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 9	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 10	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 11	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 12	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 13	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 14	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 15	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 16	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 17	陸上移動局	水道サービス課	沼津市双葉町358-3
ぬまづすいどう 18	陸上移動局	泉水源地	駿東郡清水町八幡270
ぬまづすいどう 19	陸上移動局	水道サービス課	沼津市御幸町16-1
ぬまづすいどう 20	陸上移動局	泉水源地	駿東郡清水町八幡270
ぬまづすいどう 21	陸上移動局	水道サービス課	沼津市御幸町16-1
ぬまづすいどう 22	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 23	陸上移動局	水道総務課	〃
ぬまづすいどう 24	陸上移動局	上水道工務課	〃
ぬまづすいどう 25	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 26	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 27	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 28	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 29	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 30	陸上移動局	水道サービス課	〃
ぬまづすいどう 31	陸上移動局	泉水源地	駿東郡清水町八幡270
ぬまづすいどう 32	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 33	陸上移動局	〃	〃
ぬまづすいどう 34	陸上移動局	〃	〃

水道無線配置図



ぬまづすいどう
基地局（上水道工務課）

- 凡例
- 陸上移動局（車載） 
 - 陸上移動局（携帯） 
 - ぬ・す……ぬまづすいどう



無線設備

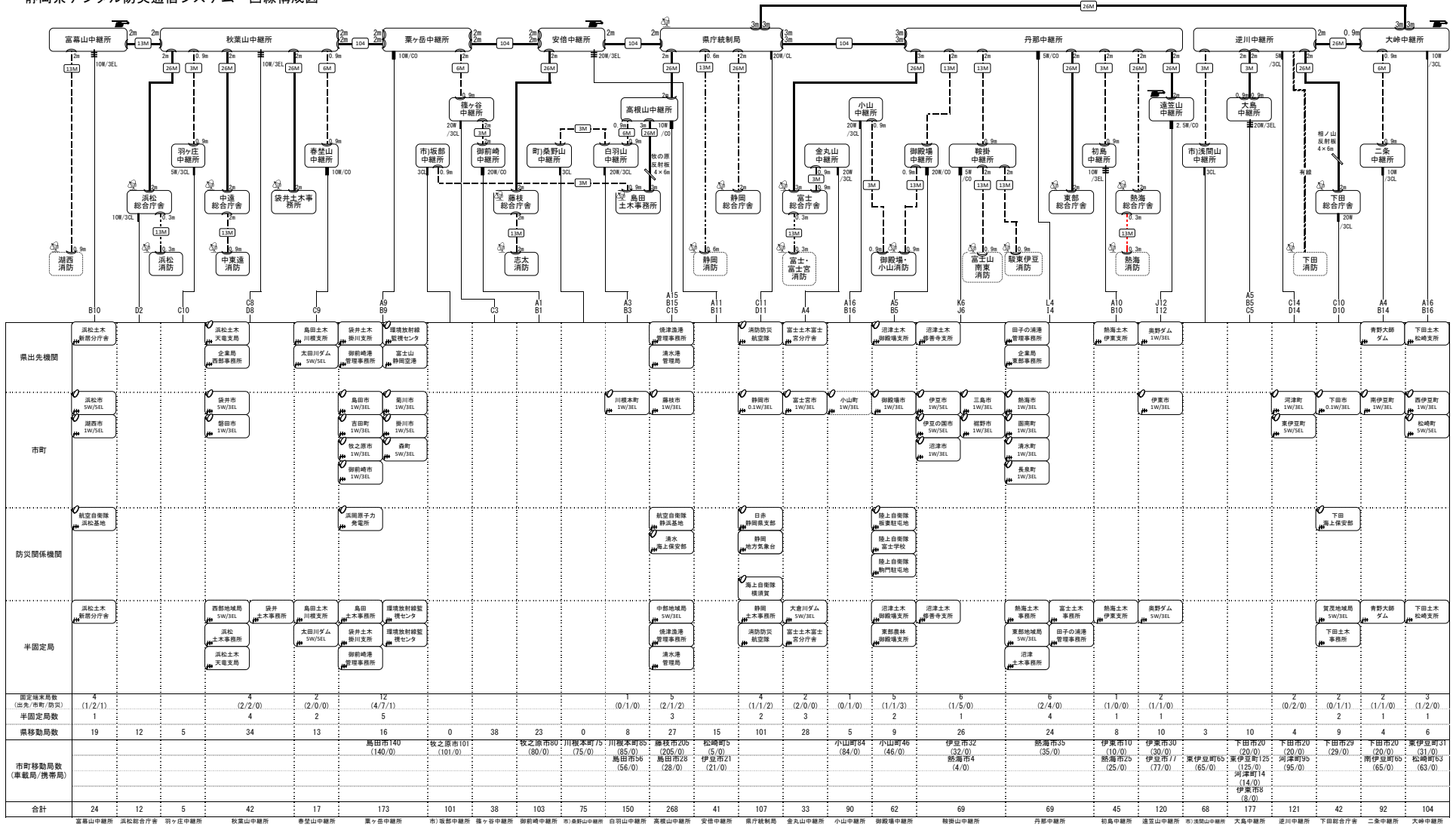
区分	周波数	基地局	陸上移動局(車載)	陸上移動局(携帯)
超短波	152.17MHz	出力5W1基	出力5W26基	出力5W8基

県防災行政無線一覧表

衛星回線選択番号 一都道府県番号一地球局番号一内線番号
 地上系(衛星系)5(8)一 0 2 2 一 表参照 一 表参照

名 称	内線番号	名 称	内線番号
東部総合庁舎(地球局 703)		東部農林事務所	
東部地域局			
局長	2000	所長	2150
副局長兼東部危機管理監	2001	次長	2151
伊豆観光局長	2006	検査 検査監	2155
次長兼地域課長	2002	総務課 課長	2152
技監兼危機管理課長	2182	総務班	2153 2154
危機管理班	2180 2081	農業振興担当 部長	2156
地域課 地域班	2003~2005 2014 2063 2139 3312	企画経営課 課長	2317
FAX	6080	課長代理	2317
沼津財務事務所		企画事業班	2157
所長	2010	経営支援班	2160
次長	2011	課長	2294
徴収統括監	2028	生活基盤班	2158
総務課 課長	2012	産地育成班	2159
総務班	2012 2013	地域振興課 課長	2292
管理課 課長	2017	地域振興班	2161
課長代理	2018	農山村整備担当 部長	2162
管理班	2016 2017	農山村整備部技監	2168
納税第1課 課長	2025	用地管理課 課長	2184
納税第1班	2023 2301	用地管理班	2163
納税第2班	2023 2024	農村整備課 課長	2164
納税第2課 課長	2028	農村計画班	2165
納税第1班	2026 2027	農地整備課 課長	2247
納税第2班	2026 2027 2302	農業水利班	2166
直税第1課 課長	2031	基盤整備班	2175
法人課税班	2029	森林整備課 課長	2295
個人課税班	2030	林業振興班	2170
法人調査班	2030	森林環境班	2169
直税第2課 課長	2034	森林経営課 課長	2174
家屋評価班	2032	治山課 課長	2171
不動産承継班	2033	治山班	2172
自動車税課 課長	2022	林地保全班	2173
自動車税班	2019~2022	沼津土木事務所	
間税課 課長	2037	所長	2200
課税調査班	2035 2036 2038 2039	次長	2201
F A X	2048	用地統括監	2207
東部健康福祉センター東部保健所		総務課 課長	2204
所長	2070	総務班	2202
医監兼保健所長	2100	建設業班	2203
副所長	2071	用地企画課 課長	2207
技監	2112	用地企画班	2206
総務課 課長	2074	用地調整課 課長	2205
総務班	2073 2074	用地調整班	2205
F A X	2191	管理課 課長	2209
福祉部 部長	2101	管理第1班	2209
福祉課 課長	2101	管理第2班	2210
福祉子ども班	2057 2075 2080	企画検査課 課長	2212
精神保健福祉班	2087	検査監	2211
生活保護課 課長	2079	企画班	2211 2212
生活保護班	2078 2079 2284	維持調査課 課長	2214
医療健康部 部長	2082	維持調査班	2120
地域医療課 課長	2082	工事第1課 課長	2216
医療班	2076 2082 2109	工事第1班	2216
疾病対策班	2082 2109	工事第2班	2215
健康増進課 課長	2111	工事第2課 課長	2123
健康増進班	2112	工事第1班	2217
相談部 部長兼児童相談所長	2072	工事第2班	2218
相談判定課 課長	2085	沼川新放水路整備課 課長	2129
相談班	2085 2086	整備班	2129
判定班	2086	港湾課 課長	2248
育成課 課長	2072	港湾班	2208
育成第1班	2083	都市計画課 課長	2220
育成第2班	2084	課長代理	2221
育成第3班	2081	都市計画班	2221 2222
育成第4班	2077	鉄道高架班	2222
衛生部 部長	2102	下水道課 課長	2233
衛生薬務課 課長	2102	下水道班	2223
食品衛生班	2102	建築住宅課 技監	2224
薬務班	2107 2108	課長	2228
F A X	2194	建築班	2224
細菌検査課 課長	2047	住宅営繕班	2225
細菌検査班	2116 2117	東部地域局管内市町(地球局一内線番号)	
食品衛生監視専門班 第1班	2113	沼津市	242-9000 9001 FAX 242-8001
第2班	2113	熱海市	237-6020 FAX 237-6090
動物保護(第1)指導班	2102	三島市	243-9000~9002 FAX 243-8001
環境部 部長	2115	富士宮市	249-9000 9001 FAX 249-8001
技監	2105	伊東市	236-9000 9001 FAX 236-8001
生活環境課 課長	2136	富士市	248-6020 FAX 248-6090
生活環境班	2135 2136	御殿場市	246-9000 9001 FAX 246-8001
廃棄物課 課長	2105	裾野市	245-9000 9001 FAX 245-8001
不法投棄対策班	2058	伊豆市	238-9000 9001 FAX 238-8001
廃棄物班	2106	伊豆の国市	239-9000 9001 FAX 239-8001
F A X	2194	函南町	240-9000 9001 FAX 240-8001
静東教育事務所		清水町	241-9000 9001 FAX 241-8001
所長	2235	長泉町	244-9000 9001 FAX 244-8001
次長	2236	小山町	247-9000~9002 FAX 247-8001
副所長	2239	防災関係機関(地球局一内線番号)	
総務課 課長	2236	陸上自衛隊板妻駐屯地 第2科	150-9000~9002 FAX 150-8001
総務班	2236~2238	中部電力浜岡原子力発電所防災指令室	161-9001~9003 FAX 161-8001
地域支援課 課長	2239	航空自衛隊浜松基地 運用室	153-9000~9003 FAX 153-8001
人事監	2240	海上自衛隊横須賀地方総監部要務室	156-9000 9001 FAX 156-8001
指導監	2240	下田海上保安部 警備救難課	158-9000 9001 FAX 158-8001
人事担当	2240	清水海上保安部 警備救難課	157-9000 9001 FAX 157-8001
指導担当	2244 2245	日本赤十字社静岡県支部事務室	159-9000~9002 FAX 159-8001
		陸上自衛隊東部方面総監部	155-9000~9002 FAX 155-8001

静岡県デジタル防災通信システム 回線構成図



凡例

- : 7.5GHz帯多重無線回線
- - -: 12GHz帯多重無線回線
- - - - -: 7.5GHz帯周波数多重無線回線
- - - - - : 18GHz帯FWA無線回線
- - - - - : 260MHz帯無線回線
- : 多重無線回線容量
- (2m): 多重空中線/空中線径
- Ⓜ: パナソニック基地局
- Ⓜ: 衛星系空中線
- Ⓜ: 端末局260MHz帯無線空中線
- Ⓜ: 現在工事中の局

260MHz帯運用周波数一覧表

周波数帯番号	基地局送信周波数(MHz)	基地局受信周波数(MHz)	周波数帯番号	基地局送信周波数(MHz)	基地局受信周波数(MHz)	周波数帯番号	基地局送信周波数(MHz)	基地局受信周波数(MHz)	周波数帯番号	基地局送信周波数(MHz)	基地局受信周波数(MHz)
A1	271.4375	262.4375	A11	271.8975	262.8975	B5	271.9375	262.9375	B16	272.7125	263.7125
A3	271.4875	262.4875	A14	271.7825	262.7825	B9	272.0375	263.0375	C3	272.2875	263.2875
A4	271.5125	262.5125	A15	271.7875	262.7875	B10	272.0625	263.0625	C5	272.3375	263.3375
A5	271.5375	262.5375	A16	271.8125	262.8125	B11	272.0875	263.0875	C8	272.4125	263.4125
A9	271.6375	262.6375	B1	271.8375	262.8375	B14	272.1625	263.1625	C9	272.4375	263.4375
A10	271.6625	262.6625	B3	271.8875	262.8875	B15	272.1875	263.1875	C10	272.4625	263.4625

防 災 相 互 通 信 用 無 線 局

(158.35MHz)

免 許 人	局 名	局種	空中線 電 力 (W)	事 務 所 所 在 地	事 務 所 名	電 話 番 号
警察庁	静 警 2601～2609	移	5	静岡市葵区追手町9-6	静岡県警察本部	054 271-0110
”	下 田 2701～2705	”	5	下田市東中7-8	静岡県下田警察署	0558 27-0110
”	大 仁 2701～2702	”	5	伊豆の国市 大仁680-1	静岡県大仁警察署	0558 76-0110
”	三 島 2701～2702	”	5	三島市谷田町194-1	静岡県三島警察署	055 981-0110
”	伊 東 2701～2703	”	5	伊東市竹の台2-26	静岡県伊東警察署	0557 38-0110
”	熱 海 2701～2702	”	5	熱海市福道町3-19	静岡県熱海警察署	0557 85-0110
”	沼 津 2701～2702	”	5	沼津市平町19-11	静岡県沼津警察署	055 952-0110
”	御殿場 2701～2702	”	5	御殿場市北久原439-2	静岡県御殿場警察署	0550 84-0110
”	富 士 2701～2702	”	5	富士市八代町3-55	静岡県富士警察署	0545 51-0110
静岡県	防災静岡 54～76	”	10	静岡市葵区追手町9-6	静岡県庁	054 221-2591
”	静岡県防対 201	”	10	”	”	”
”	静岡県防対 202・203	”	1	”	”	”
”	防災加茂 2・14・15・ 18・19	”	10	下田市中531-1	静岡県賀茂地域局	0558 24-2004
”	防対熱海支部	基	10	熱海市水口町 13-15	静岡県熱海財務事務所	0557 82-9056
”	防災東部 2・3・4・ 14・15・19・ 20・22・23・ 24	移	10	沼津市高島本町1-3	静岡県東部地域局	055 920-2003
”	防対富士支部	基	10	富士市本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545 65-2112
下田市	下田防対 1・2	移	10	下田市東本郷 1-5-18	下田市役所	0558 22-2211
東伊豆町	東伊豆防対 1	”	5	賀茂郡東伊豆町稲取 3354	東伊豆町役場	0557 95-1100

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
南伊豆町	防対南伊豆 2~3	移	10	賀茂郡南伊豆下賀茂 328-2	南伊豆町役場	0558 62-6211
西伊豆町	西伊豆防対 1	〃	10	賀茂郡西伊豆町仁科 401-1	西伊豆町役場	0558 52-1111
〃	西伊豆防対 2	〃	10	賀茂郡西伊豆町田子 2640-1	西伊豆町田子支所	0558 53-0002
河津町	河津防対 1・2	〃	5	賀茂郡河津町田中 212-2	河津町役場	0558 34-1913
松崎町	松崎防対 1	〃	10	賀茂郡松崎町宮内 301-1	松崎町役場	0558 42-1111
熱海市	熱海防対 1・2	〃	10	熱海市中央町1-1	熱海市役所	0557 81-0151
伊東市	伊東防対 1	〃	10	伊東市大原2-1-1	伊東市役所	0557 36-0111
〃	伊東防対	基	10	〃	〃	〃
沼津市	沼津防対 1・2	移	10	沼津市御幸町16-1	沼津市役所	055 934-2537
伊豆の国市 (伊豆長岡)	伊豆長岡 防 対1	〃	5	伊豆の国市長岡 340-1	伊豆の国市役所	055 948-1412
伊豆の国市 (大仁)	大仁防対 101	〃	10	伊豆の国市田京 299-6	伊豆の国市大仁支所	0558 76-8005
伊豆市 (土肥)	土肥防対 1	〃	10	伊豆市土肥 670-2	伊豆市土肥支所	0558 98-1111
小山町	小山防対 1	〃	10	駿東郡小山町藤曲57-2	小山町役場	0550 76-6111
〃	小山防対 2	〃	5	〃	〃	〃
富士市	富士防対 1・2	〃	5	富士市永田町1-100	富士市役所	0545 51-0123
東京電力	東電沼津支店 801・802	移	10	沼津市大手町3丁目 7-25	東京電力株式会社 沼津支店	055 915-5494
〃	東電沼津支店 851・852	〃	5	〃	〃	〃
〃	東電沼津 6・23	〃	10	沼津市大手町3丁目 9-13	東京電力株式会社 三島支社沼津別館	055 915-6232
〃	東電沼津 207・211	〃	1	〃	〃	〃
〃	東電三島 2・3	〃	10	三島市南町13-8	東京電力株式会社 三島支社	055 915-6033

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
東京電力	東電三島 201・206	移	1	三島市南町13-8	東京電力株式会社 三島支社	055 915-6033
〃	東電伊豆 3・4	〃	10	伊豆の国市大仁413	東京電力株式会社 伊豆支社	0558 76-2417
〃	〃 201・208・ 213	〃	1	伊豆の国市三福370	東京電力株式会社 伊豆支社別館	0558 76-5612
海上 保安庁	海保移動 3538 3570	〃	10	静岡市清水区日の出町9-1	清水海上保安部	054 353-0118
〃	海保移動 397・398・ 3197・3204・ 387・3032	〃	1	〃	〃	〃
〃	海保移動 3094・3152	〃	10	〃	巡視船おきつ	〃
〃	海保移動 3134・3135 3210・3214 3319・3320 3554	〃	1	〃	〃	〃
〃	海保移動 3120・3121 3176	〃	1	〃	巡視船ふじかぜ	〃
〃	海保移動 3257	〃	10	〃	〃	〃
〃	海保移動 3078	〃	10	下田市3丁目18-23	下田海上保安部	0558 25-0118
〃	海保移動 3212・3248 3249	〃	1	〃	〃	〃
〃	海保移動 3298～3303 3297	〃	1	〃	下田海上保安部 巡視船かの	〃
〃	海保移動 3042～3045	〃	1	〃	下田海上保安部 巡視船するが	〃
〃	海保移動 3219	〃	10	〃	〃	〃

防 災 相 互 無 線

電波形式 F 3 E

周波数 1 5 8 . 3 5 M H z

呼 出 名 称	形 態	出 力	配置場所	所在地
ぬまづぼうたい1	可 搬	10W	危機管理センター	沼津市御幸町 16-1
ぬまづぼうたい 101	携 帯	5 W	危機管理課	〃

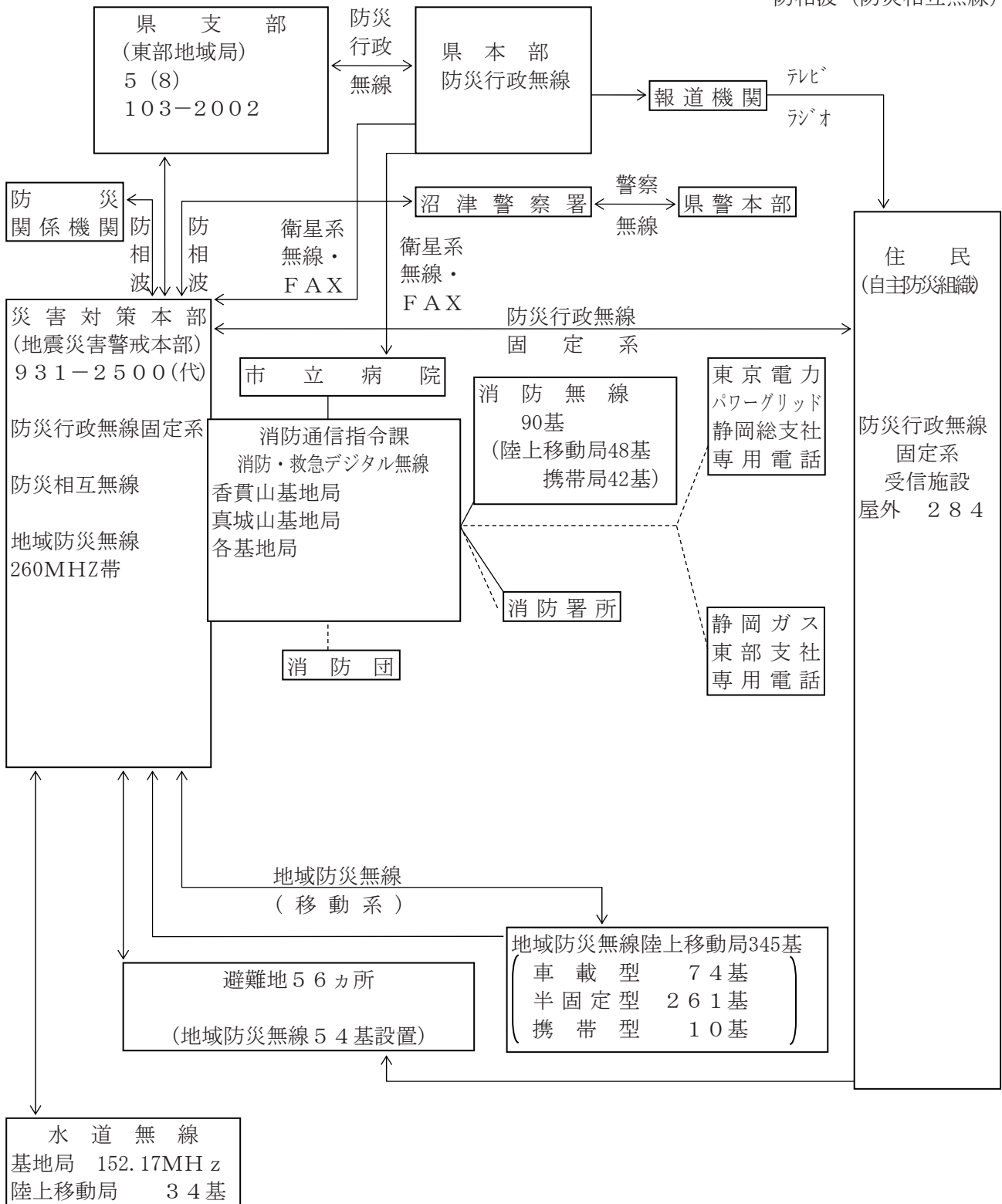
電波形式 F 3 E

周波数 4 6 6 . 7 7 5 M H z

呼 出 名 称	形 態	出 力	配置場所	所在地
ぬまづぼうたい2	可 搬	10W	危機管理センター	沼津市御幸町 16-1
ぬまづぼうたい 201	携 帯	5 W	危機管理課	〃

情報の収集伝達通信系統図

凡例 ——— 無線連絡
 専用電話連絡
 防相波 (防災相互無線)



7 輸送・交通関係

沼津市内の道路・橋・主要河川の現況

(道路)

令和5年4月1日現在

区分	路線数	延長 (m)
国道	3	29,050
県道	23	126,321
市道	4,415	1,136,893
計	4,441	1,292,264

(橋長100mを超える橋)

令和5年4月1日現在

橋名	延長 (m)	管理区分	河川名
港大橋	189.9	市道	狩野川
永代橋	163.8	〃	〃
御成橋	130.0	県道	〃
三園橋	148.7	国道	〃
黒瀬橋	232.1	市道	〃
黒瀬歩道橋	191.0	〃	〃
香貫大橋	172.0	〃	〃
あゆみ橋	226.8	〃	〃
黄瀬川橋	105.2	県道	黄瀬川

(主要河川)

令和5年4月1日現在

種別	河川名	延長 (m)	管理主体
1級	狩野川	7,780	国土交通省
〃	黄瀬川	2,700	〃
〃	狩野川放水路	250	〃
〃	観音川	1,750	静岡県
〃	沼津江川	700	〃
〃	浪人川	4,100	〃
〃	黄瀬川	2,280	〃
〃	渡戸川放水路	920	〃
〃	桃沢川	2,650	〃
〃	沼川	6,400	〃
〃	駒瀬川	1,450	〃
〃	沼津大沢川	1,300	〃
〃	高橋川	6,000	〃
〃	沼川第2放水路	885	〃

種 別	河 川 名	延 長 (m)	管理主体
2 級	新 中 川	3, 2 0 0	静岡県
〃	陰 野 川	2, 0 7 0	〃
〃	西 浦 河 内 川	2, 6 0 0	〃
〃	西 浦 小 河 内 川	3 0 0	〃
〃	立 保 川	7 0 0	〃
〃	古 字 川	5 2 0	〃
〃	大 川	3, 2 0 0	〃
〃	井 田 大 川	1, 0 0 0	〃
〃	沢 海 川	3 4 0	〃
準 用	陰 野 川	1, 1 0 0	沼津市
〃	三 福 沢 川	1, 5 6 0	〃
〃	益 山 川	1, 7 0 0	〃
〃	甚 根 路 川	8 7 0	〃
〃	滝 堂 川	9 8 0	〃
〃	獅 子 浜 川	6 5 0	〃
〃	塚 田 川	1, 6 0 0	〃
〃	灰 塚 川	1, 3 5 0	〃
〃	三 園 町 排 水 路	4 8 5	〃
〃	香 貫 第 1 幹 線 排 水 路	6 7 7	〃
〃	ヌ ク イ 川	1 0 0	〃
〃	松 沢 川	4, 0 0 0	〃
〃	谷 戸 川	3, 4 0 0	〃
〃	西 川	4, 1 0 0	〃
〃	大 川	2, 3 5 0	〃
〃	中 東 川	1, 3 0 0	〃
〃	久 保 川	1, 9 5 0	〃
〃	堤 排 水 路	8 5 0	〃
〃	中 尾 川	2, 9 5 0	〃
〃	宗 福 川	1, 4 0 0	〃
〃	木 下 川	1, 9 0 0	〃
〃	入 方 川	4, 0 0 0	〃
〃	大 沢 川	6 0 0	〃
〃	小 屋 敷 川	1, 3 4 0	〃
〃	駒 瀬 川	4 3 1	〃
〃	西 浦 河 内 川	4 1 4	〃
〃	小 河 原 川	9 1 4	〃
〃	大 平 江 川	9 1 1	〃
〃	井 戸 川	7 0 0	〃

緊急輸送車両一覧表

R5.4.1現在

課名 \ 車種	乗用車		ライトバン		ジャンプ			トラック		特殊		特種(普・小・軽)	軽四輪乗用車		消防車	救急車	ハシゴ車	工作車	化学車	給水車	計	
	バス	ワゴン	バン	大	中	小	大	中	小	大	小		バン	トラ								
資産活用課	2	1	2	6							4			32	1						48	
政策企画課	1		1																		2	
議会事務局	1																				1	
健康づくり課				4									1	5							10	
看護専門学校	1																				1	
社会福祉課	1													1							2	
子育て支援課		2	1											1							4	
長寿福祉課														1							1	
介護保険課													2	2							4	
環境政策課			1																		1	
農林農地課	1													1	1						3	
水産海浜課				2								1									3	
観光戦略課				1			1			1	1			1							5	
ウィズスポーツ課			1											3							4	
B&Gスポーツセンター														1							1	
市街地整備課				1										1							2	
岡宮北区画整理事務所				1										2							3	
整備課														1							1	
沼津駅周辺区画整理事務所														1							1	
緑地公園課			1				2			1				2	1						7	
道路建設課				1										1							2	
住宅営繕課														1							1	
道路管理課							2			2		6			1						11	
河川課												1									1	
文化財センター	1		4	1										1	1						8	
歴史民俗資料館				1																	1	
明治史料館				1																	1	
芹沢光治良記念館														1							1	
戸田造船郷土博物館				1																	1	
青少年教育センター			2										1								3	
ゆめとびら舟山														1	1						2	
市立高校										1				1							2	
学校管理課		1												1							2	
教職員研修センター														2							2	
市立図書館												1		2							3	
危機管理課												1		1	4						6	
クリーンセンター管理課				5		2	2			1	8	3	1	4	2						28	
クリーンセンター収集課				1		1	1		4	2		15		1	3						28	
消防団																40					40	
市立病院														2		1					3	
水道部	1			6			3			4		1		21	3					4	43	
計	9	4	13	32			5	9		4	16	8	5	25	5	95	18	40	1		4	293

緊急輸送船舶一覧表

(船舶所有会社)

名 称	所 在 地	電話(FAX)	所 有 船 舶	備 考
株丸三倉庫 (スルガマリーナ)	下河原町130	951-7474 (951-7480)	モーターボート1隻 定員7人-1隻	
大富運輸株 (ヌマヅマリーナ)	江浦15-18	939-0421 (939-1135)	モーターボート4隻 〔定員12人-1隻 定員9人 -1隻 定員7人 -1隻 定員5人 -1隻〕	
ヤマハマリーナ株 沼津営業所	江浦514	939-0311 (939-1413)	モーターボート3隻 〔定員9人-1隻 定員7人-2隻〕	
株千鳥観光汽船 三津営業所 沼津港案内所	内浦三津43-7 千本港町128	943-2221 (943-2224) 962-7537 (962-7539)	ちどり 122 t 定員 200人 ちどり3 19 t 定員 150人 第1伊豆丸 13 t " 97人 第2伊豆丸 13 t " 80人	17:00~ 7:30 三津港及び 沼津港停泊

(漁業協同組合所属協力船)

名 称	所 在 地	連絡責任者	電 話	所 属 漁 船	
				動 力 船	備 考
内浦漁業協同組合	内浦三津88-34	土屋 孝次	943-2316	3 t~ 5 t未満 1隻 5 t~ 10 t未満 3" 10 t~ 20 t未満 6"	
静浦漁業協同組合	獅子浜243-1	大川 隆夫	931-3010	0 t~ 3 t未満 1隻 3 t~ 5 t未満 2" 5 t~ 10 t未満 2" 10 t~ 20 t未満 1"	
沼津我入道漁業協同組合	我入道東町161	松下 一男	931-1395	0 t~ 3 t未満 1隻 3 t~ 5 t未満 4" 5 t~ 10 t未満 1"	
戸田漁業協同組合	戸田339	塩崎 敏巳	0558- 94-2080	3 t~ 5 t未満 3隻 5 t~ 10 t未満 1" 10 t~ 20 t未満 10" 20 t~100 t未満 1" 100 t以上 13"	

緊急輸送路一覧表

番号	路線名	位置		規模		沿道の避難地等
		起点	終点	延長	幅員	
◇	第一次緊急輸送路					
1	新東名高速道路	長泉町元長窪	石川神ヶ沢	9,200	30	
2	国道1号 (東駿河湾環状道路)	岡宮西上荒狗	長泉町元長窪	2,500	20	
3	東名高速道路	足高尾上	石川荒の上	9,400	30	
4	県道沼津インター線	足高尾上	大岡上西耕地	3,200	25	
5	国道1号	大岡	植田前通	12,500	30	
6	県道富士清水線	三枚橋町	大手町	370	10～12	
7	国道246号	岡一色	大岡	1,250	25	
8	国道414号	大岡	三枚橋町	1,940	4～28	
9	0105号線	宮本字元野	東椎路	2,800	6～22	
10	県道沼津港線	大手町	千本港町	1,760	22	
11	(0106-2号線)	本字千本	千本港町	400	16～29	
12	0201号線	原一本松	根古屋	6,260	7～42	ネオパーサ 駿河湾沼津 サービスエリア
	県道三島富士線					
	0275号線					
	1981号線					
	1973号線					
	1127号線					
	1970号線					
	(1971号線)					
13	(県道沼津インター線)	岡宮	岡宮	400	27～29	
	(県道足高三枚橋線)					

番号	路線名	位置		規模		沿道の避難地等
		起点	終点	延長	幅員	
◇	第二次緊急輸送路					沿道の避難地等
20	県道富士清水線	大岡	植田上原	12,830	10~12	大岡南小学校 日枝神社 沼津中央公園 片浜小学校 原中学校
21	国道414号	三枚橋町	御幸町	550	4~28	
22	県道大岡元長窪線	大岡	大岡	400	4~28	
23	県道沼津土肥線	戸田大中島	戸田舟山	10,000	6~12	
24	県道修善寺戸田線	戸田北石原沢	戸田大中島	10,030	6~20	

番号	路線名	位置		規模		沿道の避難地等
		起 点	終 点	延 長	幅 員	
◇	第三次緊急輸送路					
100	0228-1号線	杉崎町	岡の宮	1,700	13～28	飛龍高校 沼津市立高校 金岡中学校
101	(0103号線)	杉崎町	本田町	1,570	6～31	第五小学校 開北小学校
	(0123号線)					
102	0236号線	本田町	中沢田	1,365	13	誠恵高等学校
103	0120号線	本田町	中沢田	1,000	6～28	明電舎
104	(3414号線)	沼北町	五月町	1,170	4～7	第五中学校 沼津市営野球場
	(0233号線)					
105	(0222号線)	大岡自由ヶ丘	中石田	1,250	4～12	大岡小学校 大岡中学校
	(0267号線)					
106	(1590号線)	中沢田	中沢田	980	4～10	沢田小学校
	(0216-2号線)					
107	0230号線	西熊堂	駿河台	618	4～14	駿河台公園
108	(0232号線)	東熊堂	豊町	1,140	4～22	豊町公園
	(0217号線)					
	(1671号線)					
	(1681号線)					
	(1715号線)					
109	(1842号線)	岡一色	岡一色	540	5～11	門池中学校
	(1855号線)					
110	0219号線	大岡米之内	大岡土手内	530	5～11	沼津工業高等 専門学校
111	県道三島富士線	岡宮上町	大岡米之内	1,120	6～10	門池公園
112	(0221号線)	岡一色	岡一色	460	4～11	門池小学校
	(3039号線)					
113	(3829号線)	松下町	丸子町	1,000	4～20	第一中学校 第二中学校 沼津西高等学校
	(0216-1号線)					
	(0268号線)					
114	0109号線	添地町	浅間町	530	27	第一小学校 沼津市保健センター
115	国道414号	御幸町	口野	7,880	7～25	
116	県道沼津土肥線	口野	西浦古宇	10,300	6～10	長井崎小中一貫校 旧西浦小学校
118	(0242号線)	御幸町	本郷町	660	6～16	市民文化センター
	(4073号線)					

119	0106-2号線	千本港町	三園町	950	16～29	
120	0106-3号	三園町	下香貫八重	1,250	6～25	沼津工業高等学校
121	(0246-1号線)	下香貫八重	下香貫前角	1,050	4～17	第三中学校
	4176号線					
	0247-1号線					
	(4311号線)					
122	(県道下土狩徳倉沼津港線)	下香貫前原	大平宮の木	1,650	7～13	香貫小学校
	(県道沼津原木線)					
123	(0255号線)	大平宮の木	大平二反田	1,150	4～16	大平小学校 大平中学校
	0252号線					
	4461号線					
	4708号線					
	(県道三島静浦港線)					
124	4426号線	志下	志下	300	4～6	文化財センター
126	県道伊豆長岡三津線	内浦三津	内浦三津	350	7～9	旧内浦小学校
127	(2604号線)	東間門	小諏訪	780	4～10	片浜中学校
	(2624号線)					
128	県道西椎路松長線	松長	西椎路	750	13～17	
129	県道三島富士線	西椎路	石川	5,000	6～8	愛鷹地区センター 浮島小学校
130	県道原停車場線	原	根古屋	1,370	5～22	
131	県道石川一本松線	一本松	石川	1,440	5～10	
132	0209号線	今沢	東原	320	6～13	今沢小学校
133	0116号線	大塚	大塚	190	13	原東小学校
134	0115号線	原	原	240	9	原小学校 原地区センター
135	県道船原西浦高原線	西浦古宇	戸田下金柑	8,020	6～14	
136	(1668号線)	駿河台	足高	3,012	4～27	愛鷹広域公園
	(0230号線)					
137	県道足高三枚橋線	岡宮	岡宮			沼津東高等学校
138	1337号線	西椎路	西椎路	619	4～7	愛鷹小学校
139	(2595号線)	西沢田	西間門	1,002	5～10	片浜北公園
	(2588号線)					
140	0118号線	宮本	足高	3,107	7～12	
141	0234号線	大手町	双葉町	1,161	20～27	キラメッセ

ヘリポート設置予定場所

番号	防災ヘリポート名	所在地	施設管理者	電話番号	機種別			備考 (広さ) 巾m×長さm
					大型	中型	小型	
1	(旧)内浦小学校グラウンド	沼津市内浦三津410-1	校長	943-2134			○	65×76
2	沼津市営野球場	沼津市泉町2-1	市長	934-4893	○			126×138
3	大岡小学校グラウンド	沼津市大岡2358	校長	921-1885			○	80×130
4	大岡南小学校グラウンド	沼津市大岡字原田1312	〃	962-0355	○			119×71
5	門池中学校グラウンド	沼津市岡一色657-1	〃	923-3900			○	80×100
6	大岡中学校グラウンド	沼津市大岡2110	〃	921-1557	○			100×120
7	大平小学校グラウンド	沼津市大平2200	〃	931-5020			○	35×60
8	香貫小学校グラウンド	沼津市下香貫字猪沼986	〃	931-1234	○			78×122
9	大平中学校グラウンド	沼津市大平1144	〃	931-5021	○			147×92
10	第四中学校グラウンド	沼津市本郷町24-1	〃	931-1554			○	75×78
11	第四小学校グラウンド	沼津市御幸町4-1	〃	931-0354			○	51×94
12	(旧)静浦東小学校グラウンド	沼津市口野30-23	市長	934-4893			○	57×75
13	開北小学校グラウンド	沼津市高沢町17-1	校長	921-4041			○	100×110
14	第三中学校グラウンド	沼津市下香貫木ノ宮888	〃	931-1553	○			110×150
15	第五小学校グラウンド	沼津市米山町9-1	〃	921-0355			○	80×100
16	第一中学校グラウンド	沼津市本字丸子町692-1	〃	962-1551			○	90×100
17	第一小学校グラウンド	沼津市八幡町65-1	〃	962-0351			○	62×97
18	第二中学校グラウンド	沼津市本字千本1910-19	〃	962-1552			○	80×105
19	片浜小学校グラウンド	沼津市大諏訪41	〃	962-0357			○	53×93
20	片浜中学校グラウンド	沼津市小諏訪180	〃	962-1556		○		75×106
21	千本小学校グラウンド	沼津市本字千本1910-19	〃	962-0356			○	60×80
22	(旧)静浦中学校グラウンド	沼津市獅子浜400	市長	934-4746			○	40×50
23	第二小学校グラウンド	沼津市千本常盤町2丁目32	校長	962-0352		○		82×62

番号	防災ヘリポート名	所在地	施設管理者	電話番号	機種別			備考 (広さ) 巾m×長さm
					大型	中型	小型	
24	第三小学校グラウンド	沼津市下香貫下障子3157-2	校長	931-0353			○	67×130
25	沼津市文化財センター	沼津市志下530	市長	934-4803			○	59×60
26	市立沼津高等学校グラウンド	沼津市三枚橋字鐘突免673	校長	921-0805	○			140×160
27	県立沼津東高等学校グラウンド	沼津市岡宮812	〃	921-0341	○			112×186
28	今沢中学校グラウンド	沼津市東原字下方通289-1	〃	966-9981	○			92×120
29	県立沼津城北高等学校グラウンド	沼津市岡一色875	〃	921-0344	○			124×124
30	愛鷹小学校グラウンド	沼津市西椎路673-1	〃	966-4244		○		68×90
31	第五中学校北運動場	沼津市五月町15-1	〃	921-1555			○	70×90
32	第五中学校南運動場	沼津市五月町15-1	〃	921-1555			○	92×107
33	原小学校グラウンド	沼津市原1200	〃	966-0034			○	70×83
34	原東小学校グラウンド	沼津市大塚字雁作814-1	〃	967-1213		○		127×54
35	今沢小学校グラウンド	沼津市東原字榎田通76-1	〃	966-5522	○			86×125
36	愛鷹中学校グラウンド	沼津市西椎路733	〃	966-4229	○			85×80
37	浮島中学校グラウンド	沼津市平沼849	〃	966-2040	○			63×93
38	原中学校グラウンド	沼津市原576	〃	966-0138	○			120×160
39	金岡小学校グラウンド	沼津市江原町3-1	〃	921-1371			○	74×83
40	金岡中学校グラウンド	沼津市神田町4-1	〃	921-1558	○			60×100
41	沢田小学校グラウンド	沼津市中沢田字円丸715	〃	924-0161		○		81×93
42	門池小学校グラウンド	沼津市岡一色88-2	〃	922-1481	○			59×100
43	長井崎小中一貫学校グラウンド	沼津市内浦重須字洞畑453	校長	941-3111		○		70×130
44	(旧)西浦小学校グラウンド	沼津市西浦255-2	〃	942-2004			○	50×85
45	ゆめとびら舟山 ふれあい広場	沼津市戸田2558-1	教育委員会	0558-94-3871		○		60×100
46	黄瀬川河川敷	沼津市大岡241-1地先	市長	931-4370	○			20φ
47	沼津市立病院	沼津市東椎路字春ノ木550	病院長	924-5100			○	17.5×15.5
48	饗の里公園	沼津市戸田3274-1	市長	934-4751		○		41×38

ヘリポートの具備すべき条件

1. 離着陸（発着）のため必要最低限度の地積

東京航空事務所

分 項 目		(区)	
		昼 間 使 用	夜 間 使 用
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 全長 9.30 m 全巾 8.05 m		
	UH-1H 中 型 全長 17.40 m 全巾 14.64 m		
	CH-47J 大 型 全長 30.18 m 全巾 16.26 m		

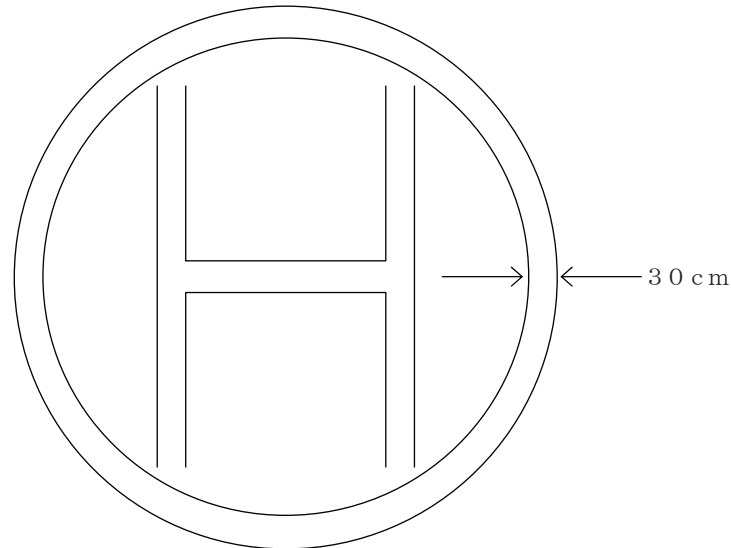
(注) 民間航空機を除く。
 発着点とは、安全・容易に設置するため準備された地点。
 無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域。
 民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ500m。
 進入表面のこう配8分の1(7°)を最低限確保する必要がある。
 また、夜間の使用については、地表3-18-7(2)の通り灯火を配置する必要がある。
 ただし、捜索または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グランド等の場合、板・とたん・砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

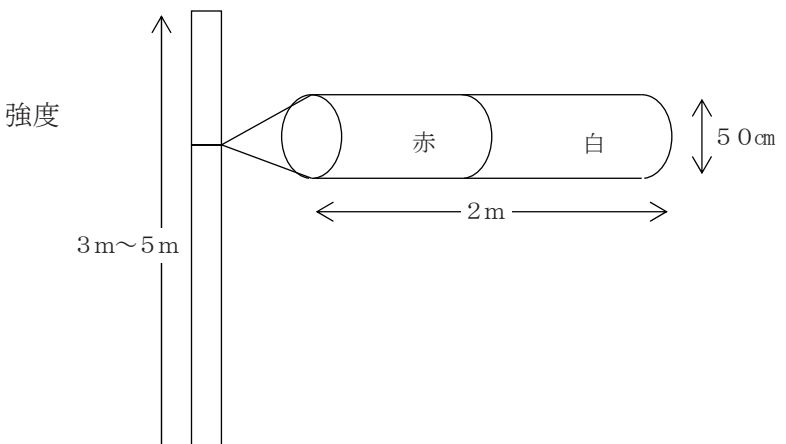
2. 着陸点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。



3. 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

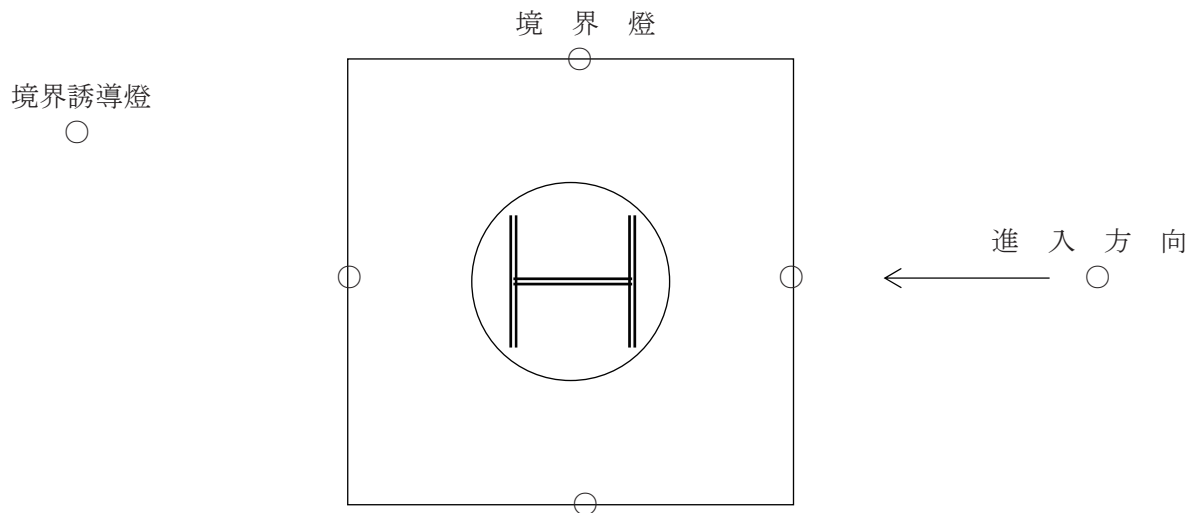


- 4. 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- 5. 電話等、通信手段の利用が可能であること。
- 6. 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

灯火の設営要領

着陸区域の照明

>



風向指示器

◎

飛行場燈台

○

V

風向燈

着陸区域の照明

>

	灯火の名称	航空法施行規則第117条に定める基準
1	ヘリポート燈台	① 飛行場の位置を示すもの ② 白と緑の閃光または白の閃光 (30~60/分) ③ 光度 白 (3,800cd) 緑 (570cd)
2	風 向 燈	① 風向を示すためのもの ② 300m上空から視認可能なもの
3	境 界 燈	① 離着陸地帯を示すためのもの ② 15m以下の等間隔に8個以上 (ただし、エプロン照明等で標示される部分は省略可能である) ③ 白の不動光 (10cd)
4	境 界 誘 導 燈	① 進入、離脱方法を示すためのもの ② 緑の不動光 (5cd)
5	着陸区域照明燈	① 着陸区域を照明するためのもの ② 白の不動光 ③ 10ルクス

航空標識記載施設一覽表

施 設	標 示 番 号	備 考
沼津市役所	1 1 - 0	
第一小学校	1 1 - 1	
第二小学校	1 1 - 2	
第三小学校	1 1 - 3	
第四小学校	1 1 - 4	
第五小学校	1 1 - 5	
開北小学校	1 1 - 6	
千本小学校	1 1 - 7	
片浜小学校	1 1 - 8	
金岡小学校	1 1 - 9	
大岡小学校	1 1 - 1 0	
静浦小学校	1 1 - 1 1	
旧静浦東小学校	1 1 - 1 2	
沼津市文化財センター	1 1 - 1 3	
愛鷹小学校	1 1 - 1 4	
大平小学校	1 1 - 1 5	
旧内浦小学校	1 1 - 1 6	
旧西浦小学校	1 1 - 1 7	
香貫小学校	1 1 - 1 8	
門池小学校	1 1 - 1 9	
今沢小学校	1 1 - 2 0	
沢田小学校	1 1 - 2 1	
原 小学校	1 1 - 2 2	
浮島小学校	1 1 - 2 3	
原東小学校	1 1 - 2 4	
大岡南小学校	1 1 - 2 5	
戸田小中一貫学校	1 7 - 1	

8 物資の備蓄・調達・供給関係

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

沼津市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間に、地震等により災害が発生した場合の災害救助等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 沼津市内で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 沼津市以外の地域の災害の救助のため、静岡県又は関係市町村等から物資の供給を要請された場合

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資、調達する数量等を記載した物資調達要請書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 第2条の要請に対し、乙は物資の供給に当たるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又は口頭により報告し、その後速やかに文書で報告するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担の区分）

第7条 第3条の調達物資の費用については、甲が負担するものとする。

（費用）

第8条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の供給については、要請時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議して定める。

（費用の支払）

第9条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(保有量の確認)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書により甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じたときは、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、 年 月 日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は持続する。ただし、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなったときに、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 沼津市御幸町16番1号
沼津市長

乙

別表 (供給要請物資一覧表)

飲料	飲料水、清涼飲料、果実飲料、茶系飲料 等
主食	米、粉ミルク、パン、麺類、弁当 等
副食	漬物、梅干、つくだに、缶詰 等
調味料	味噌、しょうゆ、塩 等
衣料	毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ 等
日用品等	雨具、紙おむつ、おむつかバー、生理用品、石鹼、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、ハンゴウ、茶碗、皿、はし、スプーン、マッチ、ライター、哺乳瓶、懐中電灯、乾電池、運動靴 等
燃料	LPガス、LPガス器具 等
文房具	ノート、鉛筆、紙 等
その他	

様

沼津市長

物 資 調 達 要 請 書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、物資供給後、協定書第5条の規定による実施状況を、物資供給状況報告書により報告して下さい。

記

1. 物資等調達要請数量

調達物資名	調達数	搬送先	備 考

2. 特記事項

第 号
年 月 日

沼津市長 様

報告者住所

報告者名

物資供給実施状況報告書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 物資等供給数量

供給物資名	要請数	供給数	搬送先	備 考

2. 特記事項

物資保有数量報告書

(令和 年 月 日現在)

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」第10条にかかる、当社(店、組合)の物資保有数量は下記のとおりです。

沼津市長 様 年 月 日
(産業・観光班、市民班)

所在地
名称
電話

品名	単位	数量	特記事項
飲料水	本		
清涼飲料	本		
果実飲料	本		
茶系飲料	本		
米	kg		
粉ミルク	kg		
パン	kg		
麺類	kg		
弁当	kg		
漬物・梅干	kg		
つくだに	kg		
缶詰	kg		
味噌	kg		
しょうゆ	リットル		
塩	kg		
毛布	枚		
テント	張		
シャツ	枚		
下着類	組		
作業着	着		
タオル	本		

品名	単位	数量	特記事項
軍手	双		
サラシ	反		
雨具	着		
紙おむつ	組		
オムツカバー	枚		
生理用品	袋		
石鹸	個		
洗剤	箱		
ちり紙	ロール		
なべ	個		
やかん	個		
バケツ	個		
ハンゴウ	個		
茶碗	個		
皿	枚		
はし	善		
スプーン	本		
マッチ	個		
ライター	個		
哺乳瓶	本		
懐中電灯	本		
乾電池	個		
運動靴	足		
LPガス	kg		
LPガス器具	個		
ノート	冊		
鉛筆	ダース		
紙	枚		
その他			

物資保有場所()
本表記載の品名以外の物資を保有している場合は、別表に記入して下さい。

中 継 拠 点 一 覧 表

R5.4.1現在

番号	集積場所	配分対象地区	対象地区 人 口
1	市営香貫駐車場	第一 第二 第三 第四	41,821人
2	市立高校	第五 金岡 大岡	78,343人
3	ららぽーと沼津	片浜 原	33,589人
4	I H I 運搬機械(株)	愛鷹 浮島	20,726人
5	香貫小学校	大平 静浦 内浦 西浦 戸田	14,134人

学校等給食設備一覧表

施設名	所在地	主な炊飯器具	燃料
第一小	八幡町65-1	回転釜 6	都市ガス
第二小	常盤町2丁目32	5	都市ガス
第四小	御幸町4-1	6	都市ガス
第五小	米山町9-1	5	都市ガス
開北小	高沢町17-1	5	都市ガス
千本小	本字千本1910-19	4	都市ガス
片浜小	大諏訪41	5	都市ガス
金岡小	江原町3-1	10	都市ガス
大岡小	大岡2358	6	都市ガス
愛鷹小	西椎路673-1	7	LPガス
大平小	大平2200	5	LPガス
香貫小	下香貫猪沼986	5	LPガス
門池小	岡一色88-2	9	LPガス
原小	原1200	8	都市ガス
沢田小	中沢田字円丸715	5	LPガス
原東小	大塚814-1	5	都市ガス
大岡南小	大岡字原田1312	5	都市ガス
第三中	下香貫木ノ宮888	8	都市ガス
第五中	五月町15-1	10	都市ガス
愛鷹中	西椎路733	5	LPガス
今沢中	東原字下方通289-1	5	都市ガス
長井崎小中一貫	内浦重須453	3	LPガス
戸田小中一貫	戸田883-1	4	LPガス
静浦小中一貫	獅子浜17	5	LPガス
へだっこセンター	戸田1031-1	ガスコンロ1・炊飯器1 回転釜1	LPガス
西浦保育所	西浦平沢200-29	ガスコンロ1・炊飯器1	LPガス
ときわ "	千本1906-4	ガスコンロ2・炊飯器1 回転釜1	都市ガス
北部 "	高沢町13-28	ガスコンロ2・炊飯器2 回転釜1	都市ガス
大平 "	大平1677	ガスコンロ1・炊飯器3	都市ガス
金岡 "	沼北町1丁目5-15	ガスコンロ3・炊飯器2 回転釜1	都市ガス
大岡 "	大岡1901-1	ガスコンロ2・炊飯器1 回転釜1	LPガス

燃 料 供 給 契 約 店

静 岡 県 石 油 商 業 組 合 沼 津 支 部

住 所 沼津市八幡町15 ビレッジ35 202号室

電 話 055-963-1505

油 槽 所 一 覧 表

店 名	住 所	電 話	品 名	数 量
静岡県漁連沼津 出張所油槽所	本字千本1905-3	934-3303	第3石油類	215kl
(株)特産社	本字千本1905-5	963-1177	第2石油類	100kl
			第3石油類	300kl
沼津埠頭(株)	本字千本1905-34	951-5411	第3石油類	990kl
沼津通運倉庫(株) タンク事務所	本字千本1905-29	963-0416	第3石油類	960kl

応急食料調達予定先一覧表

R5.4.1現在

会社名	所在地	電話	備考
飲料			
(株)伊藤園沼津支店	小諏訪954-1	922-9999	飲料メーカー
旭産業(株)	石川294-1	969-3700	飲料水メーカー
副食類			
(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区 二番町8-8	03-6238-2104	食品全般
ウエルシア薬局(株) ・ウエルシア西沢田店 ・ウエルシア新沢田店	東京都千代田区外神田 二丁目2-15 西沢田458-1 新沢田町5-43	03-5209-5672 925-6111 929-0889	ドラッグストア
(株)スーパーマルトモ	大手町5-9-21	954-6688	食品全般
ピアゴ香貫店	下香貫汐入2216	933-6711	食品全般
(株)エース沼津店	大塚888-5	968-0800	食品全般
(株)マキヤ ・エスポット沼津駅北店 ・業務スーパー大岡沼津店	富士市大淵2373 北高島町2-29 大岡1870-1	0545-36-1000 929-2211 929-8500	食品全般
生活協同組合ユーコープ	静岡市葵区呉服町 1-13-14	054-272-6811	食品全般
(株)ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3-17-6	045-548-5929	ドラッグストア
マックスバリュ東海(株)	浜松市東区篠ヶ瀬町 1295-1	053-581-7117	食品全般
(株)静鉄ストア	静岡市葵区末広町95	054-205-7010	食品全般
(株)クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西二 丁目3番地2	045-914-8161	ドラッグストア
(株)タカラ・エムシー	静岡市駿河区小鹿3-1- 5	054-654-5000	食品全般
(株)カドイケ	駿東郡清水町徳倉 1033-1	935-5575	食品全般
(株)スギ薬局	愛知県大府市横根町新 江62-1	0562-45-2701	ドラッグストア
(株)三和	東京都町田市金森4-1- 2	042-746-3038	食品全般
(株)良品計画	沼津市東椎路字東荒 301番地3	929-1981	食品全般

会 社 名	所 在 地	電 話	備 考
米 穀 類			
沼津米穀卸(株)	長泉町南一色632-9	988-7771	
(株)東洋ベーカリー	小林台9-4	921-3151	
水産加工品類			
沼津魚市場(株)	千本港町123-8	962-3700	
沼津魚仲買商協同組合	蛇松町32-3	962-2882	
パン			
(株)バンデロール	西島町20-2	934-2800	
会 社 名	所 在 地	電 話	備 考
調 味 料			
沼津塩業(株)	本白銀町485	962-1277	
大津屋物産(株)沼津支店	高島本町12-15	921-9077	
(株)桃中軒	千本港町24	963-8211	

生活必需品調達予定先一覧表

令和5年4月1日現在

会 社 名	所 在 地	電 話	備 考
スーパーマーケット等			
(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区 二番町8-8	03-6238-2104	食品全般
ウエルシア薬局(株) ・ハックドラック西沢田店 ・ハックドラック新沢田店	東京都千代田区外神田 二丁目2-15 西沢田458-1 新沢田町5-43	03-5209-5672 925-6111 929-0889	ドラッグストア
(株)スーパーマルトモ	大手町5-9-21	954-6688	食品・生活用品
(株)マキヤ ・エスポット沼津駅北店 ・業務スーパー大岡沼津店	富士市大淵2373 北高島町2-29 大岡1870-1	0545-36-1000 929-2211 929-8500	食品・生活用品
ピアゴ香貫店	下香貫汐入2216	933-6711	食品・生活用品
(株)エース沼津店	大塚888-5	968-0800	食品・生活用品
生活協同組合ユーコープ	静岡市葵区呉服町1-3-14	054-272-6811	食品・生活用品
(株)ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3-17-6	045-548-5929	ドラッグストア
マックスバリュ東海(株)	浜松市東区篠ヶ瀬町 1295-1	053-581-7117	食品・生活用品
(株)クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西二丁 目3-2	045-914-8161	ドラッグストア
(株)タカラ・エムシー	静岡市駿河区小鹿3-1-5	054-654-5000	食品・生活用品
(株)カドイケ	駿東郡清水町徳倉1033-1	935-5575	食品・生活用品
(株)スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62-1	0562-45-2701	ドラッグストア
(株)赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南 本町3-3-21	06-6258-7656	生活用品
(株)三和	東京都町田市金森4-1- 2	042-746-3038	食品全般
(株)良品計画	沼津市東椎路字東荒 301番地3	929-1981	食品・生活用品

NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501番地1	025-371-4185	食品・生活用品等
衣料品			
(株)ゴトー	緑ヶ丘10-1	923-5100	衣料品
山本被服(株)	清水町卸団地163	971-5533	衣料品
(株)綿安商店	大手町3-4-5	962-1200	毛布
家庭用電気器具			
(株)イマイ	大手町4-6-2	951-6868	電気器具
(株)ノジマ沼津店	北高島町8-6	927-2951	電気器具
(株)ZOA	大諏訪719	922-9797	電気器具
日用品			
(株)ケーヨー	千葉市若葉区みつわ台 1-28-1	043-255-1111	生活用品
(株)エンチャー	富士市中央町2-12-12	054-557-0808	生活用品
(株)カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495-25-1000	生活用品
DCMカーマ沼津店	本字丸子町752-1	954-1800	生活用品
履物・雨具			
川崎商事(株)	西条町168-1	962-0656	作業靴、雨具
燃料・ガス			
静岡ガス(株)東部支社	岡一色809	927-2811	ガス器具、ボンベ
ダンボール			
ニッキ工業(株)	足高292-40	921-2723	間仕切り段ボール

学用品調達予定先一覧表

名 称	所 在 地	電 話
(有)津田文具	沼津市高島本町14-25	921-2986
(株)フヂイ	〃 通横町6	962-0930
昭和堂	〃 高島町25-24	921-0774
(株)マルサン書店	〃 高島本町13-4	922-8822
(有)沼津教材社	〃 西沢田210-1	922-1311
(有)駿沼教育用品	〃 米山町12-27	921-0333
芙蓉教材社	〃 西島町13-3	931-2426

南海トラフ地震等大規模地震に備えたATM稼働拠点一覧表

金融機関	通常時稼働ATM数			災害発生時等の稼働店舗数	稼働店舗名
	店舗内	店舗外	合計		
三菱UFJ銀行	1	0	1	1	沼津支店
静岡銀行	7	4	11	1	沼津金岡支店
スルガ銀行	9	13	22	6	本店営業部、沼津あしたか支店、沼津セントラル支店、沼津原町支店、沼津岡宮支店、沼津市役所(出)
清水銀行	3	0	3	1	沼津支店
三井住友信託銀行	1	0	1	1	沼津支店
三井住友銀行	0	1	1	0	
静岡中央銀行	3	5	8	3	本店営業部、沼津北支店、沼津東支店
沼津信用金庫	15	7	22	8	本店、高島町支店、今沢支店、愛鷹支店、間門支店、原支店、大岡支店、北支店
三島信用金庫	11	4	15	4	沼津北支店、大岡支店、あしたか支店、岡宮支店
商工組合中央金庫	1	0	1	0	—
静岡県労働金庫	1	0	1	1	沼津支店
富士伊豆農業協同組合	13	2	15	4	大平支店、大岡支店、金岡支店、愛鷹支店
静岡県信用漁業協同組合連合会	1	0	1	0	—
合 計	66	36	102	30	

9 自主防災組織関係

沼津市防災指導員設置規則

昭和54年9月22日規則第30号
改正
昭和60年5月25日規則第19号
昭和62年3月30日規則第9号
令和2年3月23日規則第17号

(設 置)

第1条 市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等防災対策の推進を図るため、防災指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(活 動 内 容)

第2条 指導員の活動する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災組織の育成に関すること。
- (3) 防災訓練の指導に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

2 指導員の指導区域等は、別に定める。

(定 数)

第3条 指導員の定数は、30人以内とする。

(委 嘱)

第4条 指導員は、市内に居住し、人格円満、身体強健であつて、防災活動に熱意をもち、かつ指導力のある者のうちから、市長が委嘱する。

(委 嘱 期 間)

第5条 指導員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(解 嘱)

第6条 市長は、指導員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、その活動を遂行できなくなったとき。
- (2) 指導員としてふさわしくない非行があつたとき。
- (3) 市内に居住しなくなったとき。

(報 償)

第7条 指導員の報償は、年額12,000円とする。

(貸 与 品)

第8条 指導員には、別表に定める被服等を貸与する。

2 指導員が委嘱期間を満了したとき又は解嘱されたときは、前項の貸与品を返納しなければならない。

ただし、貸与期間の満了した被服等については、返納することを要しない。

(委 任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. この規則施行後、最初に選出される指導員の任期は、第5条の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

付 則（昭和60年5月25日規則第19号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月1日規則第9号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月23日規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

貸 与 被 服 等

品 目	員数	貸与期間	備 考
冬 服	1着	5年	10月1日～5月31日
夏 服	1着	5年	6月1日～9月30日
ベルト（サラン）	1本	5年	
靴	1足	5年	
ヘルメット	1個	5年	
防 寒 衣	1着	5年	
冬 略 帽	1個	5年	10月1日～5月31日
夏 略 帽	1個	5年	6月1日～9月30日

防災指導員設置規則に係る運用要領

この要領は、沼津市防災指導員設置規則（昭和54年沼津市規則第30号（以下「規則」という）第9条の規定に基づき、沼津市防災指導員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 防災指導員（以下「指導員」という）は、地区連合自治会単位において地区内に居住する住民の中から、沼津市防災指導員推薦書（第1号様式）に連合自治会長が署名し、推薦したものの中から委嘱する。

なお、推薦にあたっては、本人が署名した承諾書（第2号様式）を添付するものとする。

2 規則第2条第3項に規定する指導員の指導区域は、通常の活動にあつては、推薦を受けた地区内とし、市長からの要請によるときは、全市に及ぶものとする。

付 則

この要領は、昭和60年5月24日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

沼津市防災指導員推薦書

_____ 連合自治会は、下記の者を沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないことを確認し、防災指導員に推薦します。

(ふりがな)
氏 名 _____
〒 _____
住 所 沼 津 市 _____

生 年 月 日 昭和 年 月 日

推 薦 理 由

年 月 日

沼津市長 ○○ ○○ 様

連合自治会長 _____

承 諾 書

私は、沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないことを確約し沼津市防災指導員になることを承諾いたします。

また、当該届出について必要な場合には、静岡県警察本部に照会することを承諾します。

連合自治会長 様

年 月 日

〒

住 所 沼 津 市 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

電 話 _____

職 業 自営業 会社員 無職 (○で囲んでください)

(会社名)

(住 所)

(電 話)

自主防災組織と任務分担

班 別	任 務 分 担
本 部 〔会長〕 〔副会長〕 〔本部付〕	(1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関する事。 (3) 会の経理に関する事。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関する事。
防災指導班	(1) 防災組織の普及（地震、火災、水災等について知識及び地区周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。） (2) 防災計画に関する事。 (3) 各家庭に於ける防災上の留意事項に関する事。 (4) 防災訓練の指導に関する事。
情 報 班	(1) 避難地との連絡等に関する事 (2) ラジオ、市広報による情報の収集、住民への伝達、自治会被害状況等の把握に関する事。 (3) 警戒宣言発令時の住民への周知徹底に関する事。
消 火 班	(1) 可搬動力ポンプの運用に関する事。 (2) 住民の消火作業等の指導教育に関する事。 (3) 消火器使用に関する知識の普及に関する事。 (4) 消防機材の点検に関する事。
救出・救護班	(1) 負傷者の救出・救助・救護及び資機材医薬品の調達並びに医療機関との連絡等に関する事。 (2) 住民の救急法、応急手当の方法等についての指導教育に関する事。
避難誘導班	(1) 地区集合場所の選定及び周知に関する事。 (2) 避難地、避難路、通学路等の点検調査に関する事。 (3) 会長の指示に基づく住民の避難誘導に関する事。 (4) 避難訓練の指導教育に関する事。 (5) 児童・生徒の避難に関する事。
給食、給水班	(1) 自治会又は市等から提供された食料等の配布、炊き出し等による給食に関する事。 (2) 避難地と協力し、飲料水の確保、給水に関する事。 (3) ろ水器の活用に関する事。
児童生徒 引き取り班	(1) 登校している学校児童、生徒の避難に関する事。 (2) 通学路等の点検調査に関する事。
避難行動 要支援者班	(1) 避難行動要支援者の避難所生活の支援に関する事。

〇〇町自主防災組織規約

(名 称)

第1条 この会は、〇〇町防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 幹 事 若干人
- (4) 監査役 2 人

2. 役員は、会員の互選による。

3. 役員の任期は、1年とする。ただし、再選することができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し警戒宣言発令時及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。

4. 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2. 総会は毎年1回開催する。ただしとくに必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会がとくに必要と認めた事。
5. 総会は、その討議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2. 幹事会は、次の事項について定める。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事がとくに必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練に関する事。
 - (4) 警戒宣言時及び地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会の決議をへて別に定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は〇年〇日から実施する。

自主防災組織の装備基準（標準300世帯）

区 分	品 目	数 量
情報伝達用具	電池メガホン	3
消火用具	街頭用消火器	10
	同上格納庫	10
	バケツ	30
	砂袋（ビニール）	200
	D型可搬ポンプ	2
救出障害物除去用具	バール・丸太	5
	折りたたみはしご	3
	のこぎり	5
	掛矢	3
	おの	3
	スコップ	10
	つるはし	10
	くわ	10
	もっこ	10
	いしみ	10
	なた	5
	ペンチ	5
	鉄線ばさみ	5
	大ハンマー	3
	一輪車	2
	ロープ	2
	ゴムボート	1
救護用具	担架（折りたたみ車付）	3
	救急セット	10
避難用具	強力ライト	6
	標旗・腕章	6
	ロープ 200m	1
	小型発電機	1
給食給水用具	釜（カマド付）	3
	鍋	6
	受水槽（1トン）	1
	ろ水機（2トン/h）	1
その他	テント・天幕	
	ビニールシート	100
	井戸	
	燃料	

（注）地域の特性に合せ必要な装備を行う。

地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	港湾区	港湾区地区防災計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画対象地区の範囲 2. 基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 基本方針 2.2 活動目標 3. 地区の特性 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 自然特性 3.2 社会特性 3.3 港湾区自治会住宅地図(防災マップ) 4. 防災活動の内容 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 防災活動の体制 4.2 平常時の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)各家庭の備え (2)自主防災組織の備え 4.3 発災時の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)初期対応 (2)地震、津波が収まり安全確認ができた場合 5. 実践の検証 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 防災訓練の実施と検証 5.2計画の見直し 6. 今後の活動イメージ 	令和元年度

10 避難地・避難所関係

避難地整備計画

名 称	規 模	図 面 箇 所 番 号
片浜北公園	5.1 h a	整備中 1

避難路整備計画

名 称	規 模	図 面 箇 所 番 号
(都) 納米里本田町線	W=20 L=1,490m	1,490m整備済 1
市道0123号線	W=15 L=390	390m整備計画 2
(都) 片浜西沢田線	W=18 L=1,540	950m整備済、590m整備計画 3
市道0120号線	W=15 L=1,580	1580m整備計画 4
市道0233号線	W=15 L=360	360m整備計画 5
(都) 平町二瀬川線	W=12 L=1,170	350m整備済、820m整備計画 6
(都) 沼津静浦線	W=25 L=2,190	1450m整備済、740m整備計画 7
(都) 我入道線	W=16 L=1,740	1000m整備済、740m整備計画 8
市道0247-1号線	W=15 L=640	640m整備計画 9
(都) 八重塚田線	W=16 L=430	430m整備計画 10
市道0242号線	W=15 L=520	520m整備計画 11
市道0222号線	W=15 L=1,090	1090m整備計画 12
(都) 黄瀬川沼津インター線	W=18 L=1,020	1020m整備計画 13
(都) 平町岡一色線	W=18 L=2,250	160m整備済、2090m整備計画 14
(都) 七通線	W=27 L=1,540	1090m整備済、450m整備計画 15
(都) 三枚橋岡宮線	W=20 L=2,310	1800m整備済、510m整備計画 16
(都) 沼津南一色線	W=25 L=2,180	1900m整備済、280m整備計画 17
(都) 沼津駅沼津港線	W=22 L=1,690	1690m整備済 18
(都) 八幡原線	W=27 L=4,450	4450m整備済 19
(都) 上香貫東間門線	W=20 L=1,980	1980m整備済 20
(都) 三枚橋錦町線	W=27 L=150	150m整備済 21
(都) 市道沢田線	W=20 L=1,790	1790m整備済 22
(都) 西間門新谷線	W=25 L=1,790	1790m整備済 23
(都) 上横橋線	W=15 L=400	400m整備済 24
(都) 沼津駅北口線	W=15 L=140	140m整備済 25
(都) 中央幹線	W=32 L=2,920	2920m整備済 26
(都) 千本香貫山線	W=18 L=2,080	2080m整備済 27

幹線避難路等一覽表

番 号	路 線 名	位 置		規 模		備 考
		起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)	
1	富 士 清 水 線	大 手 町	東 間 門	1,250	27	県 道 幹 (都) 八 幡 原 線
2-1	0 1 0 8 号 線	大 手 町	大 手 町	280	26	
2-2	沼 津 (停) 東 沢 田 線	大 手 町	大 手 町	160	25	県 道 (都) 三 枚 橋 錦 町 線
2-3	0 2 3 7 号 線	大 手 町	添 地 町	140	8~32	(都) 三 枚 橋 錦 町 線
2-4	0 1 0 9 号 線	添 地 町	浅 間 町	550	18~28	(都) 西 条 千 本 線
3-1	千 本 城 内 線	魚 町	上 本 通	100	25	県 道 (都) 西 間 門 新 谷 線
3-2	0 1 1 3 号 線	市 道 町	大 門 町	600	23~26	(都) 西 間 門 新 谷 線
4-1	0 1 0 7 号 線	仲 町	浅 間 町	70	20	(都) 上 香 貫 東 間 門 線
4-2	東 柏 原 沼 津 線	浅 間 町	東 間 門	1,200	20	県 道 幹 (都) 上 香 貫 東 間 門 線
4-3	東 柏 原 沼 津 線	東 間 門	植 田	9,500	7~20	県 道
5-1	3 8 2 9 号 線	松 下 町	市 道 町	250	4~8	幹
5-2	0 2 1 6 - 1 号 線	市 道 町	丸 子 町	540	9~20	幹 (都) 市 道 沢 田 線
6	沼 津 港 線	仲 町	千 本 港 町	1,050	22	県 道 (都) 沼 津 駅 沼 津 港 線
7-1	0 2 3 9 号 線	千 本 緑 町	千 本 港 町	1,070	7	
7-2	0 2 6 9 号 線	千 本	千 本	150	6	
7-3	0 2 6 9 号 線	千 本	東 間 門	700	8	幹
7-4	新 中 川 右 岸	東 間 門	東 間 門	230	4	土 手 敷 幹
7-5	0 1 2 0 号 線	東 間 門	西 沢 田	1,700	8	幹
7-6	0 2 1 4 号 線	西 沢 田	西 沢 田	330	6	
7-7	3 8 2 5 号 線	松 下 町	松 下 町	190	4	幹
7-8	3 8 2 6 号 線	市 道 町	松 下 町	190	4	幹
8-1	原 木 沼 津 線	市 場 町	黒 瀬 町	1,000	25	県 道 (都) 西 間 門 新 谷 線
8-2	4 0 4 8 号 線	御 幸 町	御 幸 町	40	9	
8-3	4 0 2 1 号 線	御 幸 町	御 幸 町	30	10	
9-1	4 1 2 1 号 線	三 園 町	槇 島 町	370	6~8	
9-1	4 1 9 5 号 線	三 園 町	三 貫 地	190	5~11	
9-2	4 0 9 4 号 線	市 場 町	御 幸 町	110	7~10	

番 号	路 線 名	位 置		規 模		備 考
		起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)	
9-3	0 1 0 7 号 線	御 幸 町	御 幸 町	50	20	
9-3	0 2 4 2 号 線	御 幸 町	本 郷 町	560	6~16	
9-4	4 0 7 3 号 線	本 郷 町	本 郷 町	100	6	
9-5	0 1 1 0 - 2 号 線	本 郷 町	本 郷 町	110	12	
9-6	4 0 7 5 号 線	本 郷 町	本 郷 町	70	4	
9-7	4 0 5 7 号 線	本 郷 町	中 住 町	110	6	
10	4 1 2 3 号 線	玉 江 町	二 瀬 川 町	190	5~9	(都) 千 本 香 貫 山 線
〃	0 1 0 6 - 3 号 線	宮 原 町	八 重	1,100	6~26	(都) 千 本 香 貫 山 線
11	0 2 4 7 - 1 号 線	前 角	楊 原	130	5~7	(都) 下 香 貫 我 入 道 線
〃	4 3 1 1 号 線	楊 原	八 重 原	310	5~7	(都) 下 香 貫 我 入 道 線
〃	0 2 4 7 - 2 号 線	楊 原	馬 場	130	5~7	(都) 下 香 貫 我 入 道 線
12	0 2 4 6 - 1 号 線	八 重	八 重	110	4	
〃	4 1 7 6 号 線	楊 原	楊 原	190	4~6	
13-1	0 1 1 1 - 1 号 線	山 宮 前	秋 葉 町	220	4~12	(都) 我 入 道 線
13-2	4 2 7 7 号 線	前 原	牛 臥	760	7~8	
13-3	4 2 8 0 号 線	前 原	藤 井 原	250	7~8	
13-4	4 2 9 3 号 線	藤 井 原	藤 井 原	70	7~8	
13-5	下 土 狩 德 倉 沼 津 港 線	藤 井 原	猪 沼	1,050	9	県 道 (都) 我 入 道 線
13-6	4 3 2 4 号 線	七 面	楊 原	340	3~8	
14-1	0 2 5 0 号 線	藤 井 原	志 下	1,500	5~25	(都) 下 香 貫 志 下 線
14-1	4 3 3 3 号 線	塩 満	汐 入	250	5~8	
14-1	0 2 7 4 号 線	藤 井 原	樋 ノ 口	250	5~9	
14-2	4 4 2 6 号 線	志 下	志 下	120	6	
14-3	4 3 8 7 号 線	志 下	志 下	200	5	国 道 幹 (都) 三 枚 橋 岡 宮 線
14-4	0 2 5 1 - 1 号 線	志 下	志 下	120	4~5	幹 (都) 三 枚 橋 岡 宮 線
15-1	4 1 4 号 線	杉 崎 町	杉 崎 町	400	27	県 道 (都) 沼 津 南 一 色 線
15-2	0 2 2 8 - 1 号 線	杉 崎 町	岡 宮	1,200	14~27	
16-1	沼 津 (停) 東 沢 田 線	高 島 町	新 宿 町	330	25	
16-2	3 5 6 9 号 線	杉 崎 町	新 宿 町	180	8~10	幹
〃	3 5 6 2 号 線	新 宿 町	新 宿 町	200	6~11	幹 (都) 市 道 沢 田 線
16-3	3 5 6 9 号 線	米 山 町	杉 崎 町	230	8~11	
17	0 2 1 6 - 1 号 線	双 葉 町	本 田 町	1,270	12~20	

番 号	路 線 名	位 置		規 模		備 考
		起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)	
18-1	0 1 2 3 号線	双葉町	双葉町	400	5~9	幹
18-2	0 1 0 3 号線	杉崎町	本田町	1,160	7~31	幹 (都) 納米里本田町線
18-3	3 5 1 7 号線	本田町	本田町	90	9~10	幹
19-1	3 4 1 4 号線	沼北町	沼北町	420	6~7	
19-2	0 2 3 3 号線	沼北町	五月町	730	5~7	幹
19-3	3 4 5 3 号線	泉町	泉町	240	12	
19-3	3 4 6 1 号線	五月町	泉町	280	3~8	
19-4	0 2 3 2 号線	新宿町	泉町	460	7~11	(都) 沼津駅北口線
19-5	3 4 7 7 号線	沼北町	北高島町	510	9	
19-6	3 4 7 1 号線	北高島町	高島本町	210	6~9	
19-7	0 2 6 5 号線	庄栄町	泉町	410	7~8	
20-1	沼津(停)東沢田線	北高島町	西熊堂	900	25	県道 (都) 沼津南一色線
20-2	0 2 3 1 号線	中沢田	柳町	930	6~8	
20-3	0 2 3 1 号線	柳町	神田町	430	7~8	幹
20-4	0 2 3 2 号線	東熊堂	東熊堂	290	7~12	
"	1 6 7 1 号線	東熊堂	松沢町	380	5~9	
"	1 6 8 0 号線	松沢町	松沢町	610	5~13	
"	1 7 1 5 号線	豊町	豊町	40	5~10	
20-5	0 2 3 2 号線	西熊堂	西熊堂	120	10	幹
20-6	1 6 6 8 号線	西熊堂	駿河台	380	4~7	
"	0 2 3 0 号線	駿河台	駿河台	230	12	(都) 西熊堂線
20-7	1 5 9 0 号線	中沢田	中沢田	380	5~8	
"	0 2 1 6 - 2 号線	中沢田	中沢田	600	6~10	
21	三島富士線	西熊堂	荒久	9,100	6~8	県道
22-1	富士清水線	下石田	日吉	1,000	20~27	県道 幹 (都) 八幡原線
22-2	0 2 2 5 号線	山王台	平町	360	8~10	
22-3	0 1 0 8 号線	平町	日吉	210	20	(都) 三枚橋錦町線
22-4	0 2 2 4 号線	大岡長者町	大岡末広	220	7	
22-5	3 6 2 8 号線	大岡二ツ谷	大岡長者町	640	6~8	

番 号	路 線 名	位 置		規 模		備 考	
		起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)		
23	0 2 2 7 号 線	大岡六左門田	大岡自由ヶ丘	280	8~14	(都) 平 町 岡 一 色 線	
24- 1	0 2 6 6 号 線	三枚橋鐘突免	大岡竹の花	320	6~13		
24- 2	0 2 2 6 号 線	大岡竹の花	大岡自由ヶ丘	520	5~ 8		
24- 3	0 2 2 2 号 線	大岡自由ヶ丘	大岡西下耕地	850	6~10		
24- 4	0 2 6 7 号 線	大岡松之木田	下 石 田	1,570	6~27		
25- 1	三 島 富 士 線	大 岡 松 林	岡 の 宮	2,600	6		県 道
25- 2	0 2 1 9 号 線	大岡米之内	大岡池田	460	5~16		
25- 3	1 8 4 2 号 線	岡 一 色	岡 一 色	440	5~8		
〃	1 8 5 5 号 線	岡 一 色	岡 一 色	130	5~9		
25- 4	3 3 2 5 号 線	花 園 町	花 園 町	340	7~11		
〃	3 0 8 0 号 線	宮 前 町	宮 前 町	350	7~10		
25- 5	3 0 7 4 号 線	宮 前 町	岡 一 色	200	5~10		
25- 6	0 2 2 1 号 線	岡 一 色	岡 一 色	670	5~11		
25- 7	3 0 3 9 号 線	岡 一 色	岡 一 色	120	6~8		
26- 1	2 6 0 4 号 線	東 間 門	西 間 門	600	7~11		
〃	2 6 2 4 号 線	西 間 門	小 諏 訪	200	4		
26- 2	0 2 1 4 号 線	西 沢 田	西 沢 田	620	8~10		
〃	2 6 1 0 号 線	西 沢 田	西 間 門	850	5~9		
26- 3	2 5 4 4 号 線	小 諏 訪	小 諏 訪	140	4~6		
27	0 2 0 9 号 線	今 沢 塚	東 原	730	6~12		県 道 (都) 八 幡 原 線 (都) 原 青 野 線
28- 1	富 士 清 水 線	大 塚	原	2,200	12~14		
28- 2	0 2 0 4 号 線	原	原	270	6~11		
28- 3	2 1 6 7 号 線	原	原	300	3~7		
28- 4	0 1 1 5 号 線	原	原	60	3		
28- 5	2 1 1 2 号 線	原	原	70	4		
28- 6	0 1 1 6 号 線	大 塚	大 塚	540	2~9		

番 号	路 線 名	位 置		規 模		備 考
		起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)	
29-1	4 1 4 号 線	志 下	口 野	6,250	6~10	国 道
29-2	沼 津 土 肥 線	口 野	江 梨	16,850	6~10	県 道
29-3	4 6 0 6 号 線	獅 子 浜	獅 子 浜	700	3~8	
29-4	4 6 4 7 号 線	江 浦	江 浦	320	3~6	
29-5	5 0 0 2 号 線	口 野	口 野	340	4~6	
29-6	伊 豆 長 岡 三 津 線	三 津	三 津	250	7~9	県 道
29-7	0 2 6 3 号 線	江 梨	江 梨	600	4~16	
30-1	原 木 沼 津 線	大 平 小 山	大 平 宮 の 木	600	5~6	県 道
30-2	0 2 5 5 号 線	大 平 宮 木	大 平 中 堀 合	520	4~13	
30-3	三 島 静 浦 港 線	大 平 中 堀 合	大 平 大 沼	350	12	県 道
30-4	0 2 5 1 - 2 号 線	大 平 大 沼	大 平 二 反 田	410	11	
31	0 2 6 8 号 線	錦 町	東 間 門	600	4~9	幹
32	1 号 線	緑 ケ 丘	西 沢 田	2,580	32	県 道 幹 (都) 中 央 幹 線
33	0 1 0 4 号 線	小 諏 訪	西 沢 田	940	4~18	幹 (都) 片 浜 西 沢 田 線
34	沼 津 土 肥 線	沢 海	柳 ケ 窪	3,000	6	県 道
35	修 善 寺 戸 田 線	大 中 島	大 上	2,250	5	県 道
36	小 中 島 門 野 線	小 中 島	平 戸	560	3~12	
37	1 級 南 線	入 浜	上 野 向	400	3~12	
38	2 級 南 線	上 野 向	上 野 向	115	6~15	
39	県 道 ・ 平 戸 口 1 号 線	平 戸 口	平 戸 口	140	4~8	
40	県 道 ・ 上 野 向 線	上 野 向	上 野 向	185	4~6	
41	椎 木 線	椎 木	椎 木	30	6	
42	椎 木 橋 ・ 村 民 グ ラ ン ド 線	椎 木	椎 木	170	6~11	
43	宝 金 橋 ・ 村 民 グ ラ ン ド 線	紙 谷	茨 原	336	3~7	
44	茨 原 線	茨 原	茨 原	33	4	
45	舟 山 線	上 街 道	妙 仙	240	5~16	
46	浜 道 線	妙 仙	向 山	353	3~20	
47	柳 沢 2 号 線	上 街 道	下 柳 沢	60	4	
48	井 田 ・ 真 城 線	浜 田	郷 戸	500	4~8	
49	1 3 7 9 号 線	東 椎 路	東 椎 路	450	4~12	

広 域 避 難 地 一 覧 表

番号	名 称	所 在 地	屋外面積 (ha)	圏域内人員 (人)	圏 域 内 自 治 会
1	明 電 舎 (株)	東間門515	3.6	17,505	上土町、末広町、真砂町、八幡町、町方町、川廓町、志多町、白銀町、錦丸子町、西条町、添地町、大手町、上本通町、本町一丁目、本町二丁目、下河原西町、下河原南部、下河原東部、千本常盤町、旭町、千本緑町、宮町、幸町、港湾区、下河原団地、市道町、松下町、東間門、西浜町
2	市立沼津高校 加藤学園高校 飛龍高校 金岡中学校 第五中学校 市営野球場	三枚橋字鐘突免673 大岡自由ヶ丘1979 東熊堂491 神田町4-1 五月町15-1 泉町2-1	10.0	30,070	米山町、日の出町、泉町、杉崎町、自由ヶ丘一区、弥生町、自由ヶ丘二区、自由ヶ丘三区、竹ノ岬、コーポラス三枚橋、自由ヶ丘五区、シテック沼津、ファインスクエア沼津泉町、新宿町、庄栄町、庄栄町北、庄栄町南、五月町、青葉町、高島町、高島町西、高沢町、双葉町南、双葉町北、本田町、沼北町、北新町、北高島町、高島本町西、竹の花、岡宮(共栄町)、東熊堂、西熊堂、沢田町、江原町、足高拓南、寿町、明電町、柳町、神田町、若葉町、東名町、雲雀台、北神明町、筒井町、天神ヶ尾
3	香 貫 山	上香貫字物見山 2427	62.6		市 内 全 域
4	第 四 小 学 校	御幸町4-1	1.1	9,652	中住町、住吉町、中瀬町、黒瀬町、中原町、東豊栄町、西豊栄町、南本郷町西、南本郷町東、久保町、山下町、玉江町、宮原町、御幸町、三園町、市場町、通吉田町、吉田町、永代川瀬町、横島北町
5	香 貫 小 学 校 第 三 中 学 校 沼津工業高校	下香貫字猪沼986 下香貫木ノ宮888 下香貫八重129-1	5.2	16,108	西村町、宮本町、神明町、馬場町、第一宮脇、第二宮脇、石原、楊原、塩満、木の宮、西木の宮、東桃郷、八重、八重坂、外原、二瀬川町、東八重、藤井原町、香貫が丘、香貫台、塩場、島郷、八間町、東八間町、西島町、三貫地
6	大岡南小学校 大岡公園	大岡字原田1312 大岡末広1303-3外	4.8	23,228	三枚橋町、平町一丁目、平町二丁目、山王台、三芳町、山王前、富士見町、伝馬町、シテコープ平町、大岡駅前町、日吉、沼平町、下石田、富士町、木瀬川、平和郷、上石田(大岡小校区)、中石田、富岳町、大岡高田、大岡造り道、大岡団地、太田町
7	我入道公園	我入道林町地内	3.5	3,403	牛臥、江川町、東町、一本松町、津島町、浜町、林町、稲荷町、秋葉町、南条寺町

※圏域内人員はR5年4月1日現在の推計値

避難地一覧表

番号	避難地	面積	圏域内人口	圏域内自治会
1	第一小学校	O.S 10,560 R.C 6,742 S 78 計 17,380	5,011	上土町、末広町、八幡町、町方町、添地町、大手町、上本通町、西条町
2	中央公園	4,200	606	川廓町、志多町
3	第一中学校	O.S 10,439 R.C 3,945 S 1,420 計 15,804	2,803	真砂町、白銀町、錦丸子町
4	浅間神社	1,000	1,005	本町一丁目、本町二丁目
5	県立沼津西高校	O.S 13,310 R.C 2,240 計 15,550	5,881	下河原西町、下河原南部、下河原東部、千本常盤町、旭町、千本緑町、宮町、幸町、港湾区、下河原団地
6	第二中学校	O.S 9,622 R.C 5,942 S 89 計 15,653	2,199	市道町、松下町、東間門、西浜町
7	第三中学校	O.S 17,989 R.C 8,381 S 1,769 計 28,139	8,548	西村町、宮本町、神明町、馬場町、石原、楊原、西木の宮、塩場、八間町、東八間町、西島町、三貫地
8	県立沼津工業高校	O.S 20,085 R.C 849 S.R.C 2,471 計 23,405	2,569	第一宮脇、第二宮脇、八重、八重坂、外原、二瀬川町、東八重、香貫が丘
9	香貫小学校	O.S 15,700 R.C 6,324 S 891 計 22,915	4,991	塩満、木の宮、東桃郷、藤井原町、香貫台、島郷
10	総合体育館	R.C 1,577 S 3,720 計 5,297	5,350	住吉町、御幸町、三園町、市場町、通吉田町、吉田町、永代川瀬町、槇島北町
11	第四小学校	O.S 12,388 R.C 6,485 S 1,197 計 20,070	4,302	中住町、中瀬町、黒瀬町、中原町、東豊栄町、西豊栄町、南本郷町西、南本郷町東、久保町、山下町、玉江町、宮原町
12	山王公園	4,600	3,225	三枚橋町、平町一丁目、平町二丁目、山王台、三芳町、山王前、富士見町、伝馬町、シティコープ平町
13	市立高校	O.S 21,363 R.C 18,226 計 39,589	1,226	日の出町、弥生町、竹ノ岬、青葉町
14	第五中学校	O.S 18,490 R.C 5,799 S 4,421 計 28,710	1,939	泉町、杉崎町（北）、コーポラス三枚橋、ファインスクエア沼津泉町、五月町

番号	避難地	面積	圏域内人口	圏域内自治会	
15	加藤学園	O.S 8,002 R.C 16,788 S 3,364 計 28,154	1,054	自由ヶ丘一区、自由ヶ丘二区、自由ヶ丘三区、自由ヶ丘五区	
16	第五小学校	O.S 9,230 R.C 7,486 S 1,002 計 17,718	3,343	米山町(北)、杉崎町(南)、シティラック沼津、新宿町庄栄町、庄栄町北、	
17	開北小学校	O.S 6,610 R.C 6,064 S 875 計 13,549	6,638	高島町、高島町西、高沢町、双葉町南、双葉町北、北高島町、高島本町西	
18	駿河グラウンド		13,197	3,919	本田町、沼北町、北新町、竹の花
19	門池小学校	O.S 10,900 R.C 6,492 S 913 計 18,305	4,117	岡一色、門池町、緑ヶ丘北園町、グランドール沼津、上石田(門池小校区のみ)	
20	門池中学校	O.S 10,810 R.C 7,426 S 1,190 計 19,426	1,730	池上町、御堂林町	
21	沼津工業高等専門学校	O.S 10,689 S 1,907 計 12,596	4,294	北小林、南小林、柏葉尾、小林団地、南小林団地	
22	県立沼津東高校	O.S 49,520 R.C 5,158 S 674 計 55,35	3,890	岡宮(共栄町を除く)、花園町、宮前町	
23	飛龍高校	O.S 13,398 R.C 16,220 S 2,584 計 32,202	679	岡宮(共栄町のみ)	
24	金岡中学校	O.S 18,190 R.C 6,005 S 1,854 計 26,049	4,657	足高拓南、明電町、柳町、神田町、東名町、雲雀台、北神明町、筒井町、天神ヶ尾	
25	金岡小学校	O.S 10,220 R.C 8,832 S 181 計 19,233	5,521	東熊堂、西熊堂、沢田町、江原町、寿町、若葉町	
26	沢田小学校	O.S 9,157 R.C 5,982 S 1,146 計 16,285	6,086	東沢田、中沢田、西沢田、西沢田緑ヶ丘、大林、新沢田町、ウイステリア沢田	
27	駿河台公園		3,600	2,246	長塚町、駿河台
28	豊町公園		4,300	2,233	高尾台、豊町、松沢町

番号	避難地	面積	圏域内人口	圏域内自治会
29	大岡小学校	O.S 6,769 R.C 6,020 S 1,043 計 13,832	4,744	富士町、上石田（大岡小校区のみ）、中石田
30	大岡南小学校	O.S 12,586 R.C 6,366 S 1,112 計 20,064	12,339	日吉、下石田、大岡団地、木瀬川、平和郷
31	大岡中学校	O.S 13,951 R.C 8,346 計 22,297	2,920	大岡駅前町、沼平町、富岳町、大岡高田、大岡造り道、太田町
32	愛鷹地区センター	O.S 7,195 R.C 1,036 計 8,231	6,474	大久望町、西椎路、目黒身、東原、東原ニュータウン、鳥谷、柳沢、青野
33	西部市民運動場	8,491	8,758	小屋敷台、東椎路小屋敷、鷹根台、東椎路中東、椎の木、つばきヶ丘、東椎路久保、赤坂、桜台、東椎路中尾、春ノ木、芝原町、松見台、堤山、愛鷹宮本
34	片浜小学校	O.S 10,146 R.C 7,656 計 17,802	4,358	大諏訪、松長、大諏訪線北
35	片浜中学校	O.S 10,831 R.C 3,682 S 1,001 計 15,514	4,689	西間門、小諏訪
36	今沢小学校	O.S 21,039 R.C 6,405 S 932 計 28,376	6,334	今沢、今沢市営団地、今沢県住、中今沢、北今沢、三本松
37	大平小学校	O.S 13,250 R.C 4,788 計 18,038	1,834	大平1区、大平5区、大平6区、大平7区、大平10区、大平11区
38	大平中学校	O.S 16,380 R.C 4,380 S 1,210 計 21,970	1,750	大平2区、大平3区、大平4区、大平8区、大平9区
39	沼津市文化財センター	O.S 5,196 R.C 3,358 S 1,337 計 9,891	2,832	志下、馬込
40	南部浄化センター	O.S 41,353 R.C 1,745 計 43,098	2,231	獅子浜、江浦、多比、口野
41	旧内浦小学校	O.S 6,689 R.C 2,688 S 60 計 9,437	999	三津、小海、重寺

番号	避難地	面積	圏域内人口	圏域内自治会
42	旧西浦小学校	O.S 11,253 R.C 2,572 S 1,196 計 15,021	1,040	久連、平沢、立保、古宇、足保、久料、江梨
43	原小学校	O.S 10,500 R.C 7,166 S 1,097 計 18,763	8,170	東町1区、東町2区、東町3区、西町1区、西町2区、六軒町、ニュータウン原、県営原町中団地、市営原町中団地、原町中
44	原東小学校	O.S 10,272 S 7,315 計 17,587	5,722	大塚新田、大塚本田、市営原団地、県営原団地、公団中央、原東沖
45	原中学校	O.S 24,832 R.C 8,663 S 245 計 33,740	3,486	原新田、一本松、桃里、植田
46	浮島小学校	O.S 11,383 R.C 3,781 S 1,156 計 16,320	3,243	根古屋、東井出、西井出、平沼、石川、荒久
47	我入道コミュニティ防災センター	R.C 563	1,149	江川町、東町、一本松町、津島町
48	我入道公園	35,000	2,254	牛臥、浜町、林町、稲荷町、秋葉町、南条寺町
49	長井崎小中一貫学校	O.S 12,095 R.C 2,985 S 1,157 計 16,237	989	重須、長浜、木負、河内
50	市道上野・平戸線	3,000	1,620	鬼川、小中島、大中島、一色、入浜、口南、奥南、大浦、御浜、小山田
51	戸田B&G海洋センター	O.S 4,575 R.C(一部S) 2,703 計 7,278	745	上野、大門、中上、大上、新田、平戸
52	井田コミュニティ広場	2,000	51	井田
53	舟山ふれあい広場	6,600	43	舟山
54	門池公園	29,164		
55	県立沼津視覚特別支援学校	O.S 2,134 R.C 3,454 S 353 計 5,941	724	米山町(南)、庄栄町南
56	県立沼津聴覚特別支援学校	O.S 2,502 R.C 2,564 S 1,495 計 6,561	851	泉町、庄栄町北

※ O.S：運動場面積 S.R.C：鉄骨鉄筋コンクリート造建築物面積
R.C：鉄筋コンクリート造建築物面積 S：鉄骨造建築物面積

※ 圏域内人口については、R 4年4月1日現在の推計値

避難地特設公衆電話一覽表

避難地	電話番号	引込線設置場所
第一小学校	962-4222・962-4229・962-4265・962-4972 962-4979	2階体育館北側廊下壁
中央公園	未設置	未設置
第一中学校	962-2542・962-4283・962-5064	玄関事務室
浅間神社	962-7227・962-7228	浅間神社会館の受付
沼津西高等学校	962-7229・962-7497・962-7706・962-9723 962-9724・962-9725・962-9727	校舎事務室横階段
第二中学校	962-9808・962-9809・962-9820・962-9846	防災倉庫内
第三中学校	931-4822・931-4825・931-4831・931-4837 931-4838・931-4889・931-4894	防災倉庫内
沼津工業高等学校	931-4920・931-4935・931-5249	校舎事務室受付の横
香貫小学校	931-3581・931-3706・931-3720・931-4521 931-4651・931-4697・931-4766・931-4819	防災倉庫内
総合体育館	931-1720・931-1868・931-1908・931-1965 931-2031・931-2241・931-2461・931-3220 931-3234・931-3279	ロビー階段横 (市民文化センター内)
第四小学校	931-3523・931-3539	新校舎1階渡り廊下入口横
山王公園	963-4249・963-4442・963-4819	防災倉庫の横
市立高校・中等部	923-0042・923-0242・923-0342・923-0643	校舎事務室前受付台の下
第五中学校	未設置	未設置
加藤学園	924-5649・924-5742・924-5449	防災倉庫内
第五小学校	924-4941・924-4942・924-4943・924-4944 924-4945	防災倉庫内
開北小学校	923-3142・923-4049・923-4079	事務室前
駿河グラウンド	924-4542・924-4579・924-4642・924-4649 924-4742	防災倉庫内
門池小学校	923-7479・923-7649・923-7749・923-7842 923-7979	校舎玄関下駄箱の横
門池中学校	924-4290	校舎玄関緑電話の横
沼津工業高等専門学校	924-4291・924-4292・924-5942・921-6473	守衛受付所内
沼津東高等学校	920-2481・920-2482	防災倉庫内
金岡中学校	923-0942・923-1042・923-3042	校舎下駄箱の上
飛龍高校	924-4936・924-4937・924-4938・924-4939 924-4940	校舎1階学長室

避難地	電話番号	引込線設置場所
金岡小学校	923-9479・923-9542・923-9549・923-9579 923-9742・923-9842・923-9949	防災倉庫内
沢田小学校	924-4293・924-4294・924-4295	グラウンド内電柱
駿河台公園	924-4298	防災倉庫内
豊町公園	926-0797	防災倉庫内
大岡小学校	924-4281・924-4282・924-4283・924-4287 924-4289	校舎男子更衣室の壁
大岡南小学校	963-7399・963-9354・963-9429・963-9441 963-9442・963-9444	校舎事務室向いの壁
大岡中学校	924-4296・924-4297	校舎玄関下駄箱の上
愛鷹地区センター	966-4210・966-4211・966-4212・966-4213 966-4214・966-4215・966-4216・966-4217 966-4218・966-4219	愛鷹市民窓口事務所ロビー
西部市民運動場	未設置	未設置
片浜小学校	963-4948・963-6542・963-6544・963-7242	校舎事務室前廊下
片浜中学校	962-7179・962-7208・962-7220・962-7221 962-7222・962-7226	防災倉庫内
今沢小学校	966-7970・966-7971・966-7972・966-7973 966-7974・966-7975・966-7976・966-7977 966-7978	防災倉庫内
大平小学校	931-5265・931-5271	校舎職員室内中央監視室
大平中学校	931-0121	校舎職員室入口
沼津市文化財センター	931-5325・931-5442・931-5492・931-5511	庁舎裏駐車場への通路外壁
南部浄化センター	未設置	未設置
旧内浦小学校	941-3040・941-3041	防災倉庫内
旧西浦小学校	942-2920・942-2921	庁舎玄関右
原小学校	966-4981・966-4983・966-4984・966-4985 966-4987・966-4989・966-7935・966-7936 966-7979	変圧器室横の外壁
原中学校	966-8975・966-8976・966-8977	校舎玄関横の外壁
原東小学校	966-8985・966-8986・966-8987・966-8988 966-4970・966-4971	職員室内中央監視室
浮島小学校	966-4902・966-4906・966-4940・966-4948	校舎玄関東側壁
我入道コミュニティ防災センター	932-0498	2階玄関左
我入道公園	932-0493	防災倉庫内
長井崎小中一貫学校	943-2494	防災倉庫内
市道上野・平戸線	0558-94-2497	上野地内
井田コミュニティ広場	0558-94-2498	消防団第39分団詰所
戸田B&G海洋センター	未設置	未設置
舟山ふれあい広場	未設置	未設置
門池公園	未設置	未設置
県立沼津視覚支援学校	未設置	未設置
県立沼津聴覚支援学校	未設置	未設置

指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所とは、災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、緊急的に身の安全を確保するための場所で、災害対策基本法に基づき、すでに指定している「避難地」「広域避難地」「津波避難ビル」「津波避難タワー」などを指定緊急避難場所として位置付けた。なお避難地については、地震や津波、洪水などの災害の種類ごとに指定する。

	施設名	所在地	連絡先	災害の種類					
				地震	津波	大規模な火事	洪水	土砂	噴火に伴う火山現象
避難地 (56)	第一小学校	八幡町65-1	962-0351	○	○	○	○	○	○
	中央公園	大手町4丁目185-4		○	○	○			
	第一中学校	本丸子町692-1	962-1551	○	○	○	○	○	○
	浅間神社(浅間公園)	浅間町225	962-0330 浅間神社社務所	○	○	○			
	県立沼津西高校	本字千本1910-9	962-0345	○	○	○	○	○	○
	第二中学校	本字千本1910-19	962-1552	○	○	○	○	○	○
	第三中学校	下香貫木ノ宮888	931-1553	○	○	○	○	○	○
	県立沼津工業高校	下香貫八重129-1	931-0343	○	○	○	○	○	○
	香貫小学校	下香貫猪沼986	931-1234	○	○	○	○	○	○
	我入道コミュニティ防災センター	我入道東町175-1	931-9525	○	○	○	○	○	○
	我入道公園	我入道秋葉町441		○	○	○			
	沼津市総合体育館	御幸町15-1	928-5231	○		○	○		○
	第四小学校	御幸町4-1	931-0354	○	○	○			○
	山王公園	平町7-24	962-1557 日枝神社社務所	○		○			
	市立高校・中等部	三枚橋字鐘突免673	921-0805	○		○	○	○	○
	加藤学園高校	大岡1979	921-0347	○		○			○
	第五中学校	五月町15-1	921-1555	○		○	○	○	○
	第五小学校	米山町9-1	921-0355	○		○	○	○	○
	県立沼津視覚特別支援学校	米山町6-20	921-2099	○		○			○
	県立沼津聴覚特別支援学校	泉町4-1	921-3398	○		○	○	○	
	開北小学校	高沢町17-1	921-4041	○		○	○	○	○
	駿河グラウンド	沼北町2丁目4-26		○		○			
	門池小学校	岡一色88-2	922-1481	○		○	○	○	○
	門池中学校	岡一色657-1	923-3900	○		○			○
	沼津工業高等専門学校	大岡3600	921-2700	○		○	○	○	○
	門池公園	岡一色786-9他		○		○			
	飛龍高校	東熊堂491	921-7942	○		○			○
	県立沼津東高校	岡宮812	921-0341	○		○			○
	金岡中学校	神田町4-1	921-1371	○		○	○	○	○
	金岡小学校	江原町3-1	921-1558	○		○	○	○	○
	沢田小学校	中沢田715	924-0161	○		○	○	○	○
	駿河台公園	駿河台15		○		○			
	豊町公園	豊町7		○		○			
	大岡小学校	大岡2358	921-1885	○		○	○	○	○
	大岡南小学校	大岡1312	962-0355	○		○	○	○	○
	大岡中学校	大岡2110	921-1557	○		○	○	○	○
	愛鷹地区センター	東原358-1	966-5301	○		○	○	○	○
	西部市民運動場	東椎路1749-1		○		○			
	片浜小学校	大諏訪41	962-0357	○		○	○	○	○
	片浜中学校	小諏訪180	962-1556	○		○	○	○	○
今沢小学校	東原76-1	966-5522	○		○	○	○	○	
大平小学校	大平2200	931-5020	○		○	○	○	○	
大平中学校	大平1144	931-5021	○		○			○	

	施設名	所在地	連絡先	災害の種類					
				地震	津波	大規模な火事	洪水	土砂	噴火に伴う火山現象
避難地	沼津市文化財センター	志下530	934-4812	○	○	○	○	○	○
	南部浄化センター	江浦7-3	939-0811	○	○	○			
	旧内浦小学校	内浦三津410-1		○	○	○			○
	長井崎小中一貫学校	内浦重須字洞畑453	941-3111	○	○	○	○	○	○
	旧西浦小学校	西浦平沢255-2		○	○	○	○	○	○
	原小学校	原1200	966-0034	○		○	○	○	○
	原中学校	原576	966-0138	○		○	○	○	○
	原東小学校	大塚814-1	967-1213	○		○	○	○	○
	浮島小学校	平沼811	966-2004	○		○	○	○	○
	井田コミュニティ広場	井田8-1		○	○	○			
	市道上野・平戸線	戸田1259-1,1325-2		○	○	○			
	戸田B&G海洋センター	戸田2053	0558-94-3501	○	○	○			
	舟山ふれあい広場	戸田2558-1		○		○			
広域避難地 (7)	明電舎(株)	東間門515	921-5111			○			
	高校学校群(市立高、加藤学園)	三枚橋字鐘突免673他				○			
	香貫山公園	上香貫物見山2427				○			
	第四小学校	御幸町4-1他				○			
	香貫小周辺(香貫小、三中、沼工)	下香貫猪沼986他				○			
	大岡南小学校及び大岡公園	大岡1312他				○			
	我入道公園	我入道秋葉町441				○			
津波避難ビル・津波避難タワー・風水害時避難所等 (43)	第二小学校	常盤町2丁目32	962-0352		○		○	○	
	中部浄化プラント(管理棟)	本字千本1905-4			○				
	モン・ミュゼ沼津 沼津市庄司美術館	本字下一丁目900-1	952-8711		○				
	千本小学校	本字千本1910-19	962-0356		○		○	○	
	第三小学校	下香貫下障子3157-2	931-0353		○		○	○	
	沼津市役所	御幸町16-1	931-2500		○				
	沼津市民文化センター	御幸町15-1	932-6111		○		○	○	
	第四地区センター	吉田町20-1	933-4411		○		○	○	
	南部浄化センター(管理棟)	江浦7-3	939-0811		○				
	築山(千本)	本字千本1906-4			○				
	津波避難マウント(多比)	多比1-1他			○				
	津波避難タワー(内浦重須)	内浦重須304-81地先			○				
	津波避難タワー(西浦木負)	西浦木負216-128地先			○				
	戸田小中一貫学校	戸田883	0558-94-3028		○		○	○	
	保健センター戸田分館	戸田916-2	0558-94-3970		○				
	津波避難タワー(戸田)	戸田235			○				
	第四中学校	本郷町24-1	931-1554				○	○	
	市立図書館	三枚橋町9-1	952-1234				○	○	
	静浦小中一貫学校	獅子浜17	931-3017		○		○	○	○
	第一地区センター	八幡町65-1	963-5088				○	○	
第二地区センター	本字千本1910-219	954-1022				○	○		
第三地区センター	下香貫750-4	934-8003				○	○		
第五地区センター	五月町15-1	925-8686				○	○		
門池地区センター	岡一色788-7	929-0770				○	○		
金岡地区センター	江原町3-1	924-5070				○	○		
片浜地区センター	大諏訪46-1	964-0926				○	○		

	施設名	所在地	連絡先	災害の種類					
				地震	津波	大規模な火事	洪水	土砂	噴火に伴う火山現象
	今沢地区センター	今沢527-21	969-0610				○	○	
	大平地区センター	大平2197-1	934-3980				○	○	
	静浦地区センター	獅子浜34	933-2510				○	○	
	内浦地区センター	内浦三津249-3	946-1100				○	○	
	戸田地区センター	戸田1294-3	0558-94-5100				○	○	
	愛鷹小学校	西椎路673-1	966-4244				○	○	
	愛鷹中学校	西椎路733	966-4229				○	○	
	浮島中学校	平沼849	966-2040				○	○	
	今沢中学校	東原289-1	966-9981				○	○	
	井田集会所	井田171	934-4752		○			○	
	ゆめとびら舟山	戸田2558-1	0558-94-3871					○	
	中部浄化プラント(水処理棟屋上)	本字千本1905-4	055-939-0811		○				
	沼津市営香貫駐車場(立体部)	御幸町14-32	055-934-4714		○				
	戸田診療所	戸田916-3	055-951-3480		○				
	消防団第38分団詰所	戸田916-2	055-934-4745		○				
	沼津市役所旧戸田庁舎	戸田339	055-934-4884		○				
	戸田図書館	戸田845-2	055-952-1234		○				
合計				56	44	63	59	60	42

指定避難所一覧表

指定避難所とは、災害により住宅を失った場合等に一定期間避難生活を送る場所で、災害対策基本法に基づき、すでに指定している避難所を指定避難所として位置付けた。

	施設名	対象自治会	所在地	連絡先
1	第一小学校	上土町、末広町、八幡町、町方町 西条町、添地町、大手町、上本通 町、川廓町、志多町、本町一丁目 日本町二丁目	八幡町65-1	962-0351
2	第一中学校	真砂町、白銀町、錦丸子町	本丸子町692-1	962-1551
3	第二中学校	市道町、松下町、東間門、西浜町	本字千本1910-19	962-1552
4	県立沼津西高校	下河原西町、下河原南部、下河 原東部、千本常盤町、旭町、千本 緑町、宮町、幸町、港湾区、下河 原団地	本字千本1910-9	962-0345
5	我入道コミュニティ防災センター	江川町、東町、一本松町、津島町 浜町、林町、稻荷町、秋葉町、南 条寺町	我入道字東町175-1	931-9525
6	香貫小学校	塩満、木の宮、東桃郷、藤井原 町、香貫台、島郷、牛臥	下香貫猪沼986	931-1234
7	第三中学校	西村町、神明町、宮本町、馬場町 石原、楊原、塩場、西木の宮、八 間町、東八間町、西島町、三貫地	下香貫木ノ宮888	931-1553
8	県立沼津工業高校	第一宮脇、第二宮脇、八重、八重 坂、外原、二瀬川町、東八重、香 貫が丘	下香貫八重129-1	931-0343
9	第四小学校	中住町、中瀬町、黒瀬町、中原 町、東豊栄町、西豊栄町、南本郷 町西、南本郷町東、久保町、山下 町、玉江町、宮原町	御幸町4-1	931-0354
10	沼津市総合体育館	住吉町、御幸町、三園町、市場 町、通吉田町、吉田町、永代川瀬 町、槇島北町	御幸町15-1	928-5231
11	沼津中央高校	三枚橋町、平町一丁目、平町二 丁目、山王台、三芳町、山王前、 富士見町、伝馬町、シティコープ 平町	杉崎町11-20	921-0346
12	第五小学校	米山町(北)、杉崎町(南)、シテイ ラック沼津、新宿町、庄栄町	米山町9-1	921-0355
13	第五中学校	杉崎町(北)、コーポラス三枚橋、 ファインスクエア沼津泉町、五月 町	五月町15-1	921-1555
14	市立高校・中等部	日の出町、弥生町、竹ノ岬、青葉町	三枚橋字鐘突免673	921-0805・924-8000
15	県立沼津視覚特別支援学校	米山町(南)、庄栄町南	米山町6-20	921-2099
16	県立沼津聴覚特別支援学校	泉町、庄栄町北	泉町4-1	921-3398
17	加藤学園高校	自由ヶ丘1区、自由ヶ丘2区、自 由ヶ丘3区、自由ヶ丘5区	大岡1979	921-0347
18	開北小学校	高島町、高島町西、高沢町、双葉 町南、双葉町北、本田町	高沢町17-1	921-4041

指定避難所一覧表

指定避難所とは、災害により住宅を失った場合等に一定期間避難生活を送る場所で、災害対策基本法に基づき、すでに指定している避難所を指定避難所として位置付けた。

	施設名	対象自治会	所在地	連絡先
19	桐陽高校	北高島町、高島本町西、北新町	高島本町8-52	921-0350
20	誠恵高校	沼北町、竹の花	沼北町2丁目9-12	921-5088
21	門池小学校	岡一色、門池町、緑ヶ丘、北園町、グランドール沼津、上石田(門池小校区のみ)	岡一色88-2	922-1481
22	門池中学校	池上町、御堂林町	岡一色657-1	923-3900
23	沼津工業高等専門学校	北小林、南小林、柏葉尾、小林団地、南小林団地	大岡3600	921-2700
24	飛龍高校	岡宮(共栄町のみ)	東熊堂491	921-7942
25	県立沼津東高校	岡宮(共栄町を除く)、花園町、宮前町	岡宮812	921-0341
26	金岡小学校	東熊堂、西熊堂、沢田町、江原町、寿町、若葉町	江原町3-1	921-1371
27	沢田小学校	東沢田、中沢田、西沢田、西沢田緑ヶ丘、大林、新沢田町、ウイスティア沢田、長塚町、駿河台	中沢田715	924-0161
28	金岡中学校	足高拓南、明電町、柳町、神田町、東名町、雲雀台、北神明町、筒井町、天神ヶ尾、高尾台、豊町、松沢町	神田町4-1	921-1558
29	大岡小学校	富士町、上石田(大岡小学校区のみ)、中石田	大岡2358	921-1885
30	大岡中学校	大岡駅前町、沼平町、富岳町、大岡高田、大岡造り道、太田町	大岡2110	921-1557
31	大岡南小学校	日吉、下石田、木瀬川、平和郷、大岡団地	大岡1312	962-0355
32	愛鷹小学校	小屋敷台、東椎路小屋敷、鷹根台、東椎路中東、椎の木、つばきヶ丘、東椎路久保、赤坂、桜台、東椎路中尾、春ノ木、芝原町、松見台、堤山、愛鷹宮本	西椎路673-1	966-4244
33	愛鷹地区センター	大久望町、西椎路、目黒身、東原、東原ニュータウン、鳥谷、柳沢、青野	東原358-1	966-5301
34	片浜小学校	大諏訪、松長、大諏訪線北	大諏訪41	962-0357
35	片浜中学校	西間門、小諏訪	小諏訪180	962-1556
36	今沢小学校	今沢、今沢市営団地、今沢県住、中今沢、北今沢、三本松	東原76-1	966-5522
37	大平小学校	大平第1区、大平第5区、大平第6区、大平第7区、大平第10区、大平第11区	大平2200	931-5020
38	大平中学校	大平第2区、大平第3区、大平第4区、大平第8区、大平第9区	大平1144	931-5021
39	静浦小中一貫学校	獅子浜、江浦、多比、口野	獅子浜17	931-3017

指定避難所一覧表

指定避難所とは、災害により住宅を失った場合等に一定期間避難生活を送る場所で、災害対策基本法に基づき、すでに指定している避難所を指定避難所として位置付けた。

	施設名	対象自治会	所在地	連絡先
40	沼津市文化財センター	志下、馬込	志下530	934-4812
41	旧内浦小学校	三津、小海、重寺	内浦三津410-1	
42	長井崎小中一貫学校	重須、長浜、河内、木負	内浦重須字洞畑453	941-3111
43	旧西浦小学校	久連、平沢、立保、古宇、足保、久料、江梨	西浦平沢255-2	
44	原小学校	東町1区、東町2区、東町3区、西町1区、西町2区、六軒町、ニュータウン原、県営原町中団地、市営原町中団地、原町中	原1200	966-0034
45	原東小学校	大塚新田、大塚本田、市営原団地、県営原団地原、公団中央、原東沖	大塚814-1	967-1213
46	原中学校	原新田、一本松、桃里、植田	原576	966-0138
47	浮島小学校	根古屋、東井出、西井出、平沼、石川、荒久	平沼811	966-2004
48	戸田B&G海洋センター	上野、大門、中上、大上、新田、平戸	戸田2053	0558-94-3501
49	戸田地区センター	鬼川、小中島、大中島、一色、入浜、口南、奥南、大浦、御浜、小山田	戸田1294-3	0558-94-5100

津波避難ビル一覧表

226棟(令和4年3月31日現在)

地区	番号	施設名	所在地	建物階数	外階段
第二	二1	モン・ミュゼ沼津 沼津市庄司美術館	本字下一丁田900-1	3	無
第二	二2	聖隷沼津健康診断センター	下一丁田895-1	3	無
第二	二3	千本ハイム	下一丁田893-4	4	有
第二	二4	聖隷沼津病院A棟	松下七反田902-6	6	有
第二	二5	芙蓉協会 管理棟	下一丁田898-1	4	有
第二	二6	コーポラス高野	下一丁田889-51	3	有
第二	二7	千本公務員宿舍	本字千本1910-1	3	有
第二	二8	リーフグリーン	千本緑町1-11-2	3	有
第二	二9	オリゾンブルー	本字千本1910-24	3	有
第二	二10	MANISH	千本緑町3-3-3	3	無
第二	二11	ゲストハウス	旭町18-19	4	無
第二	二12	欠番	—	—	—
第二	二13	エクセレントプラザ沼津	旭町31-1	5	有
第二	二14	東栄ビル	本字宮町428-1	4	無
第二	二15	リバーサイドマンション	宮町462	4	有
第二	二16	エンゼルハイム旭町	旭町30-1	4	有
第二	二17	旭町シティープラザ	旭町26-1	5	有
第二	二18	サーラシティ千本	常盤町1-18-1	5	有
第二	二19	ヴィラシャルマン	常盤町1-2-1	3	有
第二	二20	トキワマンション	千本常盤町1-19	3	有
第二	二21	アサヒハイツ	旭町28-5	4	有
第二	二22	マンションコルディアエラ下河原	下河原8-4	4	有
第二	二23	(有)マルリ商店	下河原482-5	3	無
第二	二24	アイビス不動産	下河原468	3	無
第二	二25	隆魚商店	下河原472	3	無
第二	二26	ヴィラ千本	常盤町2-2	3	有
第二	二27	めぞん千本	常盤町2-2	3	有
第二	二29	沼津市立第二小学校	常盤町2-32	3	有
第二	二30	ルピナス下河原	下河原35-11	4	無
第二	二31	千本エレガンス	下河原35-9	4	無
第二	二32	モンシャトー沼津千本	下河原35-6	5	有
第二	二33	FLATYOU千本	下河原35-1	5	有
第二	二34	ふれあい常盤ハイツA	常盤町3-13-1	3	有
第二	二35	エンゼルハイム常盤町	常盤町3-12-2	4	有
第二	二36	ブルミエール下河原	下河原23-14	5	有
第二	二37	やいづ屋商会	下河原63	3	無
第二	二38	コーポ鈴木	下河原64	3	有
第二	二39	ダコタ・ハウス	下河原1172-2	5	無
第二	二40	エンゼルハイム下河原	下河原79	7	有
第二	二41	千本ウエストコープ	千本西町3-1	3	有
第二	二42	ミルウエスト	千本西町10-3	3	有
第二	二43	欠番	—	—	—
第二	二44	アーjent千本	千本西町40	5	有
第二	二45	(株)マルヤ水産社員寮	千本西町37	3	有
第二	二46	橘水産(株)	千本西町43	4	有
第二	二47	パレドール沼津	蛇松町22-1	6	有
第二	二48	エステート・アベ	蛇松町20-1	5	有
第二	二49	沼津市中部浄化プラント(管理棟)	本字千本1905-4	3	無
第二	二50	沼津港大型展望水門びゅうお	本字千本1905-27	約30m	有
第二	二51	ポートブリッジマンション	蓼原町2	4	有
第二	二52	(株)五十嵐水産蓼原工場	蓼原町37-4	3	無
第二	二53	羽野水産(株)本社	春日町69-1	3	無
第二	二54	欠番	—	—	—
第二	二55	沼津魚類協同組合市場冷蔵庫	千本港口128	3	無
第二	二56	ぬまづみなとパーキング2号棟	千本港町124	5	有
第二	二57	沼津魚類協同組合製氷工場	千本港口1901-14	5	有
第二	二58	羽野水産(株)外港冷蔵庫	本字千本1905-39	3	無
第二	二60	ピラシーフロント	千本港町19-5	4	有
第二	二61	港湾区自治会館	千本港町50-2	2	有
第二	二62	コモドアピターレ	常盤町3丁目15-4	3	有
第二	二63	シーショア・下河原	下河原町1160	4	有
本町	本1	村松マンション	本町34	3	有
本町	本2	コーポ寿山	本町35	4	有
本町	本3	シャリエ沼津御成橋	魚町5	15	有
本町	本4	メゾン・グランツ沼津浅間	浅間町12	13	有
千本	千1	県営住宅千本団地	西間門574-9	4	有
千本	千2	パレスシーサイド	西間門543	3	有
千本	千3	植松Yコーポ	東間門823-1	5	有
千本	千4	メゾンM2	東間門2丁目4-15	3	無
千本	千6	沼津市立第二中学校	本字千本1910-19	4	無
千本	千7	沼津市立千本小学校	本字千本1910-19	4	無
千本	千8	静岡県立沼津西高等学校	本字千本1910-9	4	無

地区	番号	施設名	所在地	建物階数	外階段
千本	千9	THE UNO マンション	市道町12-1	4	有
千本	千10	野田米店	市道町10-30	3	無
千本	千11	植松邸	市道町4-10	3	無
千本	千12	エンゼルコート88	市道町8-11	3	有
千本	-	PARKWEST YOSHIDA	市道町12-31	4	有
千本	-	矢部邸	本字千本1910-171	3	無
第三我入道	三我1	沼津魚類協同組合	我入道江川町18-1	5	有
第三我入道	三我2	ハイライフ藤	我入道江川16-11	4	有
第三我入道	三我3	ハイライフ藤II	我入道江川町22-1	4	有
第三我入道	三我4	ひまわり荘	我入道稲荷町398-1	3	有
第三我入道	三我5	沼津市我入道コミュニティ防災センター	我入道宇東町175-1	2	有
第三中	三中1	永代マンション	吉田町14-25	4	有
第三中	三中2	コーポエンドレス	吉田町14-17	4	有
第三中	三中3	コーポエンドレスII	西島町1-1	4	有
第三中	三中4	ロイヤルマンション香貫	西島町1-39	5	有
第三中	三中5	R i - S t a g e II	西島町5-5	3	有
第三中	三中6	R i - S t a g e I	西島町5-28	3	有
第三中	三中7	ルエカーサ真野	西島町4-53	3	有
第三中	三中8	ソブリンハウス	西島町4-30	3	有
第三中	三中9	セビラム62	西島町13-40	4	有
第三中	三中10	マックスバリュ沼津南店立体駐車場	西島町11	5	有
第三中	三中11	サンクレイドル沼津	西島町16-18	7	有
第三中	三中12	サンコーポ上香貫	西島町17-15	10	有
第三中	三中13	メゾンDenbei α	上香貫三貫地1251	4	有
第三中	三中14	メゾンDenbei β	上香貫三貫地1249-1	3	有
第三中	三中15	ハイツ米寿	上香貫三貫地1256-1	5	有
第三中	三中16	ボヌール香貫	下香貫下障子3176-2	3	有
第三中	三中17	エンゼルハイム香貫	下香貫下障子3200-1	3	有
第三中	三中18	メゾンイワサキ	下香貫下障子3225-1	3	有
第三中	三中19	レオグラント森	下香貫下障子3196-2	4	有
第三中	三中20	サンクリア21	下香貫下障子3220	3	有
第三中	三中21	ニューカネブンマンション	下香貫下障子3195	3	有
第三中	三中22	沼津市立第三小学校	下香貫下障子3157-2	4	有
第三中	三中23	ニューリバーハウスA棟	下香貫善大夫3134-1	3	有
第三中	三中24	ニューリバーハウスB棟	下香貫善大夫3134-1	3	有
第三中	三中25	エンゼルハイム香貫第2	下香貫善大夫3131	5	有
第三中	三中26	ジュネス藤	下香貫善大夫3135-6	3	有
第三中	三中27	コーポ香貫	下香貫塩場3083-1	3	有
第三中	三中28	パミール香貫	下香貫塩場3070-1	4	有
第三中	三中29	コーポ塩場	下香貫塩場3069-1	3	有
第三中	三中30	岩崎ハイツ	下香貫塩場3068-1	3	有
第三中	三中31	静岡新聞社SBS 静岡放送牛臥社宅	下香貫牛臥3028-1	3	有
第三中	三中32	エスベランサ	下香貫牛臥3023-9	3	無
第三中	三中33	創価学会沼津文化会館	下香貫浜田2997-1	4	無
第三中	三中34	欠番	-	-	-
第三中	三中35	瀬尾記念慶友病院	下香貫島郷2773-1	4	有
第三中	三中36	モラーダ	下香貫汐入2217-2	3	有
第三中	三中37	欠番	-	-	-
第三中	三中38	コスモ21	下香貫汐入2181-2	3	有
第三中	三中39	ナイスアーバン上香貫	上香貫三貫地1185-1	7	有
第三中	三中40	ビューフォート	西島町2-13	5	有
第三中	三中41	グランドユー	下香貫下障子3194-3	3	有
第三中	三中42	コーポ善大夫	下香貫善大夫3136-1	3	有
第三中	三中43	グループホームみんなの家M&M	下香貫柿原2844-5	2	有
第三中	三中44	(有)一杉建設	下香貫島郷2620	3	有
第三中	三中45	下香貫島郷マンション リーベンR	下香貫島郷2474-1	4	有
第三下香貫	三下1	カーサ二瀬川マンション	上香貫二瀬川町1469-1	3	有
第三下香貫	三下2	オーバスヒルズ	上香貫二瀬川町1470-5	3	無
第三下香貫	三下3	(有)橋本電機	下香貫宮脇324-19	3	無
第三下香貫	三下4	グレース香貫	下香貫上障子370-2	3	有
第三下香貫	三下5	東海精機(株)	下香貫上障子421	3	無
第三下香貫	三下6	セントヒルズN	下香貫宮脇289-1	3	有
第三下香貫	三下7	セントヒルズS	下香貫宮脇289-1	3	有
第三下香貫	三下8	ヴィラー一期一会	下香貫楊原617-5	3	有
第三下香貫	三下9	ベルハイム香南	下香貫楊原605-2	3	有
第三下香貫	三下10	コーポラス木の宮	下香貫木ノ宮814	3	有
第三下香貫	三下11	ラ・フローラ	下香貫1453-3	3	有
第三下香貫	三下12	キャサリナ ACE	下香貫西村1452-1	4	有
第三下香貫	三下13	プレパルク	下香貫藤井原1614-6	3	有
第三下香貫	三下14	ユムケーブランドール	下香貫石原1295-1	3	有
第三下香貫	三下15	ヴィラカワグチ	下香貫矢丸1185-5	3	有
第三下香貫	三下16	樋ノロハイツA棟	下香貫樋ノ口1690	3	有
第三下香貫	三下17	樋ノロハイツB棟	下香貫樋ノ口1690	3	有
第三下香貫	三下18	マンションうしお	下香貫汐入2174	3	有
第三下香貫	三下19	ベルコート香貫	下香貫2191	3	有
第三下香貫	三下20	グランツ	下香貫藤井原1651-1	4	無
第三下香貫	三下21	欠番	-	-	-
第三下香貫	三下22	トーゴーY・S	下香貫汐入2188-1	3	有
第三下香貫	三下23	トゥー・ル・モンド	下香貫汐入2198-1	3	有

地区	番号	施設名	所在地	建物階数	外階段
第四西	四西1	沼津市立第四小学校	御幸町4-1	3	無
第四西	四西2	ナガラパーキング	市場町13	4	有
第四西	四西3	コーポYT	市場町6-11	4	有
第四西	四西4	司法書士 奥田事務所	御幸町17-8	3	無
第四西	四西5	沼津市役所	御幸町16-1	8	無
第四西	四西6	沼津市民文化センター	御幸町15-1	3	無
第四西	四西7	グランセードル	市場町10-8	5	有
第四西	四西8	沼津合同庁舎	市場町9-1	5	無
第四西	四西9	沼津合同庁舎立体駐車場	市場町9-1	3	有
第四西	四西10	ストリートピア	市場町19-10	3	有
第四西	四西11	カンサレーション	吉田町29-28	4	有
第四西	四西12	マルツ5パールマンション	吉田町31-11	4	有
第四西	四西13	めぞん わたなべ	御幸町19-21	4	無
第四西	四西14	恵愛保育園	吉田町4-19	3	有
第四西	四西15	サンライズ御幸	御幸町24-19	4	無
第四西	四西16	第四地区センター (沼津南消防署)	吉田町20-1	4	無
第四西	四西18	サンコーポ第2吉田	吉田町14-3	6	有
第四西	四西19	神部ハイツII	吉田町14-12	4	有
第四西	四西20	神部ハイツ	吉田町14-15	3	有
第四西	四西21	メゾンドール	吉田町16-25	3	無
第四西	四西22	グレイス三園	三園町6-3	4	有
第四西	四西23	リバーマンション	三園町5-7	4	無
第四西	四西24	グランドエクセル三園	三園町5-43	13	有
第四西	四西25	アルテ・グランデ三園	三園町4-36	12	有
第四西	四西26	コーポ二本松	吉田町37-33	3	有
第四西	四西27	真野ビル	三園町11-4	4	無
第四西	四西28	ウイステリア三園	三園町13-41	11	有
第四西	四西29	モナーク沼津	三園町13-38	11	有
第四西	四西30	オリエンタルマンション	三園町13-31	5	有
第四西	四西31	(有)丸一水産	三園町9-12	4	有
第四西	四西32	(株)きんでん中部支社沼津営業所	玉江町7-33	3	有
第四西	四西33	ピラ・スカラ	三園町1389	4	有
第四西	四西34	ブレイステーションタムラ香貴店	横島町1278-1	5	有
第四西	四西35	エル・ドラド カヌキ	横島町1352-1	4	有
第四西	四西36	横浜冷凍 (株) 沼津物流センター 冷凍倉庫	吉田町12-16	2	無
第四西	四西37	横浜冷凍 (株) 沼津物流センター 事務所	吉田町12-16	3	無
第四西	四西38	あめみや内科	吉田町17-28	2	無
第四西	四西39	三園職員住宅職員共済組合	三園町7-1	3	有
第四西	-	大竹邸	御幸町23-33	3	無
第四西	四西40	沼津市営香貴駐車場(立体部)	御幸町14-32	4	有
第四東	四東1	サクセス三園	三園町13-6	4	無
第四東	四東2	シャルマンコーポ沼津大黒	三園町13-15	6	有
第四東	四東3	ピュアコート	三園町13-27	4	有
第四東	四東4	レアルヒルズ香貴	玉江町5-47	3	有
第四東	四東5	セードルせせらぎ	玉江町6-13	4	有
静浦	静I1	アイリス桃郷	志下86-1	5	有
静浦	静I2	KKRホテルズ&リゾーツ沼津はまゆう	志下192	3	無
静浦	静I3	ジェイロイヤル沼津静浦	志下588-1	9	有
静浦	静I4	沼津市文化財センター	志下530	4	無
静浦	静I5	エンゼルハイム静浦	志下327-4	10	有
静浦	静I6	介護老人保健施設 サン静浦	志下344-1	3	有
静浦	静I7	(株)ダイレイ	志下345-33	3	有
静浦	静I8	沼津市立静浦小中一貫学校	獅子浜17	4	有
静浦	静I9	馬込自治会館	馬込206-1	2	有
静浦	静I10	獅子浜第二公民館	獅子浜57	2	有
静浦	静II1	沼津市南部浄化センター	江浦7-3	3	無
静浦	静II2	(有)秋又水産冷蔵庫	江浦541	3	有
静浦	静II3	マリンヴィラ沼津	口野211-12	3	有
内浦	内1	センシブル淡島	内浦小海117-4	10	有
内浦	内2	旧内浦小学校	内浦三津410-1	3	無
内浦	内3	松涛館	内浦三津7-1	6	有
内浦	内4	美晴荘	内浦重寺10-59	3	無
西浦	西I1	旧西浦小学校	西浦平沢255-2	3	無
西浦	西I2	リヴァージュ西伊豆	西浦平沢283-4	3	無
西浦	西II1	社会福祉法人 宏寿会	西浦古宇13-14	3	有
西浦	西III1	大瀬館	西浦江梨325-1	4	有
西浦	西III2	オーシャンビュー・フジミ	西浦江梨993	4	有
戸田	戸1	沼津市保健センター戸田分館	戸田916-2	3	有
戸田	戸2	沼津市立戸田小中一貫学校	戸田883	3	無
戸田	戸3	欠番	-	-	-
戸田	戸4	民宿 浜又	戸田493	3	有
戸田	戸5	ファナック戸田クラブ	戸田3703-61	4	無
戸田	戸6	金指邸	戸田3704-2	3	無
戸田	戸7	栗村邸 (旧すざらん)	戸田3704-18	3	有
戸田	戸8	井田集会所兼特産物加工施設	井田171	2	有
戸田	戸9	味わいの宿ときわや寮	戸田288-2	3	有
戸田	戸10	戸田診療所	戸田916-3	2	有
戸田	戸11	消防団第38分団	戸田916-2	2	有
戸田	戸12	沼津市役所旧戸田庁舎	戸田339	4	無
戸田	戸13	戸田図書館	戸田845-2	2	有
戸田	戸14	民宿こんびら	戸田562	3	有

表の番号欄は、津波ハザードマップにある建物の番号を示す

11 医 療 関 係

沼津市医療救護計画

第1 計画策定の目的

予想される南海トラフ大地震等の大規模災害から、地域住民の生命、健康を守るため、沼津市（以下「市」という。）の医療救護体制を確立することを目的とする。

第2 医療救護計画の基本的な考え方

1 関係者の役割

市、関係団体、医療救護施設、地域住民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るを基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

(2) 市の役割

市は、直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

(3) 関係団体との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等の医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

2 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

ア 災害による負傷者を主な対象者とする。

イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等を対象者とする。

ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者を対象とする。

エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者を対象者とする。

(2) 対象者の区分

医療救護の対象者を以下のとおり区分する。

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等の入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

3 医療救護施設の区分

医療救護施設を以下のとおり区分する。

区 分	指定	主 な 機 能
災害拠点病院	県	重症患者の受入れ、広域搬送への対応 DMAT派遣、DMAT等医療チーム受入れ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
救護所	市	軽症患者の受入れ
救護病院 準救護病院	市	中等症、重症患者の受入れ 重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域搬送への対応

4 医療救護期間の区分

医療救護期間を以下のとおり区分する。

区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

フェーズ	区 分	期 間
I	超急性期	災害発生～概ね 48 時間
II	急性期	3 日目～1 週間
III	亜急性期～中長期	1 週間～1 か月

5 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段確保が必要不可欠である。

市、医療救護施設及び関係団体は、防災行政無線、衛星電話、MCA 無線、アマチュア無線などの通信手段を複数確保するよう努めることとする。

(2) 情報システム

医療救護活動において、県、市及び医療救護施設が主に使用する情報システムは、広域災害救急医療情報システム（EMIS）と、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）である。どちらもインターネット上のシステムであるため、県、市、医療救護施設は、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修、訓練を行うこととする。

6 その他

(1) 医療救護活動の指示

医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、沼津市災害対策本部長（以下「市対策本部長」という。）の指示により行うものとする。

(2) 医療救護活動にかかる費用

医療救護活動にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用さ

れた場合における同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱う。

(3) 医療救護活動における損害賠償

医療救護活動に当たる民間の医師等の損害賠償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。

第3 計画の内容

1 救護所

(1) 救護所の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- エ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
- オ 死亡確認及び遺体搬送の手配

(2) 救護所の区分及び救護所設置場所

- ア 救護所は、医療スタッフが参集する参集救護所と、医療チームを派遣して活動を行う派遣救護所に区分する。
- イ 救護所は、耐震性が事前に確保され、地震発生後の被害状況の中において安全が確保されている学校校舎の一部又は地区センター等とする。
- ウ 市は、救護所設置場所について、住民への事前周知及び災害時における救護所開設情報の速やかな周知に努める。
- エ その他、救護所の設置にあたっては、下表の項目について留意する。

救護所設置留意事項	
1	建物周辺の安全確保
2	建物が使用できない場合のテント設置場所の確保
3	給水の確保
4	排水路の確保
5	非常電源及び燃料の確保
6	照明の確保
7	空調、換気の確保
8	駐車場の確保
9	患者搬入出動線の確保
10	トリアージエリア、患者収容スペースの確保
11	応急的な遺体安置スペースの確保
12	資器材収納倉庫の確保
13	衛生面の確保

(3) 救護所の設備及び資器材

救護所の設備及び資器材は、別表「救護所の救護装備基準」を参考に整備するものとする。

また、医薬品等の確保・供給体制について、沼津薬剤師会（薬局）及び医薬品卸業者等とあらかじめ協議し、体制を確立しておくものとする。

(4) 救護所の運営

- ア 医療従事者の確保

市は、救護所で医療救護活動を行う医療従事者を確保するため、災害時における救護所への医療従事者派遣について、沼津医師会、沼津市歯科医師会等関係団体とあらかじめ協定を締結する。薬剤師に関しては、沼津薬剤師会又は災害薬事コーディネーターと連携し、確保・派遣体制の整備に努める。

イ 救護所運営管理者

救護所運営のうち、施設運営については、施設管理者の協力を得て市が管理する。また診療運営については医師が管理する。なお、歯科診療に関する部分については、歯科医師が管理する。診療運営管理者は、市災害対策本部長の指示により、医療救護活動(巡回診療を含む)を行う。

ウ 医療救護活動体制

救護所の医療救護活動は、原則として、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員(事務職員等)1名の5名を1チームとする医療チーム単位で行う。

医療救護活動は24時間体制とし、交替制で活動できるよう配慮する。

エ 医薬品等の確保

救護所において必要な医薬品等については、沼津薬剤師会(薬局)及び医薬品卸業者等と連携し、確保に努める。

医薬品等の確保に当たっては災害薬事コーディネーターを活用し、現場のニーズの把握、取りまとめ等を行う。

オ 災害発生時等の初動体制

市職員及び医療従事者は、次の救護所参集基準例等に基づき、救護所設置場所に迅速に参集し、救護所を設置する。

なお、市の参集基準は、以下のとおりとする。

救 護 所 参 集 基 準	
1	震度5弱以上の地震が発生した場合(医療従事者は、震度6弱以上の地震が発生した場合)
2	「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発せられた場合
3	震度情報が得られない地震の場合でも、付近の被害が甚大で、医療救護対象者の多数発生が予想される場合
4	台風、大雨等により災害救助法の適用が見込まれる自然災害で、市対策本部長が指示した場合
5	多数の死傷者が発生し、通常の体制では対応困難と思われる大規模事故が発生した場合、またはその他の状況により、県知事が救護所の開設を要請した場合

カ 救護所開設状況の報告

市は、災害時に開設した救護所の状況を把握し、医療従事者参集状況や患者受入可否等をふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)に入力し、県に報告する。

なお、FUJISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で報告する。(大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式332-1を使用)

キ 医療救護活動に必要な措置の要請

市は、医療チームの派遣等、救護所における医療救護活動に必要な措置について県に要請す

る。また、災害時に市が事前に指定した設置場所に救護所を設置できない状況を想定し、あらかじめ、図上訓練等で対応を検討する。

ク 定期的な会議・訓練の実施

市は、災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置運営できるよう、平時から沼津医師会等関係機関と連携のうえ、定期的に救護所設置運営等に関する会議及び訓練を実施する。

2 救護病院等

(1) 救護病院等の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点への搬送手配
- エ 死亡確認及び遺体搬送の手配

(2) 救護病院等の指定

市は、市内の一般病床等を有する病院で、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な病院のうちから、当該病院管理者とあらかじめ協議のうえ、救護病院を指定する。

また、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準じる「準救護病院」として指定する。

(3) 救護病院の施設及び設備等

- ア 救護病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有すること。
（「耐震構造を有する」とは、新耐震基準（昭和 56 年）で建設された建物及び昭和 56 年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物（Is 値 0.6 以上）のこと。）
- イ 救護病院は、災害時通信手段を有すること。また、衛星回線インターネットが利用できる環境を有することが望ましい。
- ウ 救護病院の管理者は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておく。
- エ 救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- オ 救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- カ 救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度の備蓄に努める。また、市は、救護病院への優先的な物資供給に配慮する。
備蓄が必要な医薬品等については、「薬剤師のための災害対策マニュアル」（平成 23 年度厚生労働科学研究「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」研究班報告書）等を参考とする。
- キ 準救護病院の医療救護施設の施設及び設備等は、救護病院に準じること。

(4) 救護病院の運営

ア 救護病院医療救護計画の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容ス

ペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、市医療救護計画との整合性を図るものとする。

イ 災害発生時等の初動体制（C S C Aの確立）

救護病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（E M I S）に入力し、市に報告する。

なお、E M I Sが使用できない場合は、衛星電話や防災行政無線等、他の通信手段で報告する。（大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式 332-2 を使用）

初動体制の構築にあたっては、次に示すC S C Aの概念に留意し、その確立を最優先とする。

ウ 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について市に要請する。

市は、要請への対応が困難な場合、ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）に入力し、県に要請する。

なお、F U J I S A Nが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。（大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式 103 を使用）

エ 医療救護活動体制

救護病院の医療救護活動は 24 時間体制とする。

オ 医療チーム受入れ体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておく。

カ 定期的な訓練の実施等

救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を十分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

また、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域搬送体制を補完できるよう努める。

3 患者搬送体制の整備

- (1) 市は、被災現場から救護所、救護病院等及び災害拠点病院までの患者搬送体制をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、災害時においては消防機関の救急車等、平時の患者搬送手段が大幅に不足する事態に備え、患者搬送車両、搬送要員、資器材及びヘリポート等の確保に努めるとともに、災害時の患者搬送体制について、自主防災組織や消防機関、旅客運送事業者団体等の関係機関と事前に協議しておく。
- (3) 市は、ヘリコプターによる患者搬送体制を万全なものとするため、定期的な関係機関との協

議及び患者搬送訓練を実施する。

4 地域災害医療対策会議への参画

- (1) 市は、平時から、県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。
- (2) 市は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市経由で県方面本部（保健所）と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ、地域の災害医療関係者が市を経由せず、県方面本部（保健所）及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に配慮するものとする。

5 津波被害等への対応

- (1) 市は、想定津波浸水域等に医療救護施設が立地している場合、当該施設での医療救護活動が困難となる事態を想定し、あらかじめ代替手段を検討しておく。
- (2) 市は、施設全体が避難する必要があると想定される医療機関について、入院患者の受け入れ先及び搬送手段が確保できるよう、事前に関係機関と調整しておく。
- (3) 市は、地震や津波等の災害発生により、医療機関が孤立する等の懸念がある場合は、医療機関からの報告を待たず、患者及び職員の安否確認を実施する。
なお、通信が途絶している場合は、職員等の派遣による確認も検討する。
- (4) 市は、大規模災害時の患者受け入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、県に対応を要請する。

6 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

- (1) 市は、大規模災害時においては、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。
- (2) 市は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、必要に応じ医療救護活動に参加できるように、あらかじめ医療機関の管理者等と連携を図る。

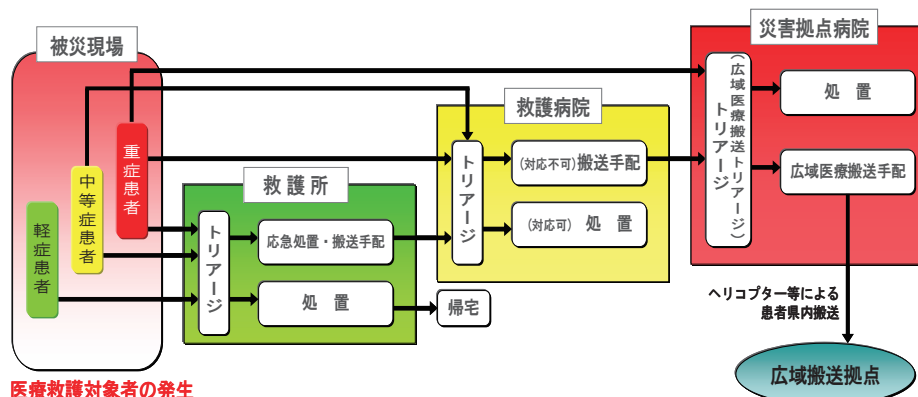
7 医療救護施設からの遺体搬送

市は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるようにするため、遺体処理計画に基づき、医療救護施設に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

8 「南海トラフ地震臨時情報」が発せられた場合の準備体制

- (1) 市は、医療救護活動の準備に関係機関に要請する。
- (2) 市は、救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (3) 市は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- (4) 市は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- (5) 市は、「南海トラフ地震臨時情報」が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。

9 医療救護対象者の受入体制



救護所開設予定場所一覧表

表 1

(R5.4現在)

参集救護所

番号	施設名	所在地	電話番号	地域防災無線番号
1	第一地区センター	八幡町65-1	963-5088	253
2	第三地区センター	下香貫字楊原750-4	934-8003	255
3	市民文化センター	御幸町15-1	932-6111	237
4	夜間救急医療センター	日の出町1-15	926-8699	550
5	金岡地区センター	江原町3-1	924-5070	260
6	門池地区センター	岡一色字門池788-7	929-0770	268
7	愛鷹中学校	西椎路733	966-4229	640
8	片浜地区センター	大諏訪46-1	964-0926	258
9	浮島小学校	平沼811	966-2004	618

派遣救護所

番号	施設名	所在地	電話番号	地域防災無線番号
1	千本小学校	本字千本1910-19	962-0356	607
2	大岡地区センター	大岡2357-1	924-0299	259
3	今沢中学校	東原字下方通289-1	966-9981	644
4	大平地区センター	大平2197-1	934-3980	266
5	静浦地区センター	獅子浜34	933-2510	261
6	内浦地区センター	内浦三津249-3	946-1100	262
7	旧西浦小学校 (長井崎小中一貫学校)	西浦平沢255-2 (内浦重須字洞畑453)	— (941-3111)	620 (646)
8	原地区センター 原高齢者福祉センター	原1200-3	966-0084	257
9	くるら戸田	戸田1294-3	0558- 94-5151	267

救 護 病 院 一 覧 表

番号	病 院 名	所 在 地	電話番号	地域防災無線番号	病床数
1	聖 隸 沼 津 病 院	本字松下七反田902-6	952-1000	543	246
2	沼 津 市 立 病 院	東椎路字春ノ木550	924-5100	552	387
3	西 島 病 院	大岡2835-7	922-8235	549	150
4	き せ が わ 病 院	大岡1155	952-8600	540	87
5	瀬尾記念慶友病院	下香貫島郷2773-1	935-1511	541	74

救護病院が被災した場合などは、県、近隣市町および所在する救護病院と傷病者受入について調整

準 救 護 病 院 等 一 覧 表

番号	病 院 名	所 在 地	電話番号	地域防災無線番号	病床数
1	香 貫 医 院	本郷町27-18	931-2465	555	9
2	田 沢 医 院	大手町3-7-1	962-1205	533	19
3	沼 津 西 病 院	原250-8	966-1181	546	60

透 析 医 療 機 関 一 覧 表

番号	病 院 名	所 在 地	電話番号	地域防災無線番号	病床数
1	聖 隸 沼 津 病 院	本字松下七反田902-6	952-1000	543	60
2	沼津勝和クリニック	米山町2-62	924-2311	—	18
3	沼津岡宮第一クリニック	岡宮字洞畑991-1	926-2260	—	—
4	春の木第一クリニック	東椎路字春の木520-2	929-8650	—	—
5	望星第一クリニック	柳町3-18	922-0222	—	19

救 護 所 の 救 護 装 備 基 準

救護所資器材・医薬品（1箇所配備数）

NO	品 目 ・ 内 訳	装備基準数
1	簡易ベッド	2 台
2	担 架	1 台
3	発 電 機（ガス式発電機）	1 基
4	カセットボンベ（3本入り）ガス式発電機燃料	12セット
5	トリアージタグ	300枚
6	トリアージシート（4色）	1セット
7	グラウンドシート	4枚
8	毛 布	10枚
9	布シート（ディスポ）	10枚
10	水用ポリタンク	3個
11	救護所用施設旗	1枚
12	投 光 器	1個
13	ヘッドライト	6個
14	コードリール	1個
15	バ ケ ッ ツ	1個
16	簡易トイレ	5箱
17	ヘルメット	3個
18	マスク	1箱
19	非常食・飲料水	一式
20	消毒用品	一式
21	医療機器セット ○診療用器具 聴診器、血圧計、打診器、体温計ほか ○外科用具（創傷、熱傷、骨折、輸液） 駆血帯、止血帯、長鑷子、縫合セットほか ○蘇生用具 酸素吸入器、人工呼吸器ほか ○医薬品 消毒剤、鎮痛・鎮静剤、強心剤、止血麻酔剤、 血圧昇圧剤、外用利尿剤、補液剤ほか ○医療補助資材 ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、眼科セットほか	1セット （1～5号箱）

沼津・三島・駿東地区医薬品等備蓄センター備蓄医薬品

所在地: 沼津市泉町2-1

管轄: 東部保健所(沼津市高島本町1-3)

R4.3.31

類別	No	品名	規格	備蓄数量	単位
衛生材料	1	脱脂綿	500g	60	個
	2	ワンショットドライ55g	4cm×4cm×160枚×15袋	4	個
	3	清浄綿	8cm×8cm×100包	30	個
	4	カット綿	100g	150	個
	5	TMカップ入綿球S20-5-20個	Sカップ 5球×20個	12	個
	6	救急絆創膏	100枚入	50	個
	7	シロバンN012	12mm×5m	50	個
	8	大学ガーゼB	30cm×30cm×150枚入	20	個
	9	ソフトガーゼ	30cm×15cm×200枚入	30	個
	10	ガーゼ	3m(10包×10)	3	個
	11	ホータイ5裂	5.6×9m×20本入	5	個
	12	ホータイP反巻3裂	9.3cm×9m×10本入	10	個
	13	ホータイP反巻3裂	3裂×9m×10本入	10	個
	14	ホータイP反巻4裂	4裂×9m×10本入	10	個
	15	伸縮ホータイ	5cm×9m×10本入	15	個
	16	伸縮ホータイ	7.5cm×9m×10本入	15	個
	17	非伸縮ホータイ	7.5cm×4.5m×200本入	1	個
	18	アミホータイ2号	25m 手・手首・足首	10	個
	19	アミホータイ3号	25m 肘・腕・足	10	個
	20	救急ホータイ小	1.8m	20	個
	21	三角巾	105×105×250枚入	1	個
	22	三角巾	105×105×250枚入	1	個
	23	三角巾特大	250入	1	個
	24	副木	5本組	7	個
	25	サージカルマスク	50枚	48	個
	26	サルバLLD	フラットタイプ10枚入	20	個
	27	サルバ安心WフィットM	テーブタイプ10枚入	8	個
	28	サルバ安心フィットM	12枚	8	個
	29	サルバ安心WフィットL	テーブタイプ9枚入	8	個
	30	グリーン初めての肌着(オムツ)Sサイズ	84枚入	8	個
	31	グリーン初めての肌着(オムツ)Mサイズ	66枚入	8	個
	32	グリーン初めての肌着(オムツ)Lサイズ	54枚入	8	個
	33	グリーンすっきりスキップパンツ	(ビックサイズ)36枚	6	個
	34	サルバDパンツしっかりガードM-L	パンツタイプ9枚入	6	個
	35	エスマルヒ駆血帯	10cm×4m	2	個
医薬品・医薬部外品	36	マーキュロクロム液	500ml	40	本
	37	希ヨードチンキ液	500ml	20	本
	38	消毒用エタノール	500ml	40	本
	39	5%ヒビテン液	500ml	20	本
	40	シヨードックスーパー	100枚	30	個
	41	精製水	500ml	120	本
その他	42	サイリウム(化学ロウソク)	25本入	40	個
	43	アルミックシート(救急シート)	20枚入	50	個
	43②	メデラップブランケット	モデルMW-1002	35	枚
	44	ニトリルグローブPFプロバンズブルー	パウダーフリーS 200枚入り	10	個
	45	ニトリルグローブPFプロバンズブルー	パウダーフリーM 200枚入り	10	個
	46	ニトリルグローブPFプロバンズブルー	パウダーフリーL 200枚入り	10	個
47	ドライシャンプー	200g	72	個	
備品類	48	防災用懐中電灯	1個	1	個
	48②	LED折りたたみランタン	1個	1	個
	49	コンテナ	54L	10	個
	50	消火器	蓄圧式ABC粉末消火器10型	1	本
	51	除湿器	1台	1	台
	52	スチール机・椅子	1個	1	個
53	防水シート(ブルーシート)	3.6m×5.4m	4	枚	

医薬品等調達予定先一覧表

店名	住所	電話
東邦薬品(株)沼津営業所	沼津市米山町12-33	921-2072
アルフレッサ(株)沼津支店	清水町八幡104-1	981-6655
(株)メディセオ沼津支店	清水町八幡221-2	973-6800
(株)スズケン沼津支店	清水町卸団地316	972-0171
中北薬品(株)三島支店	長泉町下土狩202-8	988-1515

保存血液在庫場所表

名称	所在地	電話	備考
静岡県赤十字血液センター 沼津事業所	東椎路567	924-6611	

医療関係団体一覧表

R 5 . 4

名称	代表者名	住所	電話
一般社団法人 沼津医師会	加藤 公孝	八幡町82	962-1229
一般社団法人 沼津市歯科医師会	竹内 純子	末広町82	963-0425
一般社団法人 沼津薬剤師会	佐藤 哲哉	東椎路字春の木549-1	927-2065

病 院 一 覧 表

R 5 . 4

番 号	名 称	電 話	診 療 科 目
1	沼津市立病院	924-5100	内、脳内、呼内、消内、循内、リウ、外、小、整、形外、脳外、小外、呼外、心外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、齒外、リハ、救
2	杉山病院	963-4114	内、整、外、呼内
3	ふれあい沼津ホスピタル	962-3530	精、心内、内
4	聖隷沼津病院	952-1000	内、循内、小、産婦、外、呼外、形外、整、脳外、泌、眼、耳、皮、放、てんかん外来
5	沼津リハビリテーション病院	931-1911	リハ、内、神内、消内
6	沼津中央病院	931-4100	精、心内
7	西島病院	922-8235	脳外、整、麻、神内、循内、放、リウ、リハ、消外、内、糖内
8	きせがわ病院	952-8600	内、呼内、リハ、心内、胃内
9	瀬尾記念慶友病院	935-1511	整、リハ、内、循
10	沼津西病院	966-1181	内、外

診 療 所 一 覧 表

R5.4

番 号	診 療 所 名	所 在 地	診 療 科 目	病 床	電 話
1	あいあい眼科クリニック	原1721-17	眼	2	967-7715
2	青木整形外科医院	高島町10-14セシユリスヘ ^ス ス 沼津駅北口1階102	整、形、リハ、リウ	—	922-0521
3	青沼胃腸科クリニック	大岡836-18	胃内、消内	—	929-6205
4	旭 医 院	原285-1	内、消内、糖内	—	966-0031
5	愛鷹クリニック	今沢372-5	ひ、整、内、消内	—	967-3711
6	東 医 院	高沢町6-8	外、消内	—	921-5520
7	あそうクリニック	筒井町11-1	糖内、内泌内	—	929-7575
8	あめみや内科	吉田町17-28	内、呼内、アレ	—	935-1159
9	五十嵐クリニック	志下161-1	消内、肛外、外	—	934-6700
10	井関マタニティクリニック	八幡町115	産婦	—	952-4103
11	いながきレディースクリニック	宮前町12-11	婦、女内	—	926-1709
12	今 井 医 院	五月町7-18	内、胃内	—	921-3211
13	岩 端 医 院	大手町3丁目2-19	産婦	11	962-1368
14	岩 淵 内 科 医 院	添地町177	内、消内、循内、呼内、放	—	951-4579
15	海野皮膚科クリニック	上香貫榎島町1270-1	皮	—	935-1211
16	え が わ 医 院	高島本町12-20	整、リウ、リハ、内、皮	—	921-5148
17	おおい神経内科	北高島町17-15	神内、皮	—	922-8886
18	大 沢 医 院	御幸町14-12	内、小、外、乳外、消内	—	931-1019
19	大沢ハートクリニック	若葉町4-14	心外、循、外	—	929-1313
20	大手町クリニック	大手町3-1-2 エイブルコア6F	精、心内	—	962-7371
21	岡 田 医 院	新宿町4-1	内	—	921-5321
22	御成橋栄クリニック	八幡町29-1 栄ビル2F	消内、糖内	—	952-2525
23	小 野 医 院	真砂町22-17	外、内、整	—	951-6213
24	小野眼科クリニック	高島町8-8	眼	3	929-1881
25	海 瀬 医 院	西浦久連436-16	内	—	942-2014
26	かとう内科医院	大岡1998	内、循内、消内	—	946-5562
27	金元整形外科医院	松長740-7	整、リハ	—	924-0112
28	香 貫 医 院	本郷町27-18	外、胃、こう、内	9	931-2465
29	かぬき岩端医院	下香貫前原1479-3	産婦、女内	7	932-8189

番 号	診 療 所 名	所 在 地	診 療 科 目	病 床	電 話
30	木 村 眼 科 医 院	原184-5	眼	—	967-4611
31	小島レディースクリニック (休 診 中)	大岡1125-1	産、婦	19	952-1133
32	こだま耳鼻咽喉科クリニック	庄栄町10-17	耳、アレ	—	926-1333
33	小 林 医 院	今沢680-3	内、消、循	—	966-7700
34	小 林 内 科 医 院	米山町7-8	内、循内	—	921-2165
35	こんどうクリニック	岡宮1157-1	内、外、消内、肛外、乳外	—	925-2420
36	酒 井 医 院	今沢206	外、内、乳外	—	966-1755
37	佐 藤 医 院	大岡1699-6	内、心内、精	—	962-5479
38	さとやま整形外科内科	東原560-1	内、整、リハ	—	939-8031
39	さわだの森耳鼻咽喉科クリニック	西沢田340-1	耳、アレ	—	929-8787
40	さわだ・メディカル・クリニック	西沢田325-1	循内、内、リハ	—	921-1711
41	耳鼻科サイラククリニック	市場町 12-19	耳	—	935-1133
42	白 石 医 院	市道町12-25	外、内	—	951-4593
43	心療内科ゆうゆう	高沢町3-15 エンゼルパークビル2階	精、心内	—	929-1300
44	杉谷小児科医院	筒井町8-16	小	—	923-6543
45	すぎやまメンタルクリニック	黒瀬町2	精、心内	—	960-7915
46	勝 呂 医 院	千本中町19	消、外、内	—	962-3083
47	すずきファミリークリニック	一本松476-1	小	—	960-0333
48	するがホームEクリニック	新宿町12-5	内、消内	—	957-1300
49	駿 東 整 形 外 科 医 院	高沢町6-1	整、リハ、リウ	—	922-8855
50	聖隷沼津第一クリニック	本字下一丁田895-1	内、呼、消、循、外、ひ、 こう、婦、放	—	962-9882
51	瀬 尾 眼 科 医 院	市場町21-10	眼	—	933-9900
52	関 外 科 胃 腸 科 医 院	花園町9-3	外、胃、放、こう、消、リ ハ	—	921-2188
53	関谷レディースクリニック	西椎路149-1	産婦	9	968-6611
54	高田胃腸科・内科クリニック	仲町7	内、消内	—	962-1410
55	高 遠 内 科 ク リ ニ ッ ク	東椎路922-1	内、糖・代内	—	926-8739
56	田 沢 医 院	大手町3-7-1	内、外、消外、肛外、整、呼内、 循内、漢内	19	962-1205
57	田 中 医 院	高島町23-15	小、リウ、内	—	921-2053
58	つりた耳鼻咽喉科クリニック	宮前町13-4	耳、アレ	—	927-3387
59	手 塚 ク リ ニ ッ ク	西浦木負767-14	外、循内、消内	—	942-3200
60	寺 田 医 院	上香貫三貫地1173-5	内	—	931-3181

番号	診療所名	所在地	診療科目	病床	電話
61	てらだ 医 院	原1702-12	精、心内	—	967-1286
62	東海検診センター診療所	新沢田町8-7	内	—	922-1157
63	とりい内科クリニック	杉崎町13-42	内、消内	—	960-8007
64	内藤泌尿器科医院	大岡2442-4	ひ	—	925-7110
65	永野 医 院	大岡1401-1	内、小、整、リハ	16	962-4450
66	中ノ森 眼 科	緑ヶ丘2-3	眼	—	921-3217
67	中山 医 院	神田町3-3	外		929-7007
68	中山皮膚科・形成外科	筒井町8-6	皮、形	—	923-1020
69	なつニューロクリニック	下香貫石原1282-2	脳神外	—	933-5585
70	新妻ひふ科	大手町2-7-17-101	皮	—	962-0311
71	西方外科医院	共栄町20-5	外、胃、こう、整、皮	—	921-1333
72	沼津大山クリニック	大手町1-1-6イ-7de2F	脳神外、外、神内	—	954-2274
73	沼津整形外科医院	共栄町11-3	整、リハ、心内、精	—	921-3791
74	沼津夜間救急医療センター	日の出町1-15	内、小、外	—	926-8699
75	萩野クリニック	根古屋307-1	外、消内、小外、リハ	—	966-7111
76	羽切 医 院	西椎路138-1	内、胃	—	968-3111
77	白十字小児科医院	下香貫馬場488-1	小	—	933-5111
78	林 医 院	住吉町7-15	内	—	931-1120
79	はら仙石医院	原町中2丁目12-1	耳	—	967-2012
80	一杉麻酔科クリニック	大塚56-1	麻、整	—	966-0236
81	ひろメンタルクリニック	大手町5-11-3 ラピュタービル2F	精、心内	—	954-5155
82	福士内科クリニック	下香貫藤井原1619-8	内、呼内、循内、アレ	—	932-3553
83	フジ高砂クリニック	高砂町2-5	整、外、リハ	—	941-5684
84	ふじわらクリニック	寿町18-8	脳神外、神内、外	—	924-8777
85	古屋小児科医院	西条町134	小、アレ	—	963-0407
86	ふれあい沼津クリニック	本字一丁目878-2	精、心内	—	964-5070
87	戸田診療所	戸田916-3	内、外、小、皮、整	—	(0558) 94-3720
88	べっく・メディカル・クリニック	西沢田338-1	消内、内、呼内、脳神内	—	921-1300
89	本多眼科医院	御幸町6-14	眼	—	931-1519
90	本田さくら眼科医院	大手町3-2-15 YKビル1階	眼	2	951-1365
91	増田 医 院	原1077	外、消内	—	966-3131

番号	診療所名	所在地	診療科目	病床	電話
92	松原医院	白銀町4-3	外、内、ひ、整	—	962-1496
93	まの心血管クリニック	下香貫塩満1869-1	外、内、循外	—	935-1515
94	みさき皮膚科クリニック	西椎路88-1	皮	—	967-3636
95	三島耳鼻咽喉科クリニック	下香貫樋ノ口1706-1	耳、気、アレ	—	935-6681
96	みらいえこどもと家族のクリニック	高島本町8-29	小、小皮、アレ、呼内、内	—	924-1111
97	武藤医院	三園町12-5	内、消内、	—	931-0088
98	村岡内科クリニック	大岡1066-3 フォレスト南大岡1F	内、消、循、アレ	—	954-2000
99	メディピア沼津・内科クリニック	岡一色575-1	内、消、循、呼	19	923-6600
100	望月内科医院	下香貫宮脇337-29	内、循、消、呼	—	931-5362
101	本村クリニック	大塚870	ひ、内	—	969-0001
102	森医院	石川161	内、循内、小	—	966-2017
103	森岡医院	大岡353	内、呼内	—	962-1084
104	守重医院	我入道江川町1	整	—	931-2511
105	矢田眼科クリニック	三枚橋町5-20	眼	7	962-2006
106	山秋眼科医院	筒井町1-5	眼	—	924-4680
107	山谷内科医院	青野54-4	内	—	966-5333
108	ゆうあいクリニック	西椎路164-1	外、消外、肛外	2	969-2777
109	よざ小児科医院	原1788-5	小	—	967-5722
110	わかばやし耳鼻咽喉科クリニック	御幸町5-26	耳、アレ、小耳	—	933-3311

歯科診療所一覧表

R5. 4. 1

番号	診療所名	所在地	電話
1	i DENTAL CLINIC	大手町3-4-12杉山ビル2F	951-7088
2	浅井歯科医院	浅間町251	962-2157
3	あさい歯科クリニック	錦町648	963-5226
4	旭歯科医院	末広町67	962-2521
5	あさひデンタルクリニック	沼北町2-11-18	941-8148
6	あしたか歯科医院	西椎路487-1	939-8070
7	あん歯科クリニック	下香貫樋ノ口1718-8	957-7878
8	アップル歯科医院	新宿町8-3	923-8050
9	飯島歯科医院	五月町5-11	921-8150
10	いくこ歯科医院	原655-15	968-4618
11	池田歯科医院	北高島町13-30	929-2000
12	石田歯科医院	岡一色128-21	922-3990
13	石原矯正歯科	米山町2-7-2F	925-0045
14	いしわた歯科医院	大手町4-3-40	962-2124
15	石渡歯科クリニック	東椎路88-11	923-4858
16	伊東歯科医院	大塚141-1	967-2525
17	稲玉歯科医院	大岡1881-3ベルメゾン93-101	923-4735
18	庵原歯科医院	添地町149	963-2468
19	庵原町中歯科医院	原町中1-3-10	969-1000
20	ウエダ歯科	平町15-10上田ビル2F	963-7070
21	植松歯科医院	若葉町17-27	924-3535
22	牛臥歯科診療所	下香貫塩場3079-11	932-0065
23	梅田歯科医院	米山町2-29梅田ビル1F	921-3338
24	えがわ歯科矯正歯科	高島本町11-15颯川ビル1F	923-6480
25	大川矯正歯科クリニック	杉崎町7-6	922-3338
26	大島歯科医院	筒井町2-6	925-0776
27	岡山デンタルクリニック	西椎路118-1	967-2322
28	おざわ歯科医院	大岡1541-4	951-2534
29	小野歯科医院	高島町8-1	921-9053
30	片岡歯科口腔外科醫院	下香貫樋ノ口1710-2	931-2009
31	片浜ベース歯科	松長921-6-101	957-4649
32	カナリヤ歯科医院	添地町41	954-5454
33	加藤歯科医院	北今沢16-1	966-4841
34	鎌田歯科医院	御幸町24-46	933-9700
35	亀井歯科医院	大手町1-1-9	962-0995
36	神田歯科医院	大手町5-6-2	951-6480

番号	診療所名	所在地	電話
37	城内歯科医院	三枚橋町13-9	962-2612
38	きくた歯科医院	下河原73-2	951-4628
39	きのした歯科クリニック	岡宮1124-2	925-3381
40	栗田歯科医院	幸町4	962-2687
41	黒木歯科診療所	本郷町22-18	931-3367
42	くわはら矯正歯科医院	大手町5-5-3森田ビル5F	962-0388
43	敬愛歯科医院	下香貫下障子3151-5東広ビル2F	931-0100
44	けやきデンタルクリニック	寿町798-1	924-2550
45	K.L.T. 川口メモリアル歯科	大手町3-2-20サンフォービル3F	963-5841
46	ごとう歯科医院	原1418-45	966-5511
47	酒井歯科医院	今沢340	968-1551
48	桜井歯科医院	沼北町1-5-17	921-1008
49	笹本歯科	大手町5-6-7スルガビル5F	951-2815
50	サトウ歯科	石川163	966-2035
51	さとう歯科医院	大岡810-26	920-3515
52	佐野歯科クリニック	大岡1420-3	951-0522
53	庄司歯科医院	本町9	962-1122
54	小児歯科 よしいけ	市場町7-8	932-6106
55	シラカベ歯科医院	本字下一丁田889-7	952-3333
56	鈴木歯科医院	吉田町28-26	931-1192
57	鈴木歯科医院	北高島町4-11杉ビル2F	922-2888
58	鈴木歯科クリニック	志下178-2	934-1111
59	すんとう歯科クリニック	大平138-1	933-3418
60	せきざわ歯科医院	西間門227-4	951-6123
61	せりざわ歯科医院	我入道江川町16-26	932-7070
62	芹澤歯科医院	大岡1962	922-5161
63	ソデ歯科医院	高島町27-11	921-2720
64	中央歯科医院	末広町28	962-3788
65	塚本歯科クリニック	下香貫前原1499-1	934-8020
66	土屋歯科医院	大岡1142-1	962-3136
67	津野歯科医院	大岡2275-6	921-5164
68	デンタルオフィスみなと	本田町5-17	926-8241
69	長尾歯科医院	上香貫宮原町1505	931-3780
70	ながさわ原町歯科医院	原1764-1	969-2212
71	中島歯科医院	三園町9-14	932-7177
72	中野歯科医院	下本町50	962-1075
73	中ノ森歯科医院	緑ヶ丘2-10	923-6784
74	にいづま歯科	大手町2-7-17大手町ハイツ2F	964-2110

番号	診療所名	所在地	電話
75	西家歯科医院	原198	966-0007
76	野口歯科医院	三枚橋町6-5	963-0050
77	パートナー歯科	大岡1719-1-101	951-1150
78	はせがわ歯科	三枚橋日ノ出町383-8	923-8100
79	原田歯科医院	大塚327-3	967-5566
80	パル博愛歯科	末広町4	962-0432
81	はんがい歯科医院	米山町2-7-1F	925-0003
82	平原歯科クリニック	大岡517-4鈴福ビル1F	952-1101
83	古屋歯科医院	下香貫藤井原1618-6	933-4435
84	ベル歯科医院	中沢田290-4	924-8088
85	堀江歯科医院	三園町2-11	931-8181
86	増田歯科医院	新町404	962-0195
87	増田デンタルクリニック	大岡2437-1大岡駅前ビル1F	922-0705
88	増山歯科医院	添地町125	962-2176
89	町田歯科クリニック	原720	967-6062
90	松永歯科	八幡町2-2	963-8814
91	松本デンタルクリニック	米山町2-3	943-7350
92	まや歯科医院	東沢田233-8	957-1188
93	光野歯科クリニック	下香貫大久保2295-14	934-0077
94	三津間歯科医院	大岡1756-33	951-3777
95	ミノベ歯科医院	大手町3-3-2付ハ大手町ビル3F	951-0299
96	宮内歯科医院	中沢田466	925-8217
97	三宅歯科医院	玉江町7-35	931-3967
98	むらまつ歯科医院	高沢町4-25	926-4180
99	望月歯科医院	宮町457	962-2717
100	森田歯科医院	戸田1574-17	(0558)94-4187
101	矢田歯科医院	御幸町10-27	931-0157
102	山田歯科医院	戸田522	(0558)94-4618
103	ヤマダデンタルオフィス	大手町1-1-3パレットビル9F	954-3322
104	山本矯正歯科	上土町43-2	952-8741
105	山本歯科	上土町43-2	962-5487
106	れいこ歯科	高沢町9-19	923-8388
107	わたなべ歯科医院	志下430-1	931-5445
108	渡辺歯科医院	花園町5-3	921-0541
109	わたなべ歯科クリニック	松長780-1	968-1700
110	わたり歯科医院	大岡3809-5	923-1902

12 遺体の捜索及び 処理埋葬関係

遺体の火葬施設一覧表

施設名	所在地	処理能力	備考
沼津市斎場	中瀬町14番1号	1体-70分	5 炉

遺体収容施設一覧表

施設名	所在地	電話	面積	収容対象範囲
市民体育館 (除却予定)	高島本町1-4	922-7200	1,938	北部 (狩野川、木瀬川以西)
勤労者体育センター (除却予定)	御幸町15-1	933-0330	980	南部 (狩野川以東で戸田地区を除く)
戸田庁舎別館	戸田339	0558-94-3111	460	戸田地区

遺 体 処 理 台 帳

沼 津 市

処理年月日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺体の 一 時 保存料	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計	/	人	/	/	/						

13 衛 生 関 係

ごみ処理施設及びし尿処理施設

ごみ処理施設

分類	処理場	所在地	能力
可燃物	清掃プラント	上香貫三ノ洞 2417-1	150 t/日×2基
不燃物	最終処分場	植田字前通 281-11	
焼却場使用不可能		<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場で仮置き ・最終処分場で埋立処理 	

し尿処理施設

処理場	所在地	能力
衛生プラント(アコアプラ)	原字女鹿塚 2948-1	158 kl/日
処理場使用不可能	滅菌剤を散布	

(滅菌用薬品)

薬品名	必要数量	納入業者名	電話	担当課
次亜塩素酸ソーダ	10 t/日	水ing AM(株)	045-212-0090	横浜営業所

し尿処理業者一覧表

No.	業者名	所在地	電話	車両数	収集能力 (推定)
1	(有)第一衛生社	沢田町8-20	922-0484	3	25kℓ
2	(株) 港	西沢田291-1	931-1525	3	40kℓ
3	(有)不二衛生社	原2200-1	966-1150	3	24kℓ
4	(有)丸高興業	西椎路213	966-3160	2	18kℓ
5	(有)沼津清潔社	大諏訪731	921-3030	3	26kℓ
6	(有)静岡総業	北高島町3-14	921-4842	3	26kℓ
7	(株) 太洋社	東間門610-1	962-4807	3	31kℓ
8	(有)土肥クリーンサービス	伊豆市土肥794-1	0558-98-0382	3	27kℓ

※業者の組合：沼津市環境整備事業協同組合 939-5601

避難地におけるし尿処理表

清掃業者 避難場所	沼津清潔社 921-3030	不二衛生社 963-4390	大洋社 962-4807	港 931-1525	静浦総業 921-4842	丸高興業 966-3160	第一衛生社 922-0484	土肥クリーン サービス 0558-98-0382
1 第一小学校		○						
2 中央公園	○							
3 第一中学校		○						
4 浅間神社	○							
5 県立沼津西高校				○				
6 第二中学校				○				
7 第三中学校				○				
8 県立沼津工業高校				○				
9 香貫小学校				○				
10 総合体育館	○							
11 第四小学校	○							
12 山王公園					○			
13 市立沼津高校	○							
14 第五中学校	○							
15 加藤学園	○							
16 第五小学校					○			
17 開北小学校							○	
18 駿河グラウンド					○			
19 門池小学校							○	
20 門池中学校							○	
21 国立沼津高専			○					
22 県立沼津東高校							○	
23 飛龍高校	○							
24 金岡中学校	○							
25 金岡小学校					○			
26 沢田小学校							○	
27 駿河台公園							○	
28 豊町公園							○	
29 大岡小学校			○					
30 大岡南小学校			○					
31 大岡中学校	○							
32 愛鷹地区センター						○		
33 西部市民運動場					○			
34 片浜小学校	○							
35 片浜中学校					○			
36 今沢小学校						○		
37 大平小学校		○						
38 大平中学校		○						
39 沼津市文化財センター				○				
40 南部浄化センター				○				
41 旧内浦小学校					○			
42 旧西浦小学校					○			
43 原小学校		○						
44 原東小学校					○			
45 原中学校		○						
46 浮島小学校		○						
47 我入道コミセン				○				
48 我入道公園				○				
49 長井崎小中一貫学校					○			
50 市道上野・平戸線								○
51 B&G海洋センター								○
52 井田モエティ広場								○
53 舟山ふれあい広場								○
54 門池公園							○	

防 疫 班 編 成 基 準 表

編成人員	携行機械	処理能力	備考
5人	消毒機械一覧表	1, 1200 /時	逆性石鹼等

消 毒 体 制 及 び 消 毒 機 器

市保有消毒用機器一覧表

名 称	種別	台数	保管場所	使用薬品	作業人員
噴霧機	手動	2	クリーンセンター管理課倉庫	逆性石鹼	1台につき 1人
〃	原動機	1	〃	〃	〃 2人

業者の応援体制（清掃プラント）

業者名	所在地	電 話	担当課
クボタ環境サービス(株)	東京都	03-3847-3290	焼却炉部門
丸一工業(株)	上石田	921-1110	

業者の応援体制（衛生プラント）

業者名	所在地	電 話	担当課
水ing AM(株)	横浜市	045-212-0090	横浜営業所
丸一工業(株)	上石田	921-1110	

煙霧機保有自治会（油剤使用）

連合自治会	自治会	台数
第三地区中	牛 臥	2
片浜地区	松 長	1
今沢地区	北 今 沢	1
愛鷹地区	西 椎 路	3
静浦地区	志 下	2
	獅 子 浜	2
内浦地区	長 浜	2

消毒薬品等取扱店一覧表

(薬剤調達数量一覧表)

用途	種類	調達必要量	備考
防疫用薬剤	逆性石鹼	2,500ℓ	被災戸数 1戸 250ml
	消石灰	200t	被災戸数 1戸 20kg
ねずみ族・昆虫 駆除剤	乳剤	200ℓ	被災便槽 1池 50倍 稀釈液 10ℓ (戸数=被災戸数×1/10)

(逆性石鹼・乳剤取扱店)

店名	電話	住所
(株)カツマタ	921-7877	沼津市大岡1975-33
杉本ケミカル(株)	962-2123	〃 市道町8-31
(株)スズケン沼津支店	972-0171	清水町卸団地316

(消石灰取扱店)

店名	電話	住所
杉本ケミカル(株)	962-2123	沼津市市道町8-31
富士伊豆農業協同組合	931-3131	〃 下香貫上障子415-1

14-(1) ライフライン関係
(水道・指定給水工事店)

給水区域及び給水拠点表

給水区域 番 号	給水区域及び給水拠点	圏域内 人 口	取水する水源地及び配水池
第 1	(1)第一小学校 (2)第一中学校 (3)第二中学校 (4)県立沼津西高等学校	17,594	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉、双葉、木瀬川水源地 ・ 岡宮、八重、中瀬、木瀬川配水池
第 2	(34)片浜小学校 (35)片浜中学校 (36)今沢小学校	15,489	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳沢、原、双葉水源地 ・ 柳沢、原、椎路配水池
第 3	(5)香貫小学校 (6)第三中学校 (7)県立沼津工業高等学校 (8)我入道コミュニティ防災センター	19,759	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉、木瀬川水源地 ・ 八重、中瀬、木瀬川配水池
第 4	(9)第四小学校 (10)沼津市民文化センター	9,642	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉、木瀬川水源地 ・ 八重、中瀬、木瀬川配水池
第 5	(12)第五中学校 (13)市立高等学校・中等部 (14)加藤学園高等学校 (16)県立沼津聴覚特別支援学校 (17)沼津中央高等学校 (21)門池小学校 (22)門池中学校 (24)沼津工業高等専門学校 (29)大岡小学校 (30)大岡南小学校 (31)大岡中学校	38,193	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉、足高、木瀬川、北小林水源地 ・ 岡宮、北小林、柏葉尾、木瀬川、足高 1.2配水池
第 6	(11)第五小学校 (15)県立沼津視覚特別支援学校 (18)開北小学校 (19)桐陽高等学校 (20)誠恵高等学校 (23)県立沼津東高等学校 (25)飛龍高等学校 (26)金岡小学校 (27)沢田小学校 (28)金岡中学校	39,829	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足高、沢田、双葉水源地 ・ 岡宮、東熊堂、西熊堂、沢田、足高 1.2配水池

第7	(39) 静浦小中一貫学校 (40) 沼津市文化財センター (41) 旧内浦小学校 (42) 旧西浦小学校 (43) 長井崎小中一貫学校	8, 639	・内浦、河内、古宇、江梨 水源地、 ・静浦、重須、河内、古宇、 江梨配水池
第8	(44) 原小学校 (45) 原東小学校 (46) 原中学校 (47) 浮島小学校	20, 817	・原、青野、井出、石川水源地 ・原、青野、井出、石川配水池
第9	(37) 大平小学校 (38) 大平中学校	3, 665	・泉水源地
第10	(32) 愛鷹小学校 (33) 愛鷹地区センター	15, 573	・原、柳沢、青野水源地 ・原、柳沢、青野、椎路配水池
第11	(48) 戸田B & G 海洋センター (49) 戸田地区センター	2, 501	・第3.5、井田水源地 ・達磨橋第1・第2、御浜、柳 ヶ窪、烏ヶ原、舟山、井田 配水池

()内の数字は給水拠点図にある給水拠点の番号を示す

※圏域内人口については、R4年4月1日現在の推計値

給水車車両、給水機器一覧表

区分	種 別	容 量	台 数	保 管 場 所	応急給水活動の内容	
1	移動給水車	4,000ℓ	1台	双葉水源地	<ul style="list-style-type: none"> 他のものよりも給水の機動性が高いので、特別給水拠点を優先し、給水活動を行う。 	
		3,000ℓ	1台	水道部庁舎		
		2,000ℓ	1台	水道部庁舎		
		2,000ℓ	1台	双葉水源地		
2	給水タンク (アルミニウム製)	1,500ℓ	1台	双葉水源地	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配備されているキャンパス水槽又は、住民個々の容器へ給水を行う。 	
		1,000ℓ	25台	岡宮配水池		6
				泉水源地		4
				双葉水源地		2
				足高第一配水池		2
				静浦配水池		2
				沢田配水池		2
				井出水源地		2
				柳沢水源地		1
原配水池	2					
八重配水池	2					
3	車載用給水容器 (ビニール製)	1,000ℓ	1袋	水道部庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配備されているキャンパス水槽又は、住民個々の容器へ給水を行う。 	
4	給水袋	6ℓ	17,200枚	水道部庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする給水拠点に搬送し順次使用する。 	
5	キャンパス水槽 (蛇口ホース付)	1,000ℓ	30槽	水道部庁舎	1	<ul style="list-style-type: none"> 一般給水拠点へ配備、拠点の受水槽と住民への給水用として、自主防災組織が中心となり活用する 注) キャンパス水槽は一般給水拠点に配置されている「災害用器材格納庫」に配備する。
				沢田配水池	1	
				石川配水池	1	
				一般給水拠点	27	

区分	種 別	容 量	台 数	保 管 場 所	応急給水活動の内容
6	給水中継用キャンバス水槽	7,000ℓ	2槽	水道部庁舎 原配水池	・自衛隊による海上船舶給水中継地用として活用。
7	水中モーターポンプ	φ 50 0.25m ³ /分	3台	岡宮配水池(2) 原配水池	<ul style="list-style-type: none"> ・各取水地等に配備、給水車、給水タンク等への取水用として使用。 ・情報連絡用無線装置及び照明用予備電源として使用。
		φ 50 0.2m ³ /分	3台	八重配水池 柳沢水源地 静浦配水池	
		φ 50 0.16m ³ /分	2台	北小林配水池 椎路配水池	
		φ 50 0.13m ³ /分	7台	双葉水源地 足高第一配水池 沢田配水池 石川配水池 井出水源地 東熊堂ポンプ場 西熊堂ポンプ場	
8	発電機	100V 1.6KVA	1台	泉水源地	<ul style="list-style-type: none"> ・各取水地等に配備、給水車、給水タンク等への取水用として使用。 ・情報連絡用無線装置及び照明用予備電源として使用。
		200V 5.5KVA	2台	岡宮配水池 2	
		100V 1.5KVA	1台	双葉水源地	
		100V 0.9KVA	17台	八重配水池 足高第一配水池 北小林配水池 静浦配水池 沢田配水池 石川配水池 椎路配水池 井出水源地 柳沢水源地 東熊堂ポンプ場 西熊堂ポンプ場 第3水源 柳ヶ窪配水池 河内水源地 江梨配水池 古宇配水池 井田配水池	
9	携帯無線機		8台	水道部庁舎 2 泉水源地 6	・自動車常設無線のほか、情報連絡用として使用。
10	カメラ	デジタルカメラ	1台	水道部庁舎	・被害状況など記録撮影用として使用。

区別	配水区域	施設名	運転方式	取水能力 (m ³ /日)	井戸の規模			ポンプ能力						送水場所	震災容量 1人1日当たり 200リットル
					本数	径	深 (m)	口径 (mm)	出力 (KW)	揚程 (m)	揚水量 (m ³ /分)	台数	用途		
水源	内浦 西浦	河内水源地	無人	1,690	1本(深)	1号φ350 ~φ250	123	125	37	75	2.0	1	取水	河内配水池	8,450人
		内浦水源地	無人	420	1本(深)	1号φ350	61	100	30	130	1.0	1	取水	重須第一配水池 (第二配水池)	2,100人
		古宇水源地	無人	640	1本(深)	1号φ300	162	100	30	110	1.0	1	取水	古宇配水池	3,200人
		江梨水源地	無人	230	1本(深)	1号φ200	110	80	11	80	0.3	1	取水	江梨配水池	1,150人
	戸田	新田水源(伏)	無人	180										新田配水池	900人
		第1水源(湧)	無人	1,010										(達磨橋 第1配水池)	5,050人
		第2水源(表)	無人	220 (休止)										(達磨橋 第1配水池)	
		雉ヶ尾水源(湧)	無人	2,000										達磨橋 第1配水池	10,000人
		蓼原沢水源(表)	無人	250 (休止)										(達磨橋 第1配水池)	
		第3水源	無人	1,200	1本(深)	1号φ200	60	100 65	5.5 11	20 80	1.1 0.5	1 2	取水 配水	ポンプ井 直送	6,000人
		第4水源	無人	670 (休止)	1本(深)	1号φ250	57	100	26	85	1.0	1	取水	直送	
		第5水源	無人	2,620	1本(深)	1号φ300	100	125	37	70	2.0	1	取水	達磨橋 第3配水池	13,100人
	井田	赤ノ田水源(表)	無人	154										井田配水池	1,070人
		井田水源	無人	60	1本(深)	φ200	152.5	65	7.5	75	0.28	1	取水		
ポンプ場	東北部	柏葉尾 加圧ポンプ場	無人					50	3.7	36	0.32	2	配水	直送	受水槽 30m ³
	中北部	岡宮ポンプ場	無人					150	75	98	2.6	2	送水	足高第一配水池	
		西熊堂 ポンプ場	無人					125	30	68	1.33	2	送水	西熊堂配水池	受水槽 57m ³

ポンプ場		西熊堂(低区) 加圧ポンプ場	無人					80	7.5	30	1.2	2	配水	直送	受水槽 300 m ³
		東熊堂 ポンプ場	無人					150	45	78.5	2.0	2	送水	東熊堂配水池	受水槽 144 m ³
	中北部	西沢田 加圧ポンプ場	無人					80	3.7	15	0.75	2	配水	直送	
		椎路ポンプ場	無人					100	18.5	60	1.0	2	送水	椎路配水池	受水槽 117 m ³
	北西部	東原ニュータウン ポンプ場	無人					80	7.5	40	0.5	2	送水	東原ニュータウン 配水池	受水槽 20 m ³
		荒久 加圧ポンプ場	無人					50	3.7	40	0.25	2	配水	直送	受水槽 30 m ³
	中部	香貫台 ポンプ場	無人					50	7.5	66	0.34	3	配水	直送	受水槽 90 m ³
		徳倉 加圧ポンプ場	無人					40	4.0	65	0.3	2	配水	直送	受水槽 3 m ³
	南部	静浦ポンプ場	無人					200	90	70	5.0	2	送水	静浦配水池	ポンプ井 200 m ³
		口野ポンプ場	無人					50	3.7	29	0.28	2	送水	口野配水池	受水槽 10 m ³
	内浦西浦	三津ポンプ場	無人					50	5.5	45	0.25	2	送水	三津配水池	受水槽 4 m ³
		木負 加圧ポンプ場	無人					80	7.5	30	0.8	2	配水	直送	受水槽 100 m ³
	戸田	御浜ポンプ場	無人					80 65	30 1.5	162 5	0.5 0.5	2 1	送水 揚水	柳ヶ窪配水池	御浜配水池
		御浜 加圧ポンプ場	無人					50	3.7	44	0.6	2	配水	直送	受水槽 5 m ³
		柳ヶ窪 ポンプ場	無人					40	11	240	0.1	2	送水	烏ヶ原配水池	柳ヶ窪配水池

(管路延長一覽表)

区 分		令 和 3 年 度 末 総 延 長
用	導水管	500mm未満
		小 計
水	送水管	500mm未満
		500～1,000mm未満
		1,000mm以上
	小 計	
途	配水管	50mm以下
		75mm
		100mm
		125mm
		150mm
		200mm
		250mm
		300mm
		350mm
		400mm
		450mm
		500mm
		600mm
		700mm
		800mm
		900mm
		1,000mm
1,200mm		
	小 計	
合 計		
管	種 別	鑄 鉄 管
		ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管
		鋼 管
		石 綿 セ メ ン ト 管
		硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管
		ポ リ エ チ レ ン 管
		合 計

水道部所有機械器具一覧表

(水道部庁舎内)

名 称	型 式	数 量	備 考
鑄鉄管切断機	φ150～φ200	1台	
〃	φ250～φ400	1台	
〃	φ450～φ600	1台	
〃	φ600～φ1,000	1台	
パイプカッター	φ75～φ150	1台	手動式
〃	φ150～φ200	1台	〃
〃	φ200～φ300	1台	〃
〃 (キールカッター)	φ75～φ150	1台	
〃 (エンジンカッター)	EC7600S 他	3台	
コスモ不断水穿孔機	φ50～φ75	2台	
〃	CO2型 φ50～φ200	1台	
電動穿孔機	A-2 φ13～φ50	1台	
〃	PMS 他 φ25～φ50	2台	
パイプねじ切機	REX 150A φ75～φ150	1台	
〃	REX N50A φ13～φ50	1台	
エンジン排水ポンプ	TSP-80N 他	3台	
水中ポンプ	φ50	5台	
エンジン発電機	SGI-25S 他	2台	
〃	IEG-5500M	2台	
コンプレッサー	DIS-55LB 他	2台	
バイブレーションプレート	MVC-F60H	1台	
ダンピングランマー	MT-55H-SS	2台	
漏水探知機	フ ジ	FSB-8D	5台
		HG-10AII	4台
		HG-10	1台
		LC-2500	1台
鉄管探知機	フ ジ	PL-801GXII	2台
金属探知機	F-90 他	2台	
自記録水圧測定器	DSL-H-21	3台	
LEDバルーン投光機	LB030CC-1	2台	

水道部 所有車両 一覧表

無線車：26台 放送車：15台

車両番号	車名	無線No.	放送設備 有 無	配 備 用 途		備 考
				復旧班	給水班	
1	三菱 (ランサーカーゴ)	1	有	○		小貨物
2	日野 (デュトロ)	10	有	○		普トラ
3	三菱 (ミニキャブ)	18		○		軽トラ
6	三菱 (キャンター)	11	有	○		普トラ
7	スズキ (キャリイ)	15	有	○		軽トラ
8	三菱 (ミニキャブ)	22			○	軽貨物
9	スズキ (エブリイ)	9	有	○		軽貨物
10	スズキ (エブリイ)				○	軽貨物
11	スズキ (エブリイ)				○	軽貨物
12	スズキ (エブリイ)	12		○		軽貨物
13	スズキ (エブリイ)	13	有	○		軽貨物
15	三菱 (ミニキャブバン)	19			○	軽貨物
16	スズキ (エブリイ)	8	有	○		軽貨物
17	三菱 (ランサーカーゴ)	25	有	○		小貨物
18	スズキ (エブリイ)				○	軽貨物
19	スズキ (エブリイ)	14	有	○		軽貨物
20	マツダ (キャブオール2t)				○	給水車
21	スズキ (エブリイ)	23			○	軽貨物
22	スズキ (エブリイ)	16	有	○		軽貨物
23	スズキ (ダンプ)	7	有	○		軽ダンプ
24	いすゞ (エルフ3t)	3			○	給水車
25	スズキ (エブリイ)	5		○		軽貨物
26	日野 (デュトロ)	27		○		小ダンプ
27	スズキ (エブリイ)	21	有		○	軽貨物
28	トヨタ (プリウス)				○	乗用車
29	日産 (バネットバン)	20		○		小貨物
30	三菱 (ミニキャブ)		有	○		軽トラ
31	スズキ (エブリイ)	26		○		軽貨物
32	三菱 (キャンターダンプ)	6		○		小ダンプ
34	いすゞ (エルフ)	24		○		普トラ
36	スズキ (エブリイ)		有	○		軽貨物
37	いすゞ (エルフ2t)	17	有		○	給水車
38	日野4t	30			○	給水車
計		26	15			

小ダンプ：2台 普トラック：3台 小貨物：3台 軽貨物：16台 軽トラック：3台

給水車：4台 乗用車：1台 軽ダンプ：1台 計：33台

耐震貯水槽設置場所一覧表

昭和52年度 100 t		24	千本港町	8	岡宮	32	小屋敷	
		25	中瀬町	9	山王台	33	岡宮	
1	江原町	26	吉田町	10	木の宮	34	日吉長者町	
2	中石田	27	外原	昭和53年度 40 t			35	蛇松町
3	白銀町	28	八重場				36	荒熊
4	浅間町	29	馬重	1	柿原	昭和54年度 100 t		
5	緑町	30	内浦重須	2	島郷	1	下河原	
6	榎島町	31	稲荷町	3	南条寺	2	我入道林町	
7	藤井原	32	志下	4	花園町	3	真砂町	
昭和52年度 40 t		33	大平山口	5	共栄一	4	今沢	
		34	大平御前	6	岡一色	5	西添	
1	東原ニュータウン	35	三園町	7	赤坂	6	東原	
2	東原	36	下石田	8	岡宮	7	松沢	
3	赤坂	37	新沢田	9	多比	8	庄栄	
4	東椎路	38	今沢団地	10	大岡伝馬	9	東熊	
5	西沢田	39	沼北町	11	吉田	10	本熊	
6	中沢田	40	原西町	12	高田	11	高尾	
7	長塚町	41	一本松	13	南小	昭和54年度 40 t		
8	南小林	42	桃里	14	西椎	1	富士町	
9	西間門	43	東熊堂	15	柳沢	2	松長	
10	上石田	44	岡宮	16	東間	3	市場	
11	沼北町	45	南小林	17	志馬	4	宮原	
12	五月町	46	大平池田	18	馬込	5	丸子	
13	北高島町	47	三園、玉江	19	大諏訪	6	宮脇	
14	造り道	48	三貫地	20	大植田	7	島郷	
15	米山町	49	西沢田	21	六軒町	8	中瀬	
16	内浦三津	50	塩満	22	西井出	9	西熊	
17	高島町	昭和53年度 100 t		23	東井出	10	東熊	
18	木瀬川	1	駿河台	24	志多	11	双葉	
19	富士見	2	東椎路	25	石川	12	東熊	
20	松長	3	高島町	26	玉江町	13	南条	
21	小諏訪	4	北高島町	27	本郷	14	原西	
22	高田	5	西間門	28	自由ヶ丘			
23	牛臥	6	高沢町	29	東椎路			
		7	緑ヶ丘	30	東熊堂			
				31	大岡駅前			

15	鳥	谷	11	石	原	2	下	石	田	3	北	今	沢	
16	岡	宮	12	下	障	3	小	諏	訪					
17	西	島	13	杉	崎				平成4年度 40 t					
18	下	石	14	西	沢				昭和60年度 40 t					
19	下	石	15	荒					1 大 平					
20	原	東	16	大	平	大	1	東	椎	路	2	駿	河	台
21	西	沢	17	内	浦	小	2	島		郷	3	木	瀬	川
22	平		18	西	沢		3	原	町	中				
23	根	古	19	大	諏					平成5年度 40 t				
24	青		20	江						昭和61年度 40 t				
25	志		21	松						1 内 浦 三 津				
26	千	本	22	松						2 宮 前 町				
27	西	浦	昭和56年度 40 t						1 松 長					
28	西	浦							2 岡 一 色					
29	大	平、							3 中 原					
30	内	浦							昭和62年度 100 t					
31	西	筒	1	足	高	拓	1	岡	一	色	1	泉		町
32	門	井	2	木	瀬	川	昭和62年度 40 t			2	花	園	町	
33	北	小	3	岡	一	色				平成7年度 40 t				
34	北	小	昭和57年度 40 t											
35	上	石							昭和63年度 40 t					
36	中	沢	1	幸		町				1 平 沼				
37	五	月	2	吉	田	町				2 上 土 町				
38	新	沢	3	大	平	横	代				平成8年度 40 t			
39	新	沢												
40	新	沢	昭和58年度 100 t						平成元年度 40 t					
昭和55年度 40 t			1	我入道公園						1 大 塚				
									2 末 広 町					
									3 市 場 町					
									4 市 場 町					
1	西	浦	昭和58年度 40 t						平成2年度 40 t					
2	西	浦							平成9年度 40 t					
3	西	浦	1	口		野								
4	西	椎	2	大		塚				1 原 新 田				
5	西	浦	3	本	田	町				2 原 東 町 一 区				
6	西	浦	4	小	屋	敷				3 獅 子 浜				
7	西	浦							平成3年度 40 t					
8	東	名	昭和59年度 40 t						4 北 今 沢					
9	内	浦												
10	島		1	大		平				1 沼 北 町				
									2 木 瀬 川					

平成10年度 40 t		平成17年度 40 t		平成17年度 戸田合併による耐震貯水 40 t		平成27年度 40 t	
1	神田町	1	西条町	1	新田	1	宮本
2	原大塚	2	米山町	2	中上	2	上野
3	平沼			3	平戸	平成28年度 40 t	
4	重須			4	大鬼門		
平成11年度 40 t		平成18年度 40 t		5	川島	1	大平鴻鳥
1	本郷町	1	常盤町	6	小中島	平成29年度 40 t	
2	大岡豆生田	2	松沢町	7	大島		
3	木瀬川			8	入浜	1	八重坂
4	陽光台			9	御浜	2	下香貫猪沼
平成12年度 40 t		平成19年度 40 t		10	井田	平成30年度 40 t	
1	岡宮	1	東沢田	11	井田		
2	大岡駅前町			12	舟山		
3	大岡中石田			13	舟山		
4	志下			14	舟山		
平成13年度 40 t		平成20年度 40 t		平成17年度 戸田合併による耐震貯水 60 t (飲料水用循環式)		1	西浦平沢
1	小諏訪	1	西浦久連	1	上野	令和元年度 40 t	
2	大岡					1	駿河台
3	江原町			平成23年度 40 t		2	大岡上西耕地
4	千本					令和2年度 40 t	
平成14年度 40 t		平成21年度 40 t		平成24年度 40 t		令和3年度 40 t	
1	大岡	1	大平梨ノ木	1	市道		
2	岡宮	2	今沢	2	岡宮	令和4年度 40 t	
		3	大岡南小林				
平成15年度 40 t		平成22年度 40t		平成25年度 40 t		1	西椎路
1	大諏訪	1	戸田平戸	1	岡宮		
2	高尾台	2	岡宮	平成26年度 40 t			
平成16年度 40 t				1	丸子町		
1	今沢						

応 急 給 水 活 動 表
(給 水 車 及 び 可 搬 式 給 水 タ ン ク 等 の 配 備)

区 分	種 別	容 量	台 数	保 管 場 所	応 急 給 水 活 動 の 内 容
1	移 動 給 水 車	4,000ℓ	1台	双 葉 水 源 地	○ 他のもものよりも給水の機動性が高いので、特別給水拠点を優先し、給水活動を行う。
		3,000ℓ	1台	水 道 部 庁 舎	
		2,000ℓ	1台	水 道 部 庁 舎	
		2,000ℓ	1台	双 葉 水 源 地	
2	給 水 タ ン ク (アルミニウム製)	1,000ℓ	25台	岡宮配水池 6 沢田配水池 2 泉 水源地 4 井出水源地 2 双葉水源地 2 柳沢水源地 1 静浦配水池 2 原配水池 2 足高第1配水池 2 八重配水池 2	○ 運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配備されているキャンバス水槽又は住民個々の容器へ給水を行う。
		1,500ℓ	1台	双 葉 水 源 地	
3	車 載 用 給 水 容 器 (ビニール製)	1,000ℓ	1袋	水 道 部 庁 舎	○ 運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配備されているキャンバス水槽又は住民個々の容器へ給水を行う。
4	給 水 袋	6ℓ	17,200枚	水 道 部 庁 舎	○ 必要とする給水拠点へ搬送し、順次使用する。

応 急 給 水 水 源 一 覧 表

(水 源 地 取 水 量)

No.	水源地名	取水量 (m ³ /日)	No.	水源地名	取水量 (m ³ /日)
1	泉 水 源 地	80,000	13	河 内 水 源 地	1,690
2	双 葉 水 源 地	3,500	14	古 宇 水 源 地	640
3	柳 沢 水 源 地	6,820	15	江 梨 水 源 地	230
4	井 出 水 源 地	5,480	16	雉ヶ尾水源	2,000
5	原 水 源 地	5,140	17	新 田 水 源	180
6	石 川 水 源 地	2,870	18	戸 田 第 1 水 源	1,010
7	沢 田 水 源 地	4,930	19	戸 田 第 3 水 源	1,200
8	北 小 林 水 源 地	4,450	20	戸 田 第 5 水 源	2,620
9	足 高 水 源 地	2,410	21	井 田 水 源 地	60
10	青 野 水 源 地	1,120	22	赤ノ田水源地	154
11	木瀬川水源地	13,440			
12	内 浦 水 源 地	420		計	140,364

(配 水 池 貯 水 量)

No.	配水池名	貯水量 (m ³)	No.	配水池名	貯水量 (m ³)
1	八 重 配 水 池	9,800	20	東原ニュータウン配水池	120
2	中 瀬 配 水 池	3,300	21	柏 葉 尾 配 水 池	250
3	岡 宮 配 水 池	21,000	22	口 野 配 水 池	50
4	足 高 第 一 配 水 池	2,500	23	三 津 配 水 池	150
5	足 高 第 二 配 水 池	1,500	24	木 負 配 水 池	200
6	椎 路 配 水 池	500	25	古 宇 配 水 池	525
7	北 小 林 配 水 池	2,600	26	江 梨 配 水 池	300
8	柳 沢 配 水 池	3,000	27	新 田 配 水 池	32
9	井 出 配 水 池	2,400	28	達磨橋第1配水池	375
10	石 川 配 水 池	1,000	29	達磨橋第2配水池	1,000
11	原 配 水 池	3,000	30	達磨橋第3配水池	1,000
12	沢 田 配 水 池	1,000	31	御 浜 配 水 池	100
13	東熊堂配水池	1,060	32	柳ヶ窪配水池	500
14	西熊堂配水池	300	33	烏ヶ原配水池	100
15	木瀬川配水池	1,800	34	舟 山 配 水 池	63
16	静 浦 配 水 池	2,000	35	井 田 配 水 池	86
17	内浦重須配水池	850			
18	河 内 配 水 池	1,000			
19	青 野 配 水 池	1,500		計	64,961

ろ水器配置先一覧表

	避難地名	圏域内人口(人)	ろ水器数
1	第一小学校	5,023	1
2	中央公園	610	1
3	第一中学校	2,778	1
4	浅間神社	1,005	1
5	沼津西高校	5,924	1
6	第二中学校	2,254	2
7	第三中学校	8,718	1
8	沼津工業高校	2,623	2
9	香貫小学校	4,991	1
10	総合体育館	5,350	2
11	第四小学校	9,642	1
12	山王公園	3,239	1
13	市立沼津高校	1,214	1
14	第五中学校	2,451	1
15	加藤学園高校	1,045	2
16	第五小学校	3,738	1
17	開北小学校	6,510	1
18	駿河グラウンド	4,145	2
19	門池小学校	4,095	1
20	門池中学校	1,713	1
21	沼津工業高等専門学校	4,185	1
22	沼津東高校	3,950	1
23	飛龍高校	640	1
24	金岡中学校	4,738	2
25	金岡小学校	5,540	2
26	沢田小学校	6,112	2
27	駿河台公園	2,343	2
28	豊町公園	2,226	1
29	大岡小学校	4,791	1
30	大岡南小学校	12,219	2
31	大岡中学校	2,885	1
32	愛鷹地区センター	6,615	1
33	西部市民運動場	8,958	1
34	片浜小学校	4,358	1
35	片浜中学校	4,689	1
36	今沢小学校	6,442	2
37	大平小学校	1,887	1
38	大平中学校	1,778	1
39	沼津市文化財センター	3,005	1
40	南部浄化センター	2,390	1
41	旧内浦小学校	1,082	1
42	旧西浦小学校	1,098	1
43	原小学校	8,170	2
44	原東小学校	5,875	1
45	原中学校	3,488	1
46	浮島小学校	3,284	1
47	我入道コミュニティ防災センター	1,180	1
48	我入道公園	2,247	1
49	長井崎小中一貫学校	1,064	1
50	B&G海洋センター	769	1
51	井田コミュニティ	52	1
52	舟山ふれあい広場	46	1
53	県立沼津視覚特別支援学校	685	1
54	県立沼津聴覚特別支援学校	851	1

※圏域内人口についてはR4年4月1日現在の推計値

応 急 復 旧 用 資 機 材 備 蓄 一 覧 表

(単位 本)

保管場所 資材名	双葉水源地			山ヶ下資材置場			水道部倉庫			高沢備蓄倉庫		
	口 径	K 形	NS形	口 径	K 形	NS形	口 径	K 形	NS形	口 径	K 形	NS形
ダクタイル 鑄 鉄 管				φ 75 φ 100 φ 150 φ 250 φ 300 φ 400 φ 500 φ 600 φ 700 φ 800 φ 1000	15 4 13 7 7 2 1 1 1 1 1	4						
特殊押輪	φ 75 φ 100 φ 125 φ 150 φ 200 φ 250 φ 300 φ 350 φ 400	4 18 27 4 13 2 6 18 14										
曲 管	φ 75 φ 100 φ 150 φ 200 φ 250 φ 300	8 16 16 23 6 14	7 2									
継 輪	φ 75 φ 100 φ 150 φ 200 φ 250 φ 300 φ 350	1 2 2 2 2 2 2	1 2	φ 500 φ 800 φ 1000	1 2 2							
短管 1 号	φ 75 φ 100 φ 150 φ 200 φ 250 φ 300 φ 400	2 2 1 1 1 2 2										
短管 2 号	φ 75 φ 150 φ 250 φ 300	2 2 1 2										
仕 切 弁	φ 150 φ 200 φ 250 φ 300		1 1 1 1									

保管場所 資材名	双葉水源地		山ヶ下資材置場		水道部倉庫		高沢備蓄倉庫	
	口 径		口 径		口 径		口 径	
ビニール ライニング管	φ 20	5						
	φ 30	8						
	φ 50	1						
	φ 65	2						
	φ 100	2						
	φ 150	2						
HI ビニールソケット					φ 16	51		
					φ 20	27		
					φ 25	35		
					φ 30	34		
					φ 40	39		
					φ 50	40		
					φ 75	12		
					φ 100	6		
				φ 150	5			
フクロジョイント	φ 100	2			φ 40	2	φ 75	2
	φ 150	2			φ 50	7	φ 100	2
					φ 75	5	φ 125	2
					φ 100	6	φ 150	7
					φ 150	4	φ 200	2
					φ 300	1		
ドレッサージョイント					φ 75	29	φ 75	29
					φ 100	22	φ 100	70
					φ 125	16	φ 150	68
					φ 150	29		
離脱防止付 ジョイント					φ 75	5	φ 50	5
					φ 100	10	φ 75	10
					φ 150	10	φ 100	5
					φ 200	1	φ 150	10
三割ジョイント					φ 75	6	φ 50	4
					φ 100	9	φ 75	8
					φ 125	6	φ 100	13
					φ 150	3	φ 125	4
					φ 200	2	φ 150	9
					φ 250	2	φ 200	4
					φ 300	1	φ 300	2
					φ 350	1	φ 350	2
					φ 450	1	φ 400	1
							φ 500	1
						φ 600	1	

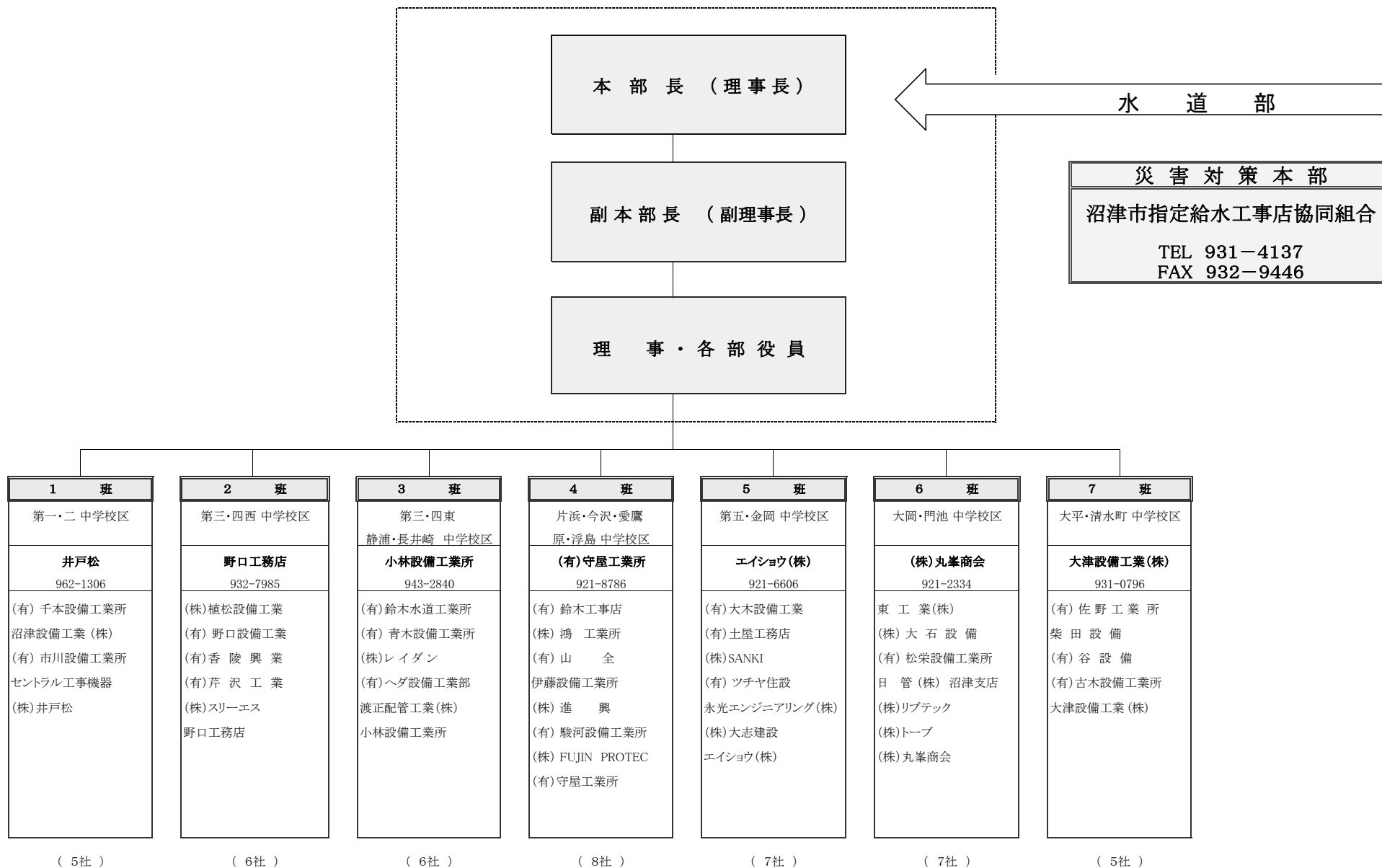
水道資材調達予定業者（市内）

業者名	所在地	電話番号
ヌ マ カ ン (株)	沼津市花園町7-10	055-922-5517

水道資材調達予定業者（市外）

業者名	所在地	電話番号
三 條 機 材 (株)	東京都世田谷区玉川台2-3-18	03-3700-4111
一 色 機 材 (株) 沼 津 営 業 所	駿東郡清水町卸団地50	055-971-0601
三 共 鋼 材 (株)	駿東郡清水町伏見384	055-971-8877
(株) 村 松 商 店 東 部 支 店	裾野市伊豆島田723-1	055-992-4801

沼津市指定給水工事店協同組合 災害対策本部組織



沼津市指定給水工事店連絡班編成表

沼津市指定給水工事店協同組合

班別	地区	工事店名		
		店名	所在地	
1	第一、二 中学校区 (5社)	㈱井戸松	末広町 116	962-1306
		(有)千本設備工業所	常盤町 3-12-3	963-4487
		沼津設備工業㈱	大手町 4-2-7	962-2988
		(有)市川設備工業所	東間門 2-2-4	963-4690
		セントラル工事機器	西間門 584-1	963-0953
2	第三、第四西 中学校区 (6社)	㈱植松設備工業	下香貫 牛臥 3044	931-2476
		野口工務店	我入道 江川町 13-1	932-7985
		(有)野口設備工業	下香貫 下障子 3198	931-1967
		(有)芹沢工業	我入道 浜町 342-3	932-6197
		(有)香陵興業	西島町 3-24	932-8257
		㈱スリーエス	下香貫 塚田 2233-1	933-7566
3	第三、第四東、 静岡、長井崎 中学校区 (6社)	(有)青木設備工業所	下香貫 八重 30-3	931-5471
		㈱レイダン	下香貫 藤井原 1651-1	931-2947
		(有)鈴木水道工業所	本郷町 35-16	931-4688
		小林設備工業所	内浦小海 91-26	943-2840
		渡正配管工業㈱	多比 154-1	939-1338
		(有)ヘダ設備工業部	戸田 1087-2	0558-94-2120
4	片浜、今沢、愛鷹 原、浮島 中学校区 (8社)	㈱鴻工業所	大諏訪 515-2	921-9060
		(有)鈴木工事店	東椎路 1313-3	929-6337
		(有)守屋工業所	沢田 232-1	921-8786
		伊藤設備工業所	原町中 1-11-8	966-8120
		㈱進興	原 252-5	966-0678
		(有)駿河設備工業所	原 376-3	966-0093
		(有)山全	柳沢 207-4	967-7811
		㈱FUJIN PROTEC	松長 786	955-9000
5	第五、金岡中学校区 (7社)	エイショウ㈱	若葉町 3-46	921-6606
		(有)大木設備工業	寿町 14-22	921-9101
		(有)土屋工務店	本田町 5-14	921-2218
		㈱SANKI	筒井町 17-2	922-9804
		(有)ツチャ住設	新沢田町 19-1	921-2798
		永光エンジニアリング㈱	西沢田 310-1	925-1800
		(株)大志建設	西沢田 850-8	923-1128
6	大岡、門池中学校区 (7社)	東工業㈱	大岡 2286-3	921-1796
		㈱大石設備	大岡 525-7	962-7216
		(有)松栄設備工業所	大岡 2700-17	921-2182
		日管㈱ 沼津支店	東熊堂 468-21	050-9012-2064
		㈱リブテック	足高 319-116	939-6010
		㈱丸峯商会	米山町 10-30	921-2334
		㈱トープ	宮前町 10-4	921-5253
7	大平、清水町 中学校区 (5社)	(有)古木設備工業所	大平 1875	931-2717
		大津設備工業㈱	大平 2874-158	931-0796
		柴田設備	大平 2277-55	932-2115
		(有)佐野工業所	清水町 伏見 14-2	975-4296
		(有)谷設備	清水町 徳倉 1103-3	932-5214

沼津市指定給水工事店保有機械一覧表

班名	校区	機械名 工事店名	ダンプ			トラック			バックホウ	削岩機	ランマー	カッター	発電機	エンジン ポンプ	
			1 t 以下	2 t	2 t 超	1 t	1 t - 2 t	2 t 超							
1	第一、第二中学校区 (5社)	(株) 井戸松		1					1				1		
		(有) 千本設備工業所			1	1	1			2	1	2		1	
		沼津設備工業(株)				1				1		1	1		
		(有) 市川設備工業所		1			1		1	2	1	1	2	1	
		セントラル工事機器		1		2			1	2	1	1	1	1	
2	第三、第四西中学校区 (6社)	(株) 植松設備工業			1	1			1		1	1	1	1	
		野口工務店				1				1					
		(有) 野口設備工業	1		1	1			1	6	1	1	3	2	
		(有) 芹沢工業		1			1			3	1	1	1	2	
		(有) 香陵興業		1											
3	第三、第四東 多比、江浦、内浦 中学校区 (6社)	(株) スリーエス				1					1		1		
		(有) 青木設備工業所		1			1			1	1	2	1		
		小林設備工業所				1				1	2	1	2	1	
		(有) 鈴木水道工業所				1					3		2	1	
		(株) レイダシ				1					1			1	
		渡正配管工業(株)	2		10	3	4	1	10	8	5	4	13	6	
4	片浜、今沢、愛鷹 原、浮島中学校区 (8社)	(有) ヘダ設備工業部		1		1	1		1	3	1	2	1		
		(株) 鴻工業所	2	3	4	5		1	6	7	3	6	7	5	
		(有) 鈴木工事店	1	1		1	1		2	4	2	3	3	4	
		(有) 守屋工業所			1		1		1	2	1	2	1	1	
		伊藤設備工業所	1	1		1			2	3	1	3	2		
		(株) 進興	1	2	1	1	1		4	4	2	3	4	2	
		(有) 駿河設備工業所	1		1	1			1	1	1	2	1	1	
		(有) 山全		1					1	2	1	1	1		
5	金岡、第五中学校区 (7社)	(株) FUJIN PROTEC				1					1		1		
		エイショウ(株)	1			1				2			2		
		(有) 大木設備工業			1					1	2	1	1	1	
		(有) 土屋工務店		1		1				1	1	1	1		
		(株) SANKI			3	1				5	9	2	4	5	
		(有) ツチヤ住設		1						1	2	1		1	
		永光エンジニアリング(株)					1								
(株) 大志建設		1	2	3				3	1	2	2	4	1		

班名	校区	機械名 工事店名	ダンプ			トラック			バックホウ	削岩機	ランマー	カッター	発電機	エンジン ポンプ
			1 t 以下	2 t	2 t 超	1 t	1 t - 2 t	2 t 超						
6	大岡、門池中学校区 (7社)	東工業(株)				6				4			6	
		(株)大石設備		1						1			1	
		(有)松栄設備工業所		1					1	1	1	1		
		日管(株)沼津支店												
		(株)リブテック			1		1		1	4	1	2	1	
		(株)丸峯商会					1			2			1	
		(株)トーブ			1			1	2	1	1	2	3	
7	大平・清水町中学校区 (5社)	大津設備工業(株)			2	2	3	5	6	2	3	3		
		(有)佐野工業所		1			1		1	1	1	1	1	
		柴田設備				1				2		1	1	
		(有)谷設備		1	1	1			4	3	3	5	2	1
		(有)古木設備工業所				1			1				1	
合 計			10	22	31	44	18	3	60	100	43	63	82	39

水道施設の現況と被害想定

① 泉水源地関係

- ア 取水…本市の配水量の約 2 / 3 を泉水源地から取水している。
この水源地は洪積世末期、富士火山の噴火により、箱根火山と愛鷹火山の裾合谷を空隙率の高い溶岩流が流下し、その中を水脈となって流下した地下水が湧出しているもので、過去の大地震によっても湧出量、水質の変化がほとんど記録に残されていない。また、学識経験者の意見でも心配はない模様である。しかし、湧水池については、石積の崩壊、原水の濁りが一時的に発生するものと思われる。
- イ 送水管…岡宮配水池、中瀬配水池及び八重配水池に送水する管路の一部に狩野川、鉄道、国道等の横断箇所があり、その被害は避けられないと考えられる。
- ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、各配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流失防止堤が設置されているので、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- エ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)については、配管の継手部分の折損等の軽微な被害と思われる。
電気関係については、比較的安全と思われる。
- オ 配水池…岡宮、八重配水池については、耐震補強工事实施済みのため、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。また、岡宮、中瀬、八重の各配水池には、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してあるが、中瀬配水池の流入管は老朽化のため、一部被害が考えられる。

② 柳沢水源地関係

- ア 取水…当地区は、泥、砂礫からなる地盤である。深井戸 2 井より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒砂が噴出し濁りが発生することが考えられる。
- イ 導水管…深井戸 2 号井から水源までに布設してある管路は、地盤が軟弱なため、部分的に継手の離脱が考えられる。
- ウ 送水管…水源地から配水池まで布設してある管路は、急傾斜地のため、山くずれが生じた場合は被害が考えられる。
- エ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止堤が設置されているので、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- オ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)電気関係の設備は令和 3 年度に更新しており、被害はともに軽微と考えられる。
また、停電時には自家用発電機を設置しているため、揚水及び加圧送水が可能である。
- カ 配水池…愛鷹ローム層からなる地盤上にあるが、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。しかし、外構部分のブロック積みに一部崩壊が考えられる。なお、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

③ 井出水源地関係

- ア 取水…砂礫層からなる地層のため、比較的軟弱な地盤である。深井戸 3 井から取水

しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒砂が噴出し、濁りが発生することが考えられる。

- イ 導水管…深井戸1号、2号井は水源地構内にあり、管路の延長も短いことから、被害も軽微と考えられるが、深井戸3号井から水源地まで布設してある管路は長く、軟弱地盤のため部分的に継手部の被害が考えられる。
- ウ 送水管…水源地から配水池まで布設してある管路は、急傾斜地のため、山くずれが生じた場合は被害が考えられる。
- エ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止堤を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- オ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)の被害は軽微と思われる。電気設備は平成23年度に更新しており、被害は軽微と思われる。
- カ 配水池…砂礫層からなる地盤上にあるが、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。しかし、外溝部分のブロック積みに一部崩壊が考えられる。なお、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

④ 原水源地関係

- ア 取水…泥質地盤を主体とした軟弱な地帯である。深井戸2井より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に濁りが発生することが考えられる。
- イ 導水管…深井戸1号、2号井から配水池まで布設してある管路は埋立地であることから、継手部分での被害が考えられる。
- ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止堤を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- エ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)については、可とう伸縮管を設置しており、配管継手部分の折損等は軽微な被害と思われる。また電気関係においても若干の被害が生じるおそれがある。しかし、自家用発電機を設置しているため、停電時においても、配水池からの加圧送水は可能である。
- オ 配水池…軟弱地帯である地盤上にあるが、PC構造であり、令和3年度に耐震補強工事済みのため躯体そのものが崩壊することはないと思われる。しかし、外溝部分のブロック積みに一部崩壊が考えられる。なお、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑤ 北小林水源地関係

- ア 取水…火山砂礫が主体の地質である。深井戸から取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に濁りが発生することが考えられる。
- イ 導水管
- ウ 送水管…深井戸1号井は、水源井戸から直接配水池に揚水され、延長も短いため被害は軽微と思われる。
- エ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止堤を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- オ 機械電気設備…施設設備は屋外にあり、一体構造のため被害は軽微と思われる。

オ 配水池…愛鷹ローム層からなる地盤上にあるが、耐震構造となっているので躯体そのものが崩壊することはないと思われる。また、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑥ 石川水源地関係

ア 取水…砂礫層からなる地層のため、比較的軟弱な地盤である。深井戸から取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に濁りが発生することが考えられる。

イ 送水管…深井戸1号、2号井とも水源地から配水池まで布設してある管路は、延長も長いことから、部分的に継手部の被害が考えられる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…施設設備は屋外にあり一体構造のため、被害は軽微と考えられる。

オ 配水池…平成18年度、19年度に耐震補強工事を実施し、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。外溝部分のブロック積みに一部崩壊が考えられる。

⑦ 沢田水源地関係

ア 取水…愛鷹ローム、砂礫からなる地層である。深井戸2井より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。一時的に微粒砂が噴出し濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管

送水管…深井戸1号井から配水池まで布設してある管路は延長も長いことから部分的に継手部の被害が考えられる。

深井戸2号井は、水源井戸から直接配水池に揚水している施設であるので、被害は軽微と考えられる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)については、配管継手部分の折損等の軽微な被害と思われ、電気関係についても若干の被害が生じるおそれがあると考えられる。しかし、自家用発電機を設置しているため、停電時においても揚水が可能である。

オ 配水池…愛鷹ローム層からなる地盤上にあるが、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。また、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑧ 双葉水源地関係

ア 取水…砂礫層からなる地層である。深井戸から取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管…水源井戸から直接ポンプ井に揚水している施設であるので、被害は軽微と考えられる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止提を設置しているため、次亜塩素酸ソーダ

による被害はないと思われる。

- エ 機械電気設備…施設設備は屋外にあり、一体構造のため被害は軽微と考えられる。また、停電時には自家用発電機を設置しているため、揚水及び加圧送水は可能である。

⑨ 足高水源地関係

- ア 取水…愛鷹ローム、砂礫からなる地層である。深井戸2号井より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に濁りが発生することが考えられる。
- イ 導水管
送水管…深井戸1号井からポンプ井まで布設してある管路は延長も長いことから部分的に継手部の被害が考えられる。深井戸2号井は、水源井戸から直接ポンプ井に揚水している施設であるが、延長が短いことから、被害は軽微と考えられる。
- ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- エ 機械電気設備…施設設備は屋外にあり、一体構造のため被害は軽微と考えられる。
- オ 配水池…愛鷹ローム層からなる地盤上にあるが、耐震構造となっているので躯体そのものが崩壊することはないと思われる。また流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑩ 内浦水源地関係

- ア 取水…砂礫層からなる地層である。深井戸から取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、地層の崩壊が起きやすく濁りが数日間発生することが考えられる。
- イ 導水管…水源井戸から直接配水池に揚水している施設であり、延長も長く急傾斜地であり、山崩れ等による管の折損、継手離脱の被害が考えられる。
- ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。
- エ 機械電気設備…施設設備は屋外にあり、一体構造のため被害は軽微と考えられる。
- オ 配水池…軟弱な地盤上にあるが、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。しかし、外溝部分のブロック積みに一部崩壊が考えられる。また、流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑪ 柏葉尾水源地関係

- ア 取水…火山砂礫が主体の地質である。深井戸から取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に濁りが発生することが考えられる。
- イ 導水管
送水管…深井戸2号井から配水池まで布設してある管路は延長も短いため、被害は軽微と思われる。
- ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…電気関係については比較的安全と思われる。

オ 配水池…ステンレス製で耐震構造となっているので、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。また流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑫ 木瀬川水源地関係

ア 取水…この水源地は泉水源地と同じく洪積世末期、富士火山の噴火により、箱根火山と愛鷹火山の裾合谷を空隙率の高い溶岩流が流下し、その中を水脈となって流下した地下水が湧出している。さく井管の崩壊はないと思われるが、原水の濁りが一時的に発生するものと思われる。

イ 送水管…送水する管路は、泉水源地関係の配管へ接続し、距離は短いため、被害は軽微と思われる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止堤を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…施設設備は屋外にあり一体構造のため、被害は軽微と考えられる。

オ 配水池…耐震補強工事実施済みのため、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。

⑬ 河内水源地関係

ア 取水…当地区は火山砂礫からなる地盤である。深井戸より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒砂が噴出し、濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管…深井戸1号井から直接着水井までに布設してある管路は、送水管延長も短いことから、被害は軽微と考えられる。着水井から配水池まで布設してある管路は、延長も長く、急傾斜地のため、山くずれが生じた場合は被害が考えられる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)については、配管の継手部分の損傷等軽微な被害と思われる。また、電気関係については比較的安全と思われ、停電時にも自家発電機を設置しているため揚水は可能である。

オ 配水池…PC構造となっているので躯体そのものが崩壊することはないと思われる。また流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑭ 青野水源地関係

ア 取水…当地区は泥、砂礫からなる地盤である。深井戸1号、2号井より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒砂が噴出し、濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管 送水管

…深井戸1号井から配水池着水井までに布設してある管路は、延長も長く、急傾斜地のため、山くずれが生じた場合は被害が考えられる。深井戸2号井は、着水井までの管路の延長も短いことから、被害も軽微と考えられる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソー

ダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…機械関係（ポンプ）については、配管の継手部分の損傷等軽微な被害と思われる。また、電気関係については比較的安全と思われる。

オ 配水池…愛鷹ローム層からなる地盤上にあるが、耐震構造となっているので、躯体そのものが崩壊することはない。

⑮ 古宇水源地関係

ア 取水…当地区は主に達磨山噴出物の安山岩等からなる地質で、一部には脆弱な部分も見られるが、さく井管が崩壊することは考えられない。しかし、一時的に微粒子が噴出し濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管…深井戸1号井から直接配水池一体構造の着水井に揚水している施設であり、延長も長く、急傾斜地に布設しているが大部分が耐震性のあるポリエチレン管を使用しているため、被害は軽微と思われる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…機械関係（ポンプ）については、配管の継手部分の損傷等軽微な被害と思われる。電気関係は屋外にあり一体構造のため被害は軽微と思われる。また、停電時には自家用発電機を設置しているため揚水は可能である。

オ 配水池…ステンレス製で耐震構造となっているので、躯体そのものが崩壊することはない。また流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑯ 江梨水源地関係

ア 取水…当地区は主に達磨山噴出物の安山岩等からなる地質で、一部は脆弱な部分も見られるが、さく井管が崩壊することは考えられない。しかし、一時的に微粒子が噴出し、濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管…水源井戸から直接配水池一体構造の着水井に揚水している施設であり、延長も短く耐震管を使用しているため、被害は軽微と思われる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…機械関係（ポンプ）については、配管継手部分の損傷等軽微な被害と思われる。電気関係については、屋外にあり、一体構造のため被害は軽微と思われる。また、停電時には自家用発電機を設置しているため揚水は可能である。

オ 配水池…ステンレス製で耐震構造となっているので、躯体そのものが崩壊することはない。また流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑰ 戸田地区関係

ア 新田水源地関係

(ア) 取水…山の斜面に横穴を掘り湧水を取水しており、岩で囲まれているが山崩れが生じた場合、崩壊があると思われる。

(イ) 送水管…水源から配水池まで減圧槽を介し、自然流下により送水してある管路は、延長も長く露出部もあり、塩化ビニール管を使用している箇所もことから、急傾斜地のため山崩れが生じた場合被害が考えられる。

(ウ) 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩

素酸ソーダによる被害はないと思われる。

(エ) 配水池…躯体そのものが崩壊することはないと思われる。

イ 達磨橋系統水源地関係

(ア) 取水…雉ヶ尾水源は、山の斜面に横穴を掘り湧水を取水しており、岩で囲まれているが山崩れが生じた場合、内部崩壊があると思われる。また、集水槽・接合槽も崩壊の危険性が高い。第5水源は、深井戸より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒子が噴出し濁りが発生することが考えられる。

(イ) 導水管…湧水を配水池まで送水している管路は減圧槽を介し、自然流下により送水している。急傾斜地に布設してあり、延長も長く露出部もあり、塩化ビニール管を使用している箇所もあることから、被害が考えられる。深井戸の送水管は鋼管を使用しているが、河川横断等の露出部の配管継手部の破損が考えられる。

(ウ) 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

(エ) 機械電気設備…機械関係（ポンプ）については、配管の継手部分の損傷等軽微な被害が考えられる。電気関係については、比較的安全と思われる。また、停電時には自家用発電機を設置しているため、揚水は可能である。

(オ) 配水池…達磨橋第1・第2・御浜・柳ヶ窪・烏ヶ原配水池は、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。達磨橋第1・第2、御浜、柳ヶ窪配水池には流出管部分に地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。また、平成27年度には達磨橋第3配水池を新設し供用している。

ウ 第3水源関係

(ア) 取水…水の使用量が多い夏場等に、達磨橋配水池からの配水管へポンプで直接加圧して給水している水源で、取水については、深井戸より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒子が噴出し濁りが発生することが考えられる。配水管までの接続管は、延長も短いことから被害は、軽微と考えられる。

(イ) 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

(ウ) 機械電気設備…機械・電気設備については屋内にあるが、倒壊等がなければ被害は軽微と考えられる。

⑱ 井田水源地関係

ア 取水…山間の表流水を取水している赤ノ田水源は、山崩れ等により取水口の崩壊が考えられる。井田水源については、深井戸より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われる。しかし、一時的に微粒子が噴出し濁りが発生することが考えられる。

イ 導水管…赤ノ田水源より緩速ろ過池までの管路は、延長も長く露出部もあり、塩化ビニール管を使用していることから、急傾斜地のため山崩れが生じた場合、被害が考えられる。井田水源の深井戸より直接配水池に送水されている管路は短いため被害は、軽微と思われる。

ウ 滅菌装置…次亜塩素酸ソーダ貯槽の倒壊等はないと思われるが、配管継手部の破損が考えられる。しかし、薬剤流出防止受皿を設置しているため、次亜塩素酸ソーダによる被害はないと思われる。

エ 機械電気設備…機械関係(ポンプ)については、配管継手部分の折損等の軽微な被害と思われ、電気関係についても軽微な被害と思われる。

オ 配水池…耐震性を有してないと思われ、亀裂等による損傷が考えられる。流出管部分には地震計をセットした緊急遮断弁を設置してある。

⑱ その他水道施設関係(専用水道)

ア 市内には 31 箇所の専用水道がある。28 箇所が深井戸より取水しているが、さく井管が崩壊することはないと思われるが、一時的に濁りが発生することが考えられる。残りの 3 箇所は市水の配水管からの取水のため、市水の管路に異常が無ければ取水は可能である。

イ 送水管、配水管等は耐震性を有していない塩化ビニール管等を多くの箇所が使用しており、被害があると思われる。

ウ 滅菌設備については、配管部分の折損等の軽微な損傷と思われ、タンク等も小容量のため損傷しても、被害は軽微と思われる。

エ 機械関係については、ポンプ本体は配管継手部分の折損等の軽微な被害と思われるが、送水管接続部に塩化ビニール管を使用しているところが多いため、配水池等への送水に影響が出ると考えられる。電気関係については、軽微な損傷と考えられる。

オ 受水槽、配水池については、FRP 製のパネルタンクを使用しているところが数多く、多少の耐震性はあると思われるが、緊急遮断弁が設置されていないため、接続部の配管が損傷した場合、貯水が不能と考えられる。

⑳ 配水管被害関係

本市の送・配水管は、各水源地、配水池からの管網で形成されている。耐震管の敷設も進めてはいるが、まだ、老朽管も多く、一部軟弱地盤に埋設されている。

管路は、継手部分の離脱、管の折損などの被害が予想される。また、管路の被害部位で、管種にもよるが、①折れ、②抜け、③割れ、に被害は集中するものと考えられる。特に、狩野川の橋梁に添架及び各河川に架設してある水管橋は、その接続部位の離脱が考えられる。

㉑ 給水装置被害関係

本市の給水装置は、昭和 55 年まで取り出し部分に鉛管、道路部は鋼管、宅地内は鋼管及びビニール管が使用され、昭和 56 年以降は、取り出し部分に伸縮継手を使用し、その先は耐衝撃性硬質塩化ビニール管を使用している。

給水管の被害は、地震動そのものと地盤変化に伴うものがあると考えられる。

鋼管、ビニール管は地震動に弱く、特に直管部より異形管部に被害が多く発生すると考えられる。

14-(2) ライフライン関係
(下水道)

下水道事業の概要

1. 公共下水道（污水）

\	中部処理区	内浦処理区	流域関連 西部処理区	狩野川左岸 処理区
都市計画決定時期(当初)	昭 42. 7. 13	昭 56. 1. 6	昭 62. 3. 23	平 7. 7. 31
事業認可時期(当初)	昭 42. 11. 9	昭 56. 3. 27	昭 62. 6. 9	平 7. 12. 22
排 除 方 式	分流式 一部合流式	分流式	分流式	分流式
全体計画面積(現在)	342.00 ha	51.68 ha	2,213.79 ha	545.00 ha
都市計画決定面積(現在)	342.00 ha	58.29 ha	2,187.00 ha	545.00 ha
事業認可面積(現在)	334.04 ha	51.68 ha	1,337.02 ha	441.08 ha
全体計画人口(現在)	18,830 人	1,790 人	97,400 人	29,420 人
事業認可人口(現在)	20,430 人	1,940 人	73,430 人	25,470 人
事業予定期間(年度)	昭和 42 年 ～令和 5 年	昭和 55 年 ～令和 5 年	昭和 62 年 ～令和 5 年	平成 7 年 ～令和 5 年

2. 特定環境保全公共下水道（污水）

	久連処理区	流域関連 西部処理区	狩野川左岸 処理区	戸田処理区
都市計画決定時期	——	昭 62. 3. 23	——	——
事業認可時期(当初)	昭 51. 8. 30	昭 62. 6. 9	平 7. 12. 22	平 15. 9. 2
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
全体計画面積(現在)	9.50 ha	260.77 ha	128.56 ha	86.00 ha
都市計画決定面積(現在)	——	235.00 ha	——	——
事業認可面積(現在)	9.50 ha	201.32 ha	111.46 ha	86.00 ha
全体計画人口(現在)	290 人	4,670 人	2,790 人	2,320 人
事業認可人口(現在)	310 人	4,670 人	2,960 人	2,520 人
事業予定期間(年度)	昭和 51 年 ～令和 5 年	昭和 62 年 ～令和 5 年	平成 7 年 ～令和 5 年	平成 15 年 ～令和 5 年

3. 公共下水道（雨水）

	中部処理区	流域関連 西部処理区	狩野川左岸 処理区
都市計画決定時期	昭 42. 7. 13	昭 62. 3. 23	平 7. 7. 31
事業認可時期(当初)	昭 42. 11. 9	——	——
全体計画排水面積(現在)	333.00 ha	3,409.04 ha	780.00 ha
都市計画決定排水面積(現在)	342.00 ha	2,422.00 ha	545.00 ha
事業認可排水面積(現在)	333.00 ha	——	——

4. 処理場施設（全体計画）

名 称	処理人口	処理能力	処理方法	位 置	摘 要
中 部 浄化プラント	人 18,830	m ³ /日 26,460	標 準 活性汚泥法	千 本	供用開始 昭和53年11月
久 連 浄化センター	290	612	長 時 間 エアレーション法	久 連	供用開始 昭和54年4月
重 須 浄化センター	1,790	2,687	長 時 間 エアレーション法	重 須	供用開始 昭和61年3月
南 部 浄化センター	43,310 (清水町含む)	26,000	標 準 活性汚泥法	江 浦	供用開始 平成16年3月
西 部 浄化センター	255,720 (三島市・裾野 市・清水町・長 泉町含む)	147,400	標 準 活性汚泥法	原 女鹿塚	県施行 (H30 狩野川西部 流域下水道 維持 管理年報より)
戸 田 浄化センター	2,320	2,140	膜 分 離 活性汚泥法	戸 田	県代行 供用開始 平成20年3月

5. ポンプ場施設（全体計画）

名 称	排水面積	排水能力	放流先	位 置	摘 要
中 部 ポンプ場	h a 196.20 (合流区域)	晴天時最大 14.76 m ³ /分 雨天時最大 1,014.66 m ³ /分	中部浄化 プラント及 び観音川	千 本	運転開始 昭和45年
松 下 中継ポンプ場	145.80 (分流区域)	晴天時最大 10.04 m ³ /分	中部浄化 プラント	松 下	運転開始 昭和62年
長 浜 中継ポンプ場	51.68	晴天時最大 2.40 m ³ /分	重須浄化 センター	長 浜	運転開始 昭和61年
三枚橋 中継ポンプ場	210.87	晴天時最大 4.32 m ³ /分	西部第7 接続点	三枚橋町	運転開始 平成9年

処 理 場 等 施 設 一 覧

【処理場】7施設

処理区名	施設名等	連絡先(Tel)	連絡先(Fax)	委託先
中部処理区	中部浄化プラント（中部ポンプ場）	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-963-6030、Fax:055-941-9285)
狩野川左岸処理区	南部浄化センター	055-939-0811	055-939-0821	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-928-0210、Fax:055-928-0212)
内浦処理区	重須浄化センター	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-928-0210、Fax:055-928-0212)
久連処理区	久連浄化センター	—	—	
戸田処理区	戸田浄化センター	—	—	
江梨地区	江梨浄化センター	—	—	
井田地区	井田浄化センター	—	—	

【ポンプ場】3施設

処理区名	施設名等	連絡先(Tel)	連絡先(Fax)	委託先
中部処理区	松下中継ポンプ場	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-963-6030、Fax:055-941-9285)
内浦処理区	長浜中継ポンプ場	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-928-0210、Fax:055-928-0212)
西部処理区	三枚橋中継ポンプ場	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-963-6030、Fax:055-941-9285)

【マンホールポンプ】27施設

処理区名	施設名等	連絡先(Tel)	連絡先(Fax)	委託先
中部処理区	大手町マンホールポンプ	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-963-6030、Fax:055-941-9285)
狩野川左岸処理区	江浦マンホールポンプ	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-928-0210、Fax:055-928-0212)
	多比マンホールポンプ	—	—	
	口野マンホールポンプ	—	—	
	口野尾高マンホールポンプ	—	—	
	内浦処理区	三津マンホールポンプ	—	
西部処理区	重寺マンホールポンプ	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-963-6030、Fax:055-941-9285)
	ニュータウン原マンホールポンプ	—	—	
	松長マンホールポンプ	—	—	
	西熊堂マンホールポンプ	—	—	
	岡一色マンホールポンプ	—	—	
	杉崎町マンホールポンプ	—	—	
	東熊堂マンホールポンプ	—	—	
	東熊2マンホールポンプ	—	—	
	高砂町マンホールポンプ	—	—	
	大岡マンホールポンプ	—	—	
	日吉マンホールポンプ	—	—	
戸田処理区	戸田場外マンホールポンプ	—	—	明電ファシリティサービス(株) (Tel:055-928-0210、Fax:055-928-0212)
	大中島マンホールポンプ	—	—	
	小中島マンホールポンプ	—	—	
	御浜マンホールポンプ	—	—	
	牛ヶ洞マンホールポンプ	—	—	
	大浦マンホールポンプ	—	—	
	入浜マンホールポンプ	—	—	
	中島上マンホールポンプ	—	—	
	平戸マンホールポンプ	—	—	
井田地区	井田マンホールポンプ	—	—	

所有資機材一覧

(1) 機械器具・資機材

名称	型式	数量	備考	名称	型式	数量	備考
発電機	100V 二相2線式	2台	水道庁舎倉庫	プレートコンパクター	エンジン式	1台	三枚橋倉庫
水中ポンプ	口径 50mm	2台	水道庁舎倉庫	カンツール	管詰り用セット・工具	2台	原ニュータウン倉庫
	口径 50mm	3台	三枚橋倉庫	ポール	測量用	6本	水道庁舎倉庫
パッカー	エア-拡張 φ600	1台	原ニュータウン倉庫	工事黒板		5枚	車両積載
	エア-拡張 φ300×500	1台	三枚橋倉庫	土嚢袋	200枚入り	5袋	三枚橋倉庫
	エア-拡張 φ300	6台	三枚橋倉庫		50枚入り	2袋	三枚橋倉庫
	トメール φ300	1台	三枚橋倉庫	トラロープ	100m巻	7巻	三枚橋倉庫
	エア-拡張 φ250	6台	三枚橋倉庫		50m巻	1巻	水道庁舎倉庫
	トメール φ250	2台	三枚橋倉庫	カラーコーン	赤	28個	三枚橋倉庫
	エア-拡張 φ200	2台	三枚橋倉庫	コーンバー	カラーコーン用(黄・黒)	22本	三枚橋倉庫
	トメール φ150	1台	三枚橋倉庫	工事看板		5枚	三枚橋倉庫
マンホールキー	現行式対応	5本	車両積載	バリケード	水式おもり付	10基	三枚橋倉庫
投光器	コンセント用ライト	2台	三枚橋倉庫	矢印看板		4基	三枚橋倉庫
コードリール	50m	2台	水道庁舎倉庫	点滅ライト	ソーラー電池式	19個	三枚橋倉庫
スコップ	角型	4本	三枚橋倉庫	懐中電灯		1個	三枚橋倉庫
つるはし		2丁	三枚橋倉庫	サニーホース	口径 50mm	1巻	三枚橋倉庫

(2) 施設管理センター所有発電機設備等

使用場所	機器	品名	タンク容量(ℓ)	最低保管容量(ℓ)	時間使用量(ℓ)	緊急時連続運転可能時間(H)
中部浄化プラント	ボイラ	灯油	10,000	1,500	100	15
中部浄化プラント	自家発	A重油	2,000	1,200	60	20
中部ポンプ場	共通	A重油	25,000	20,000	480	42
中部ポンプ場	自家発	A重油	1,950	730	300	2.4
中部ポンプ場	雨水エンジン	A重油	1,500	700	180(60×3台)	3.8
松下中継ポンプ場	自家発	A重油	1,000	500	20	25
三枚橋中継ポンプ場	自家発	A重油	700	400	20	20
南部浄化センター	自家発	A重油	7,000	4,000	300	13
重須浄化センター	自家発	軽油	937	700	60	12
長浜中継ポンプ場	自家発	軽油	390	300	20	15
久連浄化センター	自家発	軽油	623	550	42	13
戸田浄化センター	自家発	軽油	900	500	40	13
江梨浄化センター						
井田浄化センター						
中部浄化プラント	可搬式発電機	軽油	65		4.0(75%)	16.4
南部浄化センター	可搬式発電機	軽油	125		8.9(75%)	14
南部浄化センター	可搬式発電機	軽油	78			
久連浄化センター	可搬式発電機	軽油	62		3.9(75%)	15.9
戸田浄化センター	可搬式発電機	軽油	62		3.9(75%)	15.9

(3) 施設管理センター所有薬品タンク等

使用場所	目的	品名	タンク容量 (有効容量)	最低保管容量 kg(m ³)	発注時残量 kg(m ³)	発注量 kg(m ³)	時間 使用量(L)	緊急時連続運転 可能時間(H)
中部浄化プラント	放流水消毒	次亜塩素	6.0m ³ ×2槽 (5.0m ³)	5,200 (4.5)	6,612 (5.8)	6,000 (5.3)	12.5	365
	汚泥脱水	凝集剤	5.0m ³ ×2槽	400 (40袋)	600 (60袋)	500 (50袋)		
	汚泥脱水	ポリ鉄	5.0m ³ ×2槽	4,400 (3.0)	7,540 (5.2)	8,000 (5.5)		
南部浄化センター	放流水消毒	次亜塩素	5.0m ³	1,482 (1.3)	2,070 (1.8)	4,000 (3.5)	3	470
	汚泥脱水	凝集剤	17.0m ³	300 (20袋)	450 (30袋)	450 (30袋)		
	汚泥脱水	ポリ鉄	5.0m ³	2,755 (1.9)	3,300 (2.3)	4,000 (2.8)		
重須浄化センター	放流水消毒	次亜塩素	1000L (1500L)	240 (211L)	300 (263L)	1000 (877L)	0.7	300
久連浄化センター	放流水消毒	次亜塩素	200L	40 (35L)	60 (26L)	※200 (175L)	0.1	350
戸田浄化センター	汚泥脱水	凝集剤	250L	30 (30L)	80 (80L)	100 (100L)		
	汚泥脱水	ポリ鉄	3.0m ³ (2.2m ³)	500 (0.35)	600 (0.41)	2,000 (1.38)		
江梨浄化センター	放流水消毒	次亜塩素	100L	40 (35L)	60 (26L)	※200 (175L)	0.1	350
井田浄化センター	放流水消毒	次亜塩素	固形塩素	2(2kg×1袋)	4(2kg×2袋)	20(2kg×10袋)		

※久連浄化センター及び江梨浄化センターの次亜塩素は一括管理

(4)施設管理センター所有水中ポンプ管理表

No.	処理場	口径	液質	電圧	定格出力	定格電流	揚程	吐出量	現在の使用場所
1	南部	80mm	(陸上)	200V	3.7kW	15.8A	10.5m	0.8m ³ /min	沈砂池棟
2		50mm	水中用	200V	0.75kW	4.1A	16.5m	0.03m ³ /min	ポンプ倉庫
3		50mm	水中用	200V	0.75kW	4.1A	14.5m	0.035m ³ /min	ポンプ倉庫
4		50mm	水中用	100V	0.4kW	7.1A	8.0m	0.1m ³ /min	ポンプ倉庫
5		50mm	水中用	100V	0.61kW	8.0A	8.0/6.0m	0.08/0.15m ³ /min	初沈スカムピット用 フリクト付
6		25mm	水中用(低水)	100V	0.5kW	6.7A	11.0m	0.11m ³ /min	ポンプ倉庫
7	中部	50mm	水中用	100V	0.4kW	8.0A	8.0/6.0m	0.08/0.15m ³ /min	ブロワ室
8		50mm	水中用	100V	0.4kW	7.6A	8.0/6.0m	0.08/0.15m ³ /min	ブロワ室
9		40mm	水中用	100V	0.25kW	6.7A	8.0/6.0m	0.08/0.15m ³ /min	ブロワ室
10		25mm	水中用	100V	0.35kW	5.4A	1.0/5.0/8.5m	0.91/0.53/0.13m ³ /min	ポンプ場
11	戸田	50mm	水中用	200V	0.4kW	2.3A		0.05m ³ /min	No.2-1床排水ポンプ
12		50mm	水中用	200V	0.4kW	2.3A		0.05m ³ /min	No.2-2床排水ポンプ
13		50mm	水中用	100V	0.48kW	6.8A	8.0m	0.12m ³ /min	No.1無酸素タンク採水用
14	重須	50mm	水中用	200V	1.2kW		14.5m	0.035m ³ /min	No.3反応槽排水用
15		50mm	水中用	200V	0.75kW	4.1A	16.5m	0.03/0.34m ³ /min	汎用
16		50mm	水中用	200V	0.75kW	3.7A	9.0m	0.2m ³ /min	汎用 フリクト付
17		50mm	水中用	200V	0.75kW	3.7A	8.8m	0.22m ³ /min	汎用 フリクト付
18		50mm	水中用	100V	0.61kW	8.0A	8.0/6.0m	0.08/0.15m ³ /min	汎用 フリクト付
19		50mm	水中用	100V	0.4kW	9.0A	14.6m	0.03m ³ /min	1/2系中間水用
20		50mm	水中用	100V	0.4kW	7.3A	6.5m	0.15m ³ /min	汎用 フリクト付
21		50mm	水中用	100V	0.25kW	6.1A	6.3/4.0m	0.055/0.12m ³ /min	3/4系中間水用
22		50mm	水中用	100V					汎用
23	久連	50mm	水中用	100V	0.4kW	7.3A	6.5m	0.15m ³ /min	調整槽定量ポンプ
24	江梨	50mm	水中用	100V	0.69kW	9.0A	14.6m	0.03m ³ /min	中間水用
25	井田	50mm	水中用	200V	0.75kw	3.7A	—	0.22m ³ /min	流入移送ポンプ
26		25mm	水中用(低水)	100V	0.5kW	6.7A	11.0m	0.11m ³ /min	中間水用

(5) 下水道整備課所有車両

所有車両：9台 (無線車：5台 放送車：0台)

番号	車両番号	車名	無線	放送設備 有 無	配 備 用 途		備 考
					全 般	処理場	
1	6-33	スズキエブリイ	防災無線 (840) 簡易無線 (ch5)	無	○		軽ワゴン車【下水道維持係】
2	37-02	スズキエブリイ	防災無線 (840)	無	○		軽ワゴン車【流域下水道係】
3	27-35	日産エキスパート	簡易無線 (ch5)	無	○		ライトバン【流域下水道係】
4	86-07	スズキエブリイ	防災無線 (840)	無	○		軽ワゴン車【公共下水道係】
5	68-85	日産ADバン	簡易無線 (ch5)	無	○		ライトバン【公共下水道係】
6	69-81	スズキエブリイ	無	無		○	軽ワゴン車【施設管理センター】
7	・963	日野デュトロ	無	無		○	普通トラック【施設管理センター】
8	68-84	日産ADバン	無	無		○	ライトバン【施設管理センター】
9	10-21	スズキエブリイ	無	無		○	軽ワゴン車【施設管理センター】
計	9台		6台	0台	5台	4台	

下水道施設の被害想定

施設名	被害想定	
管 渠	ソケット部、マンホール接合部に破損を生じ、特に軟弱地盤は被害が大きく流下不能となる。	
取付管	柵取付部及びソケット部が破損し、流下機能に支障が生じる。 陶管はほとんどが破壊により使用不能となる。	
マンホール	マンホール本体、インパルトに亀裂が生じ軟弱地盤ではマンホールに沈下浮上が起こる。	
樋門、制水扉	門扉に歪みが生じ開閉不能となる。	
水 処 理 施 設	(建築土木)	部分的に亀裂を生じ伸縮継手個所のずれにより不等沈下が起る。 水路（初沈よりエアタン、初沈より直接放流）の亀裂による汚水の漏洩
	(機 械)	ゲート及び掻上機等に歪みを生じ運転不能となる。ポンプ類は軸の狂いにより運転不能となり、管廊内浸水によりポンプ及び補器類は水没。 ばっ気ブロアーは、配管の亀裂により運転不能となる。 初沈センター軸の転倒 終沈フライトチェーンの脱落 ボイラー室の浸水（津波） 自家発施設の浸水（ 〃 ） ブロアー基礎柱の破損
	(電 気)	現場操作盤の倒壊、ケーブルの切断、場内放送施設破損
	(配 管)	コンクリート貫通部継手部の亀裂破損
管 理 棟	(建 築)	部分的に亀裂を生じ伸縮継手個所にずれを生じる。
	(機 械)	衛生設備、空調設備等配管の破損、消火器の転倒
	(電 気)	自家発電設備の補器類及び配管の破損により使用不能、操作盤の転倒、配線の切断、照明器具類は落下破損。火災報知器の作動不能。
汚 泥 処 理 施 設	(建築土木)	消化槽亀裂によるガス洩れ及び不等沈下による管の破損、ガスタンク不等沈下によるガス洩れ、管の亀裂による汚泥の漏洩
	(機 械)	ポンプ類、電動弁等地下にあるものは水没する。 脱臭送風機の倒壊
	(電 気)	水処理施設と同じ

滅菌施設	(機械)	次亜塩タンクの取出管破損により滅菌剤が漏洩するが、防液堤により流出は避けられる。
ポンプ場施設	<p>冷却水タンクの落下</p> <p>雨水及び汚水沈砂池の浮上</p> <p>汚水ポンプ井壁亀裂によるポンプ室の浸水、汚水送水管の破損、貯水槽の亀裂による漏水</p> <p>沈砂池天井及び壁面ALCの落下並びに転倒による機器電気部品の破損</p>	

14-(3) ライフライン関係
(危険物)

危険物製造所等の施設の現況

危険物の種類 製造所等の別		単 独						混 在	合 計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		
製 造 所					3				3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	1		1	92			4	98
	屋外タンク貯蔵所				31				31
	屋内タンク貯蔵所				26				26
	地下タンク貯蔵所				82				82
	簡易タンク貯蔵所				3				3
	移動タンク貯蔵所				89				89
	屋 外 貯 蔵 所				21				21
取 扱 所	給 油 取 扱 所				86				86
	第1種販売取扱所				4				4
	第2種販売取扱所				1				1
	一 般 取 扱 所				68			1	69
合 計		1		1	506			10	513

(危険物製造所等)

番号	名称	所在地	区分	総貯蔵 取扱量	予防規程 の有無	備考
1	沼津埠頭(株)	本字千本1905-29	一般取扱所 屋外タンク	180kℓ 990kℓ	有	1施設 1基
2	沼津通運倉庫(株)	本字千本1905-29	一般取扱所 屋外タンク	180kℓ 930kℓ	有	1施設 1基
3	(株)リコー沼津事業所 南プラント	本田町16-1	製造所 一般取扱所	10kℓ 221kℓ	有	7施設
4	芝浦機械(株)沼津事業所	大岡2068-3	一般取扱所	42kℓ	有	1施設
5	(株)リコー沼津事業所 北プラント	西沢田146-1	製造所 一般取扱所	10kℓ 42kℓ	有	3施設
6	(株)フジセキ	蛇松町34	一般取扱所	49.5kℓ	有	1施設
7	エヌイーケムキャット(株) 沼津事業所	一本松678	一般取扱所	22kℓ	有	1施設
8	(株)明電舎沼津事業所	東間門515	一般取扱所	70kℓ	有	1施設
9	戸田漁業協同組合	戸田1 地先	一般取扱所 屋外タンク	160kℓ 1470kℓ	有	1施設 3基
10	戸田漁業協同組合	戸田547-1 地先	一般取扱所	50kℓ	有	1施設

(予防規程の届け出が必要なもの)

※ 給油取扱所を除く

(放射性物質取扱施設)

番号	名 称	所 在 地	R Iの種類	備考
1	沼津市立病院	東椎路字春ノ木550	Tc-99m・Tc-Mo・ I-123・I-131・Tl-201・ Ga-67・In-111・Sr-89	
2	芝浦セムテック(株)	大岡2068-3	63Ni	
3	(財)東海検診センター	新沢田8-7	63Ni	
4	(株)明電舎沼津事業所	東間門字中溝515	63Ni	
5	微生物科学研究所沼津支所	宮本字元野18-24	45Ca・125I・35S 32P・3H・131I 59Fe・51Cr・14C	
6	東海プラント(株) (アセスビル)	本字市道816-5	63Ni	
7	東海プラント分析センター(株)	大諏訪510-1	63Ni	
8	防災メンテナンス(有)	足高287-20	60Co	

(届け出あるもの)

(元素記号)

記号	元 素	記号	元 素	記号	元 素
Ac	アクチニウム	Ga	ガリウム	Ra	ラジウム
Ag	銀	Ge	ゲルマニウム	Rn	ラドン
Al	アルミニウム	H	水素	Ru	ルテニウム
Am	アメリシウム	Hg	水銀	S	硫黄
As	ヒ素	I	ヨウ素	Sc	スカンジウム
Ba	バリウム	In	インジウム	Se	セレン
Be	ベリリウム	Ir	イリジウム	Sb	アンチモン
Bi	ビスマス	K	カリウム	Sm	サマリウム
Br	臭素	Kr	クリプトン	Sn	スズ
C	炭素	Lu	ルテチウム	Sr	ストロンチウム
Ca	カルシウム	Mg	マグネシウム	Ta	タンタル
Cd	カドミウム	Mn	マンガン	Tc	テクネチウム
Ce	セリウム	Mo	モリブデン	Te	テルル
Cl	塩素	Na	ナトリウム	Tl	タリウム
Co	コバルト	Nb	ニオブ	V	バナジウム
Cr	クロム	Ni	ニッケル	W	タングステン
Cs	セシウム	P	リン	Xe	キセノン
Cu	銅	Pa	プロトアクチニウム	Y	イットリウム
Dy	ジスプロシウム	Pb	鉛	Yb	イッテルビウム
Fe	鉄	Pm	プロメチウム	Zn	亜鉛
Fp	核分裂生成物	Po	ポロニウム	Zr	ジルコニウム

14-(4) ライフライン関係
(ガ ス)

ガス施設の状況

会社名	種別	施設名	基	能力	単位	備考
静岡ガス株式会社	幹線・送出 管理センター	貯蔵設備 廃止のため 0基				

会社名	種別	施設名	基	能力	単位	備考
清水エルエヌジー株式会社	袖師基地	発生設備	8	451,111	m ³ N/時	L N G L P G
	〃	貯蔵設備	3	337,900	kℓ	
	〃	〃	6	8,346	k1	

会社名	供給区域	需要戸数	備考
静岡ガス株式会社	東 部 支 社 沼 津 市	42,428※	

※2022年12月の使用中戸数

(酸 素)

番号	事業所名	所在地	
1	百一産業(株)	沼津市沼北町2丁目15-2	37, 263. 0m ³
2	土井鋼材(株)沼津事業所	沼津市原656-4	5, 109. 48m ³

(ガス供給施設)

番号	名称	所在地	ガスの種類	備考
1	日本ガス興業(株)原基地	沼津市原430	液化石油ガス	
2	富士ツバメ(株)沼津支店	沼津市植田20	〃	
3	(株)ウシオガス	沼津市原2606-29	〃	
4	(株)鈴与ガス あんしんネット三島	沼津市大岡1	〃	
5	佐藤運輸(株)	沼津市根古屋1024-7	〃	H9. 5. 21場所 移動(移動 式)
6	(株)フジヤガバナンス 沼津オートガススタンド	沼津市大岡1514-1	〃	

(危害予防規程の届出が必要なもの)

市内ガス事業者一覧表

(都市ガス)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
静岡ガス(株)東部支社	410-0012	岡一色809	927-2811	

(エルピーガス)

第1ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	(株)ウシオガス	410-0312	原2606-29	966-1528	
2	栗田商店	410-0319	井出1254	966-4366	
3	サイトウプロパン	410-0309	根古屋136-42	966-4101	
4	(有)杉山丑雄商店	410-0312	原346	966-0161	
5	富士ツバメ(株) 沼津支店	410-0316	植田20	966-5321	
6	日本ガス興業(株) 原基地	410-0312	原430	966-1101	
7	ジェイエイ静岡 燃料サービス(株) 沼津営業所	410-0315	桃里林添120-2	966-1662	
8	(株)ハローG沼津支店	410-0309	根古屋155-1	955-9742	

第2ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	伊海商店	410-0103	江浦137-1	939-0022	
2	(有)大谷油店	410-0241	西浦古宇1079	942-3055	
3	塩川総業(株)	410-0822	下香貫塚田2263	931-1391	
4	(有)マキヤ燃料	410-0106	志下217	931-1456	
5	西浦プロパンガス 商会	410-0231	西浦木負767-10	942-2275	
6	(株)山崎商店	410-0223	内浦三津193	943-2319	

第 3 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	(有)市川酸素	410-0831	市場町16-7	931-0893	
2	(株)サイサン 沼津営業所	410-0821	大平2921-1	932-2464	
3	(有)鈴木ガス工業	410-0822	下香貫宮脇337-9	931-1995	
4	(有)タケナカ	410-0832	御幸町9-27	931-5176	
5	富士伊豆農業協同 組合	411-0803	三島市大場491	979-1037	

第 4 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	植松燃料(株)	410-0867	真砂町9-2	962-2170	
2	真野燃料(株)	410-0848	千本西町29	962-0833	
3	鈴与商事(株) 沼津LPGセンター	410-0022	大岡1	972-4801	
4	日本ガス興業(株) 沼津営業所	410-0022	大岡422	962-3445	

第 5 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	(株)T O K A I 沼津支店	410-0003	新沢田町2-21	921-5390	
2	(株)百一酸素	410-0058	沼北町2-15-33	921-0192	
3	静岡ガスエネルギー 一(株)東部支店	410-0012	岡一色808	927-3720	
4	エネジン(株) 沼津営業所	410-0062	宮前町10-2	929-8377	

第 6 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	レモンガス(株) 沼津支店	410-0007	西沢田399-3	924-4355	
2	富士酸素工業(株) 沼津支店	410-0007	西沢田131-1	929-1919	

第 7 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	戸田漁業協同組合	410-3402	戸田339	0558-94-2081	
2	(有)へダ設備工業部	410-3402	戸田1087-2	0558-94-2120	
3	山崎商事(株)	410-3402	戸田68-53	0558-94-3321	
4	山崎商店	410-3402	戸田914-2	0558-94-2133	

沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領

〔 制 定 平成28年4月1日 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県地下道等安全対策推進要綱（昭和55年静岡県告示第1021号）第2章第7に基づく沼津市ガス保安対策連絡会議（以下「市連絡会議」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時におけるガスの安全対策に関すること。
- (2) 異常時における緊急措置に関すること。
- (3) その他ガスの保安対策上必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 市連絡会議は、防災行政機関、指定公共機関、ガス事業者等及びガス使用者等の中から別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 会長は、市長をもって充て、会議を総理する。
- 3 副会長は、危機管理監及び建設部長をもって充て、会長を補佐する。

(会議)

第4条 市連絡会議は、会長が招集し、その座長となる。

- 2 特別の事項を審議するために必要があるときは、専門家の参画を求めることができる。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、市連絡会議の議事その他市連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(庶務)

第6条 市連絡会議の庶務は、危機管理課において行う。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

区 分	委 員 名
<p>防災行政機関</p> <p>指定公共機関</p> <p>ガス事業者等</p> <p>ガス使用者等</p>	<p>沼津市長</p> <p>沼津市危機管理監</p> <p>沼津市建設部長</p> <p>沼津市産業振興部長</p> <p>沼津市生活環境部長</p> <p>沼津市都市計画部長</p> <p>沼津市水道部長</p> <p>沼津警察署長</p> <p>駿東伊豆消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社長</p> <p>西日本電信電話株式会社静岡支店長</p> <p>静岡ガス株式会社東部導管ネットワークセンター長</p> <p>一般社団法人静岡県LPガス協会東部支部沼津地区長</p> <p>市内に居住する者又は勤務する者、都市ガス及びLPガスの使用者についてそれぞれのうちから1名とする。</p> <p>沼津市大型店会会長</p> <p>静岡県飲食業生活衛生同業組合沼津支部長</p>

ガス爆発事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、沼津市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故等（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生に際し、第2条に規定する関係各機関相互の連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協定し、現場活動の円滑化を図り被害を最小限に止めることを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定は、次に掲げる各機関（以下「協定機関」という。）相互間において締結するものとする。

- (1) 沼津市
- (2) 沼津警察署
- (3) 駿東伊豆消防本部
- (4) 静岡ガス株式会社東部支社
- (5) 社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部沼津地区会
- (6) 東京電力株式会社沼津支店沼津営業所
- (7) 東京電力株式会社沼津支店三島営業所
- (8) 東京電力株式会社沼津支店大仁営業所

(協定の対象とする事故等)

第3条 この協定の対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) 故意によるガス放出事故
- (5) その他協定機関の対応を必要とする事故

(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）における協定機関の任務分担は、次のとおりとする。

- (1) 火災警戒区域又は消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定
 - ア. 消防機関が行うことを原則とする。
 - イ. 警察機関は、消防機関の行う火災警戒区域等の設定に協力するものとする。
- (2) ガス検知活動
 - ア. 第2条第3号、第4号に掲げる協定機関（以下「ガス事業者等」という。）が行うことを原則とする。
 - イ. 消防機関は、火災警戒区域の設定に必要なガス検知活動を行うものとする。
- (3) 交通規制
 - 警察機関が行うものとする。
- (4) 避難の指示
 - ア. 警察機関が行うことを原則とする。
 - イ. 消防機関は、警察機関の行う避難の指示に協力するものとする。
- (5) 電気の供給遮断等
 - 東京電力株式会社沼津支店沼津営業所、三島営業所、大仁営業所（以下「東京電力」という。）が行うものとする。
- (6) ガスの遮断等

ア. ガス事業者が遮断等を行うことを原則とする。

イ. 消防機関がガス事業者等より先に現場に到着し、ガス事業者等が未到着の場合等で、消防機関が爆発等の二次災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、消防機関がガスの遮断装置等の操作を行うことができるものとする。

(7) 救助、救出活動

消防機関及び警察機関が行うことを原則とする。

(8) 漏洩ガス、滞留ガスの処理

ガス事業者等が行うことを原則とする。

(9) 現場広報

協定機関は、それぞれの任務分担に応じた現場広報を行うものとする。

(通報の取扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者から通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報をするものとする。ただし、ガス事業者等が覚知した場合で当該ガス漏れ事故等に対して、ガス事業者等が独自で処理できると判断したときは、通報しないことができる。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等を覚知し、又は通報を受けた関係する協定機関は、直ちに出動するものとする。

2 各協定機関の出動体制は、第4条に定めるそれぞれの任務分担に応じ、この協定に定める現場の活動が有効、的確かつその責任を完遂できる体制とすること。

(現場本部の設置)

第7条 現場に到着した協定機関の現場責任者は、直ちに集合、協議により必要に応じ、現場付近にガス漏れ事故等現場本部（以下「現場本部」という。）を速やかに設置する。

2 現場本部が設置された場合は、消防の現場本部旗等により、その位置を標示するものとする。

(現場の協議)

第8条 現場本部は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、各協定機関は、任務分担に応じ必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報の処理に関すること。
- (2) 火災警戒区域等の設定及び範囲に関すること。
- (3) 救助、救出活動に関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) 住民等に関する避難の指示の要否及び範囲に関すること。
- (6) 住民等に対する火気使用制限等の広報に関すること。
- (7) 電気の供給遮断の要否及び範囲並びに電気遮断区域内の送電可否及び範囲に関すること。
- (8) ガスの遮断の要否及び範囲に関すること。
- (9) 漏洩ガス、滞留ガスの処理に関すること。
- (10) 建物等への進入方法に関すること。
- (11) その他必要な事項。

2 現場本部が設置されていない場合においては、消防の現場最高指揮者を中心に協議して必要な措置をとるものとする。

(現場の活動)

第9条 協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、それぞれの現場活動を行うものとする。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、原則として次のとおりとする。ただし、必要に応じて設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア. 地下街等

当該地下街等全体及びその地上部分にあつては、ガス漏れ場所から半径100メートルを越える範囲

イ. その他の場所

ガス漏れ場所から半径100メートルを越える範囲

(2) ガス検知活動

ア. ガス事業者等及び消防機関はガス検知活動を行う場合は相互に緊密な連携を保ち、迅速かつ的確に行うものとする。

イ. ガス爆発危険区域は、おおむねガス爆発下限界の3分の1以上のガス濃度の区域とし、当該濃度のガスを検知した場合は、直ちに現場本部に報告し、必要な措置をとるものとする。

(3) 電気の供給遮断等

東京電力は、現場本部又は協定機関の指示、要請により現場の電気の供給遮断及び同遮断区域内で災害発生のおそれがなく送電可能となった区域の送電作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 自家用電気工作物内の電気の遮断

現場において電気事業法第66条第2項に定める自家用電気工作物内の電気の遮断を必要とする場合は、現場本部から当該自家用電気工作物の設置者に、電気の遮断を指示するものとする。ただし、設置者からの遮断要請を受けた場合、又は設置者に遮断指示が不能な場合で緊急に遮断を要する場合は、現場本部又は協定機関の指示、要請により東京電力が遮断の作業を行うものとする。

(5) ガス事業者等によるガスの遮断又は修理等

ガス事業者等は、事故の内容によりガスの遮断又はガス漏洩箇所の探索及び修理等の必要な作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(6) 消防機関によるガスの遮断等

消防機関が緊急やむを得ずガスの遮断等を行ったときは、現場に到着したガス事業者等に遮断等の措置の内容を説明し、ガス事業者等は遮断等の状況の再確認をするほか、事後の処置等を引き継ぐものとする。

(7) 情報の収集、処理

収集された情報の処理は、現場本部において協定機関の現場の責任者で協議し処理するものとする。

(8) 交通規制及び避難の指示

ア. 警察機関は、現場付近の交通規制を行うとともに、消防機関の協力を得て火災警戒区域等の区域内にある住民等に対し適切な避難の指示を実施する。

イ. 避難の指示は、ガス事業者等と緊密な連携を保ち、特にガス爆発危険区域内の住民等を最優先に行うものとする。

(9) 救助、救出活動の協力

消防機関及び警察機関は、緊密な連携のもとに他の協定機関の協力を得て、救助救出活動を行うものとする。

(10) 漏洩ガス、滞留ガス処理の協力

現場に出動した協定機関は、緊密な連携を保ちガス事業者等の行う漏洩ガス、滞留ガス排除活動に協力するものとする。

(事後の措置等)

第10条 現場本部又は出動した協定機関の協議により、災害発生のおそれなくなったと認められた場合における事後措置は、第4条に定める任務分担の機関が次の各号により行うものとする。

(1) 火災警戒区域等の解除

ア. 消防機関は、速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

イ. 警察機関は、速やかに交通規制及び避難の指示を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 電気の再供給

東京電力は、電気再供給に関する必要な措置を講じたうえで、電気遮断後の供給再開を行うものとする。

(3) ガスの再供給

ガス事業者等は、ガス利用者等に対する必要事項の周知及び個別点検等二次災害発生の防止措置を講じたうえでガス遮断後のガス供給再開を行うものとする。

(共同訓練の実施)

第11条 協定機関は、本協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(連絡会議)

第12条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、それぞれ関係する協定機関相互間で協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生)

第14条 この協定書は、昭和56年3月14日から効力を発するものとする。

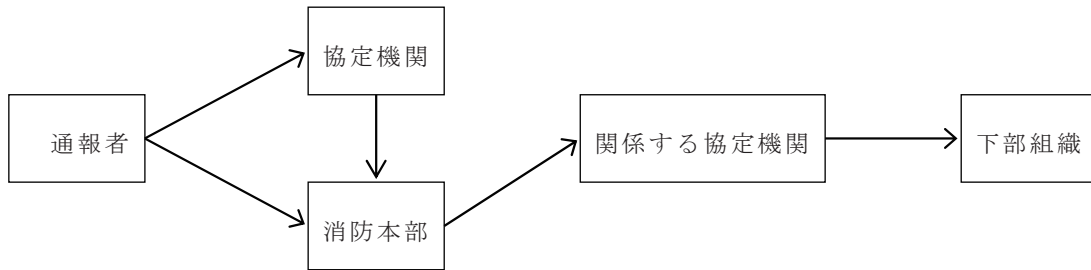
(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため、協定書7通を作成し協定機関がそれぞれ署名押印して各1通を保管する。

昭和56年3月14日

(別 表)

ガス漏れ事故等の連絡系統



連絡に用いる電話番号表

機 関 の 名 称	電 話		加入電話
	緊急電話	専用電話	
沼津市			931-4803
沼津警察署	110		952-0110
駿東伊豆消防本部	119		920-0119
静岡ガス株式会社 東部支社	927-2814		927-2811
静岡県プロパンガス協会 東部支部沼津地区会	923-1070		923-1070
東京電力株式会社沼津支店 沼津営業所			963-0170
東京電力株式会社沼津支店 三島営業所			沼津事業所より連絡
東京電力株式会社沼津支店 大仁営業所			沼津事業所より連絡

15 応急復旧関係

表2-5-14.15
 応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表

令和4年12月5日作成

沼津市災害対策本部 (代表番号 931-3411、931-4400、931-4401 防災無線 201、202、203、204、205)														
本部長 土木・建設部長					危機管理課(防災地震係)934-4803 防災無線611									
市管理班(道路管理課長 934-4788 建設デザイン調整室 934-4811 防災無線211)														
市応急復旧班(代表班長:道路建設課長 934-4776) 原・浮島・愛鷹・片浜地区班 担当:道路建設課(934-4776)			大岡・金岡・駅北・中央・平本地区班 担当:緑地公園課(934-4795)・岡宮北区画整理事務所(924-9354)			香貫・大平・三浦地区班 担当:市街地整備課(934-4763)		戸田地区班 担当:道路建設課(934-4776)						
沼津セントラル・コンストラクション 協同組合					建設業工作作業隊					沼津市建設事業 協同組合 防災無線 528				
本部長 落合建設㈱ 防災委員長 大栄工業㈱ 副部長 株加藤工務店 副部長 株金田工務店					本部長 株後藤工務店 副本部長 (有)沼津大岩組 副本部長 (株)鈴喜物産									
沼津セントラル・コンストラクション協同組合	第1班 (新中川以西地区)			第2班 (新中川以东・狩野川以北地区)			第3班 (狩野川以南地区)			第4班 (戸田地区)				
	地区責任者			地区責任者			地区責任者			地区責任者				
	株加藤工務店 921-2225 白岩建設㈱ 922-6006 株榎松建設 921-0759 落合建設㈱ 921-8447 株藤幸建設 923-0032 クリーンサービス㈱ 951-1700 株松建興㈱ 922-7811 株飯田建設工業 966-9155 株藤田建設 921-1241 株大志建設 923-1128 株山和興産 969-4050 株一杉興業 966-5383 株浩和建設 925-4383 日建建設㈱ 966-9220			株業組 921-3520 小林道路㈱ 921-8439 株長田土木 921-6098 株川村組 921-8299 株林建設㈱ 923-2500 大栄工業㈱ 921-9682 株佐藤建設 925-3100 富士峰建設㈱ 921-4012 株東土建 921-0872 株トープ 921-5253 株三友駿河 923-2861 株常峰建設 923-1133			株土佐谷組 939-0521 株榎松土木 934-0895 株新田建設 939-0154 山旺建設工業㈱ 922-3611 大岡建設工業㈱ 962-0891 株大増建設 962-2992 大藤建設㈱ 963-4108			株尾鷲組 0558-94-2353 株金田工務店 0558-94-2078 株富士建設 0558-94-2263				
	出動可能人員等			出動可能人員等			出動可能人員等			出動可能人員等				
	出動可能人員 53名			出動可能人員 40名			出動可能人員 23名			出動可能人員 6名				
	ブルドーザー 1台			ブルドーザー 1台			ブルドーザー 1台			ブルドーザー 0台				
	ショベル系掘削機 20台			ショベル系掘削機 8台			ショベル系掘削機 4台			ショベル系掘削機 7台				
	ダンプトラック 14台			ダンプトラック 14台			ダンプトラック 8台			ダンプトラック 2台				
	トラッククレーン 4台			トラッククレーン 1台			トラッククレーン 1台			トラッククレーン 1台				
	排水ポンプ 3台			排水ポンプ 2台			排水ポンプ 4台			排水ポンプ 5台				
油圧ジャッキ 10台			油圧ジャッキ 0台			油圧ジャッキ 0台			油圧ジャッキ 0台					
発電機 12台			発電機 3台			発電機 5台			発電機 2台					
コンプレッサー 3台			コンプレッサー 2台			コンプレッサー 5台			コンプレッサー 1台					
沼津市建設事業協同組合	地区責任者			地区責任者			地区責任者			地区責任者				
	株鈴喜物産 966-4475			株沼津大岩組 924-5656			株後藤工務店 931-2427							
				株高尾建設 921-8612			株近藤組 932-7888							
				株池谷工務店 951-1100			株土屋組 932-1630							
				株西山工務店 931-1278			株岸野組 942-2496							
				株不動建設工業 962-8050			株新東工業 931-4503							
	出動可能人員等			出動可能人員等			出動可能人員等			出動可能人員等				
	出動可能人員 5名			出動可能人員 14名			出動可能人員 32名			出動可能人員 3名				
	バックホー-0.2以下 2台			バックホー-0.2以下 4台			バックホー-0.2以下 8台			バックホー-0.2以下 1台				
	バックホー-0.25以上 5台			バックホー-0.25以上 5台			バックホー-0.25以上 1台			バックホー-0.25以上 1台				
ブルドーザー 1台			ブルドーザー 0台			ブルドーザー 0台			ブルドーザー 0台					
トラクターショベル 0台			トラクターショベル 1台			トラクターショベル 1台			トラクターショベル 1台					
ダンプトラック 3台			ダンプトラック 9台			ダンプトラック 12台			ダンプトラック 0台					
ユニック付トラック2t 0台			ユニック付トラック2t 1台			ユニック付トラック2t 7台			ユニック付トラック2t 0台					
ユニック付トラック4t 0台			ユニック付トラック4t 2台			ユニック付トラック4t 0台			ユニック付トラック4t 0台					
発電機 11台			発電機 2台			発電機 10台			発電機 10台					
水中ポンプ 150mm以下 9台			水中ポンプ 150mm以下 2台			水中ポンプ 150mm以下 8台			水中ポンプ 150mm以下 0台					
上記以外	地区責任者 ※片浜地区はオリエント工業㈱へ連絡			地区責任者			地区責任者			地区責任者 ※2社ともに地区責任者				
	株丹澤建設 966-4454			株松和建設 922-0432			株丸勝建設 931-3653							
	株エヌケーシー 966-5959			(有)匠組 923-1737			(有)マルス杉山興業 931-9231							
	オリエント工業㈱ 963-0538			株牧野組 968-8200										
	株平成建設 962-1000			株大成工務店 925-7230										
	(有)鈴秀建設 967-8492			株三屋建設工業㈱ 921-0257										
	株秀建 967-8484			丸一工業㈱ 921-1110										
	(有)栗田土建 966-2166			株栄久建設 939-6098										
	株須走総合企画 955-6610			株イチカワ 955-8303										
	出動可能人員等			出動可能人員等			出動可能人員等			出動可能人員等				
出動可能人員 2名			出動可能人員 2名			出動可能人員 3名			出動可能人員 3名					
バックホー 0			バックホー 1			バックホー 2			バックホー 1					
ブルドーザー 0			ブルドーザー 0			ブルドーザー 0			ブルドーザー 0					
トラクターショベル 0			トラクターショベル 0			トラクターショベル 2			トラクターショベル 0					
ダンプトラック 1			ダンプトラック 1			ダンプトラック 3			ダンプトラック 1					
トラック 0			トラック 0			トラック 2			トラック 0					
その他 2			その他 0			その他 0			その他 3					

市 有 建 設 機 械 一 覧 表

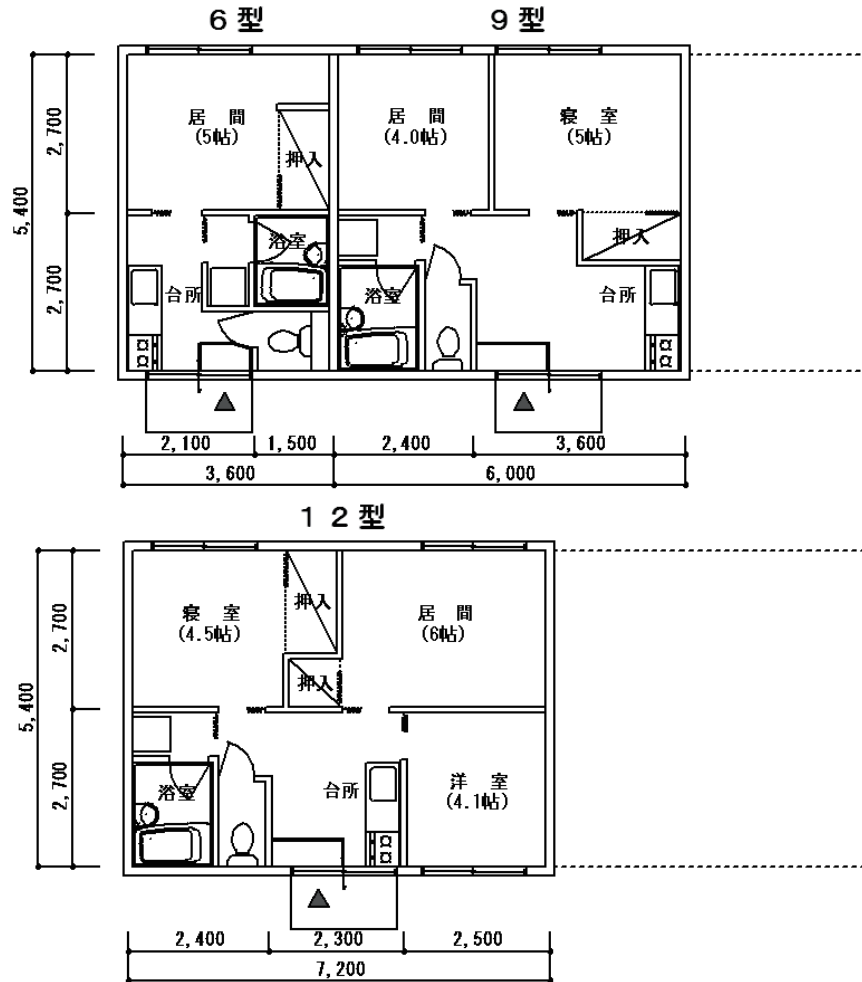
種 類	台 数	所 有 課
振動ローラー	1	道路管理課

市 内 建 設 機 械 保 有 (リ ー ス) 業 者

業 者 名	住 所	電 話
(株)アクティオ沼津 営業所	松長 737-1	924-8585
(株)レンタルのニッケン沼津営業所	宮前町 21-1	921-5361
大富運輸(株)	東椎路 650-2	923-3111

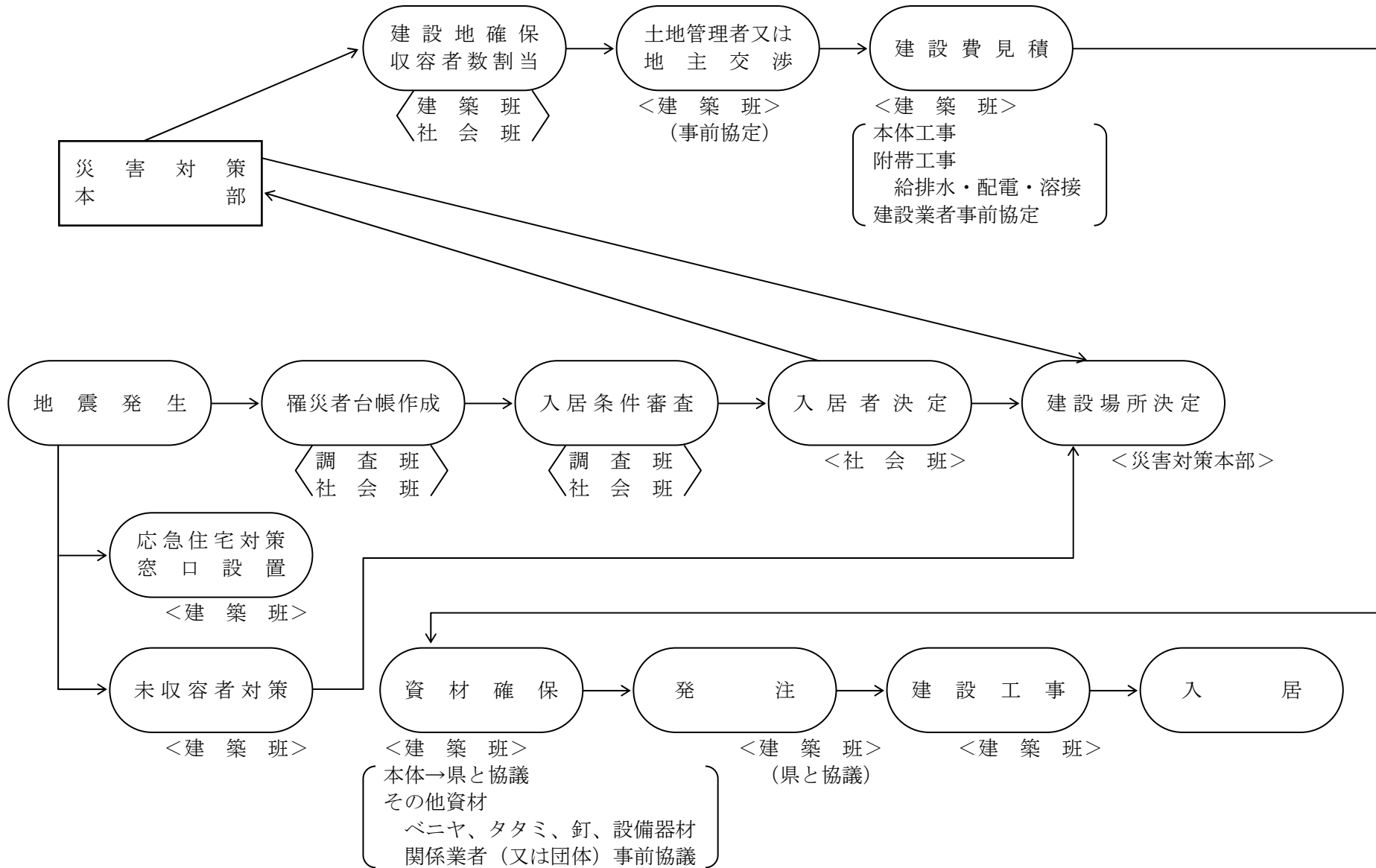
応急仮設住宅の仕様基準

応急仮設住宅
平面図



面積	6型：19.44㎡、9型32.40㎡、12型：38.88㎡
構造概要	軽量鉄骨造平屋建 4～6戸連
基礎	コンクリートブロック又は松丸太杭
床	合板12mm
小屋組	切り妻又は片流
屋根	折板又は鋼板
外装	カラー鉄板 断熱材入
内装	カラー合板又はカラー鋼板
天井	化粧合板又はカラー鋼板 断熱材入
床	台所：塩ビシート、居間：タイルカーペット
押入れ	中棚、カーテン
建具工具	玄関・窓 アルミサッシ戸
内部	アコーディオンカーテン
照明器具	居間：居間：FL40W×2又はFL20W×3、台所：FL20W×2 便所：1L40W、入口灯：FL10W
給水設備	台所：シングルレバー混合水栓 給水管は屋外1m迄とする
排水設備	台所1ヶ所 排水管は屋外1m迄とする
流し設備	台所1ヶ所 (既製品)
便所設備	水洗又は汲取り式 (汲取り式は簡易水洗型)

地震発生から入居までの処理体系図



応急仮設住宅建設可能敷地

No.	建設可能敷地	敷地面積(㎡)	建設戸数(戸)	摘 要
1	愛鷹地区センター	7,100	48	
2	旧内浦小学校	4,900	48	
3	市営野球場	20,000	164	
4	愛鷹運動公園	132,000	860	
5	片浜北公園	11,500	106	
6	市民運動場	13,400	126	
7	ゆめとびら舟山ふれあい広場	6,200	80	
8	沼津西部市民運動場	8,400	84	
9	中央公園	6,100	24	
10	山王公園	4,300	24	
11	高沢公園	7,000	56	
12	大岡公園	21,000	124	
13	愛鷹運動公園テニスコート	49,000	268	
14	鮎壺の滝緑地	3,200	20	
15	門池公園	48,000	168	
16	共栄公園	6,100	52	
17	駿河台公園	3,600	32	
18	高尾台公園	2,800	16	
19	高砂公園	4,100	20	
20	豊町公園	4,300	36	
21	今沢中央公園	3,000	16	
22	赤池公園	3,200	32	
23	岡宮1号公園	4,361	32	
24	岡宮2号公園	2,500	12	
25	岡宮3号公園	2,400	23	
26	岡宮4号公園	2,500	16	
27	沼津市文化財センター	6,500	40	
28	中瀬市民運動場	6,300	44	
29	西添1号公園	2,124	12	
30	西添2号公園	2,125	12	
31	花園公園	1,983	16	
32	緑ヶ丘公園	2,005	16	
33	宮原公園	3,268	16	
	計	405,266	2,643	

応急復旧建築資材表

1. 算出の根拠

応急修理箇所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">居間（6帖）</td> <td style="text-align: right;">9.9 m²</td> </tr> <tr> <td>炊事、便所</td> <td style="text-align: right;">13.2 m²</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td style="text-align: right;">24.0 m²</td> </tr> </table>	居間（6帖）	9.9 m ²	炊事、便所	13.2 m ²	屋根	24.0 m ²
居間（6帖）	9.9 m ²						
炊事、便所	13.2 m ²						
屋根	24.0 m ²						
想定 の 根 拠	<p>屋根補修面積は、建坪66 m²（20坪）家屋の屋根面積の25%とする。</p> <p>梁・金物、所要量は新築時の25%とする。</p>						

2. 資材所要量

対象戸数 3,100戸 (4,720+5,399) × 30%
(必要量)

品名	1戸当たり量	必要量
トタン平板	18枚	56,000枚
トタン波板	23枚	72,000枚
釘	9.8kg	30,400kg
ガラス	4.7m ²	14,600m ²

応急仮設住宅建設業者

業 者 名		電 話	工 場 名
1	大和ハウス工業(株) 沼津支店	055 923-8182	沼津市寿町5-7
2	日成ビルド工業(株) 静岡支店	054 237-2341	静岡市駿河区宮竹1-13-9
3	(株)内藤ハウス 静岡営業所	054 255-1415	静岡市葵区清閑町4-9
4	(株)システムハウスアール アンドシー 中部支店	052 269-1300	名古屋市中区新栄 1-49-8 エフエムビル7F
5	大和リース(株) 静岡支店	054 202-6500	静岡市駿河区石田1-3-29
6	東海リース(株) 静岡営業所	054 254-0205	静岡市葵区日出町1-2

建設資材調達予定先一覧表

災害応急仮設住宅

名 称	所 在 地	電 話
大和ハウス工業(株)沼津支店	沼津市寿町 5 - 7	923-8182
日成ビルト工業(株)静岡支店	静岡市駿河区宮竹 1 - 13 - 9	054-237-2341
(株)内藤ハウス静岡営業所	静岡市葵区清閑町 4 - 9	054-255-1415
(株)システムハウスアー ルアンドシー中部支店	名古屋市中区新栄 1 - 4 9 - 8 エフエムビル 7 F	052-269-1300
大和リース(株)静岡支店	静岡市駿河区石田 1 - 3 - 2 9	054-202-6500
東海リース(株)静岡営業所	静岡市葵区日出町 1 - 2	054-254-0205

建設資材

名 称	所 在 地	電 話	備 考
沼津木材協同組合	沼津市西間門 1 - 2	931-1360	木材
セントラル硝子販売(株) 富士支店	富士市鮫島 141 - 3	0545-63-8511	ガラス
日本板硝子ビルディングプ ロダクツ(株)名古屋支店	名古屋市中区栄四丁目 1 5 番 3 2 号日建・住生ビル4階	052-238-1390	〃
A G C 硝子建材(株) 名古屋住宅支店	名古屋市中川区広川町 5 - 1	052-369-1371	〃

建築資材調達予定先一覧表

	会社名	所在地	電話	調達	数量	備考
針金	(株)鈴義商会	沼津市桃里130-3	967-1181			
木材 ・ ベニア板 ・ ボード等	原川建材(株)	沼津市大諏訪670	929-0111			
	(株)菊地木材建設	〃 大岡3739-1	922-9171			
	酒井材木店	〃 蓼原町11-2	951-7530			
	石川建材工業(株)	〃 本白銀町480-20	962-2819			
	(株)高瀬製材所	〃 中沢田473-1	921-3470			
	寺王建材(株)	駿東郡清水町 卸団地12	971-9345			
	(株)横山製材所	沼津市新沢田町5-37	921-9500			
	イシハラ(株)沼津支店	〃 小諏訪911	925-6151			
ト タ ン	(有)諏訪部孝一商店	沼津市幸町5	963-5160			
セ メ ン ト	(株)古藤田商店 沼津営業所	沼津市小諏訪 964-1	920-6001			
ク ギ	(有)諏訪部孝一商店	沼津市幸町5	963-5160			

地震防災応急計画作成義務施設等

〔大規模地震対策特別措置法〕
〔施行令 第4条各号〕

政令第4条の号数	施設又は事業の種類	届出先
一	不特定多数人（30人以上又は50人以上）が 出入する防火対象物 (一) イ・劇場、映画館等 ロ・公会堂、集会場 (二) イ・キャバレー、ナイトクラブ等 ロ・遊枝場、ダンスホール ハ・性風俗、関連特殊営業を含む店舗 ニ・カラオケボックス等 (三) イ・待合、料理店等 ロ・飲食店 (四) 百貨店、マーケット、店舗、展示場 (五) イ・旅館、ホテル等 (六) イ・病院、診療所等 (八) 図書館、博物館等 (九) イ・蒸気浴場、熱気浴場等 ロ・イ以外の公衆浴場 (十) 停車場、発着場 (十一) 神社、寺院、教会 (十三) イ・自動車車庫、駐車場 (十五) 事業場（工場、作業所等を除く） (十六の二) 地下街 (十六の三) 準地下街 (十七) 文化財建造物（消防法、消防計画）	消防長又は消防署長 （消防本部を置かない市町村において 是市町村長）
二	不特定多数（30人以上）が出入する複合用途 防火対象物（消防法、消防計画、全体につい ての消防計画）	消防長又は消防署長 （消防本部を置かない市町村におい ては市町村長）
三	危険物の製造所等（消防法、予防規程）	市長村長 （消防本部等を置かない市町村におい ては県知事）（消防保安課）
四	火薬類の製造所（火薬類取締法、危害予防規 程）	県知事（消防保安課）
五	高压ガスの事業所（高压ガス保安法、危害予 防規程）	県知事（消防保安課）
六	毒物（20 t 以上）劇物（200 t 以上）の製 造、貯蔵、取扱所	県知事（薬事課）
八	石油コンビナート区域の特定事業所（石油コ ンビナート等災害防止法、防災規程）	市町村長

政令第4条の号数	施設又は事業の種類	届出先
九	地方鉄道業、索道旅客運送業 (地方鉄道法、運転細則等)	中部運輸局長
十一	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業 (海上輸送法、運行管理規程)	中部運輸局長
十二	一般乗合旅客自動車運送事業 (道路輸送法、運行管理規程)	中部運輸局長
十三	学校、専修学校、各種学校 (消防計画又は地震防災応急計画)	50人以上消防長又は消防署長(市町村長) 50人未満県知事(私学振興室、教育委員会) ただし、幼、特別支援学校については30人以上消防長、30人未満県知事
十四	福祉施設 (消防計画又は地震防災応急計画)	児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、授産施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム 10人以上消防長又は消防署長(市町村長) 10人未満県知事(地域福祉課)
十五	鉱山	県知事(地域産業課)
十六	港湾の貯木場	県知事(港湾整備課)
十六の二	動物園等	県知事(衛生課)
十七	道路公社管理道路、一般自動車道	県知事(道路保全課)
十八	放送局	県知事(危機政策課)
十九	ガス事業(ガス事業法、保安規程)	経済産業大臣
二十	水道事業、水道用水供給事業、専用水道	県知事(水利用課)
二十一	電気事業、水道用水供給事業、専用水道	経済産業大臣
二十三	1,000人以上の工場等(消防法、消防計画)	消防長又は消防署長 (消防本部を置かない市町村においては市町村長)

16 災害救助法関係ほか

災害救助法適用基準

- 1 当該市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域〔地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。〕内の人口に応じ、それぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。
（注 沼津市適用基準 100世帯）
- 2 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第2に定める数以上の世帯（注 静岡県適用基準 2,500世帯）の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第3に定める数以上の世帯（注 沼津市適用基準 50世帯）の住家が滅失したとき。
- 3 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第4に定める数以上の世帯（注 静岡県適用基準 12,000世帯）の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- 5 第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（令別表第1）

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 〃
15,000 〃	30,000 〃	50 〃
30,000 〃	50,000 〃	60 〃
50,000 〃	100,000 〃	80 〃
100,000 〃	300,000 〃	100 〃
300,000 〃		150 〃

（令別表第2）

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人		住 家 滅 失 世 帯 数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500 〃
2,000,000 〃	3,000,000 〃	2,000 〃
3,000,000 〃		2,500 〃

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

住家の被害程度の認定基準

区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊 に至ら ない (一部損壊)
被害の程度※	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）

世帯及び住家の単位

住 家	現実にその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家
世 帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計を一にしている実際の生活単位 ・ 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯 ・ マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・ 寄宿舍、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
非住家	住家以外の建築物(原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家)
棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つの独立した建物 ・ 2つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。 ・ 母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。
戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家として居住するのに必要な一群の建物単位 ・ 炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合わせて1戸とする。

災害救助内容の早見表

(令和4年4月1日現在 県健康福祉部災害救助の手引きより)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考				
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分		1人世帯	2人世帯			3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000			35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100			55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200			12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内(一時保存) 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内においては障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内															
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費														
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
		<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>			イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年6月25日〕
〔条例第25号〕

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、沼津市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他、特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告、又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は

5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 保証人を立てる場合 無利子

(2) 保証人を立てない場合 据置期間中にあるは無利子、措置期間経過後にあるは延滞の場合を除き年1パーセント

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者として連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 雑 則

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に疑義が生じた事項を調査審議するため、沼津市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) その他市長が必要と認める者

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(戸田村の編入に伴う経過措置)

2 戸田村の編入の日の前日までに戸田村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年戸田村条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(昭和50年7月17日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

付 則(昭和52年3月25日条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和53年8月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年10月6日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年10月5日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成4年3月18日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成17年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

付 則（令和元年7月5日条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年2月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

福祉費対象経費の上限目安額

(令和5年度)

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期限
生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	3月	8年
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年以内は170万円 1年を超え1年6月以内は230万円	同上	5年
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービス費用の支払いが困難な期間が1年以内は170万円 1年を超え1年6月以内は230万円	同上	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年

生活福祉資金貸付条件等一覧表

(令和3年度)

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月 (最長12月)	最終貸付日から 6月以内	据置期間経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証 人なしでも貸 付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活 支援費とあわせて 貸し付けている場 合は、生活支援費 の最終貸付日)から 6月以内			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内				
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証 人なしでも貸 付可
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付の日から 2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子	不要

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付 利子	保証人
教育 支援 資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	<高校> 月3.5万円以内 <高専> 月6万円以内 <短大> 月6万円以内 <大学> 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯 借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産 担保 型 生活 資金	不動産担保型 生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月 以内	据置期間終了時	年3%、又は 長期プライ ムレートの いずれか低 い利率	要 ※推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

母子父子寡婦福祉資金一覧表

(令和4年度)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体 父子福祉団体	3,140,000円(個人分) 4,710,000円(団体分)	貸付けの日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体 父子福祉団体	1回につき 1,570,000円	貸付けの日から 6カ月	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	高等学校、専修学校(高等課程) 27,000円～52,500円 大学、高等専門学校、短大、 専修学校(専門課程) 31,500円～146,000円 専修学校(一般課程) 49,500円 ※貸付は月額。学年毎、条件により額が異なる	修学を終了後6カ月を経過するまで	据置期間 経過後20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額68,000円 自動車運転免許取得の場合 460,000円(1回につき) 特別(その他)の場合816,000円	習得期間満了後 1年を経過するまで	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	月額68,000円 自動車運転免許取得の場合 1回につき460,000円	習得期間満了後 1年を経過するまで	据置期間 経過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	1回につき 100,000円 通勤のための自動車購入の場合 1回につき330,000円	貸付の日から1年間	据置期間 経過後 6年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療の場合 340,000 円 (特別の場合 480,000 円) 介護の場合 500,000 円	医療や介護 を受ける期 間満了し てから6カ 月を経過す るまで	据置期間 経過後 5年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 ①技能知識を習得する 期間5年以内 ②医療・介護を受けて いる1年以内 ③離職の翌日から1年 以内 ④配偶者のない家庭に なつて7年未満 ⑤配偶者のない家庭に なつて7年未満	①知識技能習得期間 月額141,000円 ②医療・介護を受けている期間 月額105,000円 ③失業貸付期間 月額105,000円 ④生活安定貸付期間 月額105,000円 ⑤養育費取得のための 裁判費用 一括1,260,000円	①技能知識 を習得する 期間満了 後6カ月を 経過するま で ②医療又は 介護を受け る期間満了 後6カ月を 経過するま で ③失業貸付 期間満了 後6カ月を 経過するま で ④生活安定 期間満了 後6カ月を 経過するま で ⑤貸付後6 カ月を経過 するまで	①据置期間 経過後 20年以内 ②据置期間 経過後 5年以内 ③据置期間 経過後 5年以内 ④据置期間 経過後 8年以内 ⑤据置期間 経過後 8年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①住宅の新築・購入・補修・ 増改築など通常の場合 1回につき 1,500,000円 ②特別の場合(災害による全 壊、老朽化による増改築) 2,000,000円	貸付けの 日から 6カ月	据置期間 経過後 6年以内 特別 7年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1回につき 260,000円	貸付けの 日から 6カ月	据置期間 経過後 3年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	ア. 小学校に入学 64,300 円 イ. 中学校に入学 81,000 円 ウ. 公立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 150,000 円 (イ) 自宅外通学 160,000 円 エ. 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 410,000 円 (イ) 自宅外通学 420,000 円 オ. 修業施設に入所する場合 (ア) 中学卒業者が当該施設に入所する場合 a. 自宅通学 150,000 円 b. 自宅外通学 160,000 円 (イ) 高等学校卒業後当該施設に入所する場合 a. 自宅通学 272,000 円 b. 自宅外通学 282,000 円 カ. 国公立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 410,000 円 (イ) 自宅外通学 420,000 円 キ. 私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 580,000 円 (イ) 自宅外通学 590,000 円	対象児童が修学を終了後6カ月を経過するまで又は修業を終了後6カ月を経過するまで	(修学) 据置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	婚姻する子1人につき 300,000 円	貸付けの日から 6カ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%

文化財一覽表

・国指定

種 別	名 称	指定年月日	所 在
工芸品 (国 宝)	太刀銘一	昭27. 11. 22	佐野美術館
工芸品 (重要文化財)	短刀銘備中國住守次作延文二年 八月日	昭27. 7. 19	大 岡
建造物 (重要文化財)	松城家住宅7棟	平18. 7. 5	戸 田
絵 画 (重要文化財)	紙本著色山王靈驗記	昭25. 8. 29	東京国立博物館
工芸品 (重要文化財)	太刀銘眞長附絲卷太刀拵	昭29. 3. 20	佐野美術館
工芸品 (重要文化財)	沈金獅子牡丹文長覆輪太刀拵	昭29. 3. 20	佐野美術館
工芸品 (重要文化財)	金銅聖觀音像懸仏	昭39. 5. 26	千本常盤町
典 籍 (重要文化財)	宝物集巻第一 附原表紙	平 6. 6. 28	岡 宮
重要有形民俗文化財	沼津内浦・静浦及び周辺地域の 漁撈用具	平22. 3. 11	歴史民俗資料館
史 跡	休場遺跡	昭54. 1. 24	宮本字元野ほか
史 跡	長浜城跡	昭63. 5. 13	内浦長浜ほか
史 跡	興国寺城跡	平 7. 3. 17	根古屋字古城ほか
天然記念物	大瀬崎のビャクシン樹林	昭 7. 7. 25	西浦江梨
名 勝	旧沼津御用邸苑地	平28.10. 3	下香貫

・国登録

種 別	名 称	登録年月日	所 在
建造物 (有形文化財)	光長寺御宝蔵	平12. 2. 15	岡 宮
建造物 (有形文化財)	大中寺恩香殿・通玄橋	平12. 4. 28	中沢田
建造物 (有形文化財)	安田屋旅館松棟・月棟	平12. 4. 28	内浦三津
建造物 (有形文化財)	沼津俱樂部北棟・南棟・長屋門	平27. 3. 26	千本郷林
建造物 (有形文化財)	松蔭寺開山堂・山門	平28. 8. 1	原東町
建造物 (有形文化財)	小栗家住宅主屋	令 2. 4. 3	上香貫字槇島町
記念物 (名勝地関係)	帯笑園	平24. 9. 19	原西町

・ 県 指 定

種 別	名 称	指定年月日	所 在
絵 画	白隠自画像	昭43. 7. 2	原東町
工芸品	槍名物蜻蛉切	昭30. 2. 25	佐野美術館
工芸品	太刀銘景則	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	太刀銘備州長船住近景	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	太刀銘了戒	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	刀銘津田越前守助廣	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	梵鐘	昭31. 10. 17	本郷町
工芸品	短刀銘信國俱利迦羅透彫	昭32. 5. 13	佐野美術館
典 籍	科註妙法蓮華經	昭30. 4. 19	原東町
古文書	法門聴聞集 附連々聴聞集 日弁消息 日意筆法門聴聞集表題並びに奥書	平6. 3. 25	岡 宮
考古資料	玉砥石	昭31. 5. 24	平 町
考古資料	蔵骨器	昭31. 10. 17	本郷町
考古資料	子持勾玉 附白玉他滑石製模造品	昭33. 9. 2	歴史民俗資料館
考古資料	植出北Ⅱ遺跡出土ガラス勾玉鎔范 4点	令 2. 12. 8	志 下
歴史資料	繡字法華經附1幅	平 8. 11. 18	岡 宮
有形民俗	大瀬神社奉納漁船模型	昭56. 10. 23	西浦江梨
有形民俗	浮島沼周辺の農耕生産用具	平 2. 3. 20	歴史民俗資料館
無形民俗	戸田の漁師踊・漁師唄	昭54. 11. 19	戸 田
無形民俗	江浦の水祝儀	平11. 3. 15	江 浦
史 跡	白隠禪師墓	昭29. 1. 30	原東町
史 跡	江浦横穴群	昭52. 3. 18	江 浦
史 跡	洋式帆船建造地及びプチャーチン 宿所附関係遺品一括	昭42. 10. 11	戸 田
史 跡	井田松江古墳群	平 7. 3. 20	井 田
史 跡	長塚古墳	平11. 11. 16	東沢田
天然記念物	岡宮浅間神社のクス	昭44. 5. 30	岡 宮

天然記念物	御浜岬のイヌマキ群生地	昭55. 11. 28	戸 田
天然記念物	鮎壺の滝	平 8. 3. 12	大岡ほか
天然記念物	河内の大スギ	平14. 3. 22	西浦河内

・市 指 定

種 別	名 称	指定年月日	所 在
建造物	赤野観音堂	平12. 3. 31	柳 沢
建造物	禅長寺頼政堂	平12. 3. 31	西浦河内
建造物	大川家長屋門	平20. 1. 17	内浦長浜
絵 画	涅槃図	平21. 3. 30	下河原町
彫 刻	木造十一面観世音菩薩立像	昭47. 12. 14	柳 沢
彫 刻	木造阿弥陀如来三尊立像	昭47. 12. 14	下小路町
彫 刻	木造盧舎那仏坐像	昭47. 12. 14	市道町
彫 刻	木造地藏菩薩坐像	昭50. 5. 8	大 岡
彫 刻	木造伝月光菩薩立像	昭50. 5. 8	歴史民俗資料館
彫 刻	木造観世音菩薩立像	昭50. 5. 8	大 平
彫 刻	木造阿弥陀如来立像	昭50. 5. 8	西浦河内
彫 刻	木造金剛力士像阿形・吽形	昭50. 5. 8	岡 宮
彫 刻	木造釈迦如来坐像	昭50. 5. 8	下河原町
彫 刻	木造観世音菩薩立像	昭55. 5. 15	大 平
彫 刻	木造白隠禅師坐像	平29. 3. 28	原東町
工芸品	千手観音像懸仏	平15. 1. 31	西浦河内
工芸品	大日如来像懸仏	平15. 1. 31	西浦河内
工芸品	諸口神社の鰐口	平18. 3. 28	戸 田
書 跡	京極為兼卿書状	昭60. 2. 21	平 町
古文書	今川氏親生母伊勢氏寺領寄進状	昭47. 12. 14	下小路町
古文書	今川氏親生母伊勢氏寄進寺領書立	昭47. 12. 14	下小路町
古文書	今川氏親棟別役免除朱印状	昭47. 12. 14	下小路町
古文書	獅子浜植松家戦国文書	平23. 2. 8	明治史料館
考古資料	休場遺跡出土細石器	昭58. 12. 15	志 下
考古資料	軒通遺跡出土壺形土器	昭58. 12. 15	志 下
考古資料	三角縁神獸鏡	平 20. 1. 17	中沢田

歴史資料	輿地航海図	昭59. 4. 19	明治史料館
歴史資料	大平村絵図	平 2. 3. 29	大 平
歴史資料	三枚橋絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	沼津宿絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	本町絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	上香貫絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	井田の不動明王像	平18. 3. 28	井 田
歴史資料	ディアナ号の錨	平18. 3. 28	戸 田
歴史資料	沼津沿岸の漁撈に関する奉納絵馬	令 4. 9. 8	歴史民俗資料館ほか
史 跡	神明塚古墳	昭45. 2. 19	松 長
史 跡	子ノ神古墳	昭45. 2. 19	西沢田
史 跡	日吉廃寺塔址及び礎石	昭45. 2. 19	大 岡
史 跡	霊山寺変形宝篋印塔	昭45. 2. 19	本郷町
史 跡	霊山寺五輪塔	昭45. 2. 19	本郷町
史 跡	伝阿野全成・時元墓	昭58. 6. 15	井 出
史 跡	日露交渉地跡大行寺	平18. 3. 28	戸 田
天然記念物	久連神社社叢	昭52. 12. 22	西浦久連
天然記念物	赤野観音堂のカヤ	昭52. 12. 22	柳 沢
天然記念物	河内の稲荷スギ	平15. 1. 31	西浦河内
天然記念物	部田神社のコブ付大クス	平18. 3. 28	戸 田

災害時協定一覧表

(令和5年4月1日現在)

種別	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
	災害時要援護者					
1	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 信愛会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム ぬまつホーム	H8.6.3	長寿福祉課
2	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 三保会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム ひだまりの郷	H12.9.27	長寿福祉課
3	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 駿河厚生会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 沼津フジビューホーム	H12.9.27	長寿福祉課
4	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 信愛会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 和みの郷	H14.7.15	長寿福祉課
5	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 宏寿会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	養護老人ホーム 遊法苑	H16.7.22	長寿福祉課
6	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 春風会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム みはらの丘浮島	H16.7.26	長寿福祉課
7	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 炉暖会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 炉暖の郷	H16.7.30	長寿福祉課
8	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 あしたか太陽の丘	被災した在宅要介護者等の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	あまぎ学園	H17.6.2	障がい福祉課
				ワークスうしぶせ		
				かめき学園		
				ワークスとおがき		
9	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 輝望会	被災した在宅要介護者等の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	沼津のぞみの里	H17.6.2	障がい福祉課
				沼津のぞみの園		
				ビーンズ		
				いずみ		
10	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 共生会	被災した在宅要介護者等の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	きさらぎ	H28.9.23	障がい福祉課
11	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 拓寿会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 陽光園	H19.8.8	長寿福祉課
12	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 駿河厚生会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	経費老人ホーム 岡宮グリーンヒル	H20.3.11	長寿福祉課
13	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 博友会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 高砂	H23.5.6	長寿福祉課
14	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 春風会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム (ニュー)あしたかホーム	H23.11.10	長寿福祉課
				地域密着型特別養護老人ホーム プレーグあしたか	R3.9.8	
15	沼津市立介護施設の管理運営に関する基本協定書	社会福祉法人 春風会	災害時における要介護者等の避難施設としての使用	沼津市立高尾園	H29.4.1	社会福祉課
16	沼津市立あしたか学園の管理運営に関する基本協定書	社会福祉法人 輝望会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	沼津市立あしたか学園	R5.4.1	こども家庭課
17	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 信愛会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 土肥ホーム	H29.12.26	長寿福祉課
18	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 拓寿会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 沼津南陽光園	R1.6.5	長寿福祉課
19	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 大東会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム	R4.6.24	長寿福祉課
	遺体安置・輸送等					
1	災害時における協力に関する協定書	(株)農協葬祭	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H18.4.1	社会福祉課
2	災害時における協力に関する協定書	(有)光秀堂	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H18.4.1	社会福祉課
3	災害時における協力に関する協定書	社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H18.4.1	社会福祉課
4	災害時における協力に関する協定書	(株)天華葬祭	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H28.4.1	社会福祉課
5	災害時における霊柩自動車等による輸送等の協力に関する協定書	霊柩自動車協会	遺体の搬送及び収容に必要な機材の提供		H18.4.1	社会福祉課

No.	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別						
汚泥処理						
1	地震災害支援に関する協定	沼津市環境整備事業協同組合	災害時、避難地、病院の仮設トイレ、浄化槽汚泥の処理	前線基地・一次避難地55箇所及び医療助産計画に定める12病院	H18.11.13	環境政策課
種別						
災害廃棄物処理・収集運搬						
1	災害廃棄物の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	①災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援 ②災害廃棄物の撤去、精込作業 ③災害廃棄物等の収集運搬 ④災害廃棄物等の処分		R19.10	環境政策課
2	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書	沼津市一般廃棄物収集運搬委託業務事業者連絡協議会	一般世帯及び避難所から排出される家庭系一般廃棄物(し尿及び汚泥並びに災害により損壊した建築物に係る建築廃材等を除く。)の収集運搬業務の協力	指定避難場所や臨時の集積所など	R5.3.27	環境政策課
種別						
調査協力						
1	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	静岡県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害の認定調査への協力		H21.4.1	資産税課
2	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	(一社)静岡県測量設計業協会	災害時における測量・設計・用地測量及び用地調査		H26.3.24	道路建設課
種別						
災害救援活動						
1	漁船による緊急輸送活動に関する協定	沼津我入道漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.4.23	県・市水産海浜課
2	漁船による緊急輸送活動に関する協定	静岡漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.4.23	県・市水産海浜課
3	漁船による緊急輸送活動に関する協定	内浦漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.4.23	県・市水産海浜課
4	漁船による緊急輸送活動に関する協定	戸田漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.7.10	県・市水産海浜課
5	災害支援に関する協定書	静岡県タクシー協会沼津支部	被災状況の情報提供、緊急輸送活動	H17年度沼津警察署管内タクシー防犯組合18社540台	H10.6.26	危機管理課
6	災害等における応急対策活動の協力に関する協定	沼津市指定給水工事店協同組合	災害応急対策活動		H15.3.6	水道部(水道給務課)
7	建設業者による災害応急対策に関する協定書	沼津市建設事業協同組合	①避難路、輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事	H9.9.9締結を一部手直し再締結	H17.7.11	建設デザイン調整室
8	建設業者による災害応急対策に関する協定書	沼津セントラル・コンストラクション協同組合	①避難路、輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事	H17.7.11締結を組織変更のため再締結	H18.4.25	建設デザイン調整室
9	建設業者による災害応急対策に関する協定書	株式会社栄久建設	災害応急対策活動		R4.5.13	建設デザイン調整室
10	建設業者による災害応急対策に関する協定書	株式会社イチカフ	災害応急対策活動		R4.7.29	建設デザイン調整室
11	建設業者による災害応急対策に関する協定書	株式会社須走総合企画沼津支店	災害応急対策活動		R4.10.20	建設デザイン調整室
12	建設業者による災害応急対策に関する協定	(株)エヌケーシー、オリエント工業(有)、(有)松和建設、(有)戸澤建設、(有)丸勝建設、(有)匠組、(有)マルス杉山興業、(株)牧野組、(株)平成建設、(株)大成工務店、(有)鈴秀建設、(株)秀建、(有)栗田土建、三呈建設工業(株)、丸一工業(株) ※沼津市建設事業協同組合と沼津セントラル・コンストラクション協同組合に加入していない建設業者との協定	①避難路、輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事	H21.4.1 常峰建設が沼津セントラル・コンストラクション協同組合に加入したことにより脱退。 H23.4.1 (組合に加入していない)匠組から協定締結の申し出があったため協定を締結した。 H29.6.14 マルス杉山興業と協定締結 H29.10.12 (株)牧野組と協定締結 H31.4.24 (株)平成建設、(株)大成工務店と協定締結 R3.6.22 (有)鈴秀建設と協定締結 R3.6.29 (株)秀建、(有)栗田土建と協定締結 R3.7.5 三呈建設工業(株)と協定締結 R3.9.2 丸一工業(株)と契約締結	H19.10.1	建設デザイン調整室
13	災害における測量設計等業務委託に関する協定	(一社)静岡県測量設計業協会	災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な測量設計業務		H26.3.24	建設デザイン調整室
14	災害における測量設計等業務委託に関する協定	(有)浦野建設、(株)ケイビーエム、(株)テクノスジャパン	災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な測量設計業務		H26.4.16	建設デザイン調整室
15	沼津市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他支援業務	有効期間3年間 4月1日付で更新	R4.4.1	下水道整備課
16	災害発生時における沼津市と沼津市内郵便局の協力に関する協定	沼津郵便局 市内特定郵便局代表局	沼津市と郵便局が、それぞれ収集した災害情報を共有し、被災者への迅速な情報提供を図る	災害時対応の相互連携の強化を図るため「災害発生時における覚書」を廃止し、新たに締結した。	H29.6.29	危機管理課
17	大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定	(公社)静岡県鍼灸マッサージ師会沼津地区師会 (公社)静岡県鍼灸師会東部支部	大規模災害が発生した場合、被災者等に対し鍼灸・マッサージ施術等による支援を行う。		R1.8.9	危機管理課
18	災害時における学習活動支援に関する協定書	静岡県駿沼中学校生活協同組合	市立小中学校が被災した際に、衛生管理用品、学用品、体育衣料等を調達し、提供する。楽器演奏会等を開催し、子どもたちの心のケアに取り組む。		R2.1.15	学校教育課
19	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書	(株)馬力	(株)馬力が保有するレッカー車両等の資機材を活用した緊急通行妨害車両等の排除業務		R2.10.27	道路管理課

No.	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
20	災害時における支援協力に関する協定書	総合警備保障(株)	被災地の防犯パトロール、避難場所等の警戒活動警備業務、その活動中に得られた被災状況等の情報の報告		R3.10.18	危機管理課
21	災害時における帰宅困難者の避難誘導に関する協定書	東海旅客鉄道(株)静岡支社	災害時の帰宅困難者に対する帰宅困難者用の一時滞在施設(プρασヴェルデ)への避難誘導、一時滞在施設が開設されない場合については、近隣の指定緊急避難場所に関する情報提供		R4.2.1	危機管理課
22	災害時における障害物等の除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	停電復旧に支障となる樹木等又は電力設備等の障害物等の除去を行うために相互に協力する。	災害情報No.13「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく覚書	R4.3.9	(基本協定)危機管理課 (障害物等の除去)道路管理課
種別						
災害情報						
1	アマチュア無線による災害情報提供(連絡)に関する協定	沼津市役所 沼津市役所 沼津警察署 伊豆っ子HAMクラブ 各アマチュア無線クラブ	災害情報の提供と連絡		H8.8.29	沼津警察署
2	緊急情報放送に関する協定	エフエムぬまづ(株)	災害時の緊急情報放送	市役所5階	H10.8.18	危機管理課
3	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局長	各種情報交換(一般被害状況・公共土木施設等)		H23.2.28	危機管理課
4	災害時における放送要請に関する協定	静岡エフエム放送(株)	災害時の放送要請		H23.4.7	危機管理課
5	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	ヤフー(株)が主要なポータルサイトの運営者として、沼津市の情報発信をサポートする。		H26.12.8	危機管理課
6	沼津市の避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア(株) 三井住友海上火災保険(株)	災害時にスマートフォンから沼津市内の避難所等の位置情報を確認できるよう、防災アプリへ沼津市の避難所等情報を提供する。		H27.7.7	危機管理課
7	減災を目的とした防災ARIに関する協定書	(一社)全国防災共助協会	災害時にスマートフォンから沼津市内の避難所等の位置情報を確認できるよう、防災アプリへ沼津市の避難所等情報を提供する。		H27.7.7	危機管理課
8	停電時における情報発信に関する協定	東京電力(株) 静岡総支社	東京電力(株)が沼津市危機管理情報メール配信サービスを利用して停電情報を配信する。		H27.9.1	危機管理課
9	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン 神奈川・静岡統括部、(株)ゼンリン東海	災害時において、沼津市に対し地図製品等の供給等を行うことにより、防災・減災に寄与する。		H29.11.20	危機管理課
10	災害時における無人航空機の活用に関する協定	(株)イーシーセンター	市内で地震等による災害が発生した際に、市からの要請に基づき、無人航空機(ドローン)を活用して、空撮画像等の提出等による被害状況の調査、救助活動における必要な情報収集、医薬品や食料等の運搬等を行う。		H31.1.25	危機管理課
11	災害時における無人航空機の活用に関する協定	企業組合フジヤマドローン	市内で地震等による災害が発生した際に、市からの要請に基づき、無人航空機(ドローン)を活用して、空撮画像等の提出等による被害状況の調査、救助活動における必要な情報収集、医薬品や食料等の運搬等を行う。		H31.2.14	危機管理課
12	災害時における緊急放送に関する協定	(株)TOKAIケーブルネットワーク	災害が発生または発生する恐れがある場合、(株)TOKAIケーブルネットワークのコミュニティチャンネルで緊急放送を行う。		R1.5.28	危機管理課
13	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	大規模な災害により停電が発生した場合に、電力の早期回復を図るため、相互に情報を提供し、連携する。		R3.5.10	危機管理課
種別						
相互応援						
1	災害時相互応援に関する協定	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆市、沼津市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	被災者の一時収容のための施設の提供、応急処置及び応急復旧に必要な資機材生活物資等の輸送及び提供、職員の派遣ほか特に必要と認めるもの	市町合併のため新たに締結 H17.4.1	H2.12.27	危機管理課
2	災害時相互応援に関する協定	長野県上田市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項	上田市の合併に伴い、新上田市と H18. 8.16再協定締結	H10.11.5	危機管理課
3	水道災害相互応援に関する協定書	三島市・御殿場市・裾野市・長泉町・小山町	東部4市2町の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑にするための相互応援※覚書あり		H12.10.2	水道部
4	一般廃棄物に関する災害時等の相互援助に関する協定	静岡県・県下市町(一部事務組合を含む)	施設又は業務の提供、輸送、一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣、物資等の提供、特に必要な事項		H13.3.30	生活環境部
5	水道災害相互応援実施に関する覚書	三島市	応援給水のための連絡管設置	県道清水函南停車場線	H13.8.31	水道部
6	水道災害相互応援実施に関する覚書	三島市	応援給水のための連絡管設置	三島市道広小路加屋町線清水町道1号線	H13.8.31	水道部
7	水道災害相互応援実施に関する覚書	長泉町	応援給水のための連絡管設置	沼津市道1905号線長泉町遠城山尾尻線 清水町道127号線長泉町道104号線	H13.8.31	水道部
8	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	静岡県側 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、山梨県側 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町	構成市町村内に、富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生した場合に、相互に応援・協力する。		H18.5.10	危機管理課
9	施行時特例市災害時相互応援に関する協定	施行時特例市20市(沼津市を含む)	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		R2.4.1	危機管理課
10	災害時相互応援に関する協定	埼玉県戸田市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H18.9.1	危機管理課
11	富士箱根伊豆交通圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	静岡県20市町 神奈川県10市町 山梨県8市町村	構成市町村内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、 ①食料飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ③被災者の一時受け入れ施設の提供 ④応急対策及び復旧活動に必要な職員派遣ほかの応援を行う		H18.11.30	(総合)政策企画課 (防災部会)危機管理課
12	災害時相互応援に関する協定	富山県高岡市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H23.11.14	危機管理課
13	災害時相互応援に関する協定	東京都江東区	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H23.12.26	危機管理課
14	災害時相互応援に関する協定	滋賀県長浜市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H24.1.17	危機管理課
15	静岡県消防相互応援協定	静岡県下市町 静岡県下消防組合	静岡県内市町及び消防組合相互の消防力(ヘリコプターを使用するものを除く)を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防の相互応援		H29.3.10	危機管理課

No.	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別 資機材調達						
1	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)伊藤商事	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
2	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	大興産業(株)リース事業部沼津営業所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
3	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)レント沼津営業所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
4	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)レンタルのニッケン沼津出張所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
5	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	太陽建機レンタル(株)	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
6	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)アクティオ沼津営業所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
種別 荷さばき						
1	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	(株)サカイ引越センター沼津支社	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
2	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	近物レックス(株)沼津支店	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
3	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	西濃運輸(株)沼津支店	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
4	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	三光運輸(株)	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
5	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	赤帽静岡県軽自動車運送協同組合	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
6	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	セイノスーパーストレス(株)沼津東支店	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
7	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	日本通運(株)沼津支店	緊急物資の荷おろし仕分け、積み込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
8	災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	(一社)静岡県トラック協会	①物資の緊急・救援輸送(車上受け、車上渡しを原則とする) ②資機材の提供 ③緊急・救援輸送業務に関する情報収集		R3.2.4	危機管理課
種別 医療救護						
1	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沼津医師会	医師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H17.3.31	健康づくり課
2	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沼津薬剤師会	薬剤師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H20.2.25	健康づくり課
3	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沼津市歯科医師会	歯科医師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H20.7.10	健康づくり課
4	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)田方歯科医師会	歯科医師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H23.7.1	健康づくり課
5	災害時の医療救護活動に関する協定	わいらい薬局	薬剤師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H23.7.1	健康づくり課
6	静岡DMATの出動に関する協定	県	災害等の急性期に、静岡DMATが被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行う。		H24	病院管理課
7	沼津市立病院売店等運営に関する土地建物賃貸借契約書	(株)光洋	災害発生時における応急生活用物資についての協力		R4.4.1	病院管理課
種別 物資調達						
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)イトーヨーカ堂	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
2	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)スーパーマートモ	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)マキヤ	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
4	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ピアゴ香貫店	災害救助に必要な物資の調達	名称変更等に伴い締結更新(H26.10.20)	H26.10.20	商工振興課
5	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)エース	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ゴトー	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
7	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)綿安商店	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課

8	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)イマイ	災害救助に必要な物資の調達	名称変更等に伴い締結更新 (H28.9.1)	H15.11.5	商工振興課
9	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	川崎商事(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
10	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	山本被服(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
11	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	静岡ガス(株)東部支社	災害救助に必要な物資の調達	名称変更等に伴い締結更新 (H28.9.1)	H26.10.20	商工振興課
12	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津米穀卸(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津魚市場(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
14	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	大津屋物産(株)沼津支店	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
15	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津魚仲買商協同組合	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
16	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)東洋ペーカリー	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
17	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津塩業(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.25	商工振興課
18	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)桃中軒	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.25	商工振興課
19	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)パンデロール	災害救助に必要な物資の調達		H15.12.10	商工振興課
20	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ウェルシア薬局(株)	災害救助に必要な物資の調達	経営統合等に伴い締結更新 (H28.9.1)	H16.1.7	商工振興課
21	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ケーヨー	災害救助に必要な物資の調達		H19.5.1	商工振興課
22	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ニッキ工業(株)	災害救助に必要な物資の調達		H20.2.15	商工振興課
23	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	生活協同組合ユーコープ	災害救助に必要な物資の調達		H26.11.13	商工振興課
24	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)エンチャー	災害救助に必要な物資の調達		H24.6.19	商工振興課
25	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ココカラファインヘルスケア	災害救助に必要な物資の調達	平成25年4月変更(変更前(株)セイジョー)	H24.9.18	商工振興課
26	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	マックスバリュ東海(株)	災害救助に必要な物資の調達		H24.12.20	商工振興課
27	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)伊藤園	災害救助に必要な物資の調達		H25.8.28	商工振興課
28	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)静鉄ストア	災害救助に必要な物資の調達	一部変更(R6.2.28)	H25.11.22	商工振興課
29	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)カインズ	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
30	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)クリエイトエス・ディー	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
31	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ZOA	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
32	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	DCMカーマ(株)	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
33	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ノジマ	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
34	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	旭産業(株)	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
35	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)カドイケ	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
36	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)スギ薬局	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
37	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)タカラ・エムシー	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
38	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)良品計画	災害救助に必要な物資の調達		R4.10.31	商工振興課
39	災害救助に必要な物資の供給協力に関する協定書	(株)三和	災害救助に必要な物資の調達		R4.10.31	商工振興課
40	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)赤ちゃん本舗	災害救助に必要な物資の調達		R4.10.31	商工振興課
41	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害救助に必要な物資の調達		R4.12.20	商工振興課

No.	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別						
飲料水の供給						
1	災害時における飲料水の供給に関する協定	(株)TOKAI	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、市民に飲料水を供給する。		R1.5.28	危機管理課
種別						
避難所用物資の供給						
1	災害時における物資提供等の協力に関する協定	王子コンテナー(株)富士工場	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、避難所内居住スペース設置用段ボール、間仕切り用段ボール等の段ボール製品を供給する。		R2.10.8	危機管理課
2	災害時における物資提供等の協力に関する協定	(株)木村鎌造所	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、避難所用のパーテーション及び床材を供給する。		R2.10.12	危機管理課
種別						
燃料の供給						
1	災害時における石油燃料の供給に関する協定	静岡県石油商業組合沼津支部	災害時における市民生活の安全の確保に必要な燃料の供給。		H19.8.21	資産活用課
種別						
場所提供						
1	静岡県立沼津城北高校のグラウンドの使用に関する覚書	沼津城北高校学校長	応援消防部隊の集結地及び活動拠点地として使用	沼津城北高校グラウンド	H8.3.25	危機管理課
2	静岡県立沼津城北高校のグラウンドの使用に関する覚書に基づく承諾書	沼津城北高校	消防集結地としての使用	沼津城北高校グラウンド	H11.11.11	危機管理課
3	東芝機械株式会社愛鷹グラウンドの使用に関する覚書	東芝機械(株)	防災関係機関集結地としての使用	東芝機械グラウンド(H12自衛隊の集結地に)	H11.11.18	危機管理課
4	緊急物資集積場使用に関する覚書	県	災害時に緊急に必要な食料及び生活必需品の荷さばき及び輸送の拠点としての使用	愛鷹広域公園(多目的競技場、多目的広場、野球場、スポーツ広場、駐車場他)	H12.4.5	危機管理課
5	富士通㈱と沼津市とは富士通㈱沼津工場を自衛隊が沼津市で活動するときの集結地及び活動拠点地として使用することについての覚書	富士通(株)沼津工場	市の要請に基づき自衛隊の集結地及び活動拠点	野球場、サッカーグラウンド、テニスコート、駐車場	H15.9.11	危機管理課
6	有限会社常盤館所有の土地使用に関する覚書	(有)常盤館	沼津市の大規模災害時集結地及び活動拠点用地を、消防並びに防災関係機関が使用することについて確認	東京電力(株)伊豆支社との確認書 H21.9.8	H21.6.19	危機管理課
7	大規模災害における応急仮設住宅建設用地の確保に関する覚書	(株)サンウッド	大規模災害時において、相手先所有の土地を応急仮設住宅建設用地として提供する。	提供土地：沼津市足高字尾上170-7及び170-8の一部	H29.1.16	住宅管理課
8	災害時における支援協力に関する協定	IHI運搬機械(株)	市内に大規模な地震や風水害などの災害が発生した際に、市の要請に基づき、IHI運搬機械(株)沼津工場敷地内にある、従業員向け自走式駐車場の一部を支援物資の受け入れ、荷さばき、保管、搬送等を行う場所として、また、工場周辺の河川が氾濫した際に、周辺住民に対する一時待避所としても提供する。	IHI運搬機械(株)沼津工場敷地内にある自走式駐車場の一部等	H30.11.22	危機管理課
9	災害時における支援協力に関する協定	三井不動産(株)	支援物資の一時集積場所等として使用する	三井ショッピングパークららぽーと沼津の駐車場の一部	R1.10.1	危機管理課
種別						
陸間・水門操作等						
1	静浦漁港海岸陸間操作協定	静岡県沼津土木事務所長	静浦漁港海岸陸間操作要領に基づいて行うものとする	閉鎖条件 ①地震警戒宣言発令 ②津波警報又は高潮警報発令 ③緊急やむを得ないとき ④沼津土木事務所長が必要と認めるとき	H4.3.26	水産海浜課
2	静浦漁港海岸獅子浜(国道414号)陸間操作委託契約書	県知事(漁港管理者の長)	静浦漁港海岸獅子浜(国道414号)陸間操作要領により陸間操作	閉鎖条件 ①警戒宣言発令かつ操作準備完了した場合 ②津波警報発令に伴い避難勧告が行われた場合	H4.4.1	危機管理課
3	沼津海岸(牛臥地区海岸)陸間操作協定	静岡県沼津土木事務所長	沼津海岸(牛臥地区海岸)陸間操作要領に基づいて行うものとする	閉鎖条件 ①地震警戒宣言発令 ②大津波警報、津波警報、津波注意報、高潮警報発令 ③波浪警報等緊急やむを得ないとき ④沼津土木事務所長が必要と認め指示したとき	H5.4.1	緑地公園課
4	沼津港航路水門操作委託契約書	県	沼津港航路水門操作規則による水門操作の一部	閉鎖条件 ①警戒宣言発令 ②津波警報発令の場合	H16.10.1	(連絡調整) 水産海浜課 (水門操作) 危機管理課
5	井田漁港陸間の操作に関する協定	井田自治会長	井田漁港陸間の操作	閉鎖条件 ①警戒宣言発令 ②津波・高潮警報発令の場合	H25.4.1	水産海浜課
6	沼津津波・高潮ステーション 操作管理にかかる協定書	静岡県沼津土木事務所長	沼津津波・高潮ステーションの操作		H25.7.18	危機管理課
種別						
場所・車両提供						
1	災害時における(株)黄瀬川自動車学校の一時使用等に関する協定	(株)黄瀬川自動車学校	ボランティアの活動拠点のため敷地と校舎の一部を開放及び教習車以外の車両の使用。		H24.11.20	危機管理課

種別	場所・温浴施設の提供					
1	災害時における支援協力に関する協定	(株)ジョイランド	①避難者等に施設照明及びコンセント等の電力や温浴施設(風呂及びシャワー等の給湯)の提供 ②市民等の車両の一時的な避難場所としての駐車場使用 ③支援物資の一時集積場所としての駐車場使用	①ジョイランド原店「天然温泉ざぶ～ん」 ②、③ジョイランド原店敷地内駐車場	R3.12.24	危機管理課
種別	避難施設					
1	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津西高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H9.4.1	危機管理課
2	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津工業高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H11.4.1	危機管理課
3	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津東高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H15.4.1	危機管理課
4	避難施設として使用することの覚書	学校法人加藤学園・加藤学園高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H15.4.1	危機管理課
5	避難施設として使用することの覚書	学校法人沼津学園・飛龍高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。	平成18年11月24日内容一部改正	H15.4.1	危機管理課
6	避難施設として使用することの覚書	独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。	平成24年3月27日内容一部改正 避難所に第一体育館を加える。	H18.12.27	危機管理課
7	避難施設として使用することの覚書	学校法人誠恵学院・誠恵高等学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.3.21	危機管理課
8	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津視覚特別支援学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.3.30	危機管理課
9	避難施設として使用することの覚書	学校法人沼津学園・桐蔭高等学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.3.30	危機管理課
10	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.4.2	危機管理課
11	避難施設として使用することの覚書	学校法人沼津精華学園・沼津中央高等学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.7.20	危機管理課
12	災害時における施設利用の協力に関する協定書	公益財団法人沼津市振興公社	災害時、沼津市民文化センターを教護所として使用する際の、物資・資器材の備蓄スペースの確保及び教護所開設に協力する。		H30.4.1	文化振興課
13	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	静岡県 ブラサヴェルデ運営共同事業体	沼津市内の帰宅困難者が安全に滞在するため、一時滞在施設として使用し、必要な支援を行うことを目的として、受入れ及び支援の実施に関し必要な事項を定める。	ブラサヴェルデ会議場施設	R2.3.19	危機管理課
14	災害時における支援協力に関する協定	沼津信用金庫	周辺住民等に対する一時避難場所として使用する	沼津信用金庫の店舗のロビー等	R2.3.23	危機管理課
種別	宿泊施設の提供					
1	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	伊豆戸田温泉民宿組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
2	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	井田民宿組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
3	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	沼津ホテル旅館協同組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
4	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	奥駿河沼津民宿協会	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
5	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	戸田温泉旅館組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
6	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	沼津三津大瀬旅館協同組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
7	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	伊豆長岡温泉旅館協同組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H27.7.13	危機管理課
8	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	沼津ホテル旅館協同組合	災害時において、帰宅困難者に対し、客室、ロビー等の安全に滞在することができる場所を提供する。		R1.7.17	危機管理課

No.	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別	相談業務					
1	災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書	静岡県弁護士会	災害時において、被災者に対して行う被災者法律相談を実施。		H25.3.21	生活安心課
2	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	静岡県行政書士会	災害時において、被災者が官公署に提出する申請書類の作成及び提出手続きの代理等を実施。		H25.12.24	生活安心課
3	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	静岡県司法書士会	災害時において、被災者が官公署に提出する申請書類の作成及び提出手続きの代理等を実施。		H26.2.27	生活安心課
種別	救援物資の提供					
1	非常時における飲料供給に関する覚書	ダイードリンコ(株)	災害時、沼津市大岡市民運動場に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.6.22	ウイズスポーツ課
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン(株)	災害時、沼津市民文化センターに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.8.20	文化振興課
3	非常時における飲料供給に関する覚書	ダイードービバレッジサービス(株)	災害時、沼津市役所地下1階に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.2.26	資産活用課
5	非常時における飲料供給に関する覚書	ダイードービバレッジサービス(株)	災害時、沼津市立図書館1階に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.2.24	市立図書館
6	災害時における救援物資提供に関する協定書	ダイードービバレッジサービス(株)	災害時、沼津市民文化センターに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.8.28	文化振興課
7	災害時における救援物資提供に関する協定書	(株)パブリック・ベンディング・サービス	災害時、沼津市民文化センターに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.10.23	文化振興課
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	災害時、ぬまづ健康福祉プラザに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.7.1	社会福祉課
9	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	災害時、沼津市清掃プラントに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.7.1	クリーンセンター管理課
10	災害時における救援物資提供に関する協定書	ダイードービバレッジサービス(株)	災害時、沼津市清掃プラント1階に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.7.1	クリーンセンター管理課

災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書

沼津市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき沼津市地域防災計画の定めるところにより沼津市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談、被災者への支援情報等の提供その他の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者支援活動を円滑、迅速かつ効果的に実施するため、本協定を定める。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第2条 乙は、甲から被災者支援活動の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動の担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第3条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動実施の連絡及び広報）

第4条 乙が被災者支援活動の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡するとともに、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

（被災者支援活動担当者の業務）

第5条 被災者支援活動の担当者は、乙が定める災害マニュアル等に基づき、被災者支援活動を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、前項の被災者支援活動の実施状況を定期的に報告する。

（事前協議）

第6条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動に関し、平時において、必要に応じて、継続的に協議を行う。

(事前準備の確認)

第7条 甲及び乙は、甲乙の協議により、被災者支援のための次に掲げる取組が実現していること及び当該取組を継続していくことを、相互に確認する。

- (1) 被災者に対する支援情報その他の有益情報をまとめた災害時Q&A集(静岡県弁護士会ニュース)の沼津市版(以下「災害時Q&A集」という。)が完成していること。
- (2) 災害時Q&A集が、甲及び乙のウェブサイトに掲載されていること。
- (3) 災害時Q&A集が、甲の防災倉庫に平時から常備されるなど、避難所開設時に速やかに避難所等に掲示される体制を構築していること。
- (4) 甲において、弁護士派遣要請書を常備し、発災後速やかに乙が弁護士を派遣する体制を構築していること。
- (5) 甲及び乙が定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施していること。
- (6) その他被災者支援活動に関すること。

(災害時Q&A集の活用)

第8条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、災害時Q&A集の活用並びに市民及び甲の職員への周知について、相互に協力する。

- 2 乙は、災害時Q&A集を改訂した場合には、速やかに甲に通知し、及び交付するものとし、甲は適宜改訂版に差し替えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、平成30年3月20日から効力を有する。

- 2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

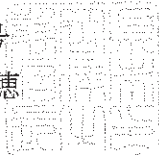
(旧協定の廃止)

第11条 平成25年3月21日付け甲乙間で締結した「災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月20日

甲 沼津市御幸町16番1号
沼津市長 大沼 明穂



乙 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会
会長 近藤 浩志





※ 本書面の情報は令和5年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。

1 被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。

詳しくは沼津市社会福祉協議会まで。
055-922-1500（代表）

■ 生活保護について

避難所等の避難先での申請も可能です。また、義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ 公共料金はどうなるか

電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか

東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延長されました。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

（国民健康保険の窓口）

沼津市役所国民健康保険課 055-934-4725

沼津市役所国民健康保険課（高齢者医療係）055-934-4728

（国民年金の窓口）

沼津市役所市民課国民年金係 055-934-4724

沼津年金事務所 055-921-2201（代表）

■ 住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、甲斐金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、既存のローンの免除を受けての新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用してブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

■ リ災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか

リ災証明書とは、地震や風水害などの被災者からの申請により、市町が住家の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊などに分かれます。リ災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要となりますので、市町の案内に従って申請してください。

リ災証明書は、余震等の二次被害防止のために緊急に建物の危険性をチェックし、赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）のステッカーが貼られる応急危険度判定とは別の制度ですのでご注意ください。赤（危険）＝全壊認定、ではありません。

■ 税金の支払はどうなるか

納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については沼津税務署に確認を。
沼津税務署 055-922-1560（代表）

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、県の最寄りの沼津財務事務所を確認を。

沼津財務事務所 055-920-2013（代表）

市民税・固定資産税・軽自動車税等の市税については、沼津市役所の各課に確認を。
沼津市役所市民税課 055-934-4734～4736

沼津市役所資産税課 055-934-4737～4739

沼津市役所納税管理課 055-934-4730

3 保険・共済の問題

■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか

東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社にご連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。

（社）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか

保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。

・災害救助法が適用された地域の方は、

「自然災害損害契約照会センター」 0570-001-830（ナビダイヤル）へ

・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

■ 地震・津波で自動車壊れてしまった

車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震・噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

4 紛失物の問題

■ 本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは沼津市役所市民課証明係（055-934-4723）へ。

運転免許証は、静岡県東部運転免許センター（055-921-2000）や沼津警察署（055-952-0110）で再発行手続をしてください。また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ 権利証の紛失など

不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

■ クレジットカードがなくなりました

各クレジット会社に紛失の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまっ、お金がおろせない。再発行してくれるのか

銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。

身分証明書があれば持参し、ないときはそのことも併せて相談してください。

■ 自動車なくなりました（使えなくなりました）ので、登録を抹消したい

沼津自動車検査登録事務所（050-5540-2051）に確認を。

■ 実印や印鑑登録証がなくなりました

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続を行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続を行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続きは沼津市役所市民課受付係（055-934-4721）に確認してください。

5 その他

■ 免許証の有効期間が迫っている

東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ 会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

沼津商工会議所 055-921-1000（代表）



※ 本書面の情報は令和5年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。

1 ご家族を亡くされた方への支援

● 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もっとも、①～⑤の方がおらず、かつ亡くなった方と死亡当時に同居あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹が対象となります。災害弔慰金の具体的な金額は市が決定します。窓口は、**沼津市役所社会福祉課福祉企画室(055-934-4824)**です。

● 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

ほとんどの金融機関で、住宅ローンを含むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入が一般化されています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。**住宅ローンの契約先に確認してみてください。**

2 その他の色々な支援制度

● 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。

窓口は**沼津市役所社会福祉課福祉企画室(055-934-4824)**です。

● 義援金

被害の内容、程度、自治体により時期、金額は異なります。

● 自治体の宅地復旧補助金

被災したのり面、擁壁、地盤復旧に自治体独自の補助制度が設けられる例もあります(熊本市では熊本地震のときに工事費の約3分2を補助)。

● 被災者生活再建支援制度

自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(賃借人も対象です)に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります)。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊又は敷地被害でやむを得ず解体	長期避難
支給額	100万円	50万円	100万円	100万円

② 住宅の再建方法に応じて①に加算して支給する支援金(加算支援金) ※ 賃貸は、公営住宅を借りた場合は除く

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
支給額	200万円	100万円	50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後、建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

窓口は**沼津市役所社会福祉課福祉企画室(055-934-4824)**です。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。

例えば破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払に充てることをせずに、手元に残すことができるようになります。

なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分らなければなりません。

そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、遠慮なく、弁護士相談をご利用ください。

4 労働関係に関する支援

● 雇用調整助成金制度(事業者の方への支援)

休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。

助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。

お近くの**公共職業安定所(ハローワーク)**にご相談ください。

ハローワーク沼津 055-931-0145(代表)

● 雇用保険の失業等給付制度による支援(お勤めの方への支援)

労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。お近くの**公共職業安定所(ハローワーク)**が窓口です。

なお、東日本大震災では、①事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても、失業手当を受給することができたり、②同様に、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができるなどの特例措置が取られています。

5 ご家族が行方不明の場合

● 死亡認定制度

津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとすることができます。

● 失踪宣告制度

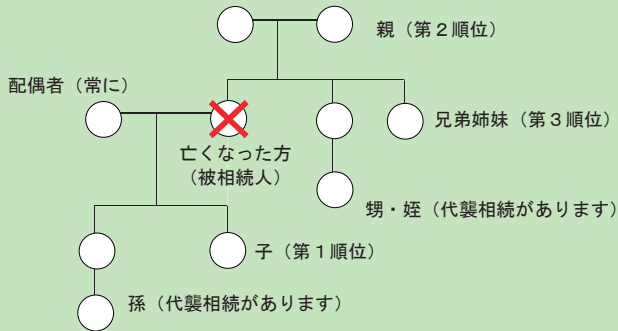
津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。



※ 本書面の情報は令和5年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。

ご家族が亡くなると、自動的に相続が始まります。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。子がいれば子が、子がなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者ととも相続人になります。子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。相続発生前に、子が亡くなっていても、子に子（孫）がいれば、孫が子に代わって相続します（代襲相続）。子が亡くなっていて、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り返ります）がない場合に、親が相続人になります。兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
 配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2
 （子が2人なら、1/4ずつ）
 配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3
 （両親ともいれば、1/6ずつ）
 配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4
 （兄弟が3人いれば、1/12ずつ）

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。
 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q8参照）から、**3ヶ月の熟慮期間内**に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに**弁護士会**にご相談ください。

Q7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、**弁護士会**にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性があります。**弁護士会**等にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。その場合、**3ヶ月の熟慮期間を伸ばす**ことができます。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから**3ヶ月以内**に、**家庭裁判所**に対して、**熟慮期間の伸長の申立**をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？

どんな書類が必要なの？
 800円分の収入印紙、84円切手3枚と10円切手3枚がかかります。ただし、支部によって異なる場合があります。被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すということもできます。**裁判所**にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすればいいの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

<最後の住所地が沼津・三島・御殿場・裾野の各市・駿東郡・伊豆市・伊豆の国市・函南町の方>
静岡家庭裁判所沼津支部 055-931-6044

<それ以外>

富士市・富士宮市の方 → **静岡家庭裁判所富士支部 0545-52-0386**
 静岡市の方 → **静岡家庭裁判所 054-273-8768**
 下田市・賀茂郡の方 → **静岡家庭裁判所下田支部 0558-22-0161**
 浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方 → **静岡家庭裁判所浜松支部 053-453-7158**
 掛川・御前崎（御前崎、白羽及び港を除く）・菊川の各市・周智郡（森町）の方 → **静岡家庭裁判所掛川支部 0537-22-3036**
 熱海市・伊東市の方 → **静岡家庭裁判所熱海出張所 0557-81-2989**
 島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎（御前崎、白羽、港）の各市・榛原郡（吉田町・川根本町）の方 → **静岡家庭裁判所島田出張所 0547-37-1630**

Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。